

(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン
整備事業

環境影響評価方法書

令和2年7月

横浜市

はじめに

旧上瀬谷通信施設は、昭和 20 年に米軍により接収され、平成 27 年 6 月 30 日に全域が返還された約 242 ヘクタールの米軍基地の跡地です。

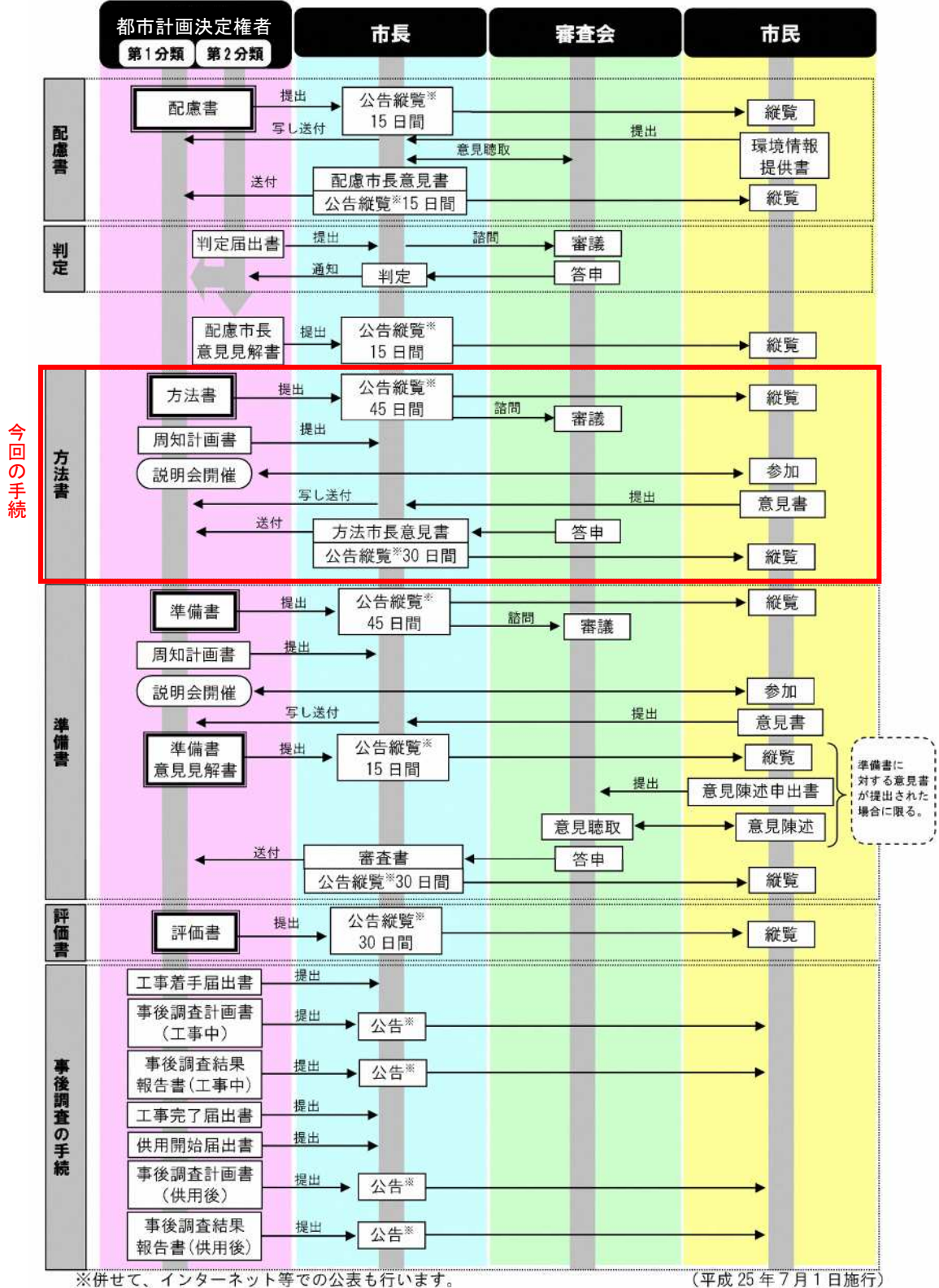
(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業は、旧上瀬谷通信施設の大規模な転換に伴う交通需要への対応を目的に、相模鉄道本線瀬谷駅周辺から旧上瀬谷通信施設周辺にかけて、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として新交通システム (AGT) (※) を整備する事業です。

本事業は、「横浜市環境影響評価条例」の第 1 分類事業に該当する「鉄道及び軌道の建設」の事業であることから、同条例に基づき環境影響評価方法書を作成し、「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書」として、ここに取りまとめました。なお、本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第 46 条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者にかわるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

今後、事業計画の策定や事業の実施に当たっては、先般取りまとめた計画段階配慮事項を踏まえ環境に配慮した計画としつつ、事業を進めてまいります。

※新交通システム (AGT : Automated Guideway Transit) : 桁上等に設置された走行路 (床版) の上を、車両が案内レールに従って走行するシステム

横浜市環境影響評価条例の手の続の流れと方法書の段階



資料：「横浜市環境影響評価条例の手の続の流れ【手続フロー図】」

(横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧

項目	日付	備考
計画段階配慮書の提出	令和2年1月9日	
計画段階配慮書の公告	令和2年1月24日	
計画段階配慮書の縦覧	令和2年1月24日～令和2年2月7日	縦覧期間：15日間
環境情報を記載した書面の受付	令和2年1月24日～令和2年2月7日	環境情報：0通
横浜市環境影響評価審査会(1回目)	令和2年1月28日	会場：関内中央ビル
横浜市環境影響評価審査会(2回目)	令和2年2月28日	会場：関内中央ビル
配慮市長意見書の作成	令和2年3月10日	
配慮市長意見書の公告	令和2年3月25日	
配慮市長意見書の縦覧	令和2年3月25日～令和2年4月8日	縦覧期間：15日間

- 目 次 -

第1章 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項.....	1-1
第2章 都市計画対象事業の計画内容	2-1
2.1 都市計画対象事業の概要	2-1
2.2 都市計画対象事業の目的及び必要性	2-3
2.2.1 都市計画対象事業の目的.....	2-3
2.2.2 都市計画対象事業の必要性.....	2-3
2.3 都市計画対象事業の内容	2-4
2.3.1 都市計画対象事業の内容.....	2-4
2.3.2 構造形式の選定について.....	2-6
2.3.3 駅施設の概要	2-12
2.3.4 車両基地の概要	2-12
2.3.5 浸水防止対策	2-12
2.3.6 今後のスケジュール.....	2-12
2.4 施工計画	2-13
2.4.1 工事概要等	2-13
2.4.2 工事方法	2-15
2.4.3 工事工程表	2-17
2.4.4 工事用車両走行ルート.....	2-18
2.4.5 工事時間帯	2-18
2.4.6 発生土及び排水処理について.....	2-18
2.4.7 工事に係る配慮事項.....	2-19
2.5 地球温暖化対策	2-19
2.6 生物多様性の保全	2-20
2.7 緑の保全と創造	2-20
2.8 計画を策定した経緯	2-22
2.8.1 旧上瀬谷通信施設の経緯.....	2-22
2.8.2 関連計画における経緯.....	2-22

第3章 地域の概況及び地域特性	3-1
3.1 調査対象地域等の設定	3-1
3.2 自然的状況	3-2
3.2.1 大気環境の状況	3-2
3.2.2 水環境の状況	3-15
3.2.3 土壌及び地盤の状況	3-26
3.2.4 地形及び地質の状況	3-33
3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-54
3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	3-94
3.3 社会的状況	3-102
3.3.1 人口及び産業の状況	3-102
3.3.2 土地利用の状況	3-105
3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-118
3.3.4 交通の状況	3-121
3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な 施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-128
3.3.6 下水道の整備状況	3-144
3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	3-145
3.3.8 文化財等の状況	3-148
3.3.9 その他の事項	3-157
 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容	 4-1
4.1 環境情報及び配慮市町意見を総合的に検討して変更した配慮の内容	4-1
4.2 環境情報の概要	4-8
4.2.1 配慮書の縦覧等	4-8
4.2.2 環境情報の概要	4-8
4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解	4-9
 第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定	 5-1
5.1 環境影響要因の抽出	5-1
5.2 環境影響評価項目の選定	5-1
 第6章 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の選択	 6-1
6.1 温室効果ガス	6-1
6.2 生物多様性（動物）	6-3
6.3 生物多様性（植物）	6-7
6.4 生物多様性（生態系）	6-9
6.5 水循環（地下水位）	6-11
6.6 廃棄物・建設発生土	6-13
6.7 大気質	6-15

6.8 騒音	6-19
6.9 振動	6-22
6.10 地盤	6-25
6.11 安全（地下埋設物）	6-26
6.12 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）	6-27
6.13 景観	6-30
6.14 触れ合い活動の場	6-32
6.15 文化財等	6-34
第7章 方法書対象地域.....	7-1

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図（タイル）を加工して作成したものである。

第 1 章 配慮市長意見書等を総合的に検討して
計画段階配慮書の内容を変更した事項

第1章 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項

令和2年1月に提出した(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 計画段階配慮書(以下、「配慮書」とします。)に対する配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書の内容を変更した事項は、表 1.1 に示すとおりです。

表 1.1 配慮書の内容を変更した事項

項目	配慮書からの変更点	方法書での記載概要	方法書該当ページ
都市計画対象事業の計画内容	対象事業実施区域	事業計画の進捗に伴い、更新しました。	p. 2-2
	都市計画対象事業の目的	事業計画の進捗に伴い、中量軌道輸送システムの種類として新交通システム (AGT) を選定しました。	p. 2-3
	都市計画対象事業の必要性	事業計画の進捗に伴い、都市計画対象事業の必要性を更新しました。	p. 2-3
	都市計画対象事業の内容	事業計画の進捗に伴い、軌道延長を更新しました。(約 2.8km→約 2.6km)	p. 2-4
		事業計画の進捗に伴い、車両基地の面積を更新しました。(約 5 ha→約 5.1ha)	p. 2-4
		事業計画の進捗に伴い、運行計画を追加しました。	p. 2-4
	対象事業実施区域平面図、縦断図	対象事業実施区域平面図、縦断図を記載しました。	p. 2-5
	構造形式の選定	事業計画の進捗に伴い、北区間が地表式、南区間が地下式を最適案として選定した旨を記載しました。	p. 2-6～2-11
	駅施設の概要	事業計画の進捗に伴い、(仮称) 瀬谷駅、(仮称) 上瀬谷駅施設の概要を記載しました。	p. 2-12
	車両基地の概要	事業計画の進捗に伴い、(仮称) 上瀬谷車両基地の概要を記載しました。	p. 2-12
	浸水防止対策	浸水防止対策を記載しました。	p. 2-12
	施工計画	新たに「施工計画」の項を起し、現時点での工事概要等を記載しました。	p. 2-13～2-19
	地球温暖化対策	新たに「地球温暖化対策」の項を起し、現時点での方針等を記載しました。	p. 2-19
生物多様性の保全	新たに「生物多様性の保全」の項を起し、現時点での方針等を記載しました。	p. 2-20	
緑の保全と創造	新たに「緑の保全と創造」の項を起し、現時点での方針等を記載しました。	p. 2-20	
計画を策定した経緯	事業計画の進捗に伴い、旧上瀬谷通信施設の経緯等を更新しました。	p. 2-22～2-24	
地域の概況及び地域特性	全般	配慮書の公告・縦覧以降、既存資料が更新されたものについては、既存資料の時点更新を行いました。	p. 3-1～3-164
配慮指針に基づいて行った配慮の内容	全般	配慮市長意見書を踏まえ、配慮の内容を更新しました。	p. 4-1～4-7

第2章 都市計画対象事業の計画内容

第2章 都市計画対象事業の計画内容

(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業(以下、「本事業」とします。)は、旧上瀬谷通信施設(以下、「本地区」とします。)の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とし、本地区に至る新交通システム(AGT)(※)を整備するものです。

※新交通システム(AGT:Automated Guideway Transit):桁上等に設置された走行路(床版)の上を、車両が案内レールに従って走行するシステム

2.1 都市計画対象事業の概要

都市計画対象事業の概要は、表 2.1 に示すとおりです。

また、対象事業が実施されるべき区域(以下、「対象事業実施区域」とします。)は、図 2.1 に示すとおりです。

表 2.1 都市計画対象事業の概要

都市計画決定権者の名称 並びに当該対象事業を実施しようとする者の 氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【対象事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 林 文子 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町六丁目 50 番地の 10
都市計画対象事業の名称	(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業
都市計画対象事業の種類、 規模	鉄道及び軌道の建設(軌道の建設) (第 1 分類事業) 延長:約 2.6km 構造形式:(北区間) 地表式 (南区間) 地下式
対象事業実施区域	起点:横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目及び瀬谷四丁目 終点:横浜市瀬谷区瀬谷町
都市計画対象事業に係る 許可等の内容	・都市計画決定:都市計画法第 19 条 ・都市計画事業認可:都市計画法第 59 条 ・工事施行の認可:軌道法第 5 条 ・一定の規模以上の土地の形質の変更届出:土壌汚染対策法第 4 条第 1 項
環境影響評価の受託者	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎 秀則 東京都渋谷区本町三丁目 12 番 1 号 住友不動産西新宿ビル 6 号館



図 2.1 対象事業実施区域

2.2 都市計画対象事業の目的及び必要性

2.2.1 都市計画対象事業の目的

本事業は、本地区の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とし、本地区に至る新交通システム（AGT）を整備するものです。

2.2.2 都市計画対象事業の必要性

・ 将来土地利用計画

令和2年3月に公表された旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画には、本地区のまちづくりのテーマを「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」とし、地権者のまちづくりの考え方を踏まえ、「農業振興ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」、「公園・防災ゾーン」の4つの土地利用ゾーンの内容が整理されています。また、これら4つの土地利用ゾーンが連携することにより、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ、地区全体の価値が向上するとともに、周辺地域へも波及していくことで、郊外部の新たな活性化拠点の形成を実現していくことと示されています。

・ 地域の交通体系について

本地区は、東名高速道路、保土ヶ谷バイパス及び国道246号等、広域幹線道路に近接しており、広域アクセス性に優れた立地ですが、現状でも主要渋滞箇所が多数存在しています。

本地区の土地利用転換に伴い周辺における交通需要の大幅な増加が想定されますが、米軍に提供されていた歴史的経緯から、本地区周辺の都市基盤は脆弱な状況です。

また、本地区中心部は最寄り駅である相模鉄道本線瀬谷駅から2km以上離れているほか、本地区に至るバス等の公共交通の整備がされていません。

・ 交通需要及び導入する交通システムの選定について

上述に示す「将来土地利用計画」に伴う「地域の交通体系」の課題を鑑み、既成市街地を含む周辺地区の交通利便性の向上を図りながら、今後想定される交通需要に対応し、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する交通ネットワークの整備が必要です。

最寄りの相模鉄道本線瀬谷駅から本地区へ至る中量軌道輸送システム等の新たな交通を整備した場合、本地区将来土地利用時の需要に対し、約4割から5割程度が新たな交通を利用して来訪することが見込まれます。

この将来のまちづくりに伴い見込まれる交通需要に応える輸送力を有し、定時性・安定性を確保することが可能な中量軌道輸送システム等として、線形条件、建設費等を総合的に勘案し、新交通システム（AGT）を選定しました。

2.3 都市計画対象事業の内容

2.3.1 都市計画対象事業の内容

都市計画対象事業の内容は、表 2.2 に示すとおりです。本事業は、延長約 2.6km の軌道を新設し、合わせて（仮称）瀬谷駅、（仮称）上瀬谷駅の 2 駅及び車両基地を新設します。

表 2.2 都市計画対象事業の内容

項目	内容	
対象事業実施区域	起点：横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目及び瀬谷四丁目 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町	
延長	約2.6km	
輸送システム	新交通システム（AGT）	
構造形式	北区間：地表式 南区間：地下式	
駅施設	（仮称）瀬谷駅 （仮称）上瀬谷駅	
車両基地	（仮称）上瀬谷車両基地（約5.1ha）	
単線、複線の別	複線	
運行計画	編成車両数	最大 8 両編成（先頭車8.55m/両、中間車8.50m/両）
	運転方法	上り線 1 線、下り線 1 線
	運転本数	朝方ラッシュ時最大（上下線）：36本/時 終日（上下線）：414本/日
	列車速度	設計最高速度60km/h
事業予定期間	令和 4 年度～令和 8 年度（予定）	
供用開始予定時期	令和 8 年度（予定）	



図 2.2 (1) 対象事業実施区域 (平面図)

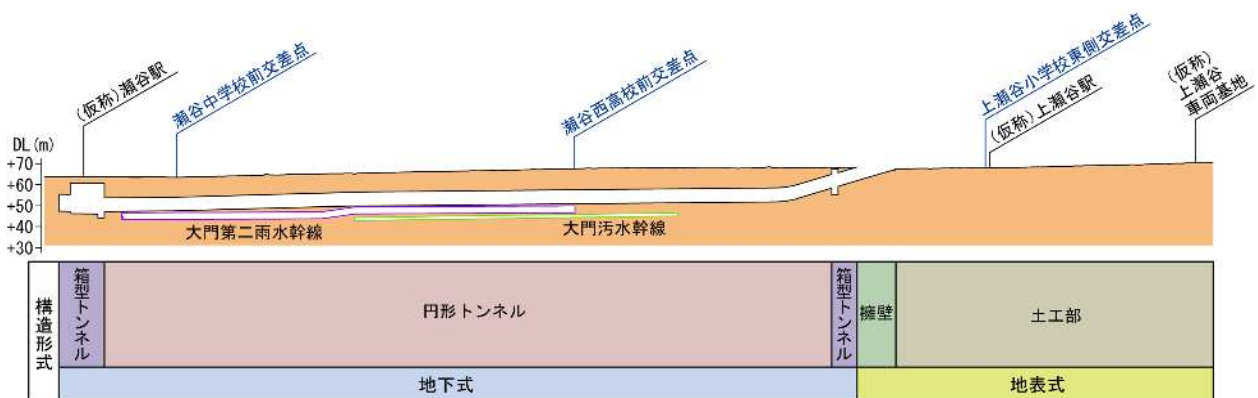


図 2.2 (2) 対象事業実施区域 (縦断図)

2.3.2 構造形式の選定について

本事業は、配慮書において、区間別に構造形式の複数案を設定しました。設定した区間別の構造形式案は表 2.3 に示すとおりです。南区間においては地下式、高架式が、北区間においては、地表式、高架式がそれぞれ想定されるため、表 2.4 に示す4案について検討を行いました。

事業用地、まちづくり、概算費用、供用時の影響等を総合的に比較検討し、表 2.5 に示すとおり、北区間は「地表式」、南区間は「地下式」とする案①を最適案として選定しました。

表 2.3 構造形式案（配慮書段階）

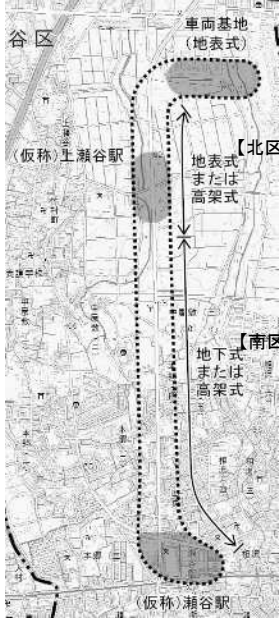
計画区域	区間名称	構造形式案	設定理由
	車両基地	地表式	一般的な構造形式として案を設定しました。
	北区間 （（仮称）上瀬谷駅 含む）	地表式 または 高架式	中量軌道輸送システムの一般的な構造形式として採用されている地表式、高架式を案として設定しました。
	南区間 （（仮称）瀬谷駅 含む）	地下式 または 高架式	住宅地の新たな改変区域を小さくするため、道路空間を立体的に利用する案を設定しました。

表 2.4 検討する4案について

案	南区间 ((仮称) 瀬谷駅含む)	北区间 ((仮称) 上瀬谷駅含む)	車両 基地
案①	地下式	地表式	地表式
案②	高架式	地表式	地表式
案③	地下式	高架式	地表式
案④	高架式	高架式	地表式

凡例

- : 地下式
- : 地表式
- : 高架式

表 2.5 (1) 構造形式別比較表（北区間）

評価項目		構造形式			
		地表式		高架式	
事業用地		<ul style="list-style-type: none"> ・地表式であることから、はしご消防車による消防活動が可能な側方空間の確保が不要であり、高架式と比べ必要な事業用地が小さくなります。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・はしご消防車による消防活動が可能な側方空間の確保が必要であるため、地表式と比べ必要な事業用地が大きくなります。 	△
まちづくり		<ul style="list-style-type: none"> ・地表式である場合、駅部等を活用し、本地区の東西方向の動線を確保することができます。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・高架式である場合、高架下を活用し、本地区の東西方向の動線を確保することができます。 	○
概算費用		約 80 億円	○	約 120 億円	△
供用時の影響	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・列車の走行に伴い騒音が発生するため、周辺の環境に配慮する必要があります。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・列車の走行に伴い騒音が発生するため、周辺の環境に配慮する必要がありますが、地表式より影響が小さいものとなります。 	○
	振動	<ul style="list-style-type: none"> ・列車の走行に伴い振動が発生するため、周辺の環境に配慮する必要があります。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・列車の走行に伴い振動が発生するため、周辺の環境に配慮する必要がありますが、地表式より影響が小さいものとなります。 	○
	低周波音	<ul style="list-style-type: none"> ・地表式においては、低周波音を発生させる要因はありません。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・列車の走行による低周波音の発生に配慮する必要があります。 	△
	地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・高架式と比べ、地下水位に対して影響が少ないため、地下水位の低下により地盤沈下が生じるおそれは低いものとなります。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎工の存在により、地下水位が変化した場合、地下水位の低下に伴い地盤沈下が生じないように配慮する必要があります。 	△
	電波障害	<ul style="list-style-type: none"> ・高架式と比べ、電波に対して影響が少ないため、電波障害が生じるおそれは低いものとなります。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・高架構造物の存在及び列車の走行による、電波障害に配慮する必要があります。 	△
	日影	<ul style="list-style-type: none"> ・高架式と比べ、日影が生じるおそれは低いものとなります。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・高架構造物の存在により、日影に配慮する必要があります。 	△
	景観	<ul style="list-style-type: none"> ・軌道施設の存在により景観に配慮する必要がありますが、高架式と比べ影響の程度は小さいと考えられます。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・高架構造物の存在により、景観に配慮する必要があります。 	△

表 2.5 (2) 構造形式別比較表 (北区間)

評価項目		構造形式			
		地表式		高架式	
工事中の影響	騒音、振動等	<ul style="list-style-type: none"> 軌道沿線に対し、軌道施設築造に伴う影響（騒音、振動等）に配慮する必要があります。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 軌道沿線に対し、高架構造物築造に伴う影響（騒音、振動等）に配慮する必要があります。 	△
	道路交通	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の走行により、交通混雑及び交通の安全に配慮する必要があります。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の走行により、交通混雑及び交通の安全に配慮する必要があります。 	△
総合評価		<ul style="list-style-type: none"> 事業用地において、高架式と比べ優位となります。 まちづくりにおいて、高架式と大きな差異はありません。 供用時の影響として、騒音、振動に対する配慮が必要となりますが、低周波音、地盤、電波障害、日影については影響が生じるおそれは低くなります。また、景観については高架式より影響が小さいものとなります。 概算費用については、高架式と比べ安価になります。 事業の目的を達成する上での事業用地、概算費用及び環境的要素（電波障害等）が高架と比べ優位であるため、地表式を選定します。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 事業用地において、地表式と比べ劣位となります。 まちづくりにおいて、地表式と大きな差異はありません。 供用時の影響として、騒音、振動については地表式より影響が小さいものとなりますが、低周波音、地盤、電波障害、日影、景観について配慮する必要があります。 概算費用については、地表式と比べ高価になります。 	△

表 2.5 (3) 構造形式別比較表 (南区間)

評価項目	構造形式				
	地下式		高架式		
事業用地	<ul style="list-style-type: none"> 地下式であることから、はしご消防車による消防活動が可能な側方空間の確保が不要であり、高架式と比べ必要な事業用地が小さくなります。 	○	<ul style="list-style-type: none"> はしご消防車による消防活動が可能な側方空間の確保が必要であるため、地下式と比べ必要な事業用地が大きくなります。 	△	
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地下式の場合、(仮称) 瀬谷駅に必要な用地が高架式と比べ小さくなることから、相模鉄道本線瀬谷駅周辺の改変等、社会的影響が小さくなります。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 高架式の場合、(仮称) 瀬谷駅整備に必要な用地が地下式と比べ大きくなることから、相模鉄道本線瀬谷駅周辺の改変等、社会的影響が大きくなります。 	×	
概算費用	約 330 億円		約 280 億円		
供用時の影響	騒音	<ul style="list-style-type: none"> トンネル区間では、列車の走行に伴い発生する騒音が、周辺の環境に影響を及ぼすおそれはありません。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 列車の走行に伴い騒音が発生するため、周辺の環境に配慮する必要があります。 	△
	振動	<ul style="list-style-type: none"> トンネル区間では、列車の走行に伴い発生する振動が、周辺の環境に影響を及ぼすおそれがありますが、高架式と比べ影響の程度は小さいと考えられます。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 列車の走行に伴い振動が発生するため、周辺の環境に配慮する必要があります。 	△
	低周波音	<ul style="list-style-type: none"> 地下式においては、低周波音を発生させる要因はありません。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 列車の走行による低周波音の発生に配慮する必要があります。 	△
	地盤	<ul style="list-style-type: none"> 地下構造物の存在により、地下水位が変化した場合、地下水位の低下に伴い地盤沈下が生じないように配慮する必要があります。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 地下式と比べ、地下水位に対して影響が少ないため、地下水位の低下により地盤沈下が生じるおそれは低いものとなります。 	○
	電波障害	<ul style="list-style-type: none"> 駅出入口を除き、地上に軌道施設が存在しないため、電波障害が生じるおそれはありません。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 高架構造物の存在及び列車の走行により、電波障害に配慮する必要があります。 	△
	日影	<ul style="list-style-type: none"> 駅出入口を除き、地上に軌道施設が存在しないため、日影に影響を及ぼすおそれはありません。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 高架構造物の存在により、日影に配慮する必要があります。 	△
	景観	<ul style="list-style-type: none"> 駅出入口の存在により、景観に配慮する必要がありますが、高架式と比べ影響の程度は小さいと考えられます。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 高架構造物の存在により、景観に配慮する必要があります。 	△

表 2.5 (4) 構造形式別比較表 (南区間)

評価項目		構造形式			
		地下式		高架式	
工事中の影響	騒音、振動等	<ul style="list-style-type: none"> トンネル区間は地下での工事が主となるため、高架式と比べ軌道沿線の住宅等に対する影響(騒音、振動等)の程度は小さいと考えられます。瀬谷駅付近については、開削工法に伴う影響(騒音、振動等)に配慮する必要があります。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 軌道沿線の住宅に対し、高架構造物築造に伴う影響(騒音、振動等)に配慮する必要があります。 	△
	道路交通	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の走行により、交通混雑及び交通の安全に配慮する必要があります。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の走行により、交通混雑及び交通の安全に配慮する必要があります。 	△
総合評価		<ul style="list-style-type: none"> 事業用地、まちづくりにおいて、高架式と比べ優位となります。 供用時の影響として、地盤に対する配慮が必要となりますが、低周波音、電波障害、日影、景観については影響が生じるおそれはない又は低くなります。また、騒音、振動については高架式より影響が小さいものとなります。 概算費用については、高架式と比べ高価になります。 事業の目的を達成する上でのまちづくり、事業用地及び環境的要素(電波障害等)が高架式と比べ優位であるため、地下式を選定します。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 事業用地、まちづくりにおいて、地下式と比べ劣位となります。 供用時の影響として、地盤の影響は低いものとなりますが、騒音、振動、低周波音、電波障害、日影、景観について配慮する必要があります。 概算費用については、地下式と比べ安価になります。 	△

2.3.3 駅施設の概要

駅位置は、本地区の最寄り駅である相模鉄道本線瀬谷駅との乗り換えを考慮し、相模鉄道本線瀬谷駅周辺に（仮称）瀬谷駅を設置する計画としています。また、（仮称）上瀬谷ラインについては、「観光・賑わいゾーン」の利用者が中心となると考えられますが、「物流ゾーン」、「公園・防災ゾーン」への利用者や周辺からの交通の転換も想定し、本地区内の概ね南北の中央にあたる位置に（仮称）上瀬谷駅を設置する計画としています。

駅の構造等は、表 2.6 に示すとおりです。

（仮称）瀬谷駅の構造形式は地下式で、2面1線を計画しており、（仮称）上瀬谷駅の構造形式は地表式で、2面3線を計画しています。昇降設備については、利用者の利便性、快適性の向上を図るとともに、それぞれのホームから改札口の内側通路までと、改札口外側から地上まで、エレベーターを設置し、バリアフリーに対応します。

その他、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日法律第91号）や「横浜市福祉のまちづくり条例」（平成24年12月28日条例第90号）等に基づき、利用者が円滑に移動できる経路や標識、視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置する等、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に駅施設を利用することのできる環境の整備に努めます。

駅出入口については、周辺の土地利用状況を踏まえ、利便性の良い適切な位置を検討し設置します。

表 2.6 駅施設の概要

駅名	構造形式	ホーム形式	ホーム長	ホーム幅員
（仮称）瀬谷駅	地下式	2面1線	約72m	3m以上
（仮称）上瀬谷駅	地表式	2面3線	約72m	3m以上

2.3.4 車両基地の概要

車両基地は、対象事業実施区域の北端に（仮称）上瀬谷車両基地を設置する計画とします。車両基地の構造形式は地表式で、車両の点検や留置、試運転等を主な用途とし、点検線や留置線、変電所、管理棟等を築造する計画とします。

2.3.5 浸水防止対策

浸水防止対策については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国土交通省令第151号）」において、「駅、トンネル等の施設には、施設の状況に応じた浸水防止設備及び必要な排水量に応じた排水設備を設けなければならない（第27条2項）」と定められており、本事業においても、地下駅出入口への止水パネルなどの浸水防止設備や排水設備を設置する計画とします。

2.3.6 今後のスケジュール

本事業は、令和元年度から令和3年度までの着工準備期間（都市計画や環境影響評価等の手続、国との協議等）、令和4年度から5年程度の事業予定期間を想定しています。

2.4 施工計画

2.4.1 工事概要等

構造形式及び工法については表 2.7 に示すとおりです。

本事業の構造形式は、地下式を採用した区間は主に円形トンネルであり、一部区間で箱型トンネルとなります。新設する（仮称）瀬谷駅は箱型トンネルで計画しています。

工事の延長は、円形トンネル区間が約 1.7km、箱型トンネル区間が約 0.2km となっています。

また地表式を採用した区間の構造形式は土工部及び擁壁であり、延長は土工部の区間が約 0.6km、擁壁区間が約 0.1km になります。新設する（仮称）上瀬谷駅及び（仮称）上瀬谷車両基地は土工部で計画しています。

各構造形式の概略断面図は、図 2.3 に示すとおりです。

表 2.7 構造形式及び工法

区間	構造形式	延長	工法	備考
横浜市瀬谷区中央、 本郷三丁目及び瀬谷 四丁目～横浜市瀬谷 区瀬谷町	円形トンネル	約 1.7km	シールド工法	—
	箱型トンネル	約 0.2km	開削工法	（仮称）瀬谷駅を含む
	擁壁	約 0.1km	開削工法	—
	土工部	約 0.6km	土工	（仮称）上瀬谷駅及び （仮称）上瀬谷車両基 地を含む

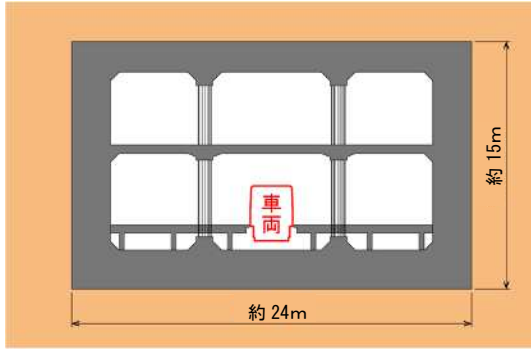


図 2.3 (1) 概略断面図 ((假称) 瀬谷駅)

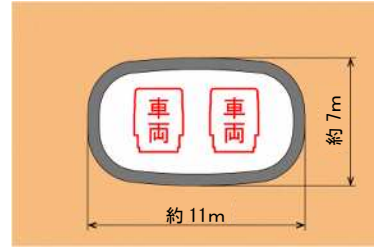


図 2.3 (2) 概略断面図 (円形トンネル)

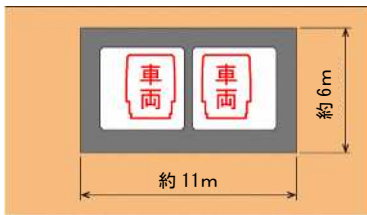


図 2.3 (3) 概略断面図 (箱型トンネル)

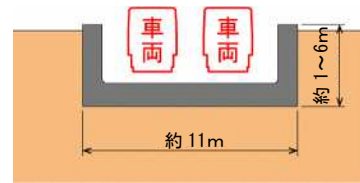


図 2.3 (4) 概略断面図 (擁壁)

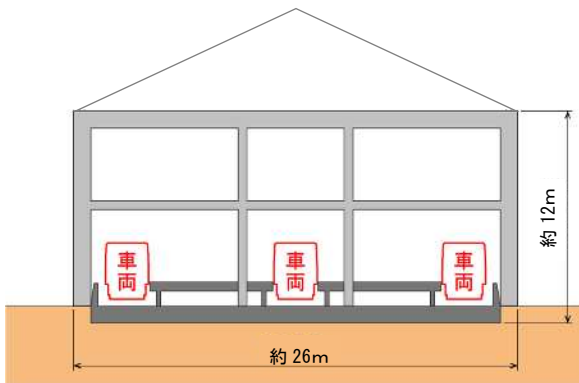


図 2.3 (5) 概略断面図 ((假称) 上瀬谷駅)



図 2.3 (6) 概略断面図 (土工部)

2.4.2 工事方法

工事内容は今後具体化することとなりますが、構造形式ごとの工事方法については、現時点において概ね以下のとおりです。

なお、工事にあたっては、施工ヤードを必要に応じて設けます。

(1) 円形トンネル（シールド工法）

円形トンネルは、鋼鉄の筒の中に掘削する機械を納めたシールドマシンで周囲の地盤を支持しながら、先端部を回転させて地盤を削って掘進し、セグメントと呼ばれる覆工部材を組み立ててトンネル本体を構築するものです。施工概要を図 2.4 に示します。

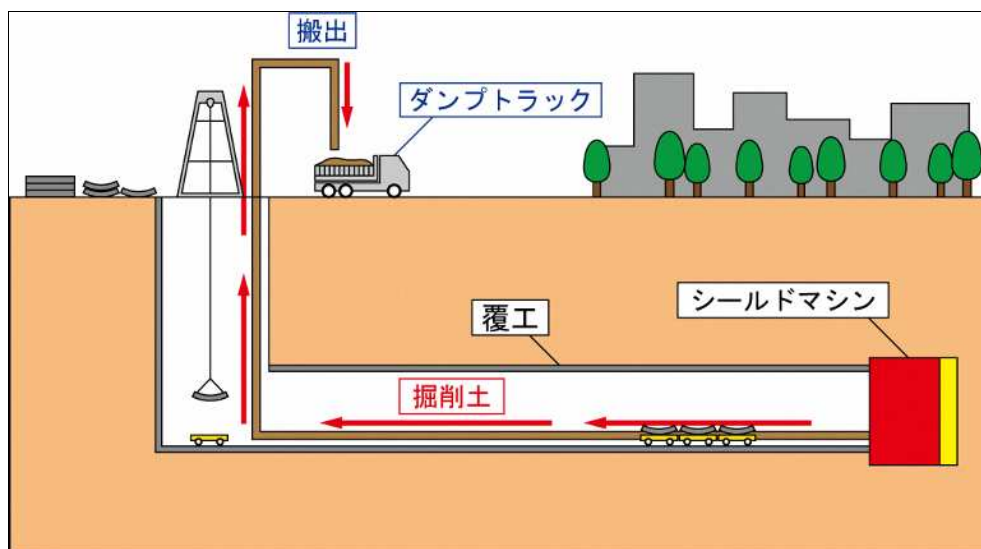
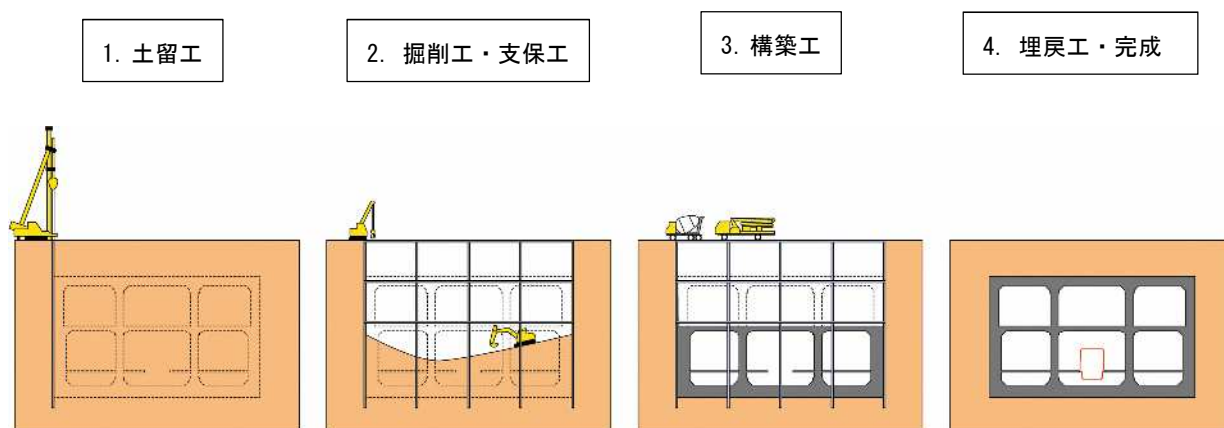


図 2.4 円形トンネル（シールド工法）の施工概要（イメージ図）

(2) 箱型トンネル（開削工法）

箱型トンネル（（仮称）瀬谷駅を含む）は、地表面から必要な深さまで掘り下げて所定の位置に構造物を構築し、埋戻し、復旧します。施工概要を図 2.5 に示します。



1. 土留工	<ul style="list-style-type: none"> • 工事をはじめる前の準備作業として、地下の水道・ガス等の埋設管が支障しないよう、必要に応じて一時的に移設します。 • 掘削工事に先立ち、建設機械の安定した配置のために、地表面を平滑にします。 • 地下の掘削を行うため、遮水性の高い土留壁を構築します。
2. 掘削工・支保工	<ul style="list-style-type: none"> • 道路がある場合には、舗装を取り壊した後に覆工板を敷き、その上を人や車両が安全に通行できるようにします。 • 覆工板の下で、バックホウ等の機械を用いて、構造物を築造するために必要な深さまで掘削を行います。
3. 構築工	<ul style="list-style-type: none"> • 掘削作業の終了後、構造物を下から順番に構築します。
4. 埋戻工	<ul style="list-style-type: none"> • 構造物の構築後、水道・ガス等の埋設管を復旧し、上部の埋戻しを行います。 • 最後に覆工板を取り除き、現況復旧を行います。

図 2.5 箱型トンネル（開削工法）の施工概要（イメージ図）

(3) 擁壁（開削工法）

土留等を設置してバックホウ等により掘削を行い、鉄筋コンクリート造の擁壁を構築します。施工概要を図 2.6 に示します。

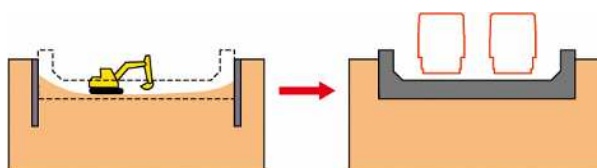


図 2.6 擁壁（開削工法）の施工概要（イメージ図）

(4) 土工部（土工）

地表部を敷き均した上で、鉄筋コンクリート造の躯体を構築します。施工概要を図 2.7 に示します。

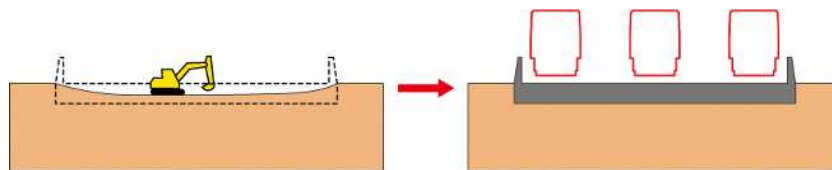


図 2.7 土工部（土工）の施工概要（イメージ図）

2.4.3 工事工程表

本事業は、令和元年度から令和3年度までの着工準備期間（都市計画や環境影響評価等の手続、国との協議等）、令和4年度から5年程度の事業予定期間を想定しています。

表 2.8 工程表（予定）

工事種別	令和							
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
着工準備期間	■	■	■	■				
準備工				■	■			
土木	箱型トンネル区間（（仮称）瀬谷駅）			■	■	■	■	■
	円形トンネル区間			■	■	■	■	
	箱型トンネル・擁壁区間（地下～地表切替部）					■	■	
	土工部区間（（仮称）上瀬谷駅含む）					■	■	
	（仮称）上瀬谷車両基地						■	
設備関係							■	■

2.4.4 工事用車両走行ルート

本事業の工事に伴い、資機材の運搬、発生土等の搬出を行う車両等（以下、「工事用車両」とします。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の主な走行ルートは、図 2.8 に示すとおり、環状 4 号線、市道五貫目第 33 号線を主な走行ルートとする計画としています。

2.4.5 工事時間帯

主な工事時間は、午前 8 時から午後 5 時までを予定しています。また、日曜日の作業は原則として行わない予定です。ただし、相模鉄道本線に近接する作業を行う場合は、現在の列車運行を確保しながら工事を実施するため、鉄道の運行上やむを得ず終電後の夜間に作業を行うことが想定されますが、可能な限り夜間作業が少なくなるような施工計画を検討します。

また、トンネルの掘削は昼夜作業となりますが、夜間掘削による発生土は基本的には施工ヤード内にストックし、可能な限り夜間の搬出、運搬を行わない計画とします。ただし、施工ヤード内でのストックが困難な状況の場合には、夜間にも発生土の搬出、運搬を行います。

なお、騒音・振動による周辺への影響を及ぼさない作業や、コンクリート打設等の中断が困難で連続して行う必要のある作業、緊急時の作業では、上記の作業日時以外において、必要に応じて作業を行う場合があります。

2.4.6 発生土及び排水処理について

発生土については、極力、周辺の公共事業等への有効利用を図るとともに、汚泥が発生した場合には、産業廃棄物として適切に処理します。

トンネル等の掘削に伴う排水は、関係機関との調整を行った上で、必要に応じて処理施設を設け適切に処理した後、周辺の公共下水道に排出する予定です。

2.4.7 工事に係る配慮事項

- 工事の実施に当たっては、事前に周辺住民へ工事内容等の情報提供を行い、周知徹底を図ります。
- 地質調査等により周辺状況を適切に把握した上で、状況に応じた適切な設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、安全な構造物の構築、工事作業上の安全確保、地下水位・地盤沈下への影響の低減を図ります。
- 工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。
- 効率的な施工計画の策定や工事工程の管理により、建設機械や工事用車両が集中しないよう配慮します。
- 使用する建設機械について、環境対策型建設機械の採用に努めます。また、アイドリングストップの推進や過負荷運転の防止等を徹底し、周辺への影響を軽減します。
- 工事用車両の走行について、規制速度の順守や歩行者・自転車優先等、交通安全の確保を徹底するとともに、周辺の渋滞状況に配慮した運行計画の調整、予め検討した運行ルートの順守や過積載・急発進・急加速の禁止等により、生活道路及びその周辺への影響を軽減します。
- 適切な点検・整備により建設機械及び工事用車両の性能を維持し、不要な環境負荷の低減に努めます。
- 工事区域において、散水や工事用車両のタイヤ洗浄を必要に応じて実施し、粉じんの飛散防止や周辺道路の汚れの防止に努めます。
- 工事排水が発生する場合には、必要に応じて濁水処理施設を設け、適切に処理します。発生土については、極力、周辺の公共事業等への有効利用を図るとともに、汚泥が発生した場合は適切に処理します。
- 工事用型枠材等は、熱帯産木材の使用を極力避け、繰り返し使用できる型枠を使用する等配慮します。
- 事業全般や工事に関する問い合わせには真摯に対応し、周辺住民とのコミュニケーションを図りながら工事を進めます。
- 既存の工作物の解体・撤去に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。

2.5 地球温暖化対策

本事業は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」（平成 30 年 10 月、横浜市）に基づき、温室効果ガス削減に配慮します。具体的には、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両を積極的に採用し、使用時においては省エネルギー運転の実施に努めます。また、工事に係る照明器具、駅に設置する照明器具や空調設備等も高効率・省エネルギー型の器具・設備を積極的に導入し、軌道施設の長寿命化に努めます。なお、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、「横浜市グリーン電力調達制度」（平成 18 年、横浜市）に基づきグリーン電力の導入に努めます。

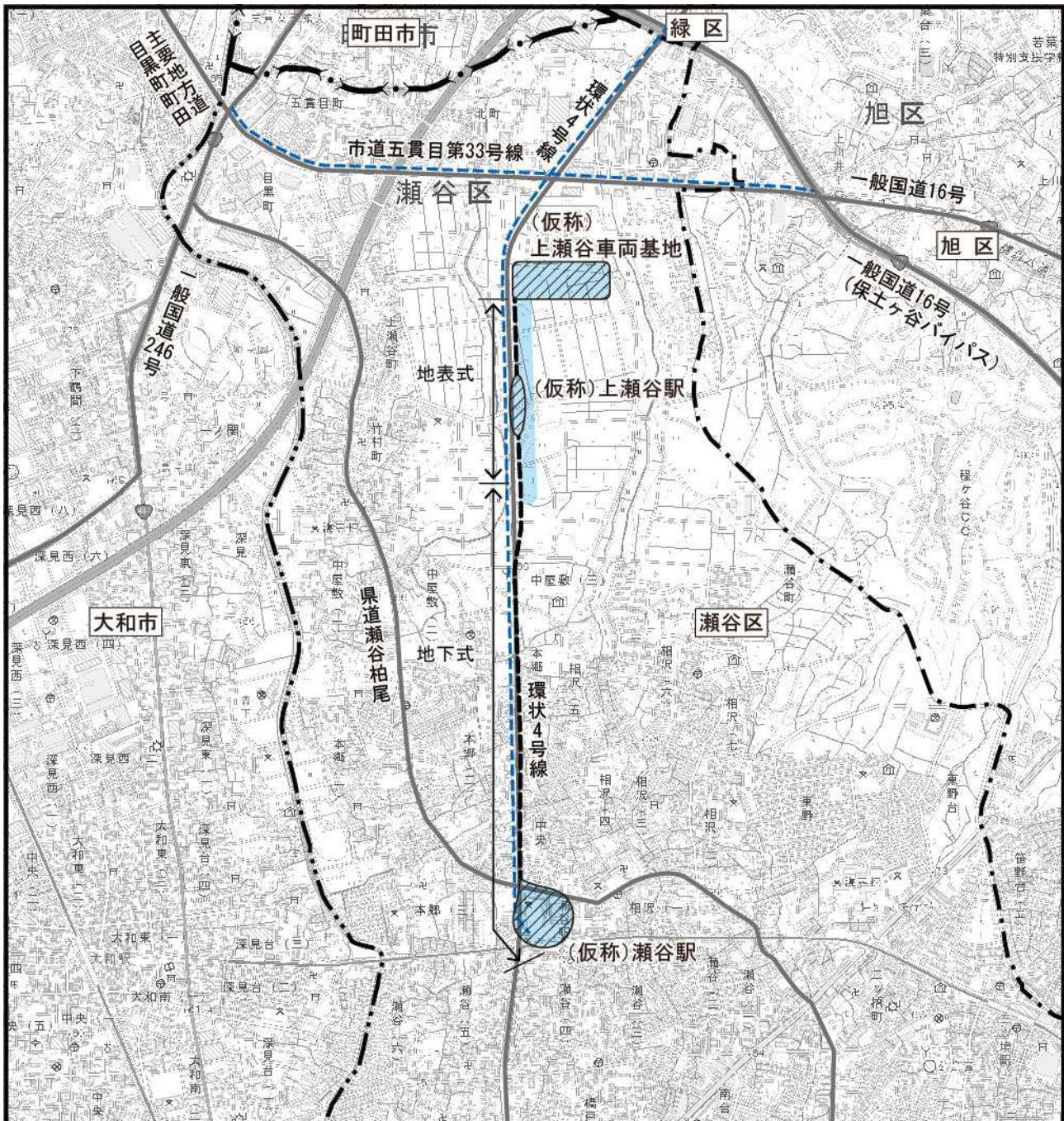
2.6 生物多様性の保全

新たな交通の整備に当たっては、今後、事業の進捗にあわせ、「生物多様性横浜行動計画」（平成 30 年 11 月、横浜市）等に基づき、北側の樹林環境や大門川、相沢川周辺の環境と新たな軌道施設との調和や、生物多様性の保全、隣接する住宅等における人の生活との調和に配慮しながら、事業を実施します。

また、外来生物法（平成 16 年）に基づく、特定外来生物が確認された場合には、防除を行います。

2.7 緑の保全と創造

本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、可能な限り地下化等により新たに改変する土地を小さくするよう配慮することで、現存している緑の保全に努めます。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 工事用車両の走行ルート
- 施工ヤード

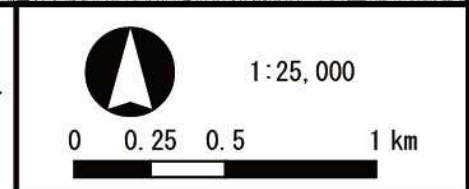


図 2.8 工事用車両の主な走行ルート

2.8 計画を策定した経緯

2.8.1 旧上瀬谷通信施設の経緯

本地区は、昭和 20 年に米軍により接収され、平成 27 年 6 月 30 日に全域が返還された約 242 ヘクタールの米軍基地の跡地です。

横浜市は、平成 19 年 3 月に公表した「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」において、本地区が広大で豊かな緑環境を有しているとともに、広域道路交通の利便性が高いことから、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置付け、平常時には広く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指すことを示しました。

平成 29 年 11 月には地権者により、「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」とします。）が設立され、本地区の将来の土地利用の検討が進められてきました。

令和元年 12 月には、横浜市が「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」を公表し、令和 2 年 3 月には、市民意見募集を経て、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を公表し、関連施設計画において横浜市郊外部の新たな活性化拠点に資する新たな交通の導入を図ることを示しました。

2.8.2 関連計画における経緯

新たな交通に関連する計画の経緯については、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（平成 28 年 4 月 20 日）」において、「上瀬谷通信施設跡地の開発等に対応する新たな交通について、LRT 等の中量軌道等の導入について検討が行われることを期待する。」と示されました。また、平成 30 年 3 月に公表した都市計画の上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「交通施設の都市計画の決定の方針の中で、旧上瀬谷通信施設の跡地利用等の大規模開発等に対応するため、それらに伴う土地利用の展開と輸送需要の動向を踏まえつつ、中量軌道等の新たな交通の導入について検討を進める。」と示しました。さらに、「横浜市都市マスタープラン瀬谷区プラン（平成 29 年 3 月）」において、「旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携し、必要な道路、公共交通等の基盤整備を検討します。」と示しました。

表 2.9 旧上瀬谷通信施設の主な経過

昭和 26 年 3 月	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20 年 8 月）し、その後一旦解除（昭和 22 年 10 月 16 日）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収
昭和 35 年 3 月	日米合同委員会において、周辺地域 945 ヘクタールに電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37 年 1 月	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44 年 2 月	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48 年 3 月	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48 年 11 月	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが 5 者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51 年 9 月	広域避難場所に指定
昭和 52 年 3 月	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107 ヘクタール）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5 ヘクタール、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9 ヘクタールが売却
昭和 52 年 4 月	施設内海軍道路用地（40,599 平方メートル）が横浜市に譲与
昭和 52 年 9 月	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53 年 4 月	施設内農道用地（181,501 平方メートル）が横浜市に譲与
昭和 54 年 12 月	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55 年 8 月	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57 年 2 月	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57 年 3 月	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2 車線）が完成
昭和 57 年 9 月	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59 年 3 月	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63 年 7 月	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26 平方メートル）が横浜市へ譲与
平成 4 年 3 月	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者間で締結
平成 7 年 4 月	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止
平成 15 年 10 月	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転

平成 16 年 10 月	日米合同委員会において、返還の方針が合意
平成 18 年 6 月	「米軍施設返還跡地利用指針」が策定
平成 19 年 3 月	「米軍施設返還跡地利用指針」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてまとめられる
平成 20 年 8 月	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21 年 4 月	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設等を対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23 年 1 月	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 27 年 6 月	全域が返還
平成 27 年 7 月	本地区の返還後の跡地利用及び返還に伴う課題等について協議し、区民の意見及び要望を関係機関に伝えることを目的に瀬谷区 12 地区連合自治会長等による瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会が設置 国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始 国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、ウド栽培は平成 29 年 6 月末、露地での耕作は平成 28 年 6 月末までの使用が承認
平成 27 年 10 月	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球等の利用を開始
平成 28 年 3 月	環状 4 号線（上瀬谷地区）約 450 メートルが開通
平成 28 年 4 月	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン(案)」を公表
平成 28 年 10 月	本地区における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望
平成 29 年 3 月	「今後の土地利用検討の進め方」を公表
平成 29 年 11 月	民間土地所有者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」が設立
平成 30 年 5 月	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（協議会・横浜市 素案）を公表
令和元年 6 月	横浜市から協議会へ土地利用ゾーン案を提示
令和元年 6～11 月	6 月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討
令和元年 9 月	国際園芸博覧会（AIPH）年次総会で、横浜市として 2027 年の国際園芸博覧会を申請し、承認を受ける
令和元年 11 月	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意
令和元年 12 月	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）公表
令和 2 年 1～2 月	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）に対する市民意見募集の実施
令和 2 年 3 月	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 公表

第3章 地域の概況及び地域特性

第3章 地域の概況及び地域特性

3.1 調査対象地域等の設定

対象事業実施区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、本事業の影響を網羅できる範囲として、対象事業実施区域を中心とした約 4 km 四方を含む区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、神奈川県では、横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市、東京都では町田市の 2 市 3 区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

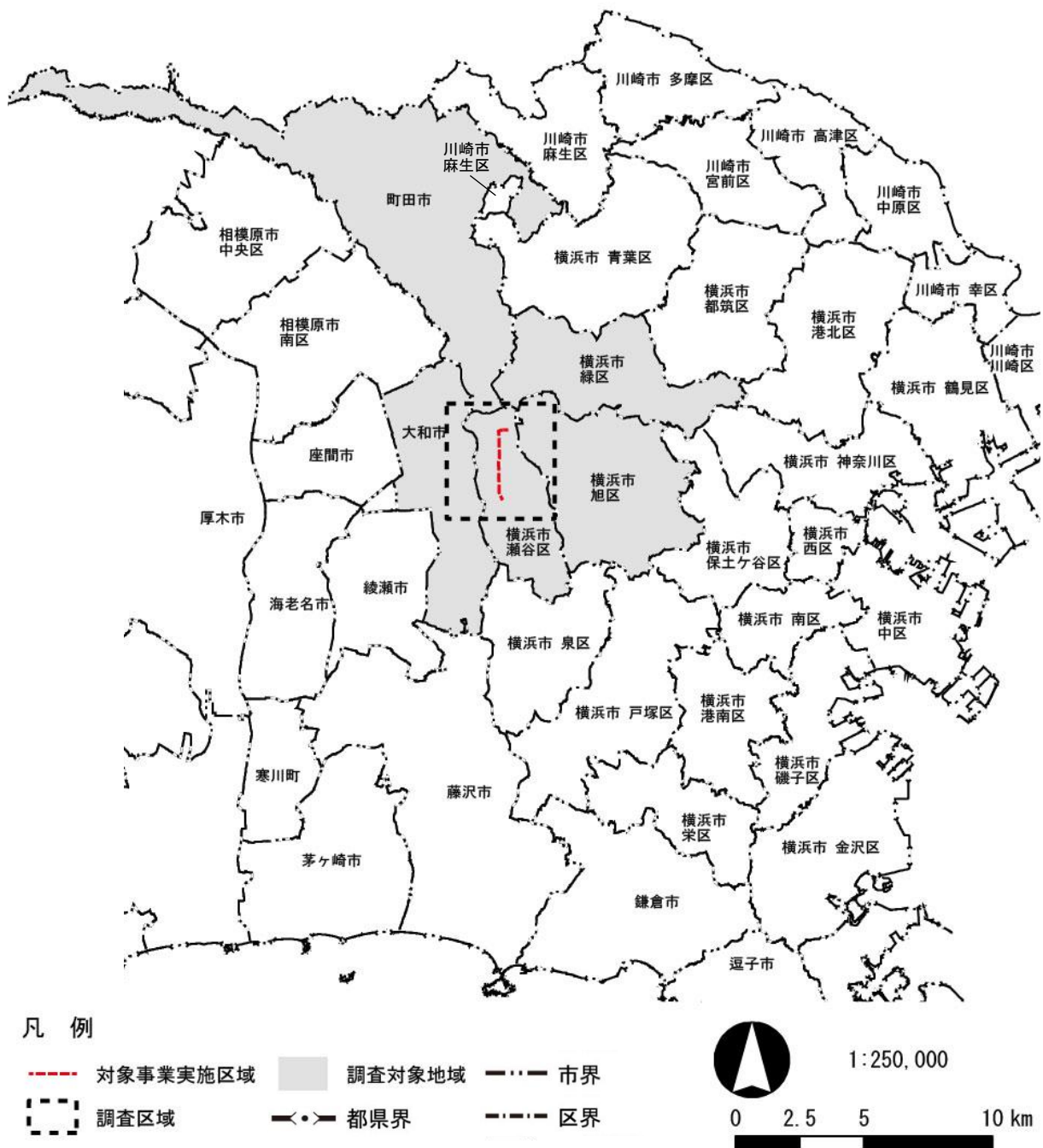


図 3.1-1 調査対象地域等の位置

3.2 自然的状況

3.2.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99 番地）における令和元年（平成 31 年）の気象状況は、表 3.2-1 に示すとおりです。

令和元年（平成 31 年）の平均気温は 16.9℃、平均湿度 68%、平均風速 3.5m/s、最多風向は北、降水総量 1,937.0mm となっています。

表 3.2-1 気象の状況（令和元年（平成 31 年））

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	16.9	6.6	7.9	11.0	13.9	19.8	21.9	24.3	28.4	25.3	19.9	14.0	9.4
最高気温 (℃)	35.6	16.3	20.6	22.1	24.7	31.3	31.1	33.8	35.6	34.2	30.6	23.5	20.3
最低気温 (℃)	-0.2	1.2	-0.2	2.3	3.6	9.7	15.2	17.8	22.6	19.2	12.8	3.9	3.6
平均湿度 (%)	68	48	57	58	61	66	79	86	77	75	76	65	64
平均雲量	3.4]注1	3.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均風速 (m/s)	3.5	3.7	3.8	3.9	3.7	3.5	3.4	3.1	3.7	3.1	3.7	3.5	3.4
最多風向	北)注2	北	北	北	北	南南東	北	北	南西	北	北	北	北)注2
日照時間 (h)	2,020.7	213.4	124.2	184.7	194.3	234.5	151.9	97.2	219.5	166.4	116.5	176.5	141.6
日照率 (%)	46	69	41	50	50	54	35	22	53	45	33	57	47
降水総量 (mm)	1,937.0	14.5	48.5	101.0	93.5	152.5	271.0	175.0	86.5	282.0	464.5	114.0	134.0

注 1：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値）。

注 2：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていることを示す（準正常値）。

資料：「横浜地方気象台」（気象庁 令和 2 年 5 月閲覧）

(2) 大気質の状況

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の位置は図 3.2-1 に、環境基準の適合条件は表 3.2-2 に、各測定局の各 5 年分（平成 26 年度～平成 30 年度）の測定結果は、表 3.2-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域の西側約 1.5km に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局であり、次いで対象事業実施区域の西側約 2.0km に位置する大和市役所測定局です。対象事業実施区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、対象事業実施区域の西側約 1.4km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで対象事業実施区域の東側約 3.7km に位置する旭区都岡小学校測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

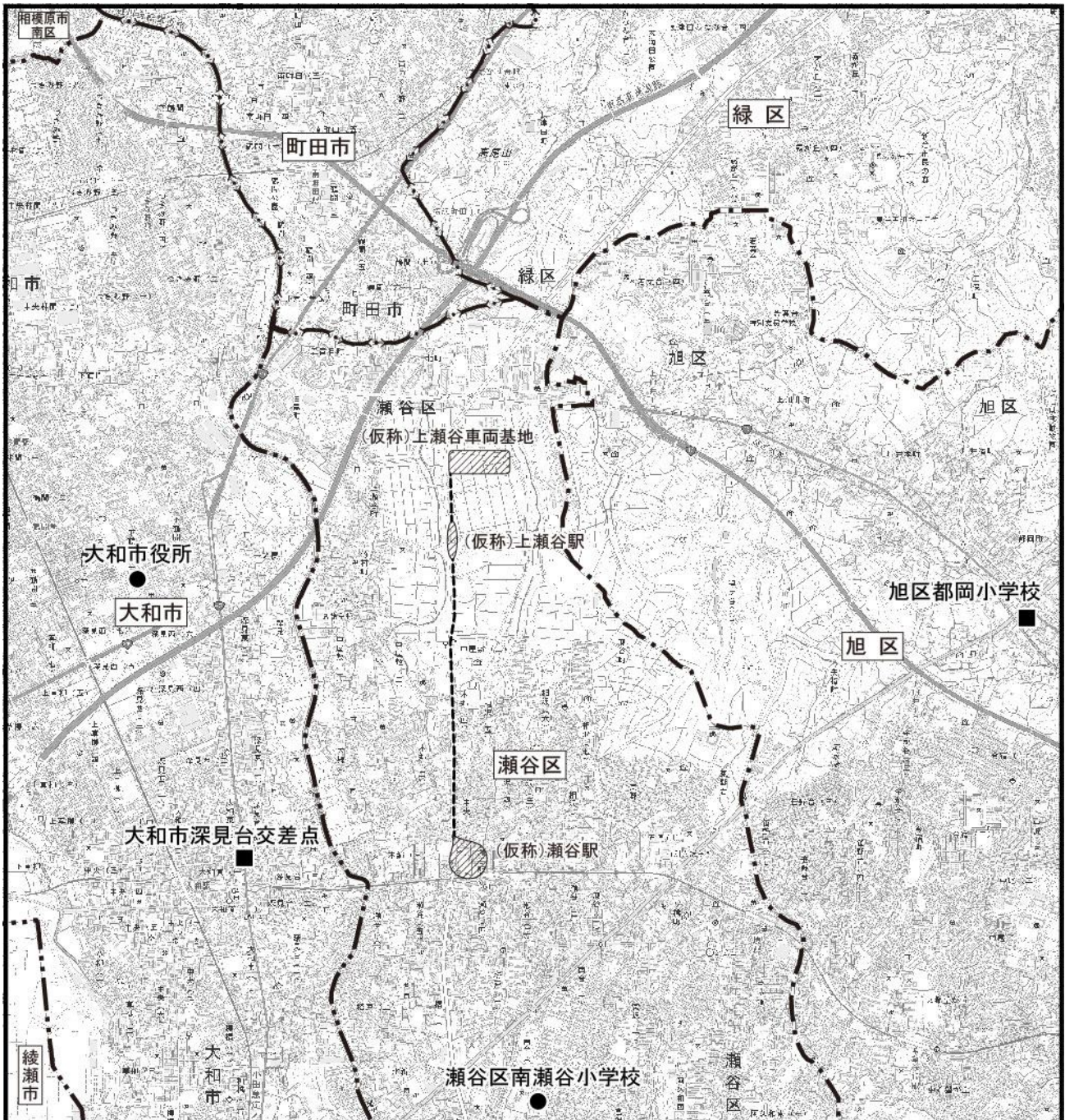
一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡小学校測定局を除く 3 測定局で測定されており、平成 27 年度から平成 30 年度で環境基準に適合していました。

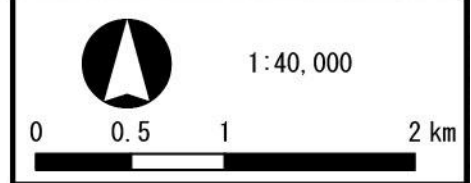
光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「平成 30 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）によると、平成 2 年度から 29 年連続で全局不適合が続いていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。



凡例

- 対象事業実施区域
- ◁▷— 都県界
- |— 市界
- |— 区界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局



資料：「平成 26 年度～平成 30 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」
 (横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)
 「平成 26 年度～平成 30 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

図 3.2-1 大気汚染測定局位置

表 3.2-2 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価・短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8 時間平均値が 20ppm を超えないこと 日平均値が 10ppm を超えないこと
二酸化窒素 (NO ₂)	98% 値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注2}) 以内であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値評価・98% 値評価の併用	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 年間で日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{注2}) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	短期的評価	1 年間で昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注 1：2% 除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 2：98% 値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

資料：「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

表 3.2-3(1) 大気質測定結果 (二酸化硫黄)

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 26	0.001	0.003	無	0	0	○
	平成 27	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 28	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 29	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
大和市役所測定局	平成 26	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 27	0.003	0.005	無	0	0	○
	平成 28	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 29	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○

注 1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

資料：「平成 26 年度～平成 30 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「平成 26 年度～平成 30 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

表 3.2-3(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が2日 以上連続したことの 有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 26	0.026	0.065	無	0	0	○
	平成 27	0.023	0.059	無	0	1	○
	平成 28	0.022	0.053	無	0	0	○
	平成 29	0.021	0.048	無	0	0	○
	平成 30	0.019	0.054	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成 26	0.022	0.052	無	0	0	○
	平成 27	0.019	0.042	無	0	0	○
	平成 28	0.013	0.029	無	0	0	○
	平成 29	0.013	0.030	無	1	0	○
	平成 30	0.013	0.036	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が2日 以上連続したことの 有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 26	0.025	0.058	無	0	0	○
	平成 27	0.025	0.062	無	0	0	○
	平成 28	0.022	0.044	無	0	0	○
	平成 29	0.020	0.042	無	0	0	○
	平成 30	0.017	0.045	無	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 26	0.019	0.050	無	0	0	○
	平成 27	0.017	0.039	無	0	0	○
	平成 28	0.016	0.033	無	0	0	○
	平成 29	0.015	0.032	無	0	0	○
	平成 30	0.015	0.040	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

資料：「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成26年度～平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-3(3) 大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	8時間平均値が 20ppmを超えた 時間数 (回)	日平均値が10ppm を超えた日が2 日以上連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを超えた 日数(日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 26	0.6	1.2	0	無	0	○
	平成 27	0.6	1.2	0	無	0	○
	平成 28	0.6	1.1	0	無	0	○
	平成 29	0.6	1.0	0	無	0	○
	平成 30	0.5	1.0	0	無	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 26	0.3	0.7	0	無	0	○
	平成 27	0.2	0.6	0	無	0	○
	平成 28	0.3	1.0	0	無	0	○
	平成 29	0.2	0.7	0	無	0	○
	平成 30	0.2	0.6	0	無	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成26年度～平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-3(4) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成26	0.014	0.029	0	0	○
	平成27	0.015	0.033	0	0	○
	平成28	0.013	0.030	0	0	○
	平成29	0.013	0.030	0	0	○
	平成30	0.013	0.035	0	0	○
大和市役所 測定局	平成26	0.019	0.032	0	0	○
	平成27	0.018	0.032	0	0	○
	平成28	0.017	0.032	0	0	○
	平成29	0.017	0.034	0	0	○
	平成30	0.015	0.033	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成26	0.021	0.039	0	0	○
	平成27	0.020	0.042	0	0	○
	平成28	0.020	0.036	0	0	○
	平成29	0.019	0.038	0	0	○
	平成30	0.017	0.036	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成26	0.021	0.037	0	0	○
	平成27	0.019	0.036	0	0	○
	平成28	0.018	0.036	0	0	○
	平成29	0.019	0.039	0	0	○
	平成30	0.018	0.041	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：98%値評価に適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成26年度～平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-3(5) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 26	15.7	36.4	8	×
	平成 27	13.8	27.7	1	○
	平成 28	11.8	28.0	0	○
	平成 29	12.1	26.3	1	○
	平成 30	12.6	26.0	1	○
大和市役所 測定局	平成 26	15.0	39.7	11	×
	平成 27	13.4	30.9	1	○
	平成 28	11.8	26.8	0	○
	平成 29	10.7	23.1	0	○
	平成 30	10.9	24.0	1	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
大和市深見台 交差点測定局	平成 26	14.9	37.3	10	×
	平成 27	13.5	31.0	1	○
	平成 28	12.0	26.5	0	○
	平成 29	11.7	25.6	1	○
	平成 30	11.9	26.6	0	○

注1：環境基準適合状況

○：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ98%値評価に適合

×：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過、もしくは98%値評価に不適合

※環境基準：年間で日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が有効測定日数の2%以内であること。

資料：「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成26年度～平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-3(6) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた日数	昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた時間数	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 26	0.030	80	393	×
	平成 27	0.031	85	381	×
	平成 28	0.031	67	319	×
	平成 29	0.031	62	312	×
	平成 30	0.031	62	347	×
大和市役所 測定局	平成 26	0.027	50	201	×
	平成 27	0.026	46	172	×
	平成 28	0.027	35	121	×
	平成 29	0.030	56	259	×
	平成 30	0.031	61	336	×

注1：環境基準適合状況

×：不適合

※環境基準：1年間で昼間（5時～20時）のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成26年度～平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-3(7) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 18	0.040	○
	平成 19	0.036	○
	平成 21	0.030	○
	平成 24	0.017	○
	平成 27	0.017	○

注1：平成19年度からは2年毎、平成21年度からは3年毎の測定

注2：環境基準適合状況

○：適合

※環境基準：1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

(3) 騒音の状況

① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、県道瀬谷柏尾（地点番号：1）です。

測定結果は、表 3.2-4 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、主要地方道丸子中山茅ヶ崎（地点番号：2）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（地点番号：3）、一般国道 246 号（地点番号：5）の昼間及び夜間、一般国道 246 号（地点番号：4）、主要地方道横浜厚木（地点番号：8）の夜間が環境基準に不適合でした。

表 3.2-4 道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：dB (デシベル)				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	県道瀬谷柏尾	瀬谷区相沢四丁目	第一種住居地域	B	○	66	70	61	65	H27
2	主要地方道丸子中山茅ヶ崎	瀬谷区二ツ橋町	準住居地域	B	○	72	70	70	65	H26
3	一般国道 16 号(保土ヶ谷バイパス)	旭区上川井町	無指定	B	○	81	70	80	65	H26
4	一般国道 246 号	大和市中下鶴間 2-12 付近	準工業地域	C	○	69	70	66	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市中下鶴間 2572 付近	市街化調整地域	B	○	77	70	77	65	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西 8-10 付近	準工業地域	C	○	68	70	65	65	H29
7	東名高速道路	町田市鶴間 1582	第一種低層住居専用地域	A	○	57	70	55	65	H28
8	主要地方道横浜厚木	瀬谷区瀬谷三丁目	第二種住居地域	B	○	68	70	67	65	H27
9	主要地方道横浜厚木	大和市中中央五丁目 1-7	近隣商業地域	B	○	66	70	61	65	H29

注 1：特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注 2： は、環境基準に不適合

※環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：地域の類型は以下のとおりです。

A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域

B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～午前 6 時

注 5：等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注 6：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「平成 25～28 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「快適な生活環境のために 一平成 30 年度～令和元年度版やまとの公害一」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「2016 年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、瀬谷区中屋敷二丁目（地点番号：B）です。

測定結果は、表 3.2-5 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、全ての地点で環境基準に適合していました。

表 3.2-5 一般環境騒音測定結果

地点番号	測定場所	用途地域	地域の類型	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：dB (デシベル)				測定年度
				昼間		夜間		
				環境基準		環境基準		
A	瀬谷区上瀬谷町	第一種低層住居専用地域	A	48	55	45	45	H25
B	瀬谷区中屋敷二丁目	無指定	B	45	55	44	45	H26
C	瀬谷区瀬谷町	第一種中高層住居専用地域	A	50	55	45	45	H26
D	瀬谷区相沢二丁目	第一種住居地域	B	44	55	42	45	H26
E	旭区上川井町	無指定	B	46	55	43	45	H26
F	旭区笹野台一丁目	近隣商業地域	C	44	60	41	50	H26
G	大和市深見西四丁目	準工業地域	C	51	60	48	50	H28

注 1： は、環境基準に不適合

※環境基準：地域の類型 A・B 昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下

※基準値：：地域の類型 C 昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下

注 2：地域の類型及び時間帯は、表 3.2-4 注 3 及び注 4 参照。

注 3：等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注 4：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「平成 25～28 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「快適な生活環境のために 一平成 29 年度～令和元年度版やまとの公害一」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。

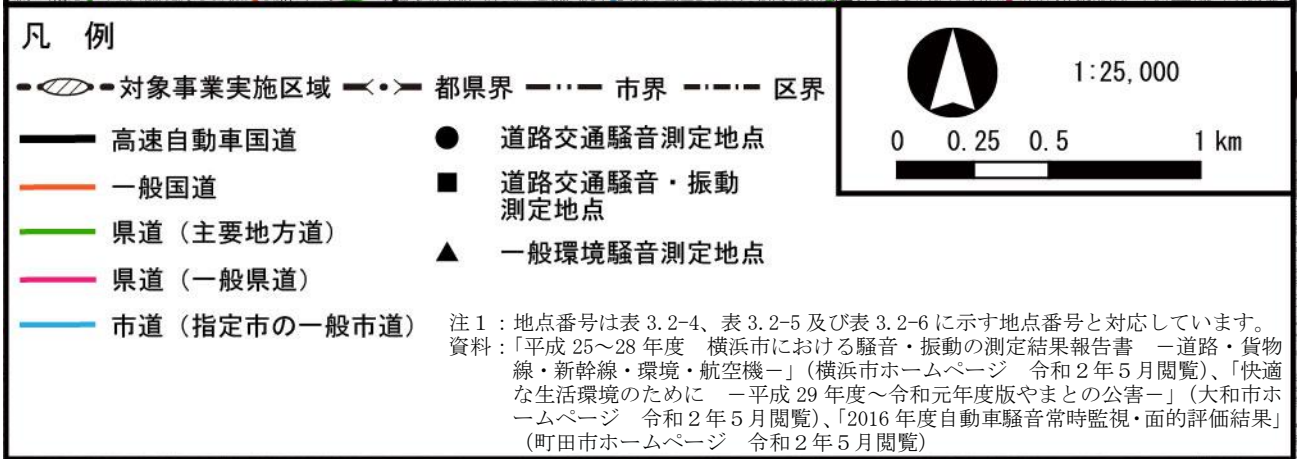
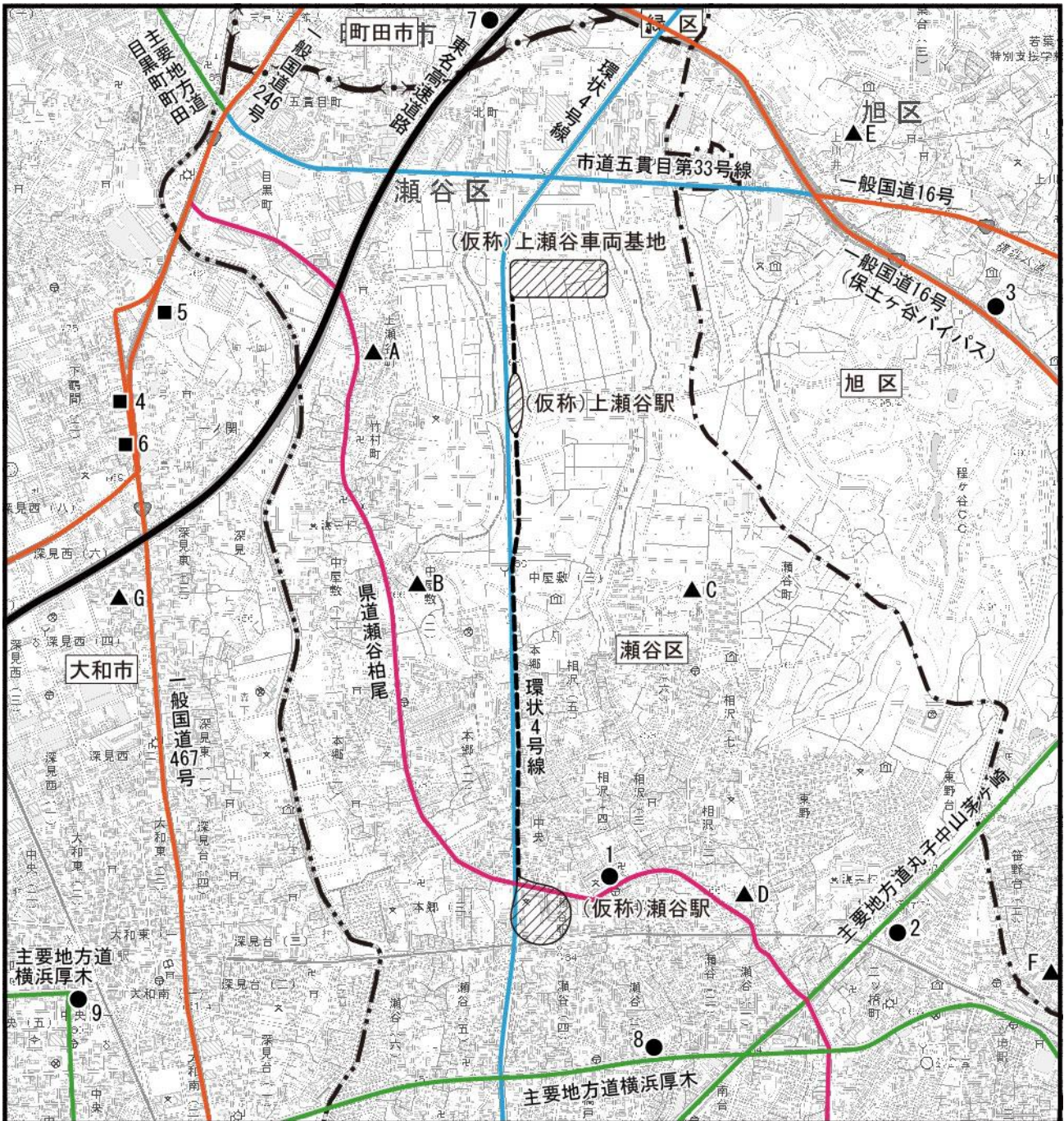


図3.2-2 騒音・振動測定地点図

(4) 振動の状況

① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動測定地点は、一般国道 246 号の 3 地点（地点番号：4、5 及び 6）であり、図 3.2-2 に示すとおりです。測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、一般国道 246 号（地点番号：5）の夜間が要請限度を上回っています。

表 3.2-6 道路交通振動測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の区分	道路交通振動レベル (L ₁₀) 単位：dB (デシベル)				測定年度
					昼間		夜間		
					要請限度		要請限度		
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2-12 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整区域	第 1 種区域	65	65	63	60	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西 8-10 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29

注 1： は、要請限度値を上回っている。

注 2：要請限度値は、以下のとおりです。

第 1 種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第 2 種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：区域の区分は、以下のとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～午前 8 時

注 5：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー平成 30 年度～令和元年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

(5) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。

また、調査区域において、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月横浜市告示第 129 号）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年 5 月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域に存在しませんでした。

3.2.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

調査対象地域における河川の位置は、図 3.2-3 に示すとおりです。このうち、境川水系、帷子川水系及び鶴見川水系の河川の状況は表 3.2-7 に示すとおりです。また、調査区域における河川の位置は図 3.2-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川はありません。対象事業実施区域の周辺では、西側には境川、大門川、東側には相沢川、和泉川が存在し、和泉川は北から南に境川に合流する形で流れています。また、北東側には帷子川と堀谷戸川が存在しています。

主要な河川の流量は、表 3.2-8 に示すとおり、平成 29 年度の河川流量の年平均値は、大門川が $0.021\text{m}^3/\text{s}$ 、相沢川が $0.017\text{m}^3/\text{s}$ 、堀谷戸川が $0.034\text{m}^3/\text{s}$ 、帷子川が $3.150\text{m}^3/\text{s}$ 、和泉川が $0.047\text{m}^3/\text{s}$ 、境川が $0.265\sim 2.130\text{m}^3/\text{s}$ となっています。

表 3.2-7 河川の状況

水系名	河川名	河川区分	河川延長(m)	流域面積 (km ²)
境川	境川	二級河川 (全域)	52,140	211.0
		二級河川 (都管理区間) 注2	10,490	—
		二級河川 (県管理区間) 注2	18,300	—
	和泉川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	9,510	11.5
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
	大門川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	相沢川	準用河川	2,340	4.3
その他 (横浜市管理) 注1		—	—	
帷子川	帷子川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	17,340	57.9
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
		公共下水道注1	—	—
	堀谷戸川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	矢指川	準用河川注2	540	—
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
	二俣川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	中堀川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	1,310	4.4
	新井川注2	準用河川	800	—
くぬぎ台川注2	準用河川	1,190	—	
鶴見川	梅田川	一級河川 (横浜市管理) 注2	2,200	—
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—

注1：和泉川 (その他 (横浜市管理))、大門川、相沢川 (その他 (横浜市管理))、帷子川 ((その他 (横浜市管理)) 及び公共下水道)、堀谷戸川、矢指川 (その他 (横浜市管理))、二俣川及び梅田川 (その他 (横浜市管理)) の河川延長及び流域面積は、資料に記載されていません。

注2：境川 (二級河川 (都管理区間) 及び二級河川 (県管理区間))、矢指川 (準用河川)、新井川、くぬぎ台川 及び梅田川 (一級河川 (横浜市管理)) の流域面積は、資料に記載されていません。

注3：河川区分は、以下のとおりです。

一級河川：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの

二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの

準用河川：「河川法」(昭和39年7月法律第167号)の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川
その他：上記以外の河川 (普通河川)

注4：大門川、堀谷戸川及び二俣川は水路として公物管理されています。

資料：「横浜市 河川の概要」(横浜市道路局河川部河川計画課ホームページ 令和2年5月閲覧)

「横浜の川」(横浜市道路局河川部河川計画課 平成30年3月)

「帷子川水系河川整備計画」(神奈川県 平成26年12月)

「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)

「河川に関する用語」(国土交通省 水管理・国土保全局ホームページ 令和2年5月閲覧)

「横浜市 河川図」(横浜市 平成23年3月)

「河川の管理」(東京都建設局ホームページ 令和2年5月閲覧)

表 3.2-8 主要な河川の流量（平成 29 年度）

水系名	河川名	No.	観測地点	流量 (m ³ /s)	備考
境川	境川	1	鶴間橋（町田市）	0.265	
	境川	2	鶴間一号橋	0.570	
	境川	3	鶴間橋（大和市）	0.580	
	境川	4	新道大橋	2.130	
	和泉川	5	鍋屋橋 ^{注1}	0.047	図 3.2-3 の図郭外
	大門川	6	中川橋	0.021	
	相沢川	7	童橋	0.017	
帷子川	堀谷戸川	8	中井橋	0.034	
	矢指川	9	耕地橋	0.042	
	二俣川	10	四季美橋	0.115	
	中堀川	11	浜串橋	0.054	
	新井川	12	分水路際	0.058	
	くぬぎ台川	13	原下橋	0.028	
	帷子川	14	水道橋 ^{注1}	3.150	図 3.2-3 の図郭外

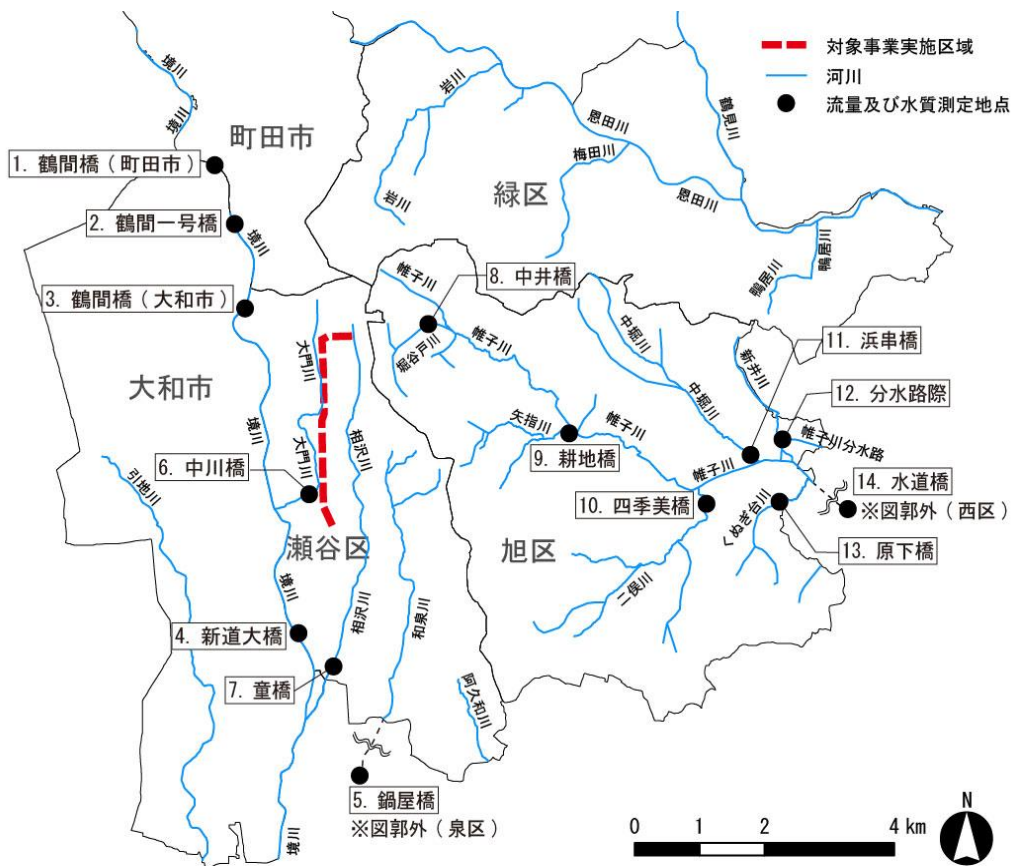
注 1：表中の No. は図 3.2-3 及び図 3.2-5 に示す番号と対応しています。なお、和泉川の No.5 鍋屋橋及び帷子川の No.14 水道橋は、図 3.2-3 の図郭外となります。

注 2：流量は年平均値です。

資料：「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「2017 年度 環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）



注 1：図中の番号は表 3.2-8 及び表 3.2-10 に示す No. と対応しています。

資料：「国土数値情報（河川データ・平成 20 年度）」（国土交通省国土政策局 国土情報課 令和 2 年 5 月閲覧）

「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「2017 年度 環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

図 3.2-3 河川図

また、調査区域における湧水の分布状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-4 に示すとおりです。対象事業実施区域の北東側約 500m、東側約 850m 離れた位置に湧水がみられます。大和市及び町田市については、公表されている資料では、調査区域内に湧水はありませんでした。

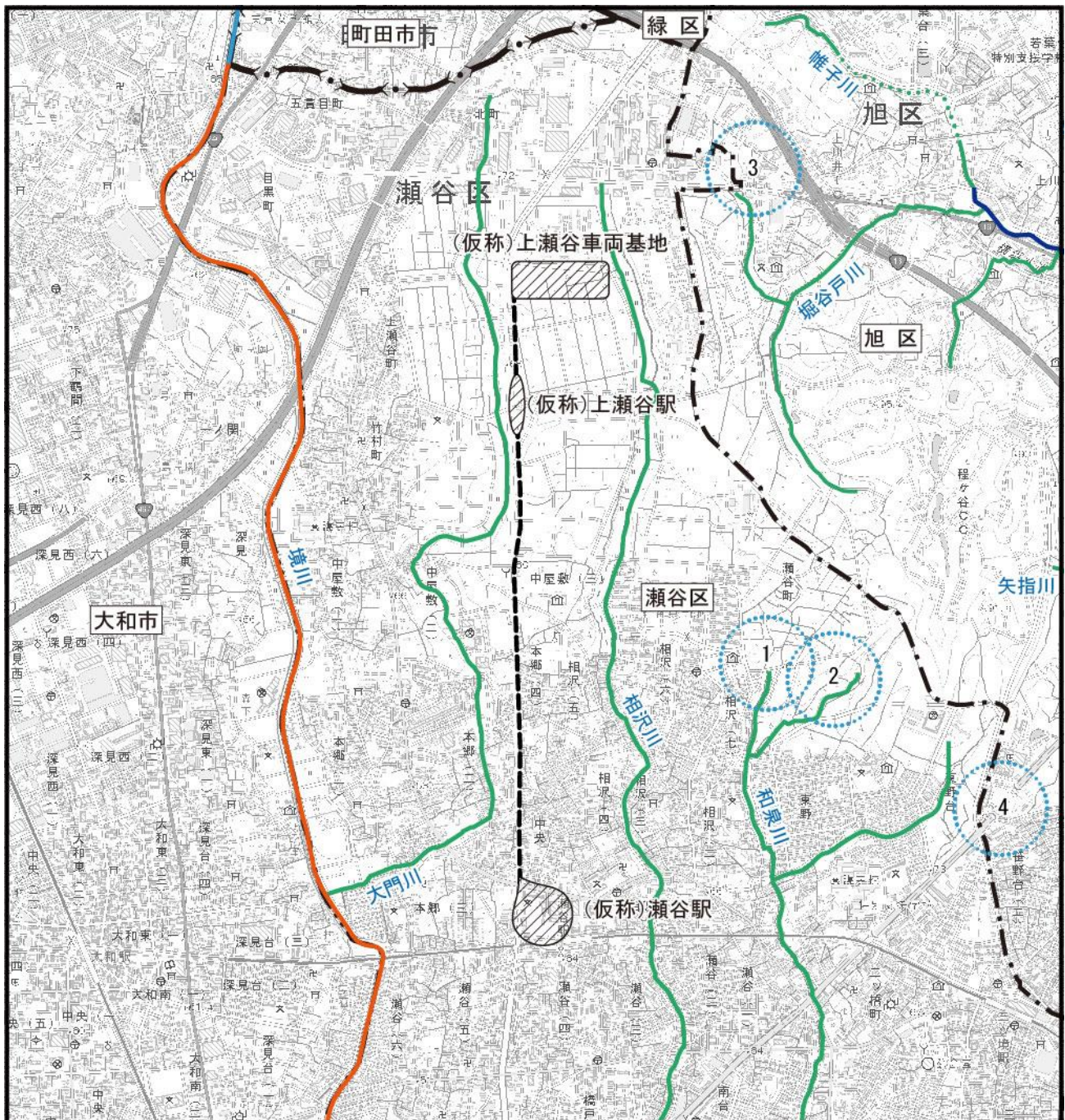
表 3.2-9 湧水の分布状況

番号	行政区分	名称	所在地
1	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森 1 (和泉川周辺の窪地)	瀬谷区瀬谷町
2	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森 2 (和泉川周辺の窪地)	瀬谷区瀬谷町
3	横浜市旭区	—	旭区上川井町 2053 付近
4	横浜市旭区	—	旭区笹野台

注 1：番号は図 3.2-4 に示す番号と対応しています。

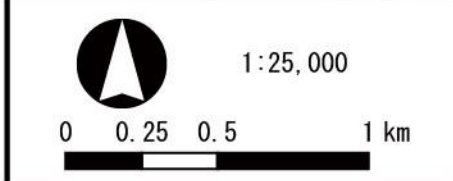
資料：「横浜の河川紹介 (和泉川)」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年 3 月)



凡例

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-



注1：湧水の位置の番号は表 3.2-9 の番号と対応しています。
 注2：調査区域には準用河川が無いので、凡例に示していません。
 資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成 23 年 3 月）、「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成 27 年 4 月）」、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年 3 月）

図 3.2-4 河川及び湧水の分布状況

(2) 水質の状況

① 河川の水質

調査区域における公共用水域水質及び中小河川水質測定結果は表 3.2-10、測定地点は図 3.2-3 及び図 3.2-5 に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は鶴間橋（大和市）（境川）があり、中小河川水質測定地点は中川橋（大門川）、中井橋（堀谷戸川）があります。

鶴間橋（大和市）（境川）の pH、D0、BOD、SS は、最近 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）において環境基準に適合しています。また、中川橋（大門川）の D0、BOD 及び中井橋（堀谷戸川）の pH、D0、BOD は、最近 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）において環境基準に適合していますが、中川橋（大門川）の pH は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。

表 3.2-10(1) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準 類型	測定地点名		年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (D0)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
境川	境川	D	1	鶴間橋 (町田市)	H25	-	10.3	0.9	1	-
					H26	7.8	9.3	1.3	1	-
					H27	7.5	10.2	1.7	2	-
					H28	7.4	9.5	2.2	1	-
					H29	7.6	9.8	1.1	7	-
	境川	D	2	鶴間一号橋	H25	7.9	10.9	1.2	1	-
					H26	7.9	9.8	1.3	1	-
					H27	7.7	9.9	1.4	2	-
					H28	7.9	9.3	1.6	1	-
					H29	8.0	9.5	1.0	2	-
	境川	D	3	鶴間橋 (大和市)	H25	7.7	10.1	1.2	6	7.8×10 ³
					H26	7.7	9.2	0.9	5	2.0×10 ⁴
					H27	7.7	10.1	0.8	3	1.1×10 ⁴
					H28	7.7	8.6	1.1	3	1.3×10 ⁴
					H29	7.8	9.5	1.0	5	8.1×10 ³
	境川	D	4	新道大橋	H25	7.4	8.7	2.1	5	6.7×10 ³
					H26	7.4	8.2	1.9	4	1.6×10 ⁴
					H27	7.4	8.5	2.8	4	5.3×10 ³
					H28	7.4	7.8	2.0	5	1.5×10 ⁴
					H29	7.3	8.1	2.5	2	6.9×10 ³
	和泉川	D	5	鍋屋橋	H25	8.0	11.0	1.0	-	-
					H26	8.0	11.7	1.0	-	-
					H27	8.4	12.2	1.1	-	-
					H28	8.4	13.1	1.7	-	-
					H29	8.1	11.3	1.1	-	-
	大門川	D	6	中川橋	H25	8.5	12.4	1.6	-	-
					H26	8.5	12.1	1.1	-	-
					H27	9.6	12.9	3.3	-	-
H28					9.0	14.5	1.1	-	-	
H29					9.8	12.1	2.3	-	-	
相沢川	D	7	童橋	H25	7.9	12.6	1.1	-	-	
				H26	7.6	11.5	1.0	-	-	
				H27	7.7	11.5	1.2	-	-	
				H28	7.9	11.9	1.2	-	-	
				H29	7.6	12.7	1.2	-	-	
帷子川	堀谷戸川	B	8	中井橋	H25	7.5	9.0	2.7	-	-
					H26	7.6	10.4	0.9	-	-
					H27	7.9	10.7	0.9	-	-
					H28	7.8	10.6	0.8	-	-
					H29	7.7	10.1	1.2	-	-

表 3.2-10(2) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準 類型	測定地点名	年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数	
						mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	
帷子川	矢指川	B	9	耕地橋	H25	7.7	9.4	3.0	-	-
					H26	7.5	9.8	2.1	-	-
					H27	7.7	9.7	2.5	-	-
					H28	7.8	9.9	2.0	-	-
					H29	7.7	9.4	2.1	-	-
	二俣川	B	10	四季美橋	H25	8.7	12.0	1.5	-	-
					H26	8.8	12.5	1.1	-	-
					H27	8.5	12.0	1.0	-	-
					H28	8.9	12.5	1.4	-	-
					H29	9.2	12.6	2.7	-	-
	中堀川	B	11	浜串橋	H25	7.9	7.9	2.0	-	-
					H26	8.0	10.8	1.3	-	-
					H27	8.3	11.6	1.5	-	-
					H28	8.5	12.1	1.4	-	-
					H29	8.4	11.3	1.4	-	-
	新井川	B	12	分水路際	H25	8.4	10.3	2.0	-	-
					H26	8.3	10.0	2.5	-	-
					H27	8.5	10.1	2.0	-	-
					H28	8.7	10.6	1.4	-	-
					H29	9.0	10.5	1.8	-	-
	くぬぎ台川	B	13	原下橋	H25	7.7	9.7	1.6	-	-
					H26	7.7	10.2	0.9	-	-
					H27	7.9	9.9	1.2	-	-
					H28	8.0	10.2	0.8	-	-
					H29	7.7	10.0	1.0	-	-
	帷子川	B	14	水道橋	H25	8.0	9.2	1.3	4	3.1×10^4
					H26	8.1	9.3	1.3	3	2.3×10^4
					H27	8.0	9.1	1.2	4	5.0×10^3
H28					8.0	9.4	1.1	3	2.6×10^4	
H29					8.1	9.4	1.4	3	7.1×10^3	

注1：「-」は測定を行っていないことを示す。

注2：環境基準値（B類型）

水素イオン濃度指数：6.5以上8.5以下

溶存酸素量：5mg/L以上

生物化学的酸素要求量：3mg/L以下

浮遊物質量：25mg/L以下

大腸菌群数：5,000MPN/100mL以下

注3：環境基準値（D類型）

水素イオン濃度指数：6.0以上8.5以下

溶存酸素量：2mg/L以上

生物化学的酸素要求量：8mg/L以下

浮遊物質量：100mg/L以下

大腸菌群数：Dタイプの河川において、大腸菌群数の環境基準値は設定されていません。

注4：生物化学的酸素要求量は、75%値です。その他の項目は平均値です。

注5： は、環境基準値を超過

注6：中小河川である堀谷戸川、矢指川、二俣川、中堀川、新井川、くぬぎ台川は浮遊物質量(SS)及び大腸菌群数の調査結果は公表されていません。

注7：大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しません。（「水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び達成期間」（平成12年10月神奈川県告示第702号）より）

注8：表中の番号は、図3.2-3及び図3.2-5に示す番号と対応しています。

資料：「2014年度～2017年度環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「平成25年度～平成29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定結果は表 3.2-11、測定地点は図 3.2-6 に示すとおりです。平成 26 年度から平成 30 年度において、瀬谷区本郷一丁目、瀬谷区本郷二丁目、瀬谷区相沢三丁目、旭区下川井町で環境基準に不適合でした。

表 3.2-11 地下水の水質測定結果（環境基準不適合地点）

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
瀬谷区	継続監視調査	1377	瀬谷区本郷一丁目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H26	23	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1378	瀬谷区本郷二丁目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H26	11	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1378	瀬谷区本郷二丁目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H27	11	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロ エチレン	H27	0.036	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロ エチレン	H28	0.018	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロ エチレン	H29	0.017	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロ エチレン	H30	0.033	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H26	36	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H27	42	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H28	40	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	H30	27	10 以下

注 1：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図 3.2-6 では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

・概況調査

【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査（平成 25 年度からは、市内 18 区を 6 区ずつの 3 グループに分け、3 年で全区の測定を実施）

環境基準項目 27 項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）、要監視項目 1 項目（クロロホルム）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）の合計 33 項目を測定。

【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ 2 km メッシュに区切り、4 年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ 33 項目を測定。

・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

「概況調査」及び「継続監視調査」で環境基準を超過した項目及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

過去に汚染が明らかとなった地点において環境基準を超過していた項目及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・汚染井戸監視調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

環境基準項目 5 項目（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭

気、外観)を測定。

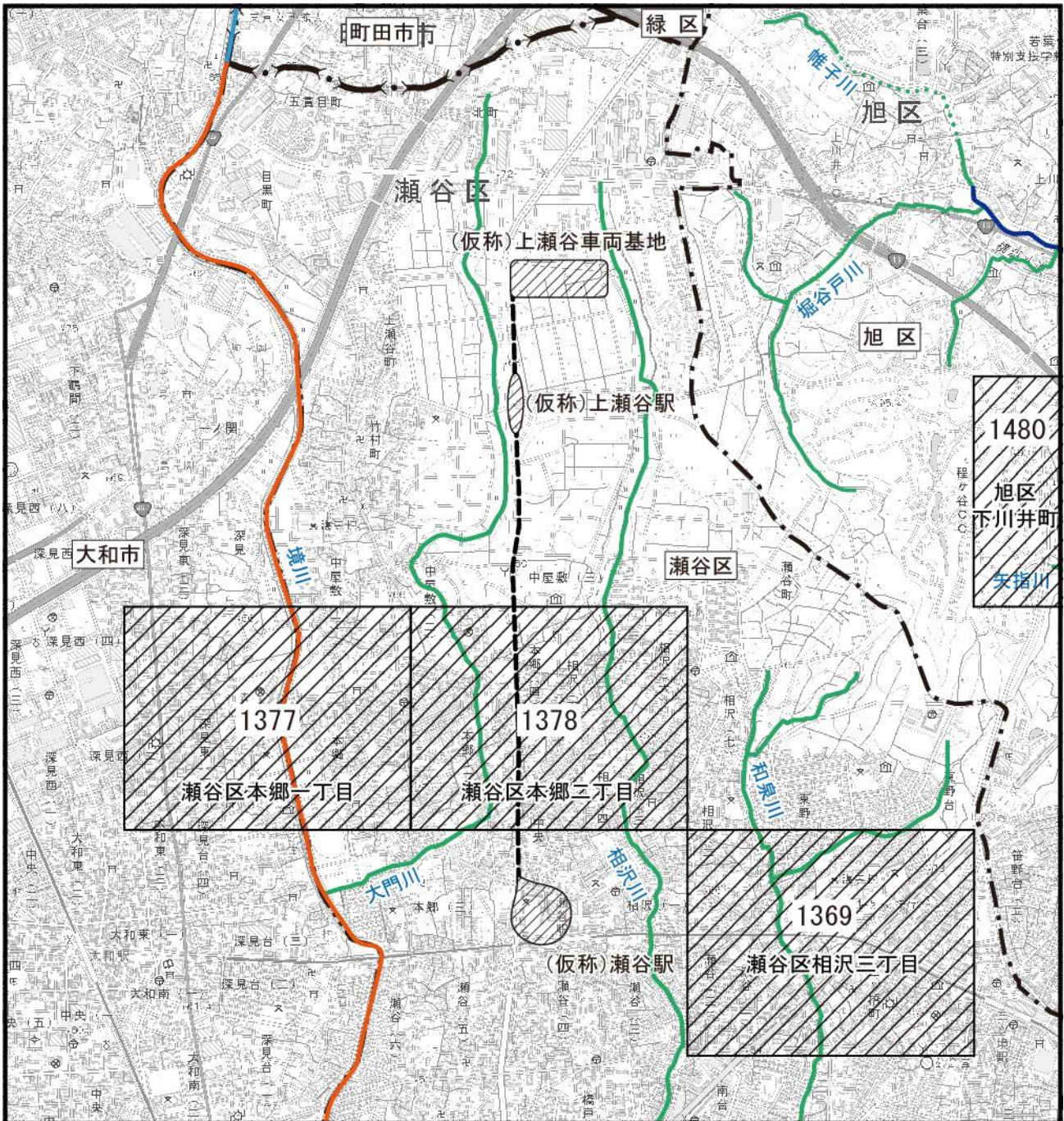
・汚染井戸追跡調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

「汚染井戸監視調査」と同じ 10 項目を測定。

資料：「平成 26 年度～平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「平成 26 年度～平成 30 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- — 市界
- · — 区界
- 二級河川（県管理区間）
- 二級河川（都管理区間）
- 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- その他（横浜市管理）
- 公共下水道
- ▨ 地下水の水質測定地点（調査メッシュ）

1:25,000
0 0.25 0.5 1 km

注：調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。
 資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）」、「平成26年度～平成29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「平成26年度～平成30年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-6 地下水の水質測定地点

3.2.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

調査区域の土壌区分の状況については、図 3.2-7 に示すとおりです。

対象事業実施区域には、厚層多腐植質黒ボク土及び人工改変台地土が分布しています。

(2) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 に示すとおりです。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月神奈川県条例第 35 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

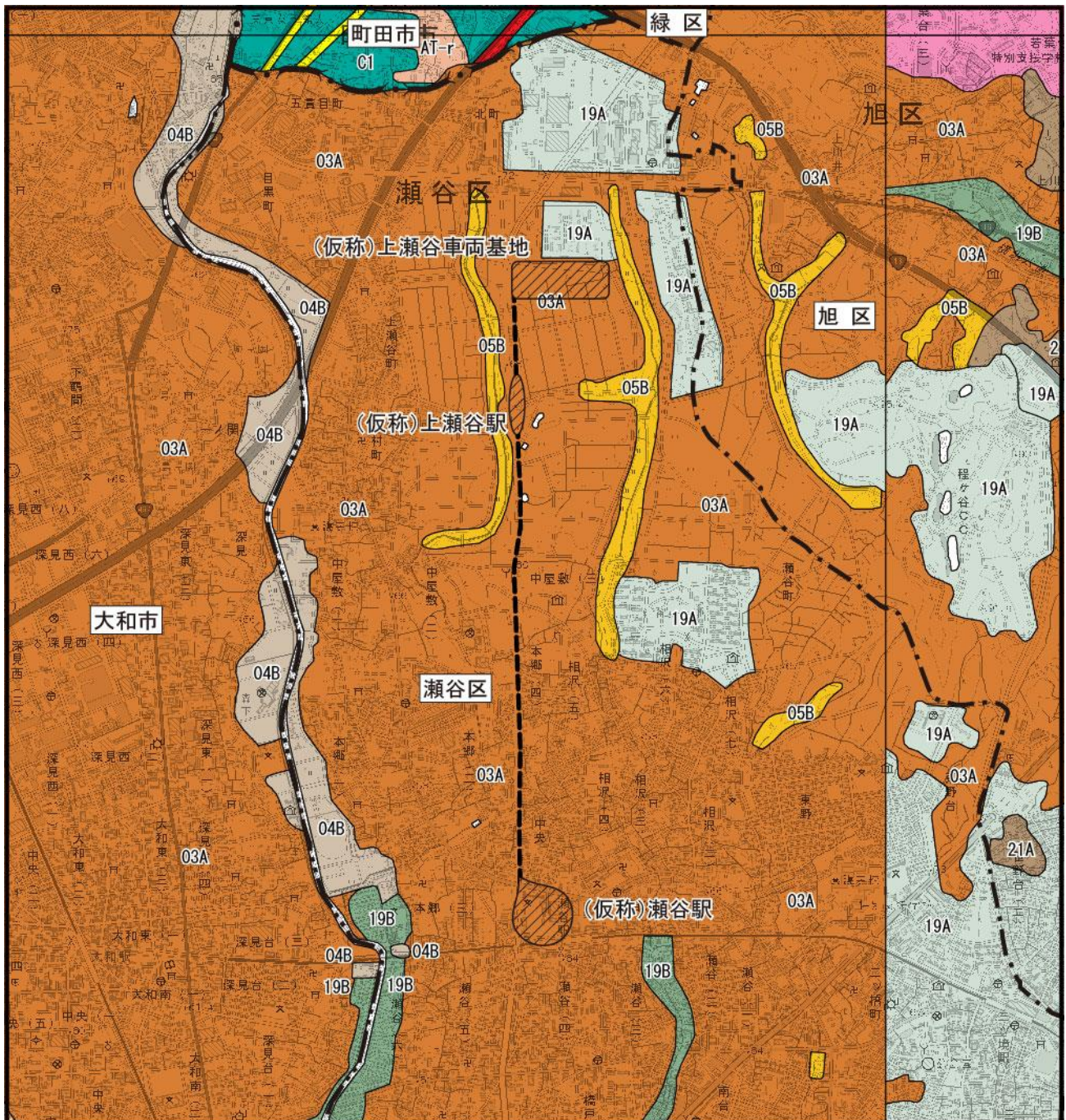
調査区域内には、形質変更時要届出区域が 1 箇所あり、瀬谷駅の南側に位置していますが、対象事業実施区域内には形質変更時要届出区域の指定はありません。形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。なお、原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出る必要があります。

また、対象事業実施区域の北区間を含む旧上瀬谷通信施設は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。

表 3.2-12 調査区域内の形質変更時要届出区域

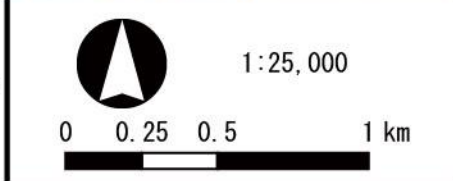
種別	指定番号	所在地（地番）	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-160	瀬谷区瀬谷四丁目 4 番 7 及び 4 番 7 に隣接する筆界未定（2,449 番 2、2,450 番 2、2,453 番 3、2,467 番 2、2,468 番 2、2,471 番 2 及び無番地）の各一部	100	テトラクロロエチレン	あり	平成 31 年 3 月 15 日

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）



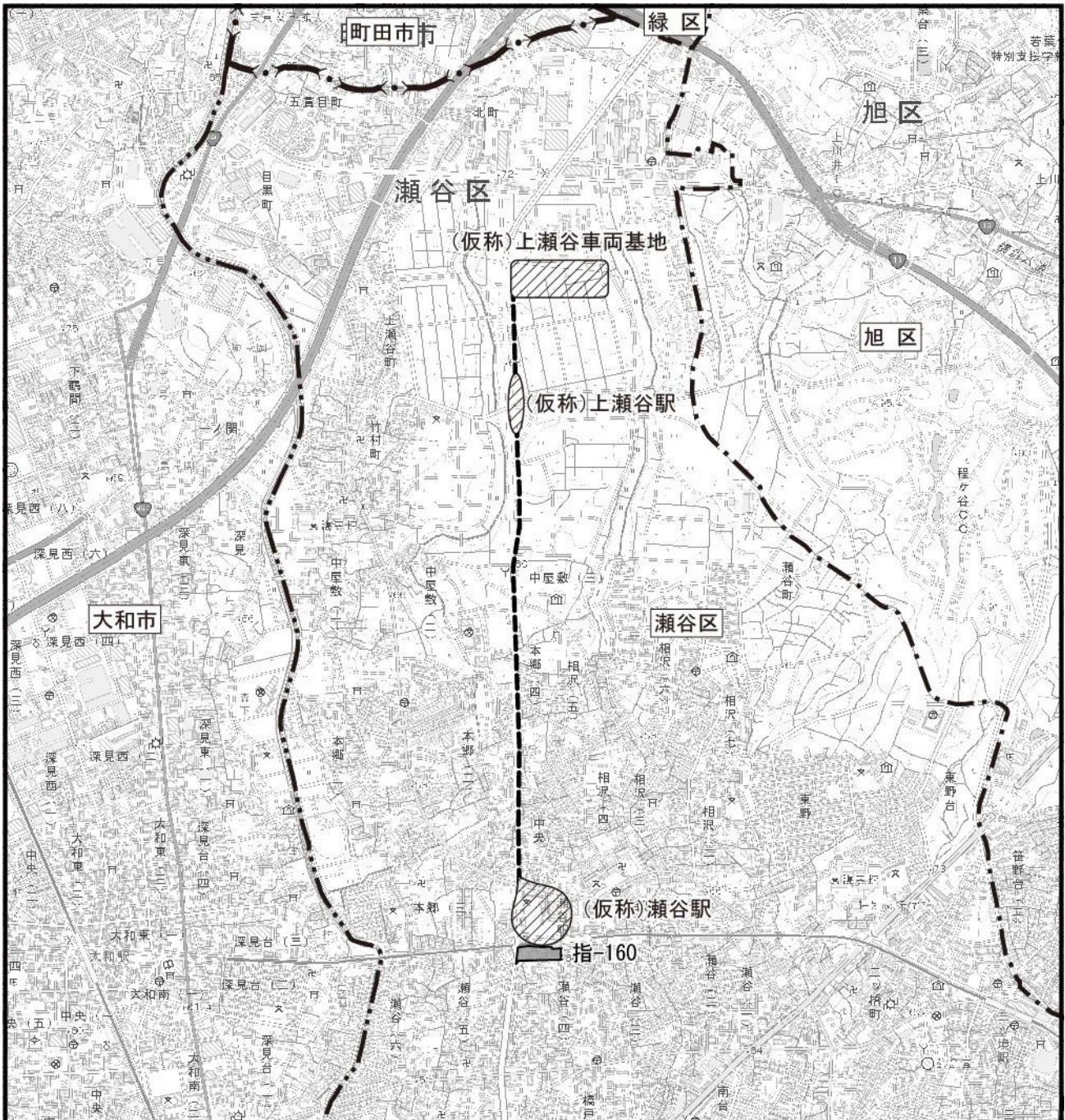
凡例

-
- 21A 黒ボク土
 19B 人工改変低地土
 高速道路
- 03A 厚層多腐植質黒ボク土
 19A 人工改変台地土
 主要道路
- AT-r 厚層黒ボク土壌多腐植質
 C1 人工改変地
 なし
- 04B 厚層腐植質多湿黒ボク土
 T 大規模造成地
 19B 腐植質黒ボクグライ土



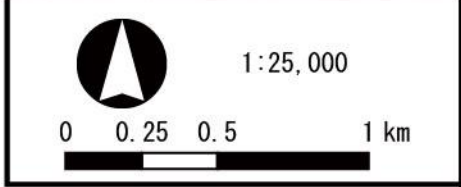
資料：「1/50,000 土地分類基本調査（土壤図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壤図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壤図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壤図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-7 土壤図



凡例

- 対象事業実施区域
- ◁▷— 都県界
- · · — 市界
- · · · — 区界
- 形質変更時要届出区域



資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-8 調査区域内の形質変更時要届出区域

(3) 地盤の状況

調査区域における地盤沈下の状況は表 3.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

調査区域における水準測量成果は表 3.2-14 及び図 3.2-9 に、観測水準点の位置は図 3.2-10 に示すとおりです。平成 22 年を基準とした標高の変動状況をみると、全ての地点において、平成 24 年以降おおむね横ばいで推移しています。なお、平成 23 年から平成 24 年において標高の大幅な変動が確認されていますが、これは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による影響と考えられます。

調査区域における軟弱地盤の分布状況は図 3.2-11 に示すとおりです。調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は 0～5m となっています。

表 3.2-13(1) 地盤沈下状況（横浜市）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)			
			10 未満	10～19	20～29	30 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0

注 1：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「平成 26 年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 平成 27 年 8 月）

表 3.2-13(2) 平成 30 年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の深さ (m)	地表面から鉄管底までの間の地層の変動量 (cm/年)	鉄管底から下の地層の変動量 (鉄管の変動量、cm/年)	全変動量 (ほぼ地表面の変動量)
町田市	町田第 1	野津田町（薬師池公園内）	100	-0.03 ^{注1}	-0.05	-0.02
	町田第 2	町田市フォトサロン北東側	190	-0.02 ^{注1}	-0.05	-0.03
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目	60	-0.02 ^{注1}	-0.13	-0.11
	町田南第 2	（高瀬第 2 公園西側脇）	225	-0.04 ^{注1}	-0.13	-0.09

注 1：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注 2：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「平成 30 年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和元年 7 月）

表 3.2-14 水準測量成果

単位：T.P.m

水準点番号	所在地	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.5110	73.5088	73.4830	73.4842	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.9144	61.9141	61.8865	61.8882	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4675	69.4684	69.4386	69.4401	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9945	60.9958	60.9665	60.9675	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614
S-20	瀬谷区本郷一丁目 18-9	54.0214	54.0227	53.9927	53.9930	53.9938	53.9928	53.9932	53.9937	53.9933	53.9921
S-22	瀬谷区瀬谷六丁目 6	48.5287	48.5228	48.4875	48.4896	48.4884	48.4859	48.4852	48.4839	48.4810	48.4755
A-9	旭区上川井町 320-1	55.2166	55.2107	55.1858	55.1869	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-
I016-013	旭区上川井町 870 先	63.6561	63.6530	63.6275	63.6290	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-

資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

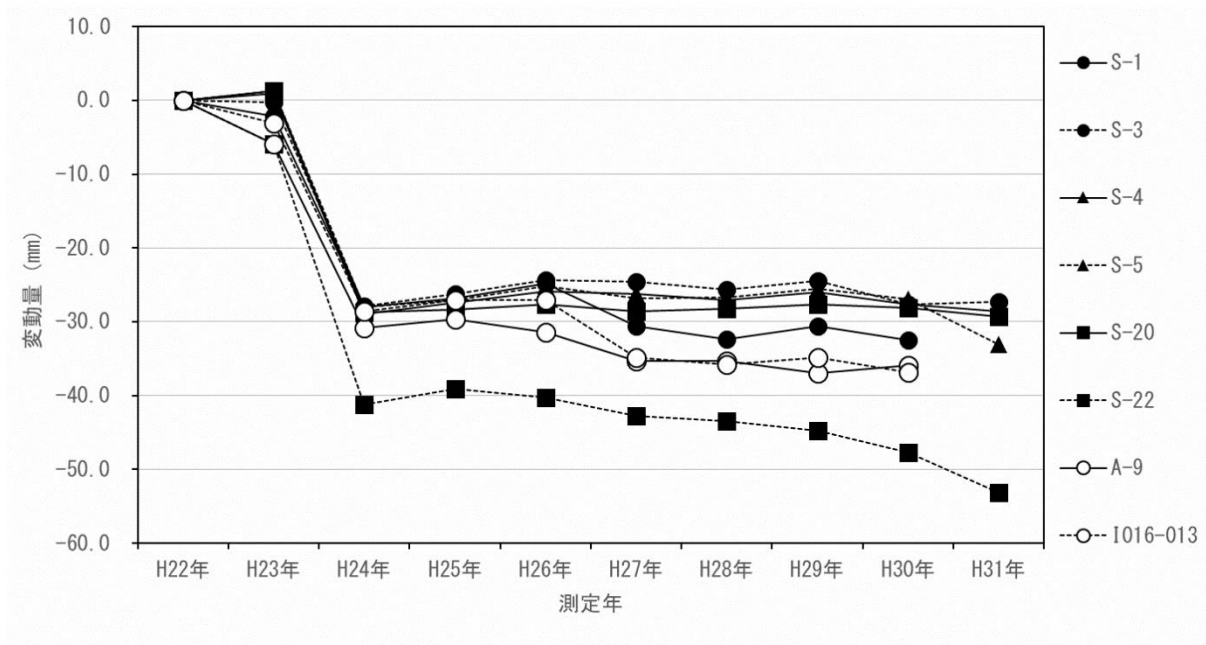
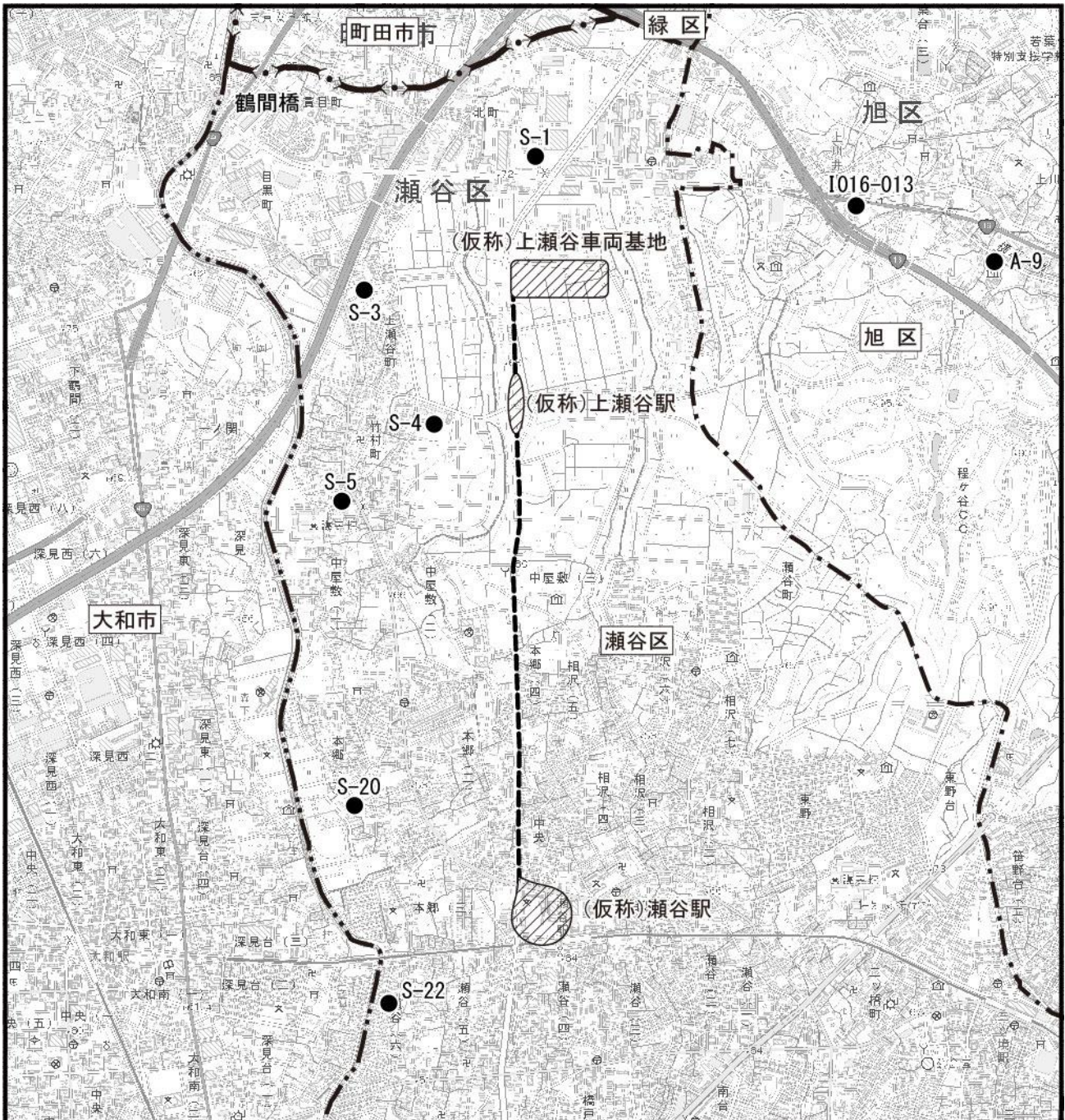
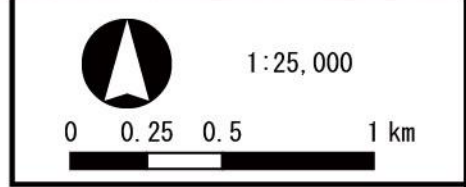


図 3.2-9 各水準点における平成 22 年を基準とした標高の変動状況



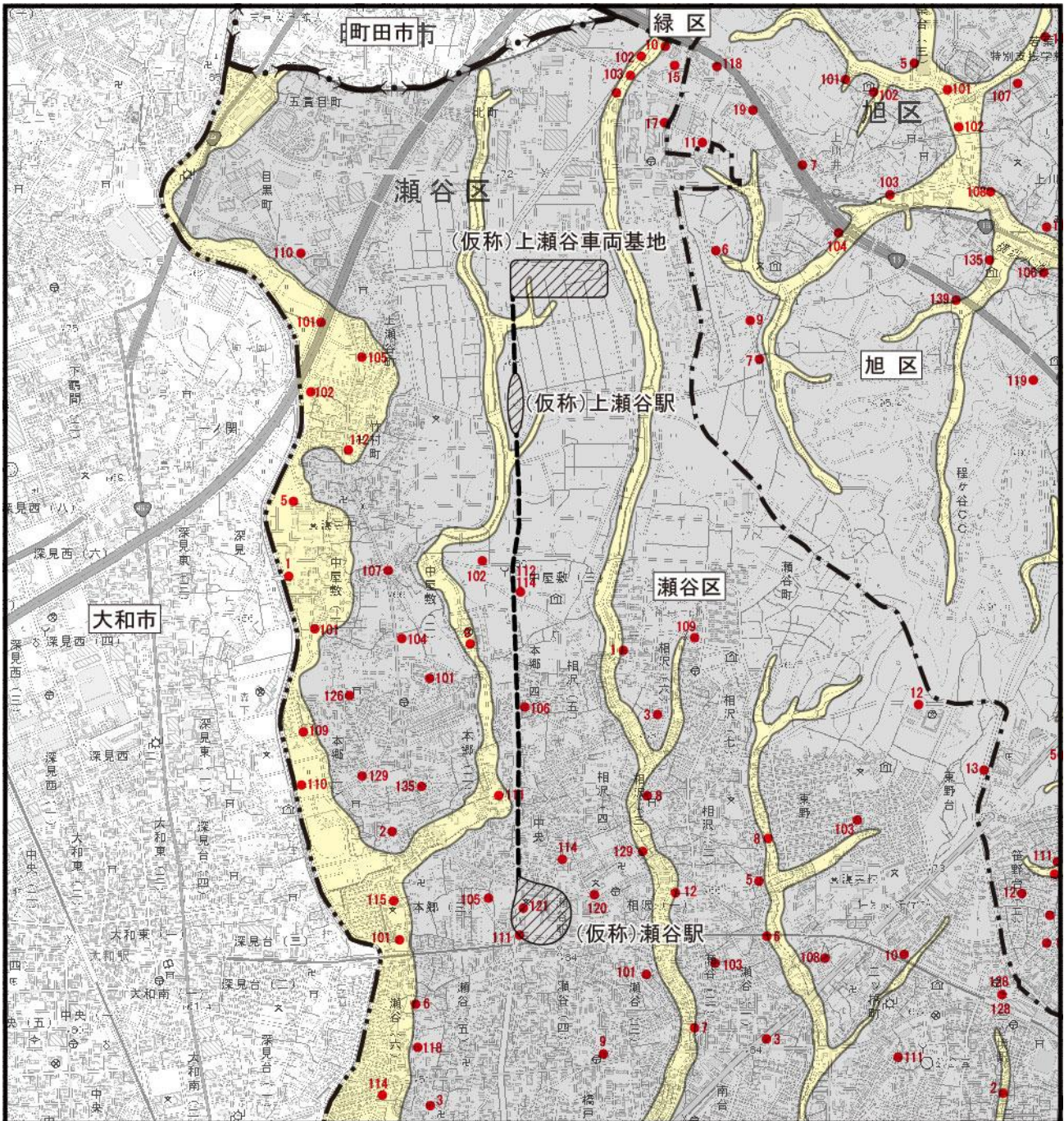
凡例

- (shaded area) 対象事業実施区域
- (dashed line) 都県界
- (dash-dot line) 市界
- (dotted line) 区界
- 観測水準点



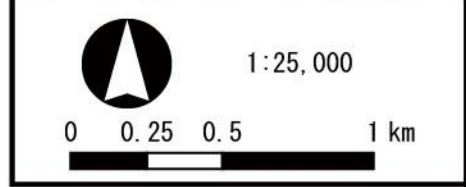
注1：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。
 資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-10 観測水準点位置図



凡例

- 対象事業実施区域
 - 都県界
 - 市界
 - - - 区界
 - 0~5m
 - 5~10m
 - 10~20m
 - 20~30m
 - 30~40m
 - 丘陵地及び台地面
 - ボーリング地点
- 軟弱地盤層厚



注1：大和市及び町田市について軟弱地盤図は公表されていません。
 資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図（1/25,000）」（横浜市 平成8年3月）

図 3.2-11 軟弱地盤図

3.2.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

調査区域の地形分類の状況は図 3.2-12、標高区分は図 3.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満となっています。

なお、調査区域には、「日本の典型地形 都道府県一覧」（建設省国土地理院 平成 11 年 4 月）、「自然環境保全調査報告書」（環境庁 昭和 51 年）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号）及び「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号）に記載されている保全すべき地形は存在しません。

(2) 地質の状況

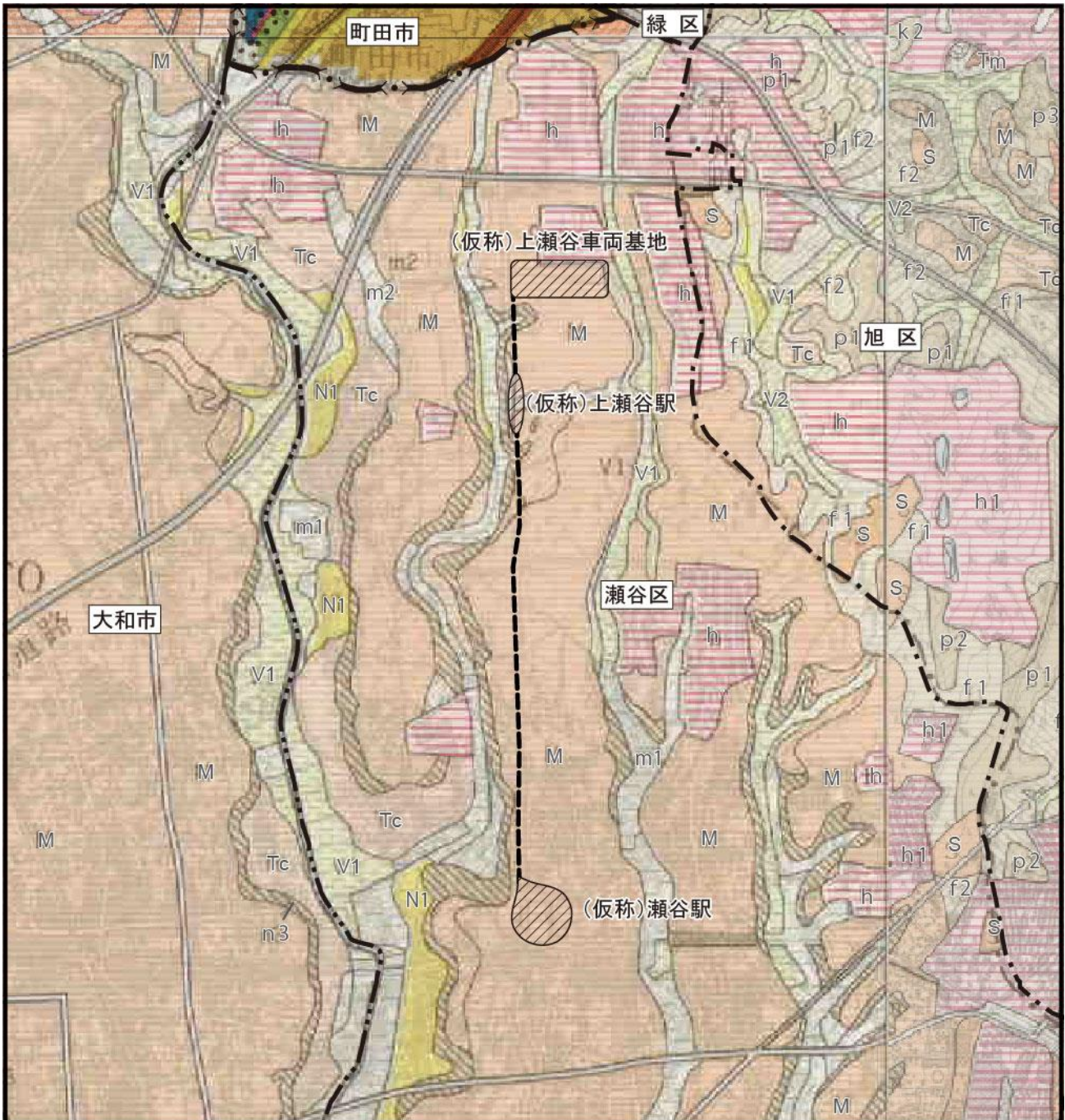
調査区域の地質については、図 3.2-14 に示すとおりです。

対象事業実施区域には武蔵野ローム層が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。

地質断面の状況は、図 3.2-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺は主に第四紀更新世の相模層群の粘土・砂礫層等を基盤とし、武蔵野砂礫層、武蔵野ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

なお、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）及び「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されている保全すべき地質は存在しません。



凡例

- - - 対象事業実施区域 - - - 都県界 - - - 市界 - - - 区界

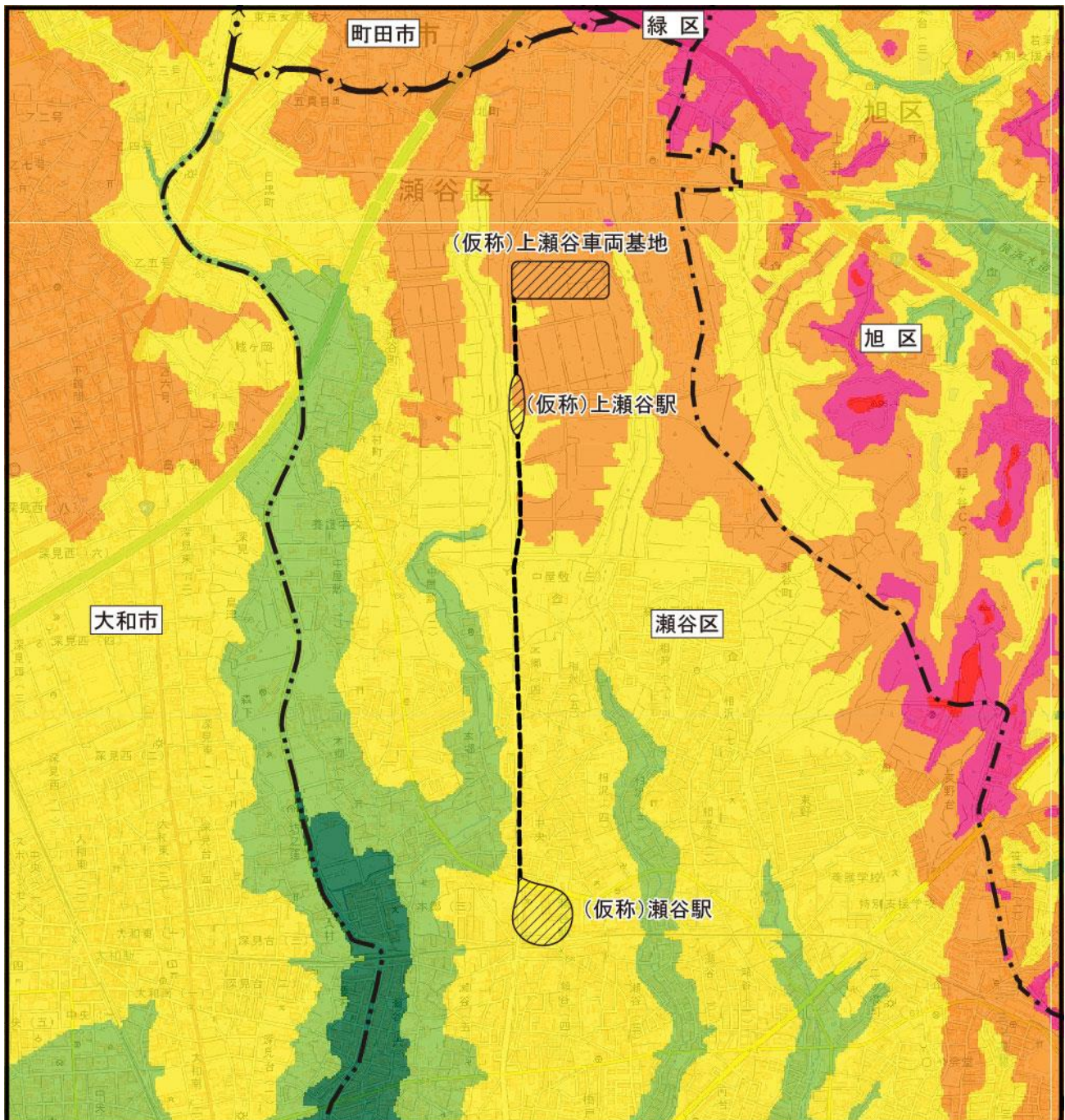
一般山地	段丘地形	台地	低地の微高地
p1 p2 p3 山頂緩斜面	tm tm tm 多摩野段丘面群	st-1 武蔵野段丘面 I	n1 自然堤防
k1 k2 k3 山腹緩斜面	s s s 下末吉段丘面群	st-2 青柳段丘面	低地の一般面
f1 f2 f3 山麓緩斜面	m m m 武蔵野段丘面群	段丘崖	v1 v2 v3 谷底平野
一般斜面	tc tc tc 立川段丘面群	低地	a1 旧河道
急斜面		旧河道	

人工地形 **その他**
 平坦化地 国道・主要地方道
 盛土地 高速道路
 主要道路
 地形界

1:25,000
 0 0.25 0.5 1 km

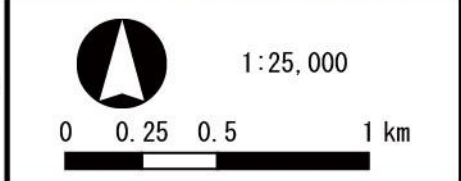
凡例の数字は、傾斜区分を示す。1:0 ~ 3° 2:3 ~ 8° 3:8 ~ 15° 4:15 ~ 30° 5:30 ~ 40° 6:40° ~
 資料：「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-12 地形分類図



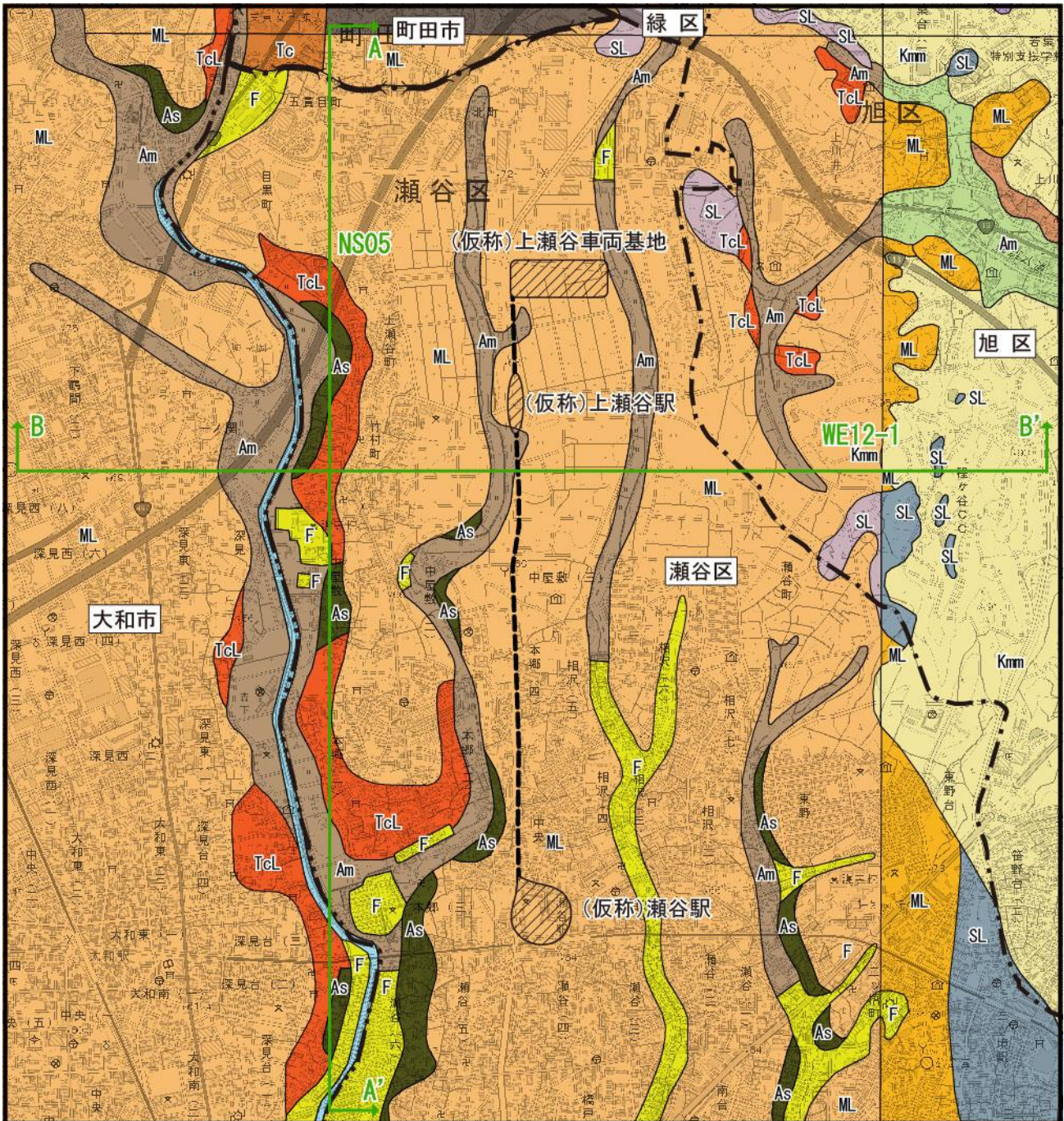
凡例

-
- 標高 0m以上～50m未満
 標高80m以上～90m未満
- 標高50m以上～60m未満
 標高90m以上～100m未満
- 標高60m以上～70m未満
 標高100m以上
- 標高70m以上～80m未満



資料：「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-13 標高区分図



凡例

- - - 対象事業実施区域 ◁・▷ 都県界 - - - 市界 - - - 区界

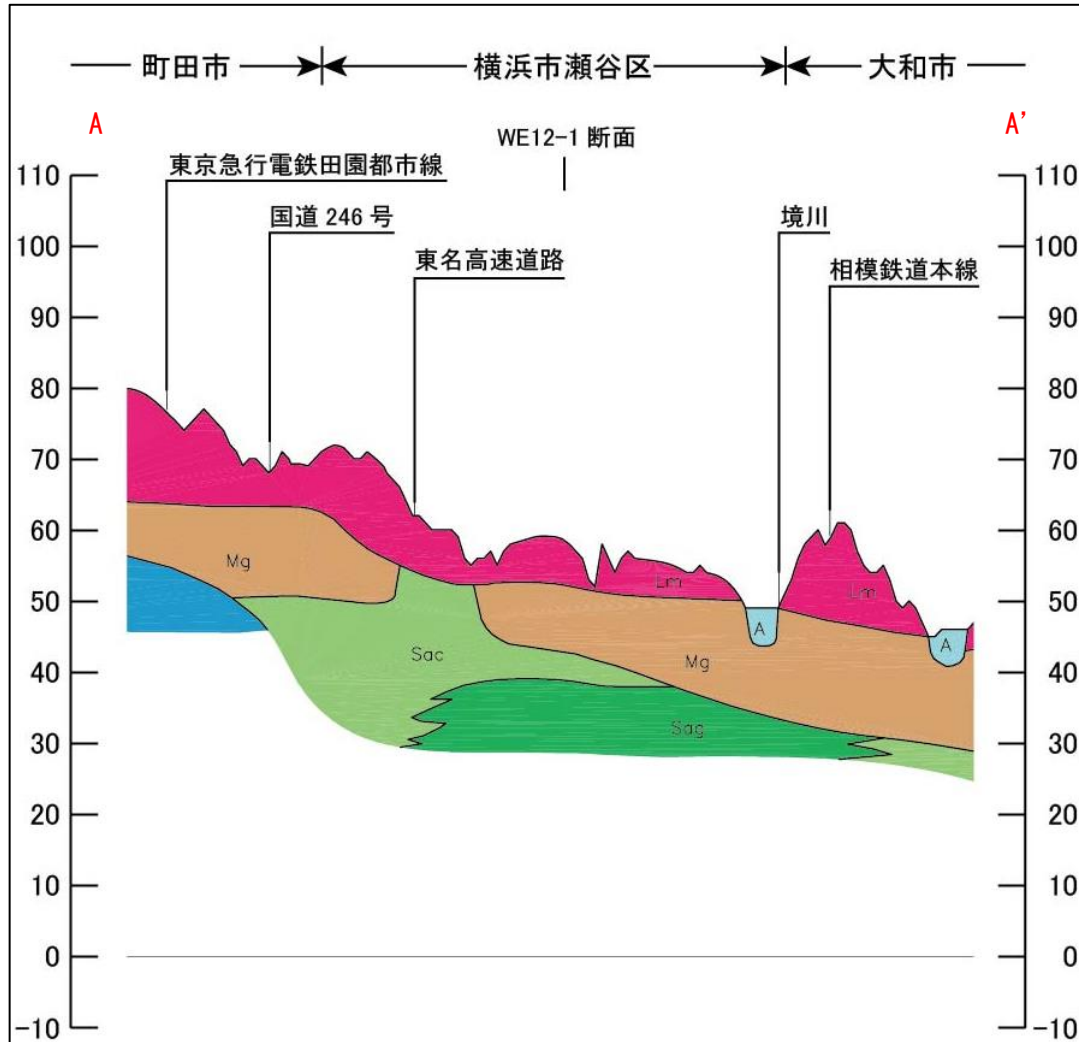
Am 沖積層 (泥を主とし砂を含む)	ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層
As 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む)	SL 相模層群・下末吉ローム層
TcL 立川ローム層	SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層
Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物	Kkl 相模層群・山王台ローム層・上倉田層
Tcl 立川ローム層・立川礫層	Kzm 上総層群
ML 武蔵野ローム層	Trm 上総層群・鶴川層
N 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物	Kmm 上総層群・上星川層

Am 低湿地堆積物 □ なし
 F 埋土 ↑ 断面図位置
 F 盛土 (図 3.2-15)
 水部分

1:25,000
 0 0.25 0.5 1 km

資料：「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「八王子・藤沢・上野原」(東京都 平成7年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」(神奈川県 平成3年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「八王子」(神奈川県 平成元年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「藤沢・平塚」(神奈川県 昭和63年3月)

図 3.2-14 表層地質図



資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ 令和2年5月閲覧）
 ※ 一部加筆

時代		地層・土質・地質記号				
第四紀	完新世	埋立地・盛土	-		b	
		沖積層	粘土	Ac	粘土・砂・砂礫	A
			砂	As		
	砂礫		Ag			
	更新世	立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層	ローム・凝灰質粘土		Lm	
		立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層（埋没ローム）	ローム・凝灰質粘土		bl	
		立川礫層	砂礫		Tcg	
		立川礫層（埋没段丘礫層）	砂礫		btg-1	
		武蔵野砂礫層	砂礫		Mg	
		武蔵野砂礫層（埋没段丘礫層）	砂礫		btg-2	
相模層群		粘土	Sac	粘土・砂・砂礫	Sa	
	砂	Sas				
	砂礫	Sag				
第三紀	鮮新世	上総層群	泥岩・砂岩・礫岩		Ka	

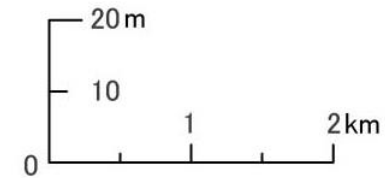
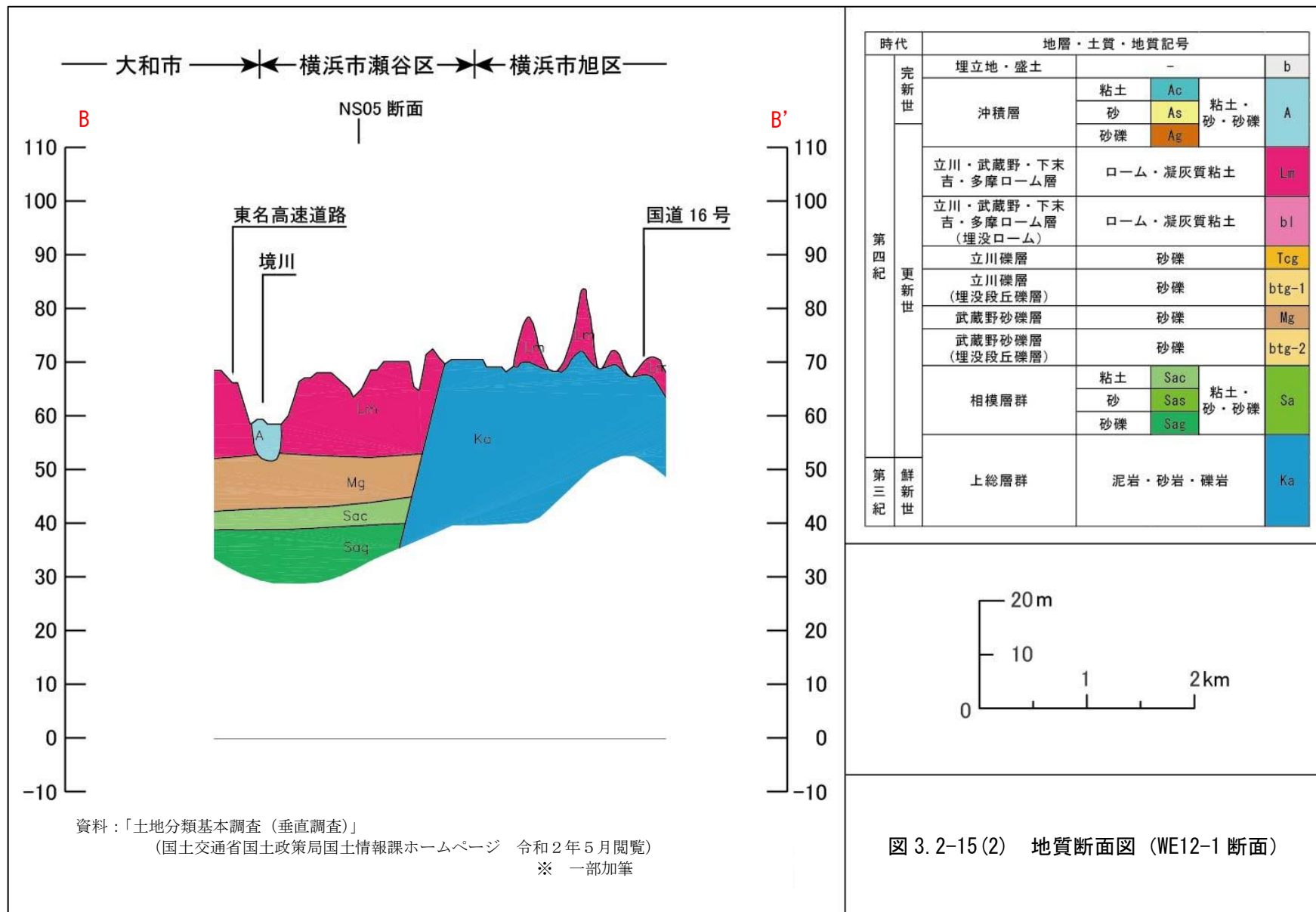


図 3.2-15(1) 地質断面図（NS05 断面）



(3) 土砂災害関係法令による指定状況

① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号)に基づく砂防指定地は指定されていません。

② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図 3.2-16 に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県や東京都が指定する区域になります。「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが 5m 以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

なお、対象事業実施区域内は、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。

④ 土砂災害警戒区域

調査区域の土砂災害警戒区域の位置は、図 3.2-16 に示すとおりです。

「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域として、神奈川県や東京都が指定する区域です。

対象事業実施区域の近傍には、土砂災害警戒区域に指定されている区域が存在しています。

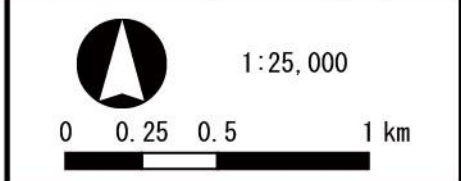
⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。



凡例

-
-
-



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成26年12月）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「大和市防災マップ（2019年2月発行）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-16 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

(4) 災害の状況

① 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3.2-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区における平成 30 年の被害総数は人的被害が 0 人、住家被害が 10 棟、非住家被害が 3 棟、田畑被害が 0 ha、その他の被害が 25 件（箇所）となっています。瀬谷区における平成 26 年から平成 30 年の被害の状況を見ると、平成 26 年の被害数が多く、住家被害として床下浸水、また、非住家被害（その他）として浸水が多く発生しています。

表 3.2-15(1) 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類		横浜市					瀬谷区					旭区					緑区					
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	
人的被害	死者	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷者	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	26	5	1	5	12	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
住家被害	全壊	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	大規模半壊	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	
	半壊	1	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	1	
	一部破損	40	14	6	11	503	0	1	0	0	8	4	2	0	2	62	0	0	0	0	0	
	床上浸水	52	1	6	5	2	3	0	0	2	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	189	0	15	20	2	113	0	0	17	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	2	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		浸水	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊	3	0	0	1	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
		半壊	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	6	6	2	7	76	0	0	0	1	0	0	0	0	14	0	0	0	0	3	
		浸水	90	0	57	10	3	33	0	0	2	1	10	0	0	2	0	2	0	0	0	
		その他浸水	4	1	7	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田畑被害	田の流出・埋没	-	-	-	0	0.0018	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	田の冠水	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	畑の流出・陥没	1	0	-	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	0	
	畑の冠水	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
その他の被害	文教施設	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	道路	92	4	-	6	15	6	0	-	0	0	2	0	-	0	6	4	0	-	0	0	
	橋梁	-	-	-	0	2	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	河川	3	0	-	0	0	2	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	
	港湾	-	-	-	1	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	砂防	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	清掃施設	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	がけ崩れ	123	8	13	28	9	0	0	1	0	0	2	0	1	0	2	4	0	0	0		
	鉄道不通	1	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	
	被害船舶	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	水道	-	-	-	1	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	電話	回線	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0
	ガス	戸	1	0	-	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0
	ブロック塀塔	箇所	13	2	5	2	13	0	0	0	0	0	5	1	0	0	2	0	0	0	1	
その他	所	330	52	58	84	795	20	3	0	10	25	32	1	11	9	103	31	1	1	16		

注 1：全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

注 2：大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

注3：半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

注4：一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

注5：「－」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「平成26年～平成30年 横浜市の災害」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-15(2) 大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区 分	H29	H30	R1
件 数(件)	51	35	46
建 物(件)	30	24	30
林 野(件)	-	-	-
車 両(件)	3	2	-
そ の 他(件)	18	9	16
棟 数(棟)	32	30	40
全 焼(棟)	2	3	3
半 焼(棟)	1	-	3
部 分 焼(棟)	6	12	7
ぼ や(棟)	23	15	27
焼 損 面 積	330	233	450
建物(m ²)	330	233	450
林野(a)	-	-	-
世 帯(世帯)	22	21	37
全 損(世帯)	2	2	7
半 損(世帯)	1	-	3
小 損(世帯)	19	19	27
死 傷 者(人)	9	3	12
死 者(人)	3	-	2
負 傷 者(人)	6	3	10
損 害 額(千円)	32,277	8,428	34,512
建 物	26,081	5,613	30,027
収 容 物	5,307	1,818	4,481
林 野	-	-	-
車 両	801	490	-
そ の 他	88	507	4

資料：「令和元年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-15(3) 町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		H26	H27	H28	H29	H30
火災件数 (件)	総数	125	110	116	94	108
	建物	69	67	78	57	52
	車両	6	6	13	3	7
	林野	0	0	0	0	0
	その他	50	37	25	34	49
建物 焼損面積(m ²)	床面積	1913	898	605	683	337
	表面積	147	92	233	282	113
その他・林野焼損面積(m ²)		2126	1471	465	529	289
損害見積額(千円)		210,651	120,813	156,332	69,007	136,702

資料：「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.2-15(4) 町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		H28	
河川流域		境川	境川
区市町村		町田市	町田市
町丁名		常盤町	小山町
浸水面積(ha)		0.01	0.01
床下	棟数(棟)	0	1
	世帯数(世帯)	0	1
床上	棟数(棟)	1	0
	世帯数(世帯)	1	0
合計	棟数(棟)	1	1
	世帯数(世帯)	1	1
原因		内水	内水

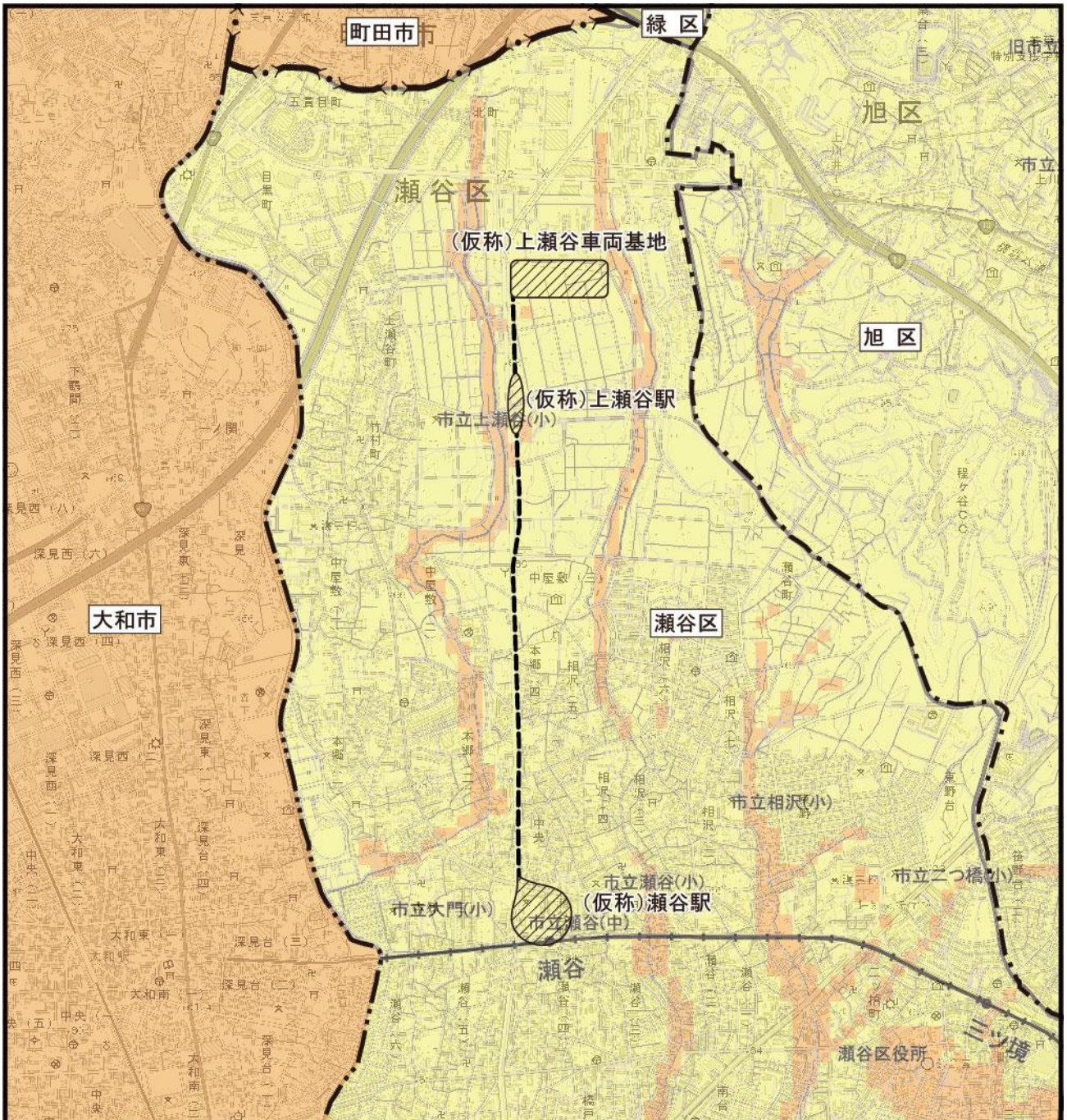
資料：「区市町村別の水害データ」（東京都建設局河川部計画課環境計画担当ホームページ 令和2年5月閲覧）

② 地震

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2-17 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市 平成24年10月）にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

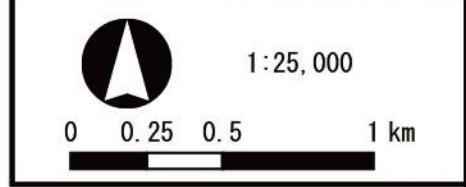
調査区域では、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震で震度5強～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～6弱の揺れが想定されています。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- .-.- 区界

- 震度階
- 震度 7
 - 震度 6 強
 - 震度 6 弱
 - 震度 5 強
 - 震度 5 弱
 - 震度 4

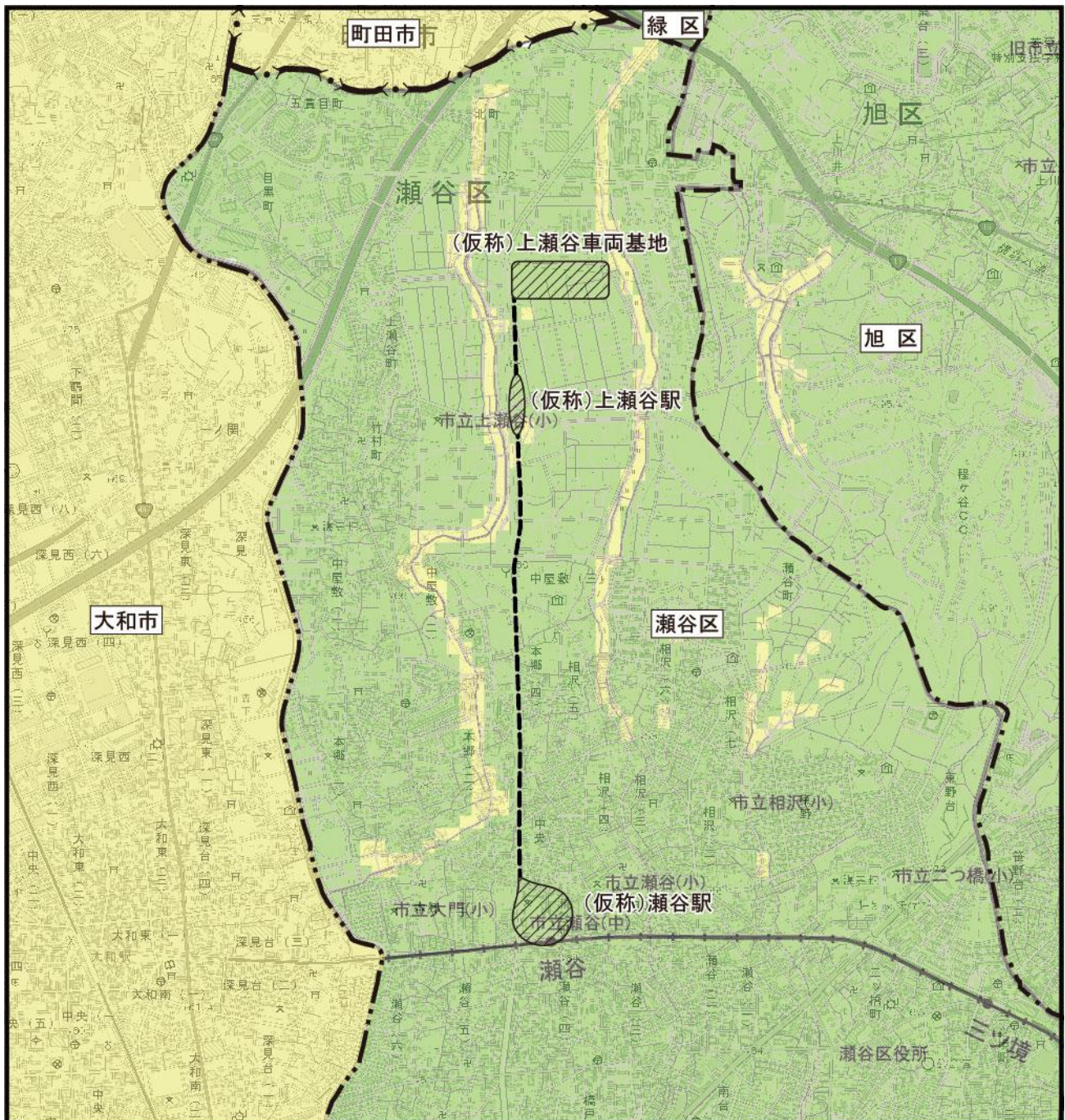


資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）

「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

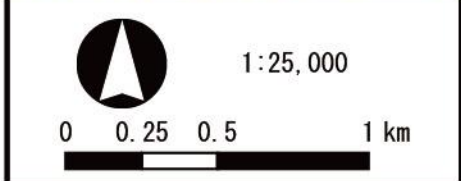
図 3.2-17(1) 地震マップ（元禄型関東地震）



凡例

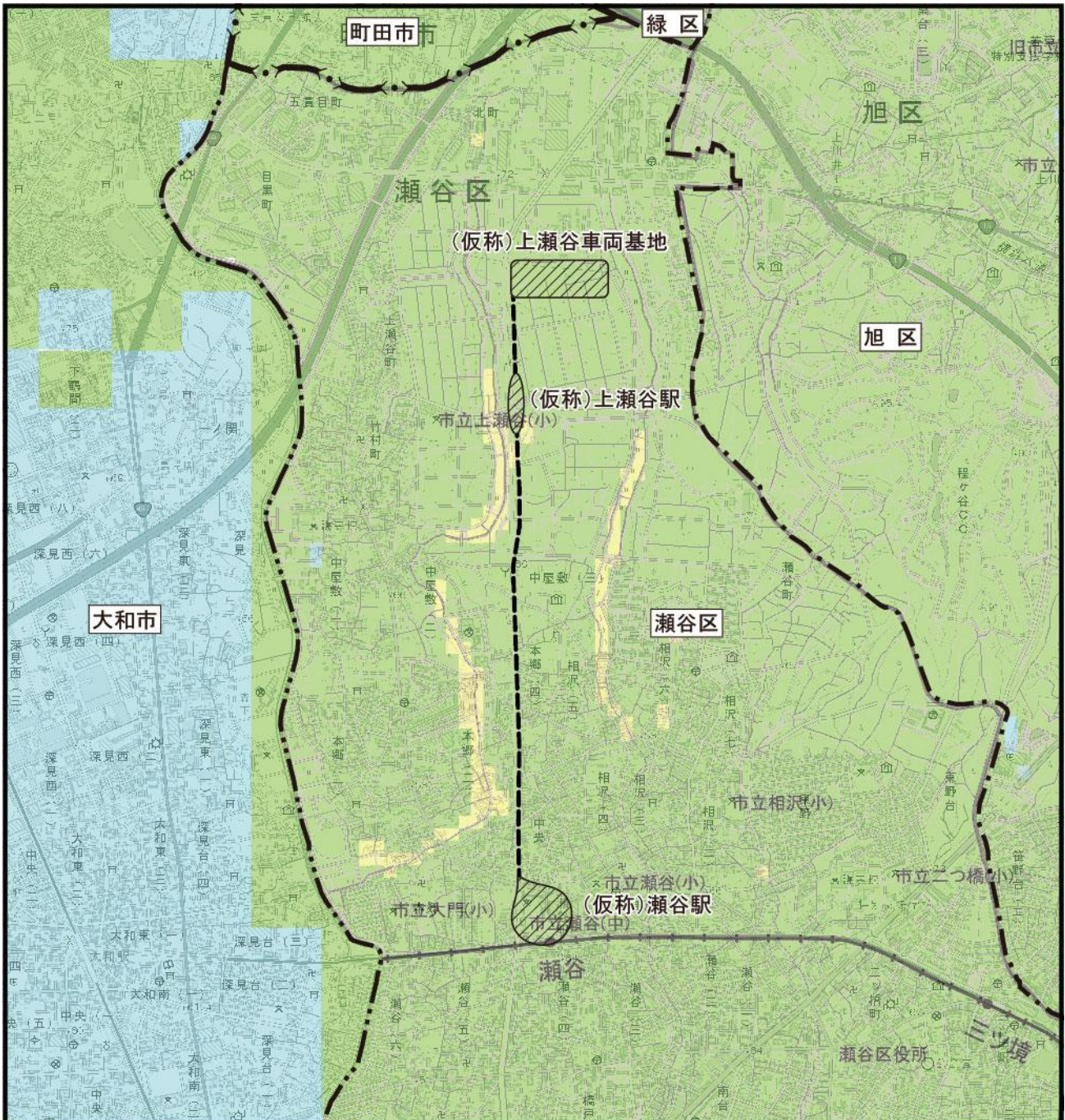
- (with hatched area) — 対象事業実施区域
- (with dots) — 都県界
- (with dashes) — 市界
- (with long dashes) — 区界

- 震度階**
- 震度 7
 - 震度 6 強
 - 震度 6 弱
 - 震度 5 強
 - 震度 5 弱
 - 震度 4



資料：「東京都湾北部地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）
 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）
 「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

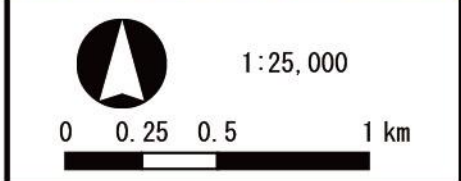
図 3.2-17(2) 地震マップ（東京湾北部地震）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 震度階
- 震度 7
 - 震度 6 強
 - 震度 6 弱
 - 震度 5 強
 - 震度 5 弱
 - 震度 4



資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」
 （横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）
 「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）
 「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」（内閣府防災担当報道発表資料 平成 24 年 8 月）

図 3.2-17(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

③ 浸水想定区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は図 3.2-18 に、内水による浸水想定区域は図 3.2-19 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しました。

洪水ハザードマップは境川流域全体で 24 時間に約 632 mm の降雨を想定しています。(横浜気象台では昭和 33 年 9 月 26 日に 24 時間に 287 mm の降雨を観測)。内水ハザードマップは、30 年に 1 回降ると想定される 1 時間最大 76.5 mm の降雨を想定しています(平成 16 年 10 月 22 日(台風 22 号)横浜市消防局港南消防署野庭消防出張所の実績)。

洪水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の西側近傍に、浸水深ランク 0.5m～3.0m 未満の地域が存在しています。

内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の周辺において、浸水深が 0 cm～2 cm 未満、2 cm～20 cm 未満の地域が散在しています。

④ 液状化

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2-20 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市 平成 24 年 10 月)にて被害想定対象とされた 3 地震(元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震)としました。

対象事業実施区域周辺には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化危険度はかなり低い」となっています。

⑤ 災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しており、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

調査区域における災害用井戸の分布状況は図 3.2-21 に示すとおりで、瀬谷区に 55 箇所、旭区に 26 箇所、町田市に 5 箇所存在しています。なお、大和市は災害時協力井戸が 289 件登録されていますが、場所は公表されていません。

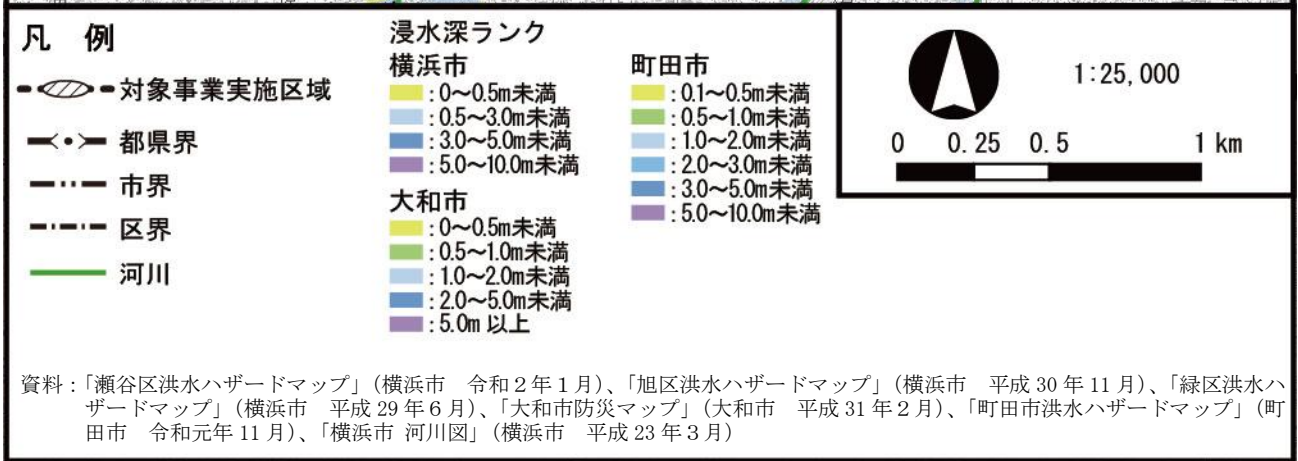
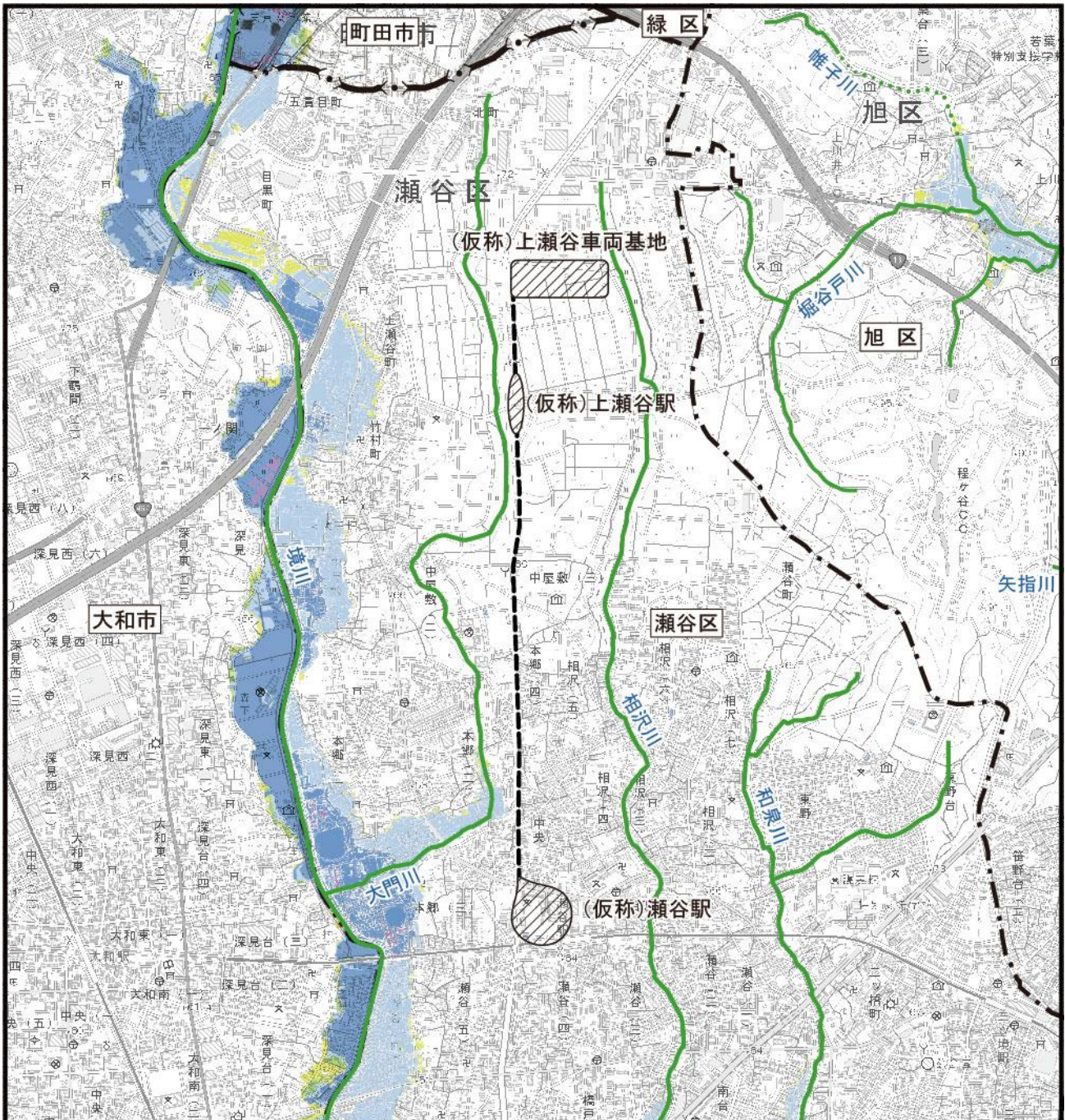
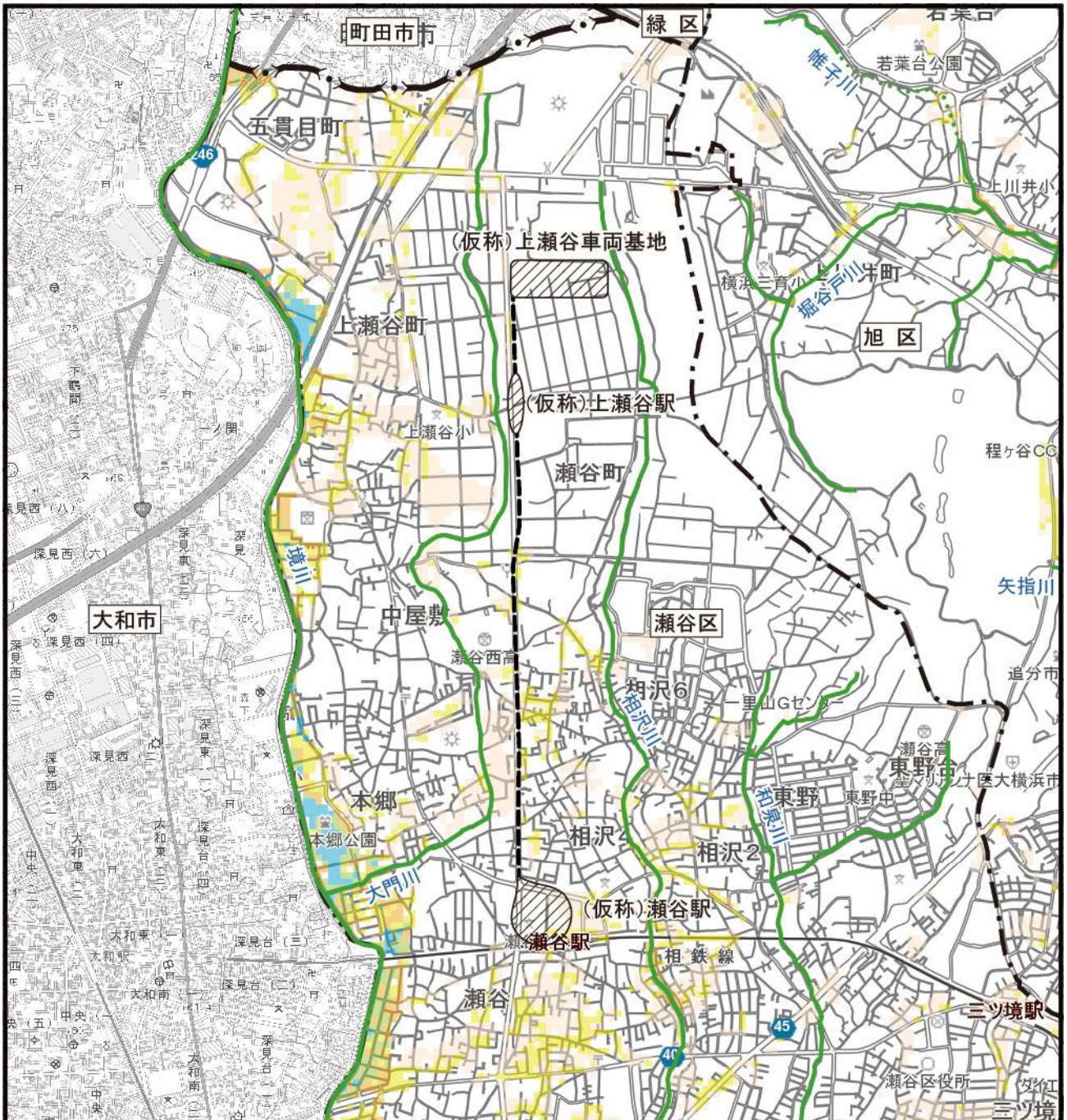


図 3.2-18 洪水による浸水想定区域



凡例

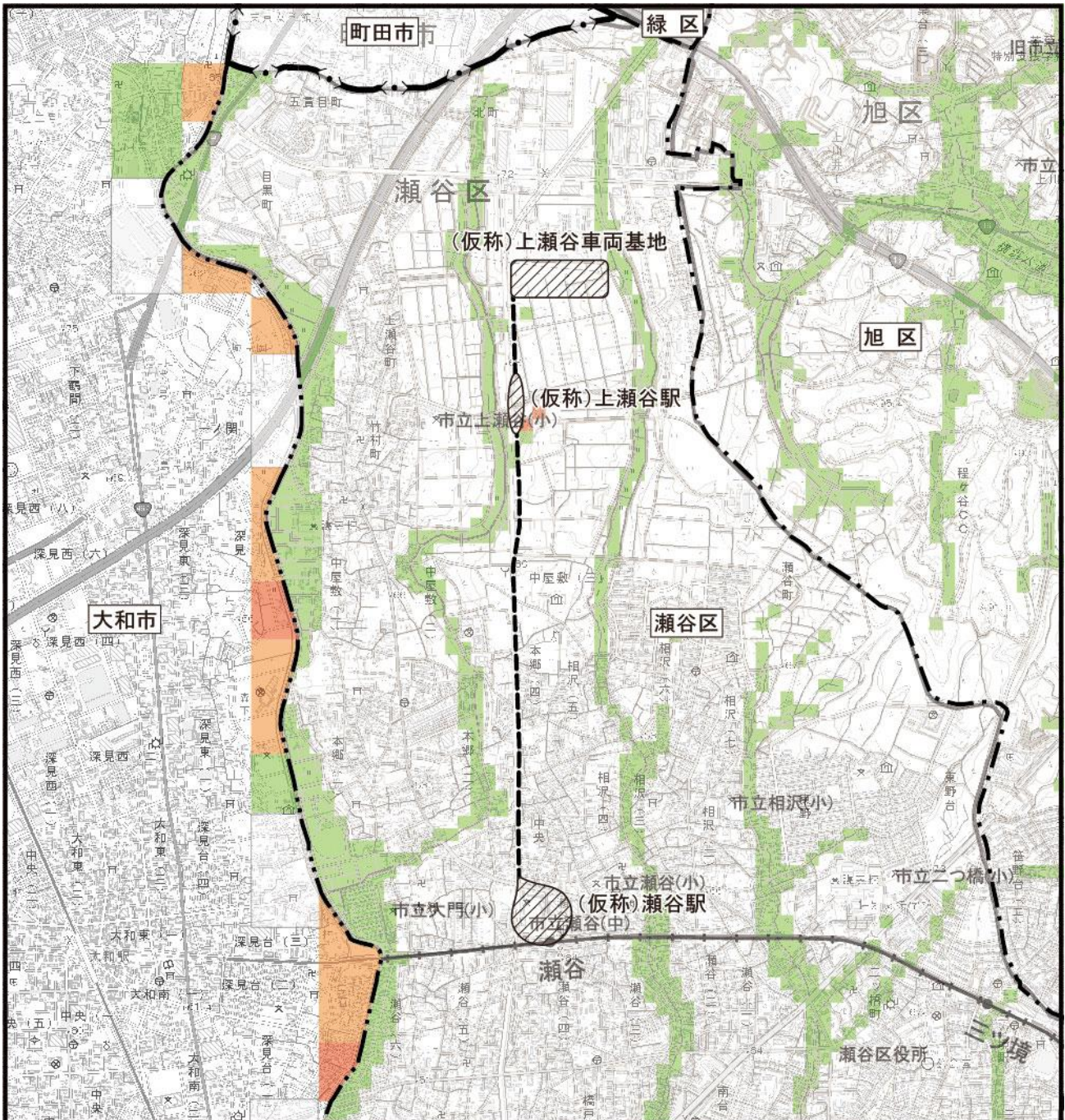
- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川

浸水深ランク	
	0 ~ 2cm 未満
	2cm ~ 20cm 未満
	20cm ~ 50cm 未満
	50cm ~ 1.0m 未満
	1.0m ~ 2.0m 未満
	2.0m 以上

1:25,000

注1：大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。
 資料：「瀬谷区内水ハザードマップ」（横浜市 平成26年3月）、「旭区内水洪水ハザードマップ」（横浜市 平成27年3月）、「緑区内水ハザードマップ」（横浜市 平成27年3月）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）

図 3.2-19 内水による浸水想定区域

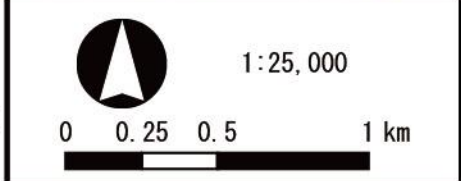


凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- — 市界
- · — 区界

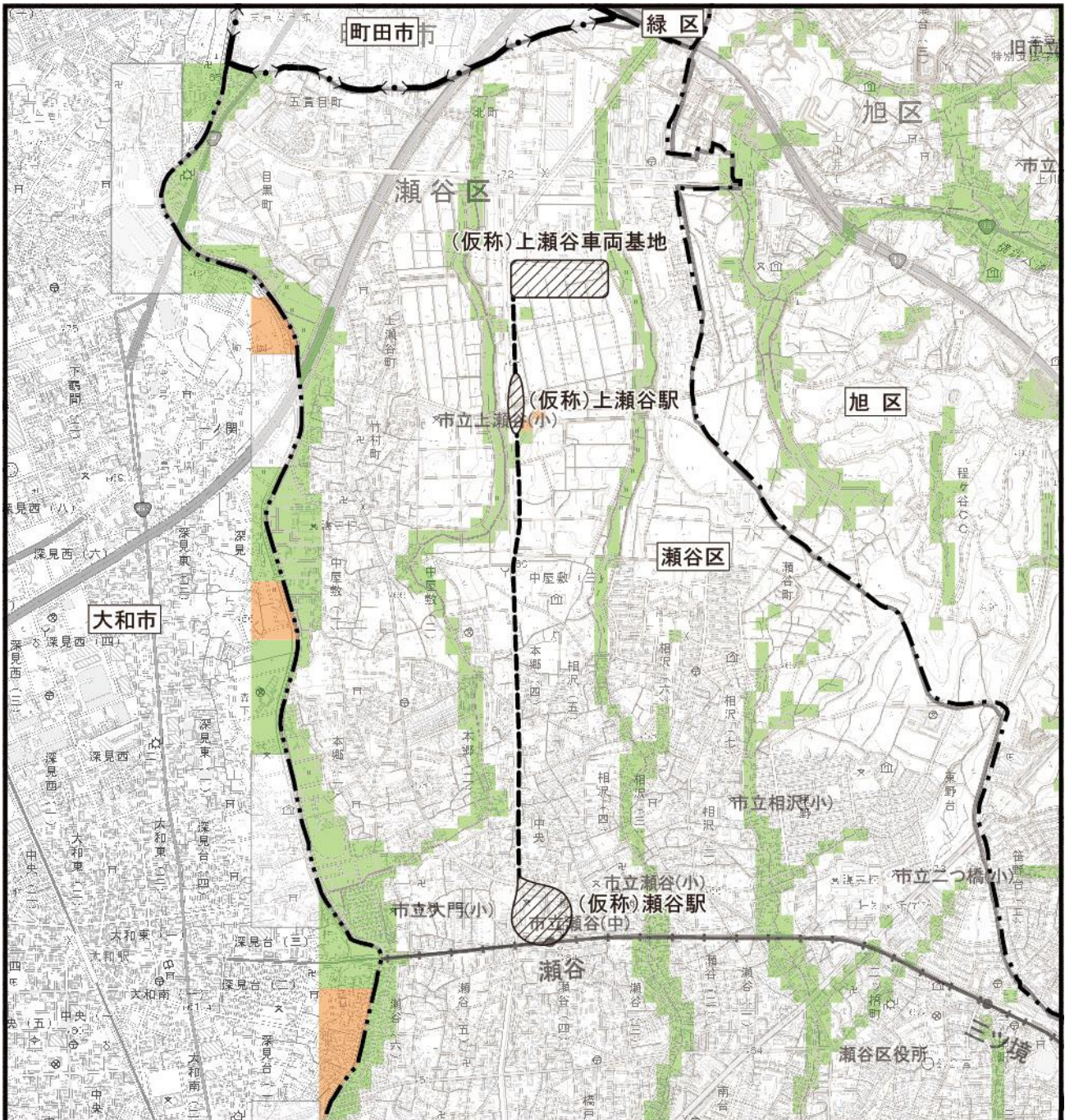
液状化危険度

- 液状化危険度が高い : $15 < PL$
- 液状化する可能性がある : $5 < PL \leq 15$
- 液状化危険度は低い : $0 < PL \leq 5$
- 液状化危険度はかなり低い : $PL = 0$



資料 : 「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ (瀬谷区、旭区、緑区)」 (平成 24 年 10 月作成)
 (横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)
 「e-かなマップ 液状化想定図 元禄型関東地震」 (神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)
 「首都直下地震等による東京の被害想定 (平成 24 年 4 月 18 日公表)」 (東京都防災ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

図 3.2-20(1) 液状化マップ (元禄型関東地震)

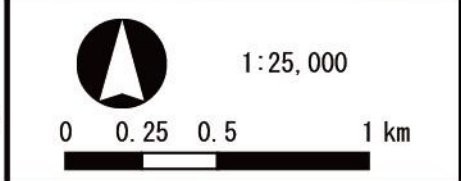


凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

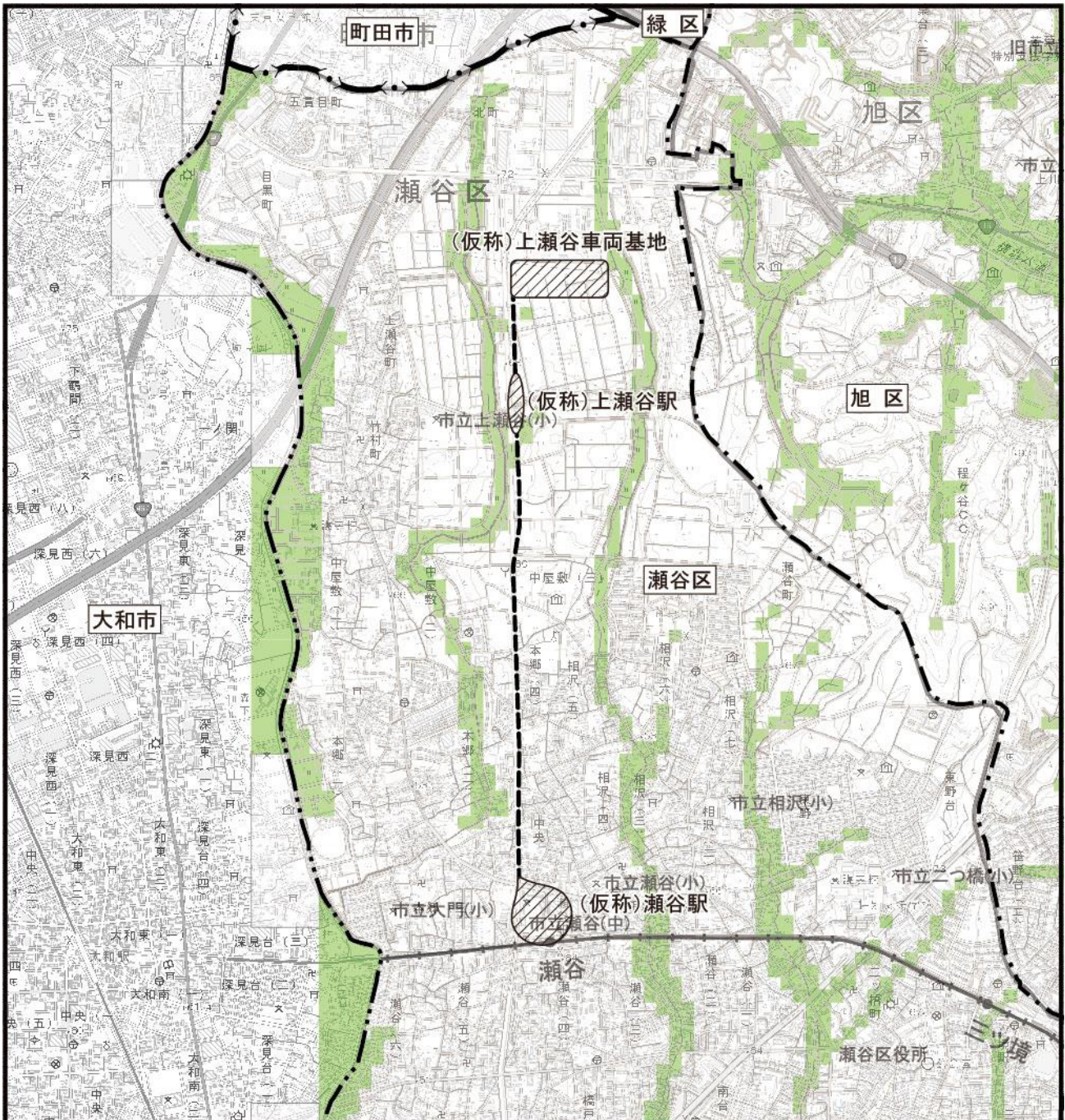
液状化危険度

- 液状化危険度が高い: $15 < PL$
- 液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$
- 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$
- 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



資料：「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「e-かなマップ 液状化想定図 都心南部直下地震」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）」（東京都防災ホームページ 令和2年5月閲覧）

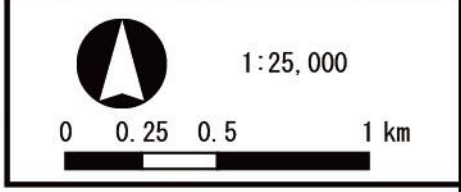
図 3.2-20(2) 液状化マップ（東京湾北部地震）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- — 市界
- · — 区界

液状化危険度	
	液状化危険度が高い: $15 < PL$
	液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$
	液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$
	液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



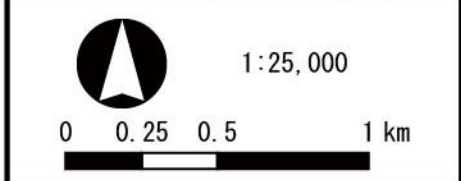
資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（平成 24 年 10 月作成）
 （横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）
 「e-かなマップ 液状化想定図 南海トラフ巨大地震」（神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）
 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年 5 月 14 日公表）」（東京都防災ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

図 3. 2-20 (3) 液状化マップ（南海トラフ巨大地震）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 災害用井戸



資料：「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ（市民防災情報）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「町田市防災マップ〔南地区〕（令和2年3月）」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-21 災害用井戸

3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

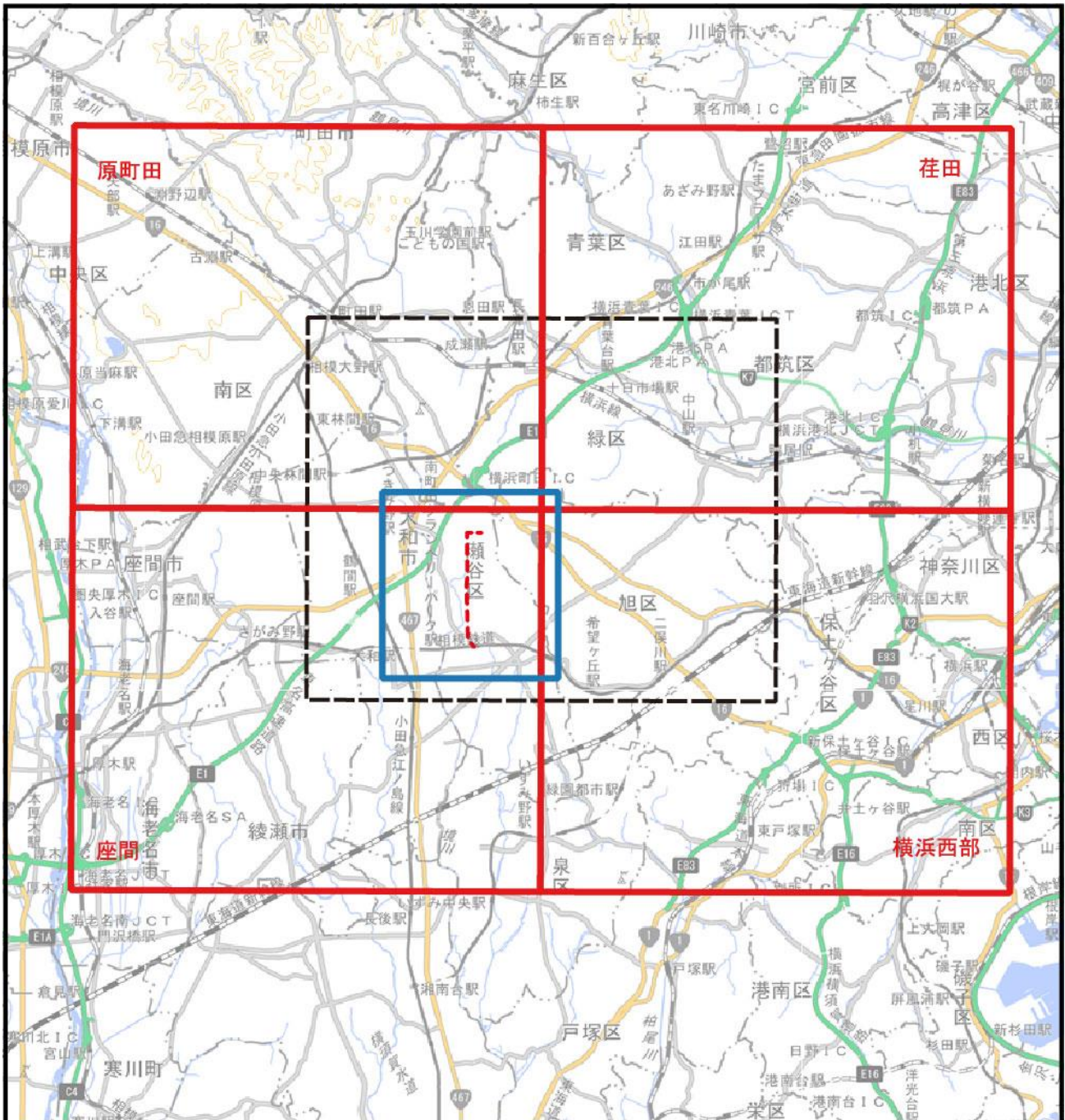
動物の生息状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-16 及び図 3.2-22 のとおりです。

表 3.2-16 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「かながわの鳥と獣」（神奈川県 平成 4 年 3 月）	調査区域が含まれる 5 km メッシュで確認された種を対象としました。
「かながわの鳥図鑑」（神奈川県 平成 4 年 3 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の魚類」（神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」（神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所 平成 28 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の脊椎動物」（大和市教育委員会 平成 2 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市の昆虫」（大和市教育委員会 平成 3 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成 8 年 9 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1993 年（平成 5 年）町田の野鳥」（町田野鳥の会 平成 6 年 10 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1998 年度（平成 10 年度）町田の野鳥」（町田野鳥の会 平成 12 年 2 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「2003 年度（平成 15 年度）町田の野鳥 3」（町田野鳥の会 平成 17 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜のホテル生息地（1983 年度版）」（横浜市公害研究所 昭和 59 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「生物多様性情報システム—基礎調査データベース検索—（第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書）」（環境省ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）	調査区域が含まれる 2 次メッシュとして、「座間」、「横浜西部」、「荏田」、「原町田」の 4 メッシュで確認された種を対象としました。

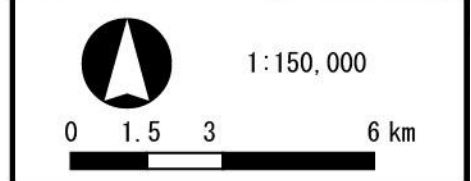
なお、上記以外に「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省 令和 2 年 5 月閲覧）により、調査区域及びその周辺における以下の情報を収集しました。

コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、イヌワシ・クマタカ生息分布、オオワシ・オジロワシ生息分布、渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地、鳥類の渡りのルート、重要種（イヌワシ、チュウヒ、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ）の分布状況



凡例

- - - 対象事業実施区域
- 調査区域
- 調査対象2次メッシュ
- 調査対象5kmメッシュ



資料：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-22 文献その他の資料による調査範囲

① 動物相の概要

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、調査区域及びその周辺の動物相の概要を表 3.2-17 のとおり整理しました。哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫类等 823 種、魚類 47 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 99 種が確認されています。

表 3.2-17(1) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	2	アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、タイワンリス、アカネズミ、ドブネズミ、ノウサギ (14種)
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	4	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	1	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	11	
鳥類	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	2	キジ、カルガモ、キジバト、コサギ、コチドリ、キアシシギ、トビ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、モズ、オナガ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (149種)
	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	55	
	「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成4年3月)	88	
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	55	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	23	
	「1993年(平成5年)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成6年10月)	85	
	「1998年度(平成10年度)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成12年2月)	77	
	「2003年度(平成15年度)町田の野鳥3」(町田野鳥の会 平成17年3月)	38	
「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	127		

表 3. 2-17(2) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
爬虫類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	8	クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (11種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	8	
両生類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、アカガエル属、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル (10種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	9	
昆虫類等	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	7	ジグモ、オナガグモ、ジョロウグモ、アシナガグモ、クロケシグモ、コクサグモ、ウヅキコモリグモ、ハナグモ、アリグモ、アキアカネ、オオカマキリ、エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、マルカメムシ、マイマイカブリ、コクワガタ、カナブン、ウバタマムシ、ナミテントウ、シロスジカミキリ、ヒメクロオトシブミ、オオスズメバチ、アカイラガ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ヒメアカタテハ、コシロシタバ等 (823種)
	「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成3年3月)	659	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	80	
	「横浜のホタル生息地(1983年度版)」(横浜市公害研究所 昭和59年3月)	2	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	160	
魚類	「神奈川県内河川の魚類」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	13	コイ、ギンブナ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、ミナミメダカ、オオヨシノボリ、クロダハゼ、旧トウヨシノボリ類等 (47種)
	「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成28年3月)	14	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	43	
陸産貝類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	32	サドヤマトガイ、ケシガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ等 (32種)
底生動物	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	65	アメリカツノウズムシ、マルタニシ、イトミミズ属、シマイシビル、ミズムシ、ヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、ハグロトンボ、コオニヤンマ、アメンボ、コガタシマトビケラ、セスジユスリカ等 (99種)
	「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成28年3月)	73	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)	9	

② 動物の重要な種

動物の重要な種は、「① 動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.2-18 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は表 3.2-19 のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫类等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧) によれば、図 3.2-34 に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。図 3.2-24 に示すとおり、調査区域の北端(対象事業実施区域外)を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。図 3.2-25 及び図 3.2-26 に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サンバ、ノスリ、ハチクマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

表 3.2-18(1) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号)、「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月東京都条例第 25 号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号)、「大和市文化財保護条例」(昭和 38 年 10 月大和市条例第 25 号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和 52 年 4 月町田市条例第 30 号)に基づく天然記念物 国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物等 国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年 2 月政令第 17 号)

表 3.2-18(2) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和元年 3月)の掲載種</p>	<p>EX: 絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR: 絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN: 絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU: 絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)</p>
④	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p>	<p>EX: 絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR: 絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN: 絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU: 絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少: 減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種 希少: 希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種 要注: 要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目: 注目種・・・生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 不明: 不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p>

表 3.2-19(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	ネコ	イヌ	キツネ				NT
2		イタチ	イタチ				NT
計	1目	2科	2種	0種	0種	0種	2種

注1：種名及び配列は原則として、「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（環境省 平成14年）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3.2-18（p.3-58～59）参照。

表 3.2-19(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類1）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	VU ^b	
2			ヤマドリ				VU ^{a,b}	
3	カモ	カモ	アカツクシガモ			DD		
4			オシドリ			DD	希少 ^a 、減少 ^b	
5			トモエガモ			VU	希少 ^b	
6	ハト	ハト	アオバト				注目 ^{a,b}	
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU ^a	
8			ミゾゴイ			VU	CR+EN ^a	
9			ササゴイ				VU ^a	
10			チュウサギ			NT		
11	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	CR+EN ^a	
12	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU ^a	
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU ^a	
14	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少 ^a	
15	チドリ	チドリ	タゲリ				VU ^b	
16			ダイゼン				減少 ^b	
17			イカルチドリ				NT ^a 、注目 ^b	
18			コチドリ				注目 ^a	
19		シギ		ヤマシギ				希少 ^b
20				タシギ				注目 ^b
21				クサシギ				NT ^b
22				キアシシギ				VU ^b
23				イソシギ				希少 ^a 、注目 ^b
24				ハマシギ			NT	VU ^b
25				タマシギ	タマシギ			VU
26		カモメ	コアジサシ			VU	CR+EN ^a	
27		タカ	タカ	ツミ				VU ^a 、希少 ^b
28	ハイタカ					NT	DD ^a 、希少 ^b	
29	オオタカ					NT	VU ^a 、希少 ^b	
30	サシバ					VU	CR+EN ^a	
31	ノスリ						VU ^a 、希少 ^b	
32	フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT ^a	
33			アオバズク				VU ^a	
34	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU ^a	
35		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN ^a	
36	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	CR+EN ^a 、希少 ^b	
37	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU ^a	
38		カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU ^a	
39		モズ		チゴモズ			CR	CR+EN ^a
40				モズ				減少 ^a

表 3.2-19(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類2）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準			
				①	②	③	④
41	スズメ	キクイタダキ	キクイタダキ				希少 ^a
42		シジュウカラ	コガラ				VU ^a 、NT ^b
43		ヒバリ	ヒバリ				減少 ^a
44		ツバメ	ツバメ				減少 ^a
45			コシアカツバメ				減少 ^a
46		ウグイス	ヤブサメ				NT ^a
47		ムシクイ	メボソムシクイ				VU ^a
48			エゾムシクイ				NT ^a
49			センダイムシクイ				NT ^a
50		センニュウ	オオセッカ		国内	EN	
51		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU ^a
52		セッカ	セッカ				減少 ^{a, b}
53		カワガラス	カワガラス				減少 ^{a, b}
54		ヒタキ	トラツグミ				減少 ^a
55			クロツグミ				VU ^a
56			アカハラ				減少 ^a
57			ルリビタキ				VU ^a
58			コサメビタキ				CR+EN ^a
59			キビタキ				減少 ^a
60			オオルリ				NT ^a
61			セキレイ	キセキレイ			
62		セグロセキレイ					減少 ^a
63		ビンズイ					VU ^a
64		アトリ	カワラヒワ				減少 ^a
65		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN ^a
66			アオジ				VU ^a
67			クロジ				CR+EN ^a 、減少 ^b
68			オオジュリン				VU ^b
計	14 目	34 科	68 種	0 種	2 種	20 種	65 種

注1：種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3.2-18 (p. 3-58~59) 参照。

注3：④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）において、鳥類は、繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。

a：繁殖期、b：非繁殖期

表 3.2-19(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
2		ナミヘビ	アオダイショウ				要注
3			シマヘビ				要注
4			ヤマカガシ				要注
5		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	1 目	3 科	5 種	0 種	0 種	0 種	5 種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和2年3月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3.2-18 (p. 3-58~59) 参照。

表 3. 2-19(5) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	CR+EN
2	無尾	アカガエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル			要注
3			ナガレタゴガエル			希少	
4			ニホンアカガエル			VU	
5			ツチガエル			要注	
6			トウキョウダルマガエル		NT	VU	
7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル			要注	
8			モリアオガエル			要注	
計		2目	4科	8種	0種	0種	2種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和2年3月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3. 2-18（p. 3-58～59）参照。

表 3. 2-19(6) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫类等1）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ				要注
2			セスジイトトンボ				要注
3			キイトトンボ				EN
4			ベニイトトンボ			NT	CR
5			モートンイトトンボ			NT	EN
6		モノサシトンボ	モノサシトンボ				NT
7		アオイトトンボ	オツネントンボ				VU
8		カワトンボ	ハグロトンボ				要注
9		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
10			キイロサナエ			NT	CR
11			コサナエ				EN
12		ヤンマ	カトリヤンマ				NT
13			サラサヤンマ				EN
14		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
15			タカネトンボ				要注
16	トンボ	トンボ	コフキトンボ				要注
17			シオヤトンボ				要注
18			チョウトンボ				EN
19			ナツアカネ				要注
20			マユタテアカネ				要注
21			マイコアカネ				DD
22			ヒメアカネ				要注
23			ミヤマアカネ				NT
24			リスアカネ				要注
25	バッタ	クツワムシ	クツワムシ				要注
26		キリギリス	ヒガシキリギリス				要注
27	カメムシ	セミ	ハルゼミ				要注
28		アメンボ	オオアメンボ				NT
29		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN
30			タガメ		国内	VU	EX
31	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU	CR+EN
32		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ			VU	EX
33		ガムシ	コガムシ			DD	NT
34			ガムシ			NT	CR

表 3.2-19(7) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等 2）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
35	コウチュウ	クワガタムシ	ミヤマクワガタ				要注
36		タマムシ	ウバタマムシ				NT
37		コメツキムシ	ウバタマコメツキ				NT
38		ホタル	ヘイケボタル				NT
39		カミキリムシ	ムネアカクロハナカミキリ				NT
40			マルクビケマダラカミキリ				NT
41			トラフカミキリ				要注
42			シロスジカミキリ				要注
43			ネジロカミキリ				NT
44		チョウ	ミノガ	オオミノガ			
45	セセリチョウ		ホソバセセリ				VU
46			ギンイチモンジセセリ			NT	NT
47			ミヤマチャバネセセリ				要注
48			オオチャバネセセリ				VU
49	シロチョウ		ヒメシロチョウ			EN	EN
50	シジミチョウ		ミドリシジミ				NT
51			クロシジミ			EN	EX
52			シルビアシジミ			EN	CR
53	タテハチョウ		スミナガシ本土亜種				要注
54			オオムラサキ			NT	NT
55	ヤガ	コシロシタバ			NT		
計	5 目	27 科	55 種	0 種	1 種	15 種	54 種

注 1：種名及び配列は原則として、「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁 平成 7 年 4 月）に準拠しましたが、その後、和名や学名等が変更された種については、最新の文献や図鑑等に基づいて修正しました。

注 2：選定基準は表 3.2-18（p. 3-58～59）参照。

表 3.2-19(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU	EN		
2	コイ	コイ	コイ				DD		
-			ゲンゴロウブナ			(EN) ^{注3}			
3			キンブナ			VU	EN		
4			ハス			VU			
5			アブラハヤ					NT	
6			ウグイ					NT	
7			ゼゼラ			VU			
8			カマツカ					NT	
9			ニゴイ					VU	
-			スゴモロコ				(VU) ^{注4}		
10			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ			NT	
11					シマドジョウ				NT
12	ホトケドジョウ					EN	EN		
13	ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目		
14	サケ	サケ	サクラマス（ヤマメ）			NT	CR		
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR		
16	カサゴ	カジカ	カジカ			NT	VU		
17	スズキ	ハゼ	ボウズハゼ				NT		
18			オオヨシノボリ				NT		
計	7目	8科	18種	0種	0種	9種	15種		

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 平成30年11月）に準拠しました。

注2：選定基準は表3.2-18（p.3-58～59）参照。

注3：ゲンゴロウブナは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

注4：スゴモロコは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

表 3.2-19(9) 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2		エゾマメタニシ	イナバマメタニシ			VU	
3	汎有肺	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	
4			ヒラマキガイモドキ			NT	
5		オカモノアラガイ	コウフオカモノアラガイ			VU	
計	2目	4科	5種	0種	0種	5種	0種

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 平成30年11月）に準拠しました。

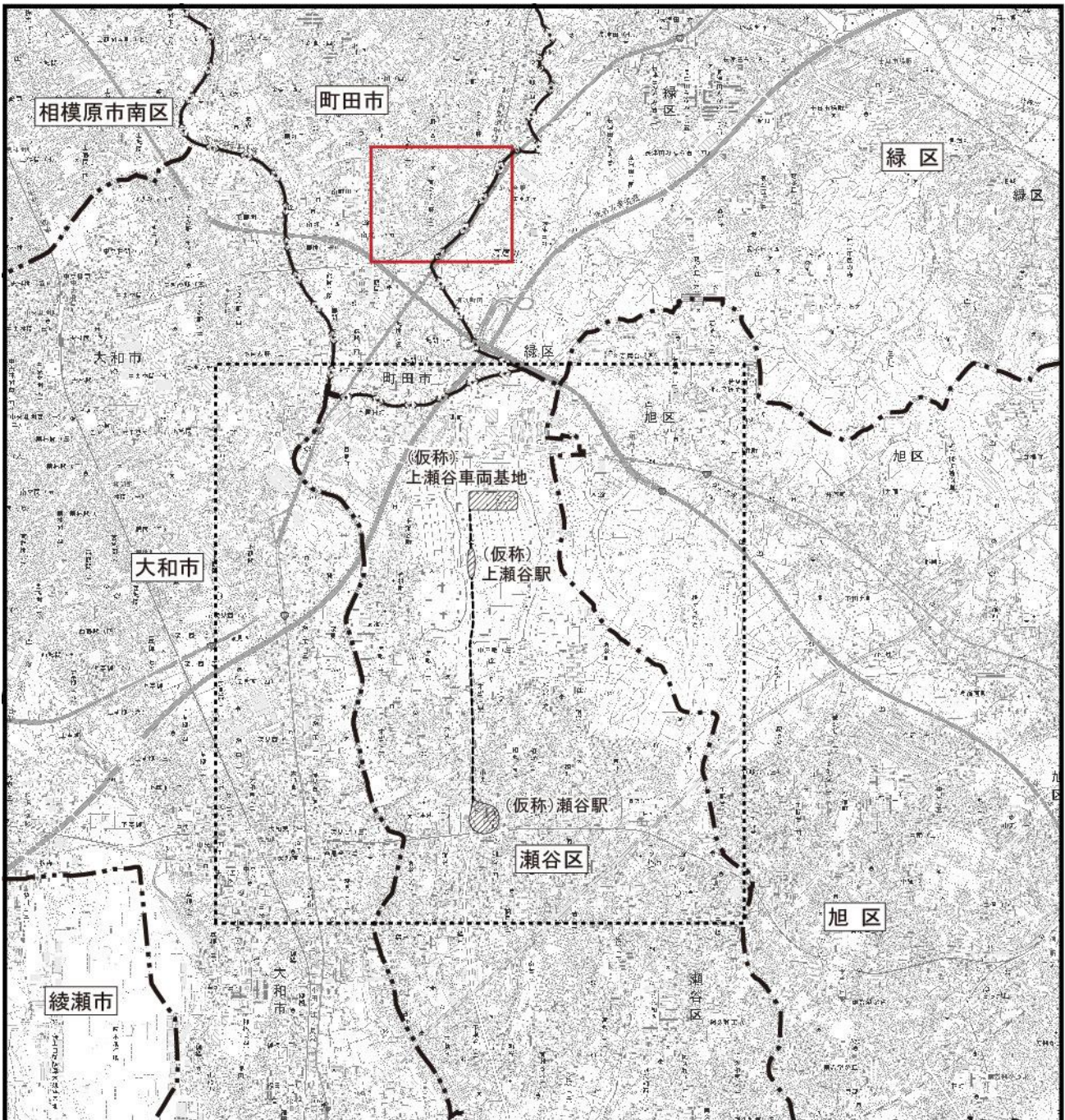
注2：選定基準は表3.2-18（p.3-58～59）参照。

表 3.2-19(10) 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	
2			オオタニシ			NT	
3		モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	
4	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
5	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
6		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
7	コウチュウ	ゲンゴロウ	ツブゲンゴロウ				EX
計	4目	6科	7種	0種	0種	4種	3種

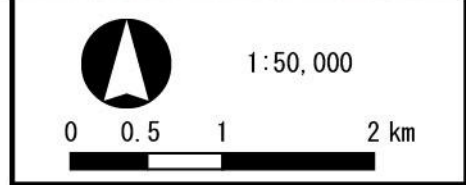
注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 平成30年11月）に準拠しました。

注2：選定基準は表3.2-18（p.3-58～59）参照。



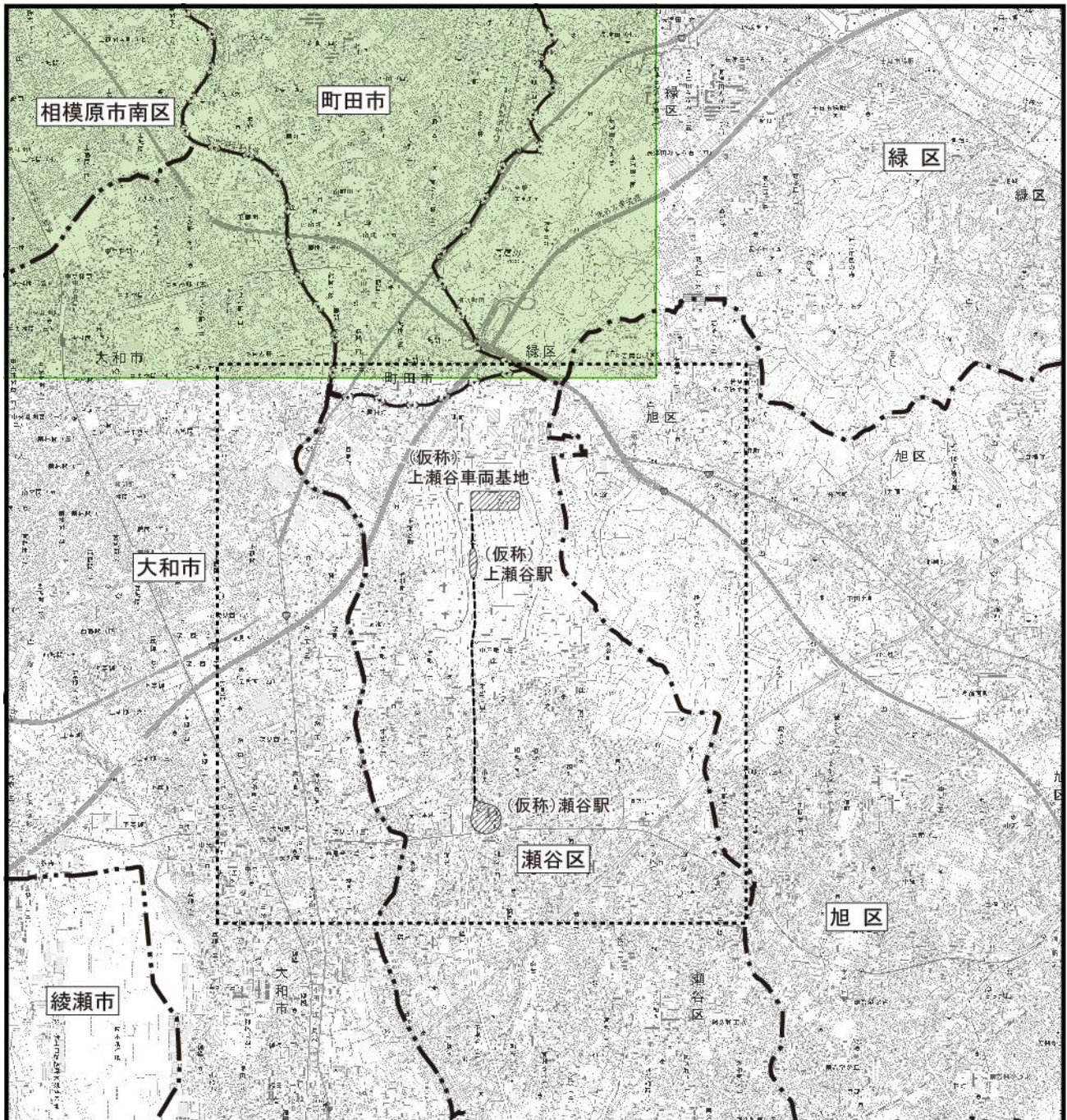
凡例

- 対象事業実施区域
- ◁▷— 都県界 ——— 市界 ——— 区界
- ⋯⋯ 調査区域
- コウモリ生息情報



資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)

図 3.2-23 コウモリ洞の分布やコウモリ生息情報

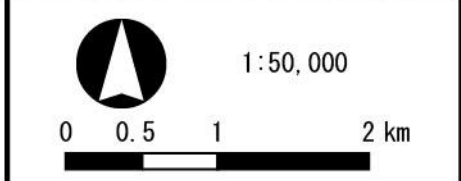


凡例

- 対象事業実施区域
- ◁▷— 都県界 —●— 市界 —●— 区界
- ⋯⋯ 調査区域

イヌワシ生息分布

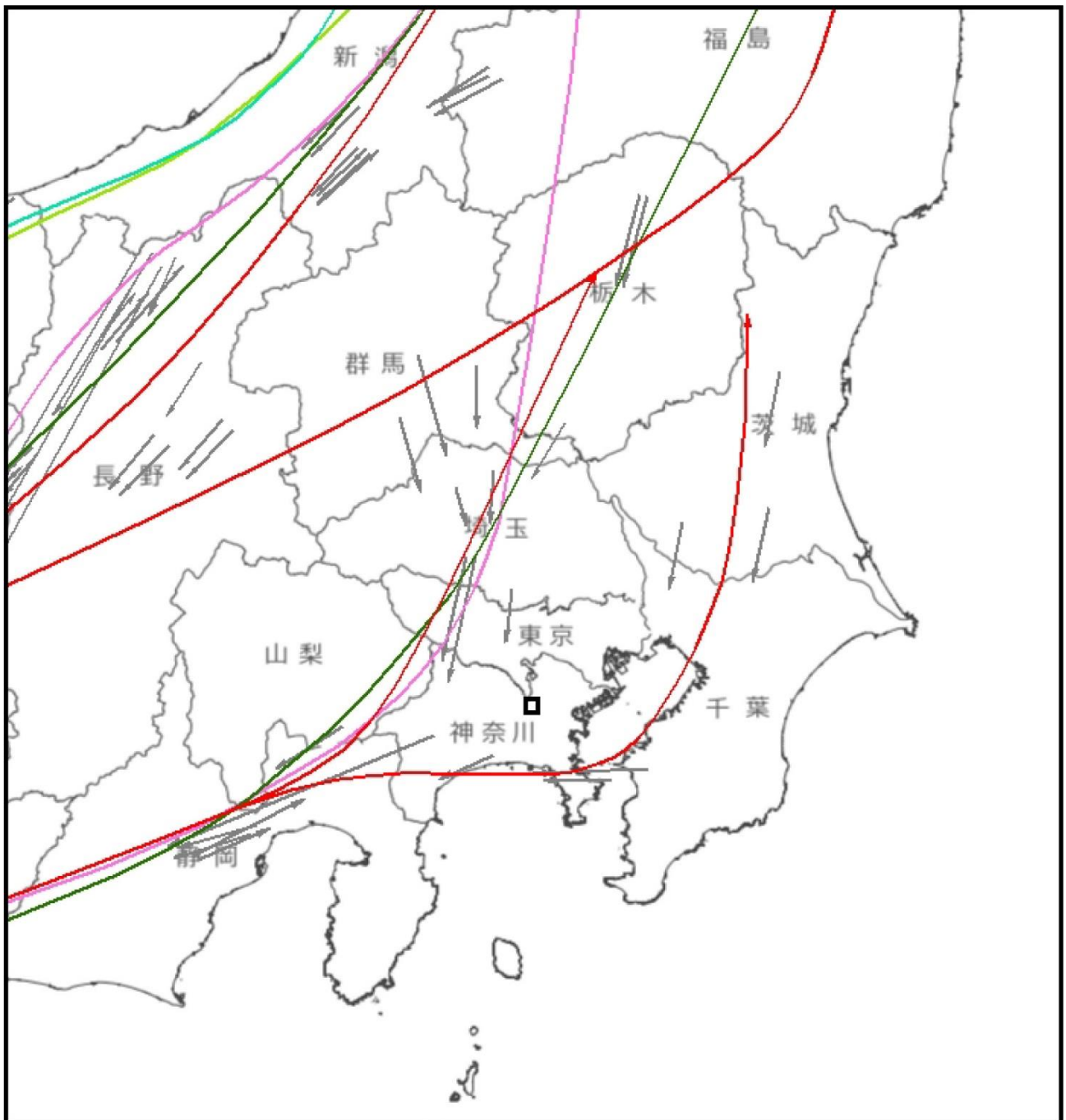
■ (一時滞在)



注1：クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地は、図に示す範囲では確認されませんでした。

資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)

図 3. 2-24 イヌワシ生息分布

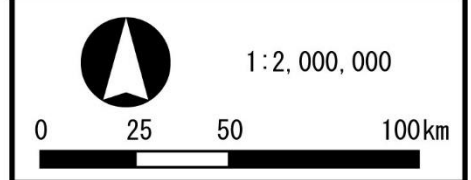


凡 例

□ 調査区域

日中の渡りルート

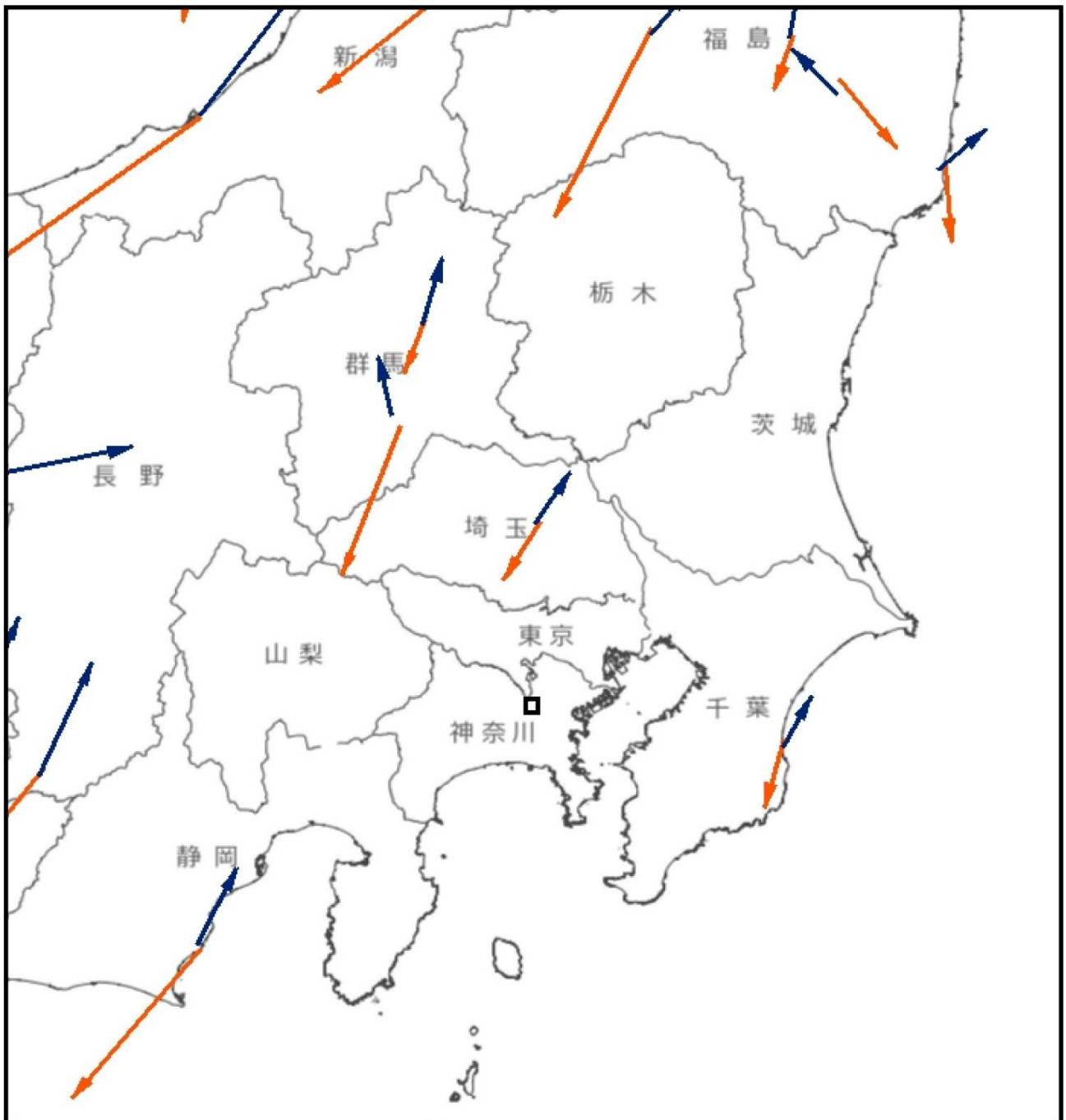
- | | |
|----------|----------|
| → ハクチョウ類 | → ノスリ |
| → ガン類 | → ハクマ |
| → サシバ | → その他猛禽類 |



注1：オオハクチョウ、コハクチョウ、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカの日中の渡りのルートは、図に示す範囲では確認されませんでした。

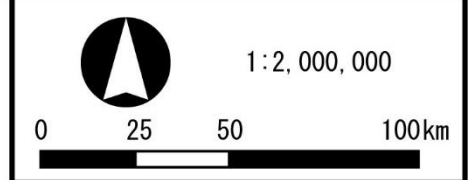
資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-25 センシティビティマップにおける日中の渡りルート



凡 例

- 調査区域
- ➔ 夜間の渡りルート（春季）
- ➔ 夜間の渡りルート（秋季）



資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-26 センシティブティマップにおける夜間の渡りルート

③ 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 3.2-20 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。調査区域における動物の注目すべき生息地を表 3.2-21 及び図 3.2-27 に示します。調査区域には、「ホテル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域の北区間が含まれています。これについては、「(3) 生態系の状況 ③重要な自然環境のまとまりの場」(p.3-92~93)にて記述します。

表 3.2-20(1) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
①	「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)、「大和市文化財保護条例」(昭和38年10月大和市条例第25号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和52年4月町田市条例第30号)に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和2年5月閲覧)ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)
③	「自然環境保全法」(昭和47年6月法律第85号)	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域	「自然環境保全地域」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)
④	「神奈川県自然環境等保全条例」(昭和47年10月神奈川県条例第52号)	県自然：神奈川県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」(神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧)
⑤	「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12年12月東京都条例216号)	都自然：東京都自然環境保全地域	「保全地域の指定状況一覧」(東京都環境局ホームページ 令和2年5月閲覧)
⑥	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月条約第7号)	自遺：自然遺産	「日本の世界自然遺産」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)

表 3.2-20(2) 注目すべき生息地の選定基準

	選定基準	文献その他の資料
⑦	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和55年9月条約第28号)</p>	<p>基準1: 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準3: 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地 基準7: 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 基準8: 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準9: 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている湿地</p>
⑧	<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号)</p>	<p>都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特: 特別保護地区 特指: 特別保護指定区域</p> <p>「令和元年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」(神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧)及び「令和元年度東京都鳥獣保護区等位置図」(東京都ホームページ 令和2年5月閲覧)</p>
⑨	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 平成28年4月)</p>	<p>基準1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2: 希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3: 多様な生物相を有している場合 基準4: 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合</p> <p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)</p>

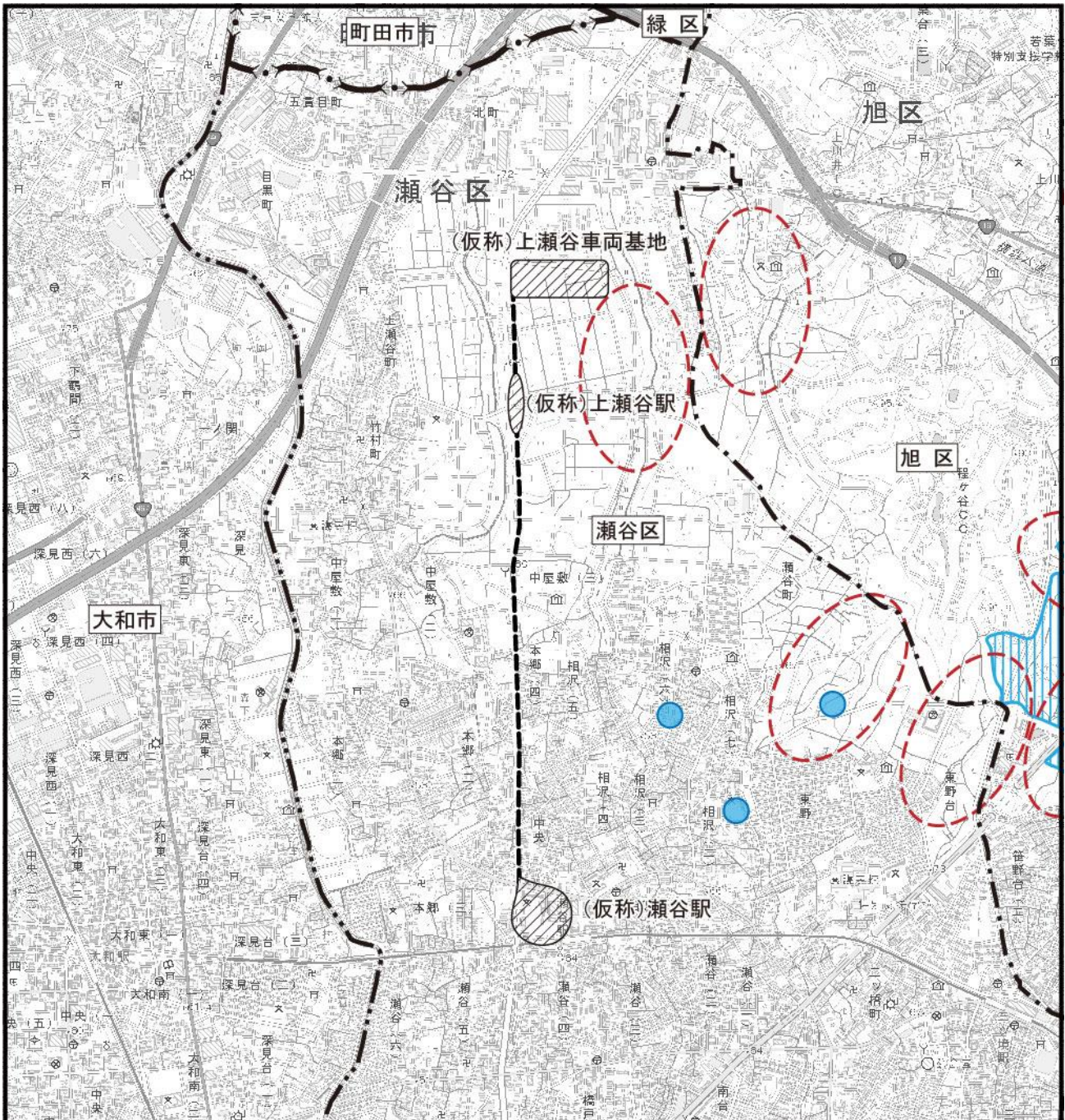
表 3.2-20(3) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑩	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会ホームページ 令和2年5月閲覧)	<p>A1:世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2:生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3:ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム*に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i:群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii:群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii:1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
⑪	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和2年5月閲覧)	<p>危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性: a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) が生息/生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息/生育する、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群が生息/生育する</p>
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)	<p>ホタル生息確認地域: 1983年に横浜市公害研究所(環境科学研究所)で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域</p> <p>トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ): 横浜市で把握している主なエコアップスポット(トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ)</p>







表 3.2-21 動物の注目すべき生息地

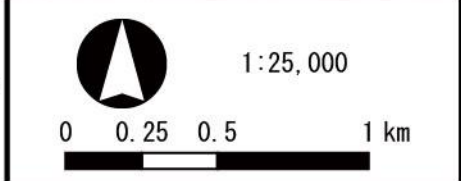
選定基準		区分
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」	ホタル生息確認地域
		トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)

資料:「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)



凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  ホテル生息確認地域
-  トンボ池等主なエコアップスポット (点のピオトープ)



資料：「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）

図 3.2-27 動物の注目すべき生息地

(2) 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。

文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-22 のとおりです。

表 3.2-22 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成 8 年 9 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所 平成 28 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の植物」（大和市教育委員会 平成 3 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。

① 植物相の概要

調査区域及びその周辺の植物相の概要を、表 3.2-23 のとおり整理しました。維管束植物（シダ植物及び種子植物）953 種が確認されています。

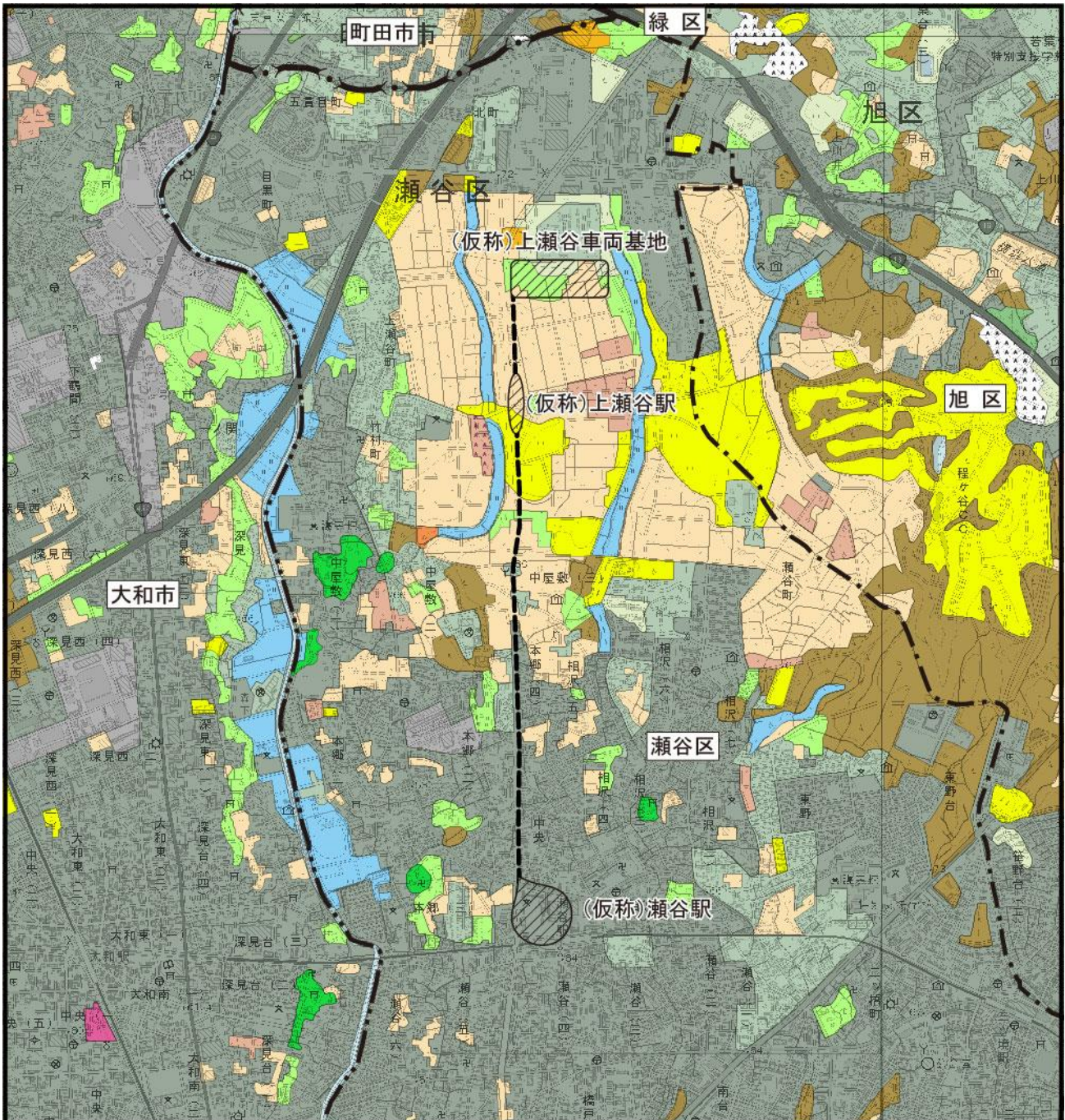
表 3.2-23 文献により確認された植物

分類	主な確認種
シダ植物	クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、キジノオシダ、ウラジロ、カニクサ、イヌシダ、ワラビ、ミズワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、コモチシダ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ハリガネワラビ、ヒメシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、サンショウモ等 (80 種)
種子植物	裸子植物 イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヨウザン、ヒノキ、サワラ、イヌガヤ、カヤ (10 種)
	被子植物 双子葉植物 離弁花類 オニグルミ、シダレヤナギ、ケヤマハンノキ、イヌシデ、スダジイ、クヌギ、シラカシ、コナラ、ケヤキ、カナムグラ、ウワバミソウ、カナビキソウ、ヤドリギ、ミズヒキ、ギシギシ、オシロイバナ、スベリヒユ、コハコベ、アカザ、ヒカゲイノコズチ、ホオノキ、サネカズラ、クスノキ、フサザクラ、カツラ、ニリンソウ、メギ、アケビ、ドクダミ、ヒトリシズカ、ウマノスズクサ、ヤブツバキ、オトギリソウ、ナズナ、ツルマンネングサ、ヤマアジサイ、ヤマザクラ、ネムノキ、ヤブマメ、ホドイモ、サイカチ、クズ、ハリエンジュ、シロツメクサ、カタバミ、ゲンノショウコ、エノキグサ、トウダイグサ、ユズリハ、ニガキ、センダン、ヒメハギ、ヌルデ、イタヤカエデ、ムクロジ、アワブキ、ホウセンカ、モチノキ、ツルウメモドキ、ミツバウツギ、ナツメ、ヤブガラシ、カラスノゴマ、ゼニバアオイ、アオギリ、アキグミ、イイギリ、タチツボスミレ、アレチウリ、ミソハギ、オオマツヨイグサ、アオキ、ヤマウコギ、セリモドキ等 (410 種)
	合弁花類 ギンリョウソウ、ナツハゼ、ヤブコウジ、コナスビ、カキノキ、エゴノキ、トウネズミモチ、フデリンドウ、ガガイモ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホタルカズラ、クサギ、アキノタムラソウ、ホオズキ、ワルナスビ、シソクサ、オオイヌノフグリ、キリ、ハグロソウ、ナンバンギセル、ハエドクソウ、ヘラオオパコ、スイカズラ、レンプクソウ、オミナエシ、ツリガネニンジン、ヨモギ、アレチノギク、アキノキリンソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、オオオナモミ、オニタビラコ等 (225 種)
単子葉植物 ヘラオモダカ、オオカナダモ、リュウノヒゲモ、オオバギボウシ、ヒガンバナ、オニドコロ、コナギ、ヒオウギ、イ、ツユクサ、ヌカボ、スズメノテッポウ、メリケンカルカヤ、メヒシバ、チガヤ、ススキ、ツルヨシ、モウソウチク、シュロ、ウラシマソウ、アオウキクサ、ヒメガマ、カサスゲ、ピロードスゲ、ヒメクグ、タマガヤツリ、メリケンガヤツリ、ミョウガ、エビネ、ギンラン等 (228 種)	
合計	953 種

② 植生の概要

調査区域における現存植生図は図 3. 2-28 に、潜在自然植生図は図 3. 2-29 に示すとおりです。「潜在自然植生」とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論的にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

対象事業実施区域の現存植生は、北区間は畑雑草群落の他に、小規模な範囲でクヌギーコナラ群集、ゴルフ場・芝地、緑の多い住宅地、路傍・空地雑草群落が分布しており、南区間は市街地の他に小規模な範囲で畑雑草群落、緑の多い住宅地が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落、開放水域が成立するとされています。

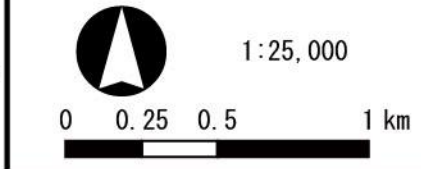


凡例

— 対象事業実施区域
 ◁・▷ 都県界
 - - - 市界
 - - - - 区界

- シラカシ群集
- シラカシ屋敷林
- コナラ群落 (VII)
- クヌギ・コナラ群集
- 低木群落
- チガヤーススキ群落
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 竹林

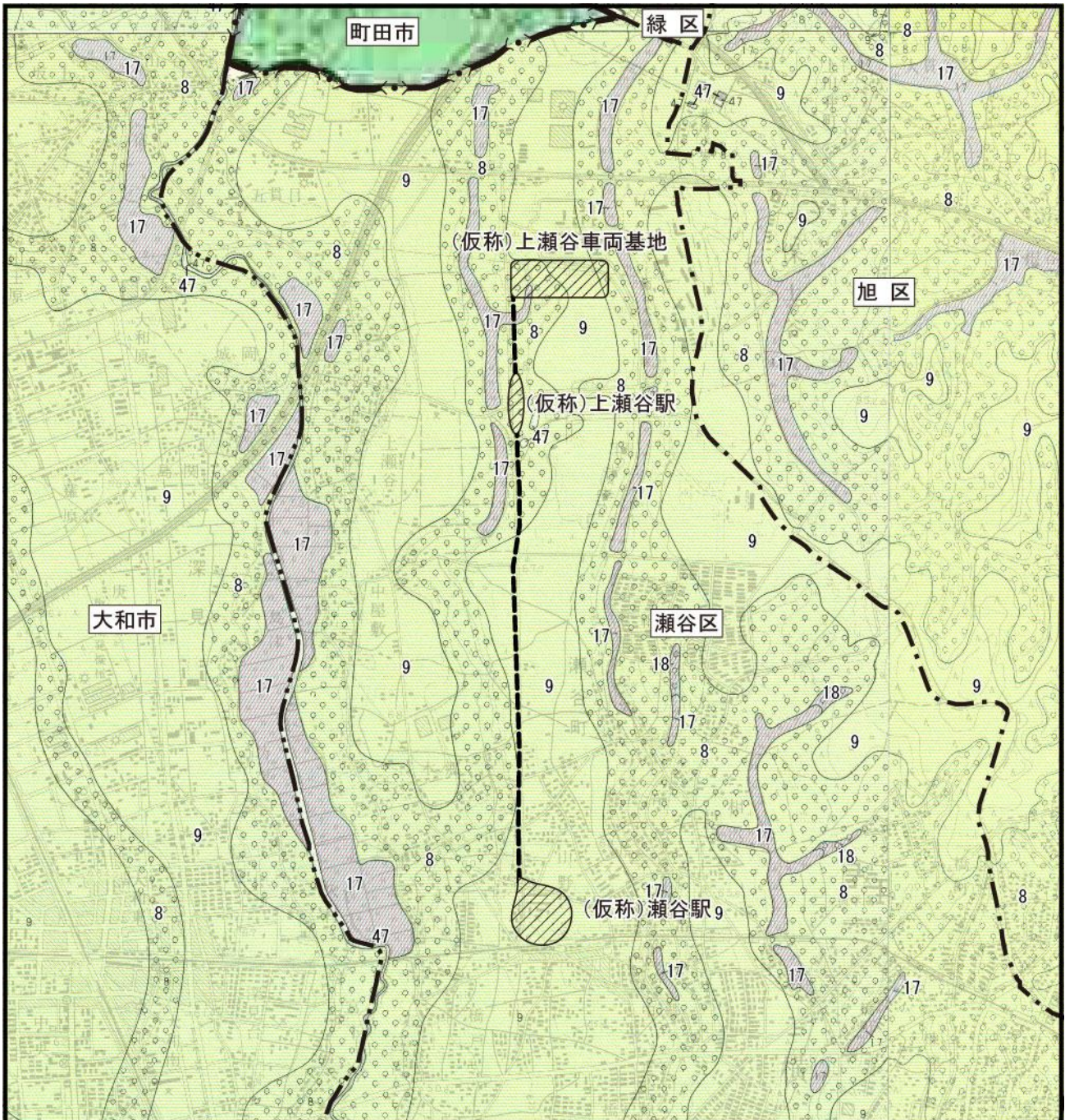
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 常緑果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 市街地



- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域
- その他植林

資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」
 (環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧)

図 3.2-28 現存植生図

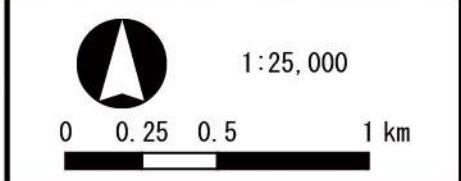


凡例

● 対象事業実施区域
 ◀ 都県界
 --- 市界
 ---- 区界

- | | | |
|--|-----------------------------------|---|
| <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; background-color: #d9ead3; margin-bottom: 2px;"></div> 8
<div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; background-color: #d9ead3; margin-bottom: 2px;"></div> 8
<div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; background-color: #d9ead3; margin-bottom: 2px;"></div> 3
<div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; background-color: #d9ead3; margin-bottom: 2px;"></div> 9
<div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; background-color: #d9ead3; margin-bottom: 2px;"></div> 9
<div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; background-color: #d9ead3; margin-bottom: 2px;"></div> 4 | シラカシ群集・ケヤキ亜群集

シラカシ群集・典型亜群集 | <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; background-color: #e1e0e0; margin-bottom: 2px;"></div> 17 ハンノキ群落
<div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; background-color: #e1e0e0; margin-bottom: 2px;"></div> 18 クヌギ-ハンノキ群落
<div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; background-color: #e1e0e0; margin-bottom: 2px;"></div> 47 開放水域 |
|--|-----------------------------------|---|



資料：「神奈川県潜在自然植生図」（神奈川県教育委員会 昭和50年3月）
 「東京都潜在自然植生図」（東京都環境局ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-29 潜在自然植生図

③ 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.2-24 のとおりです。

表 3.2-24(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	<p>「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)、「大和市文化財保護条例」(昭和38年10月大和市条例第25号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和52年4月町田市条例第30号)に基づく天然記念物</p>	<p>国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和2年5月閲覧)ほか各自治体ホームページ</p>	○	○
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等</p>	<p>国際：国内希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)</p>	○	
③	<p>「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年3月)の掲載種</p>	<p>EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧IA類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧IB類・・・IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧II類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ 令和2年5月閲覧)</p>	○	

表 3.2-24(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
④	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p> <p>EX: 絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR: 絶滅危惧 I A 類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN: 絶滅危惧 I B 類・・・I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU: 絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少: 減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種。 希少: 希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種。 要注: 要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目: 注目種・・・生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 不明: 不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p>	○	
⑤	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)</p> <p>群落複合: モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p>	○	○
⑥	<p>「横浜の植物」(横浜植物会 平成 15 年 7 月)</p> <p>Ex-A: 絶滅種 (Ex) のうち、分布域・分布量が限られた種 Ex-B: 絶滅種 (Ex) のうち、横浜市全域にみられた種 En-A: 絶滅寸前 (En) のうち、分布域・分布量が限られた種 En-B: 絶滅寸前 (En) のうち、横浜市全域にみられた種 V-A: 危急種 (V) のうち、分布域・分布量が限られた種 V-B: 危急種 (V) のうち、横浜市全域にみられた種 R : 準絶滅危惧種</p>	<p>「横浜の植物」(横浜植物会 平成 15 年 7 月)</p>	○	

表 3. 2-24 (3) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
⑦	<p>「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)に掲載された特定植物群落</p>	<p>A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群</p>	<p>「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)</p>		○
⑧	<p>「植物群落レッドデータブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)に掲載の植物群落</p>	<p>4: 緊急に対策必要 3: 対策必要 2: 破壊の危惧 1: 要注意</p>	<p>「植物群落レッドデータブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)</p>		○
⑨	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年)の1/50,000植生図に示される自然度10及び9の群落</p>	<p>植生自然度10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9: 自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)</p>	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年3月)</p>		○

ア. 重要な種

植物の重要な種は、「① 植物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、選定基準に基づき学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は表 3. 2-25 のとおり 56 科 127 種が確認されています。

表 3. 2-25 (1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑥
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	EN	V-B
2		ハナヤスリ	ナツノハナワラビ					V-B
3			コヒロハハナヤスリ				NT	V-B
4		キジノオシダ	オオキジノオ				VU	En-A
5			キジノオシダ				NT	En-A
6		ミズワラビ	ミズワラビ				NT	En-A
7		オシダ	メヤブソテツ					En-A
8			ナチクジャク				CR	Ex-A
9			サクライカグマ					En-A
10			エンシュウベニシダ					V-A
11			イヌイワイタチシダ				EN	
12		メシダ	ムクゲシケンシダ				VU	En-A
13		ウラボシ	マメヅタ					V-B
14		サンショウモ	サンショウモ			VU	CR	En-B
15	裸子植物	マツ	モミ					V-A
16	被子植物	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B
17	双子葉植物	イラクサ	ナガバヤブマオ					En-A
18			離弁花植物	ムカゴイラクサ				
19	カテンソウ							V-B
20	イラクサ							V-B
21	ヤドリギ	マツグミ				EN		
22	タデ	サクラタデ					V-B	
23	ナデシコ	ワダソウ				EN	En-A	
24	ヒユ	ヤナギイノコズチ				NT	Ex-A	
25	フサザクラ	フサザクラ					R	
26	キンポウゲ	イチリンソウ						En-B
27		アズマイチゲ				NT	En-A	
28		オキナグサ			VU	CR	Ex-A	
29		ウマノアシガタ					V-B	
30	メギ	イカリソウ					En-B	
31	ツツラフジ	ツツラフジ					R	
32	ドクダミ	ハンゲショウ					V-B	
33	ケシ	ヤマエンゴサク					En-A	
34		ヤマブキソウ				VU		
35	アブラナ	マルバコンロンソウ					En-A	
36	ユキノシタ	ノリウツギ					Ex-A	
37		タコノアシ			NT		V-B	
38	バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	EN	En-A	
39		マメザクラ					En-A	
40		ヤブザクラ			EN	VU	En-A	
41	マメ	ホドイモ					V-B	
42		レンリソウ				EN	Ex-A	
43		イヌハギ			VU	EN	Ex-A	
44		マキエハギ					V-B	

表 3. 2-25 (2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
45	被子植物	フウロソウ	タチフウロ				EN	En-A
46	双子葉植物	アワブキ	アワブキ					V-B
47	離弁花植物	ツリフネソウ	キツリフネ					V-B
48		クロウメモドキ	クロツバラ				CR	En-A
49		ブドウ	サンカクヅル					En-B
50		スマレ	ヒカゲスマレ					En-A
51		ミソハギ	ミズマツバ			VU	VU	En-B
52		アカバナ	ウスゲチョウジタデ			NT		
53		アリノトウグサ	アリノトウグサ					En-A
54		セリ	アシタバ					En-A
55			ホタルサイコ				CR	Ex-A
56			セントウソウ					V-B
57			セリモドキ				CR	En-A
58	被子植物	イチヤクソウ	シヤクジョウソウ				CR	En-A
59	双子葉植物		ギンリョウソウ					V-B
60	合弁花植物		イチヤクソウ					V-B
61		ツツジ	ヤマツツジ					V-B
62			ナツハゼ				VU	En-A
63		サクラソウ	ノジトラノオ			VU	CR	En-A
64		リンドウ	リンドウ					V-B
65		ガガイモ	スズサイコ			NT	EN	En-A
66		アカネ	キヌタソウ					V-A
67			ヤブムグラ			VU	VU	V-B
68			ホソバノヨツバムグラ				VU	Ex-A
69		ムラサキ	ヤマルリソウ					En-B
70			ルリソウ				CR	En-B
71		シソ	カイジンドウ			VU	EX	Ex-A
72			ジュウニヒトエ					V-B
73			ツルカコソウ			VU	CR	Ex-A
74			キセワタ			VU	EN	Ex-A
75			ミゾコウジュ			NT		V-B
76			ヒメナミキ				VU	Ex-A
77		ナス	イガホオズキ					En-A
78		ゴマノハグサ	シソクサ				EN	En-A
79			ヒメトラノオ				VU	Ex-A
80			ゴマノハグサ			VU	CR	Ex-A
81		レンブクソウ	レンブクソウ					Ex-A
82		オミナエシ	オミナエシ					En-B
83		キキョウ	ソバナ					En-A
84			キキョウ			VU	CR	Ex-A
85		キク	ノブキ					Ex-A
86			ヒメシオン				CR	Ex-A
87			サワシロギク				VU	Ex-A
88			タウコギ					En-B
89			モミジガサ					V-B
90			コヤブタバコ					V-B
91			タカアザミ					En-A
92			サワヒヨドリ					V-B
93			アキノハハコグサ			EN	CR	En-A
94			カセンソウ					En-A
95			ノニガナ				EX	En-A
96			センボンヤリ					V-B

表 3. 2-25 (3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
97	被子植物	オモダカ	トウゴクヘラオモダカ			VU	CR	En-B
98	単子葉植物	ヒルムシロ	ササバモ				VU	En-A
99			アイノコイトモ					En-B
100			ヤナギモ					En-B
101			リュウノヒゲモ			NT	EN	En-A
102			カワツルモ			NT	EX	Ex-A
103			ユリ	コバギボウシ				
104		ユキザサ						Ex-A
105		アマナ					VU	En-B
106		アヤメ	ノハナショウブ				EN	Ex-A
107			アヤメ				EX	
108	イネ	ハネガヤ					En-A	
109		ミズタカモジグサ					En-B	
110		ヤマアワ					V-B	
111		ミノボロ				EN	En-A	
112		キダチノネズミガヤ				EN	En-A	
113		ヤマミヅイチゴツナギ					V-A	
114		イヌアワ					V-B	
115		カヤツリグサ	エナシヒゴクサ					En-A
116			マツバスゲ				EN	En-B
117			ピロードスゲ					En-A
118	ヌカスゲ						V-A	
119	センダイスゲ					VU	En-A	
120	タガネソウ						V-B	
121	クログワイ						V-B	
122	クロテンツキ						V-B	
123	コマツカサススキ						CR	En-A
124	ラン		エビネ			NT	VU	V-B
125		キンラン			VU	VU		
126		サガミラン				VU		
127		クマガイソウ			VU	EN	En-B	
計		—	56 科	127 種	0 種	0 種	25 種	59 種

注 1 : 種名及び配列は原則として、「植物目録」(環境庁 昭和 63 年 1 月) に準拠しました。

注 2 : 選定基準は表 3. 2-24 (p. 3-78~80) 参照。

イ. 重要な群落等

植物の重要な群落等としては、表 3.2-24 (p. 3-78~80 参照) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から、天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定し、それぞれ、表 3.2-26、表 3.2-27 及び図 3.2-30 に示しました。

なお、表 3.2-24 (p. 3-78~80 参照) に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月)に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月)に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

調査区域には、表 3.2-26 のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ(なんじゃもんじゃの木)があります。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.2-27 のとおりです。

調査区域には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

表 3.2-26 天然記念物

選定基準	名称	区分
①天然記念物	日枝社のケヤキ	横浜天
	ハルニレ(なんじゃもんじゃの木)	大和天

注 1 : 選定基準は表 3.2-24 (p. 3-78~80) 参照。

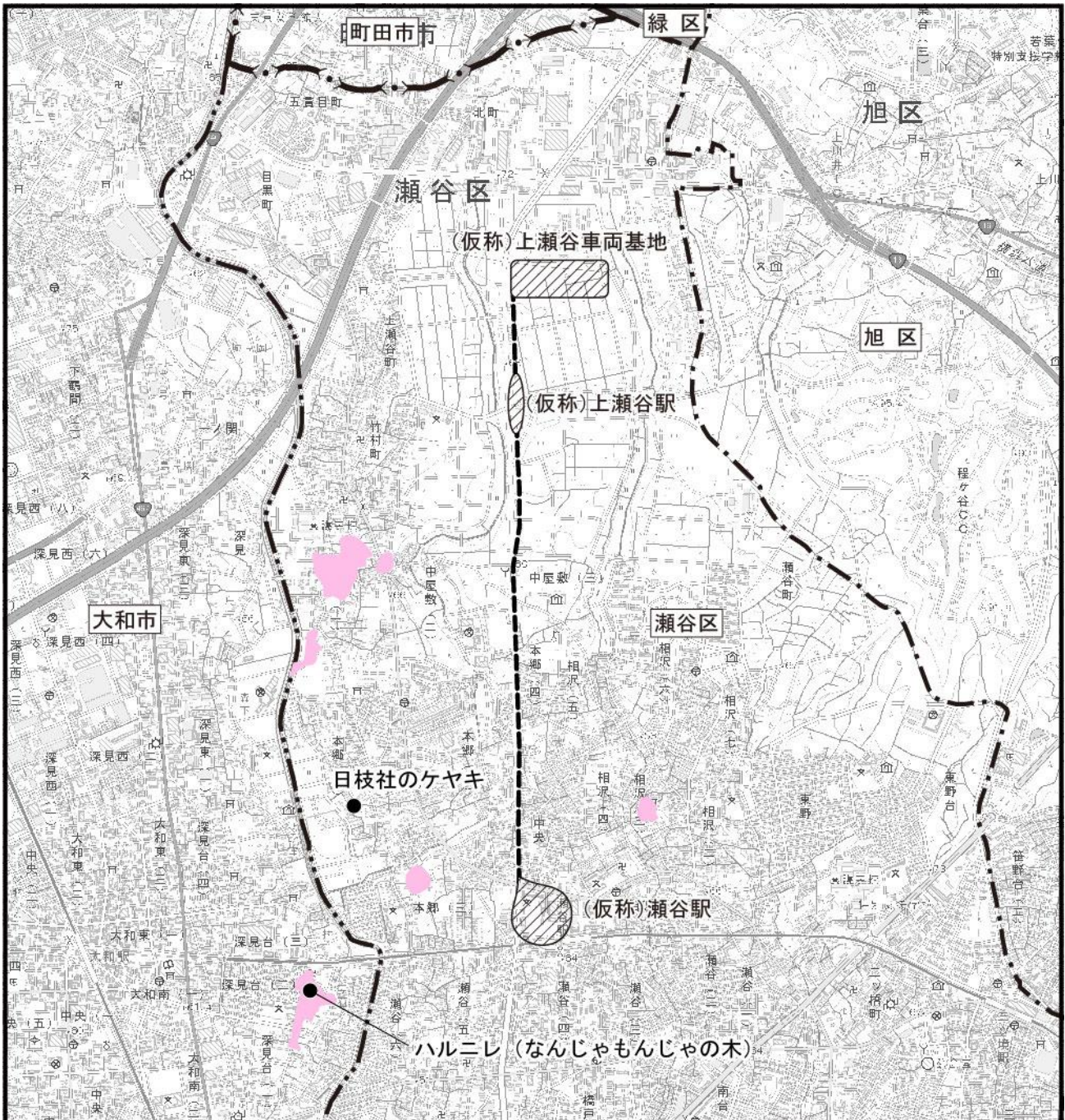
資料 : 「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)
「大和市の指定文化財一覧」(大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

表 3.2-27 重要な植物群落

選定基準	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
⑨植生自然度 9 の自然林	ヤブツバキクラス域自然植生	シラカシ群集

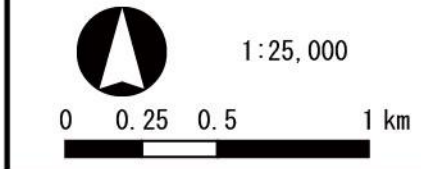
注 1 : 選定基準は表 3.2-24 (p. 3-78~80) 参照。

資料 : 「第 6 回~第 7 回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)



凡例

- (卵形) 対象事業実施区域
- 天然記念物
- (点線) 都県界
- (ピンク) 自然植生 植生自然度9
- (長短線) 市界
- (短線) 区界



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-30 重要な植物群落の分布位置図

ウ. 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木の状況は表 3.2-28 に、分布図は図 3.2-31 に示すとおりです。

調査区域には、「第6回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧)により選定された「巨樹・巨木林」が1本、一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が2本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」(情報公開されている樹木に限る。)が10本指定されています。

表 3.2-28 巨樹・巨木林及び名木古木等

【巨樹・巨木 (環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査)】

行政区分	No.	樹種	推定年齢 (年)	樹幹 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	株立 (本)
瀬谷区	1	ケヤキ	—	540	35	—	—

【名木 (かながわの名木100選)】

行政区分	No.	名称	推定年齢 (年)	幹周 (cm)	樹高 (m)	枝下高 (m)
瀬谷区	2	日枝神社のケヤキ	320	628	37.7	11.5
大和市	3	深見神社のハルニレ	420	431	33.0	13.5

【名木古木 (横浜市指定)】

行政区分	No.	所在地	樹種	樹齢 (年)	樹高 (m)	目通周 (m)
瀬谷区	4	本郷三丁目 36-6	カヤ	460	19.5	3.5
	5	本郷三丁目 36-6	タラヨウ	360	15	1.6
	6	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	290	20	3.1
	7	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	290	20	4.2
	8	中屋敷一丁目 6-2	ケヤキ	224	17	3.7
	9	中屋敷一丁目 3-2	ケヤキ	220	18	3.9
	10	竹村町 1-14	イチヨウ	140	12	3.4
	11	竹村町 1-14	タブノキ	300	20	4.3
	12	竹村町 1-14	シダレザクラ	70	10	1.66
	13	橋戸三丁目 21-2	スダジイ	620	13	5.6

注1：表中のNo. は図3.2-32に示す番号と対応しています。

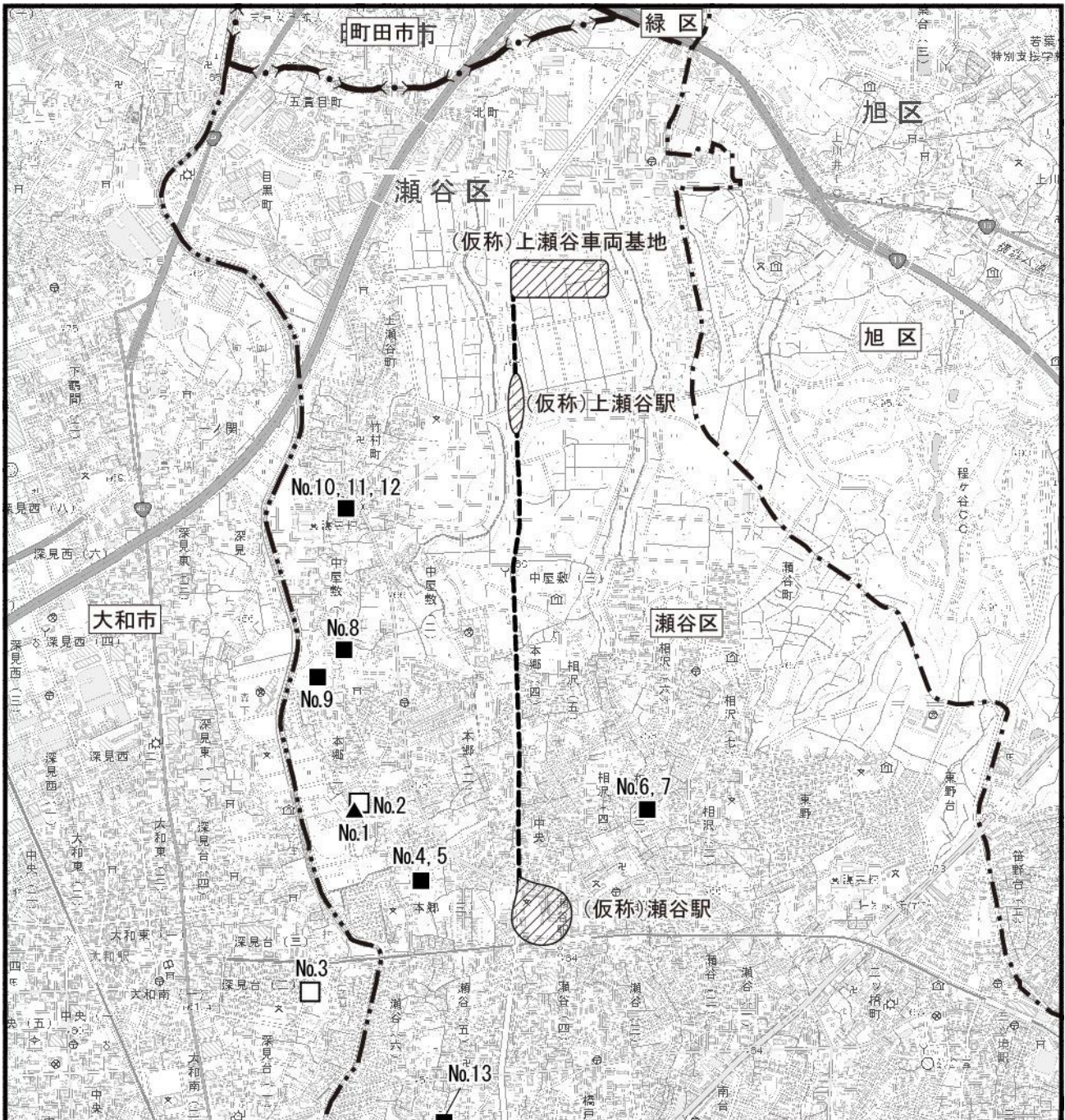
注2：巨樹・巨木林については、「第6回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧)に記録のあるものとししました。

注3：町田市では、「町田市保護樹木」が指定されていますが、調査区域内には存在していません。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧)
「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」(一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和2年5月閲覧)

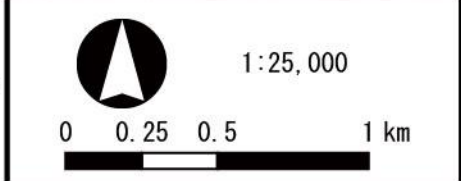
「名木古木指定樹木一覧」(横浜市環境創造局 平成31年3月13日現在)

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング (令和2年5月実施)



凡例

- (hatched) 対象事業実施区域
- ◁・▷ 都県界
- 市界
- - - 区界
- ▲ 巨樹・巨木林 (環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査)
- 名木 (かながわの名木100選)
- 名木古木 (横浜市指定)



注1：図中の番号は表 3.2-27 に示す No. と対応しています。
 資料：「第6回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧)
 「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」
 (一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和2年5月閲覧)
 「名木古木指定樹木一覧」(横浜市環境創造局 平成31年3月13日現在)
 町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング (令和2年5月実施)

図 3.2-31 巨樹・巨木林及び名木古木等分布図

(3) 生態系の状況

① 環境類型区分

調査区域における環境類型区分の概要は表 3.2-29、その分布状況は図 3.2-32 のとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類されます。

対象事業実施区域周辺の北側は植林地・耕作地植生の環境類型区分が多くを占めており、樹林（代償植生）及び市街地等の環境類型区分が小規模に分布しています。対象事業実施区域周辺の南側は市街地等の環境類型区分が多くを占めており、植林地・耕作地植生、樹林（代償植生）の環境類型区分が小規模に分布しています。

また、調査区域及び対象事業実施区域周辺には、水域として河川及び湧水が存在します。

表 3.2-29 環境類型区分の概要

類型区分	主な地形	植生区分等
樹林（自然植生）	段丘	シラカシ群集
樹林（代償植生）	山地、段丘、低地	クスギーコナラ群集、低木群落、コナラ群落（VII）、シラカシ屋敷林
草地（代償植生）	山地	チガヤーススキ群落
植林地・耕作地植生	山地、段丘、低地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、果樹園、牧草地、ゴルフ場・芝地、竹林、常緑果樹園、水田雑草群落
市街地等	段丘、低地	市街地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
水域	水系	開放水域、河川、湧水

注1：植生区分は現存植生図凡例（図 3.2-28（p.3-76 参照））によります。

② 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖図として図 3. 2-33 に概要を整理しました。

対象事業実施区域周辺は山地・段丘及び段丘・低地の地形にあり、対象事業実施区域の北区間は主に植林地・耕作地植生となっており、一部は樹林（代償植生）となっています。畑雑草群落が多くを占めており、クヌギーコナラ群落、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落及び緑の多い住宅地が点在しています。南区間は一部植林地・耕作地植生が分布していますが、主に市街地等が占めており、畑雑草群落、緑の多い住宅地及びスギ・ヒノキ・サワラ植林が点在しています。

これらのことから、対象事業実施区域の北区間の生態系は樹林環境（樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立し、南区間は主に市街地となっています。（前掲図 3. 2-28（p. 3-76）参照）

陸生の生態系では、クヌギーコナラ群落、ゴルフ場・芝地、常緑果樹園、水田雑草群落、低木群落及び緑の多い住宅地に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、カマキリ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ、テン、イタチ等の雑食性または肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

また、調査区域には河川等の開放水域及び湧水が存在しています。水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするミサゴ等の猛禽類やアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナやユスリカ類等の草食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第三次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。

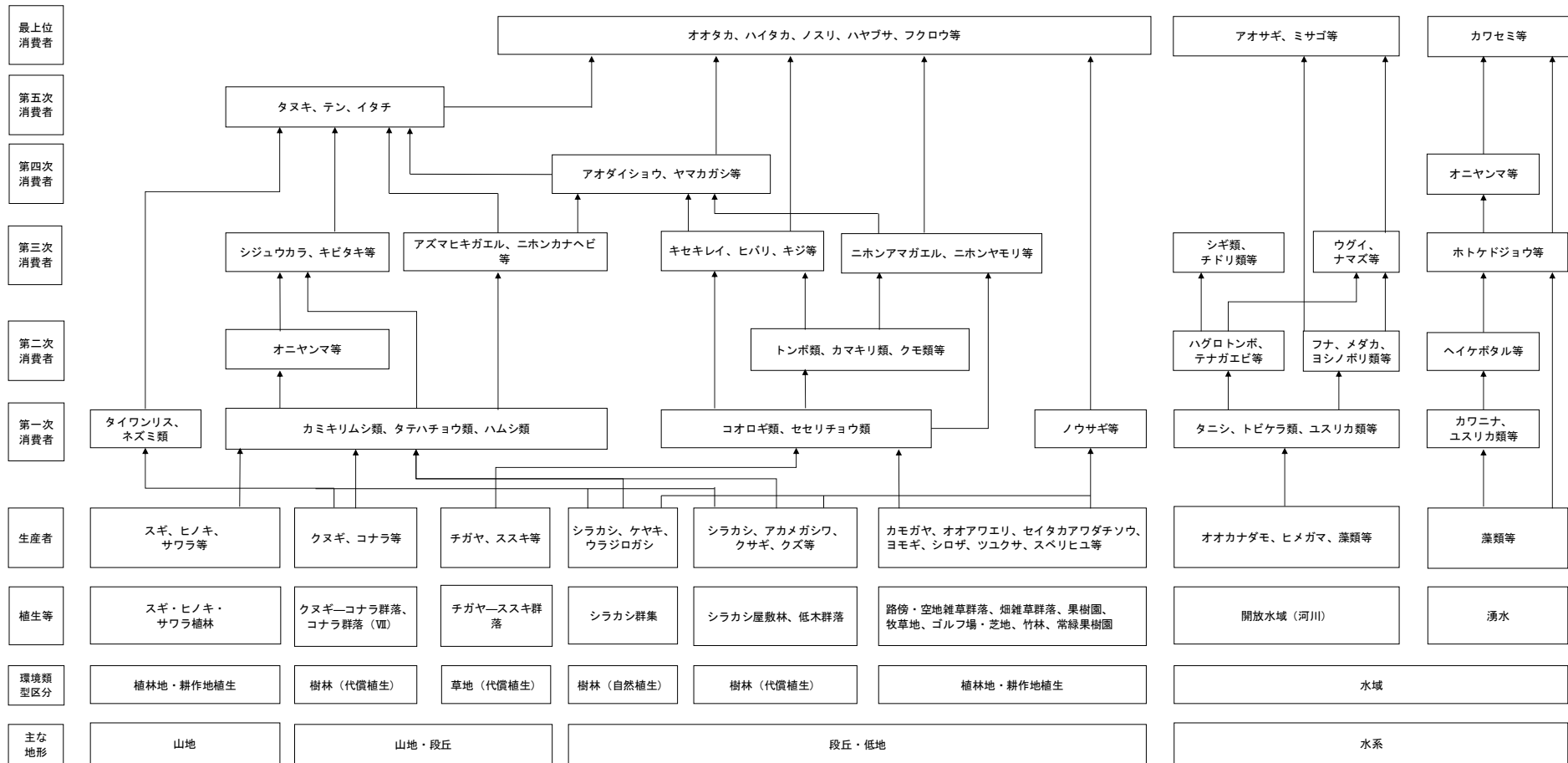


図 3.2-33 食物連鎖模式図

③ 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場を抽出しました。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3. 2-30 及び図 3. 2-34 のとおりです。

表 3. 2-30 重要な自然環境のまとまりの場

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然植生	植生自然度 9 (シラカシ群集)	環境省植生図におけるシラカシ群集に該当する植生です。
2	特別緑地 保全地区	追分特別緑地保全地区	「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月法律第 72 号) 第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域です。
3		上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
4		上川井町堀谷特別緑地保全地区	
5		上川井町中田谷特別緑地保全地区	
6		上川井町堂谷特別緑地保全地区	
7		上川井町露木谷特別緑地保全地区	
8		本郷三丁目特別緑地保全地区	
9		生物多様性 保全上重要な 里地里山	
10	ホタル生息確認地域		1983 年に横浜市公害研究所(現環境科学研究所)で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域です。
11	トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)		「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成 13 年 3 月改定)において示されている横浜市で把握している主なエコアップスポット(トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ)です。
12	湧水	瀬谷市民の森 1 (和泉川周辺の窪地)(瀬谷区瀬谷町)	「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)及び「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年 3 月)において示されている調査区域内の湧水の分布状況です。
13		瀬谷市民の森 2 (和泉川周辺の窪地)(瀬谷区瀬谷町)	
14		ー (旭区上川井町 2053 付近)	
15		ー (旭区笹野台)	
16	緑の 10 大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	「横浜市水と緑の基本計画(平成 28 年 6 月改定)」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)において「緑の 10 大拠点」として位置づけられている、横浜市内を流れる河川の源・上流域、中流域の、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されている、生き物の生育・生息環境としても重要である地域です。
17		三保・新治地区	

注 1 : 表中の No. は図 3. 2-34 に示す番号と対応しています。

資料 : 「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「特別緑地保全地区」指定一覧(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「第 6 回～第 7 回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

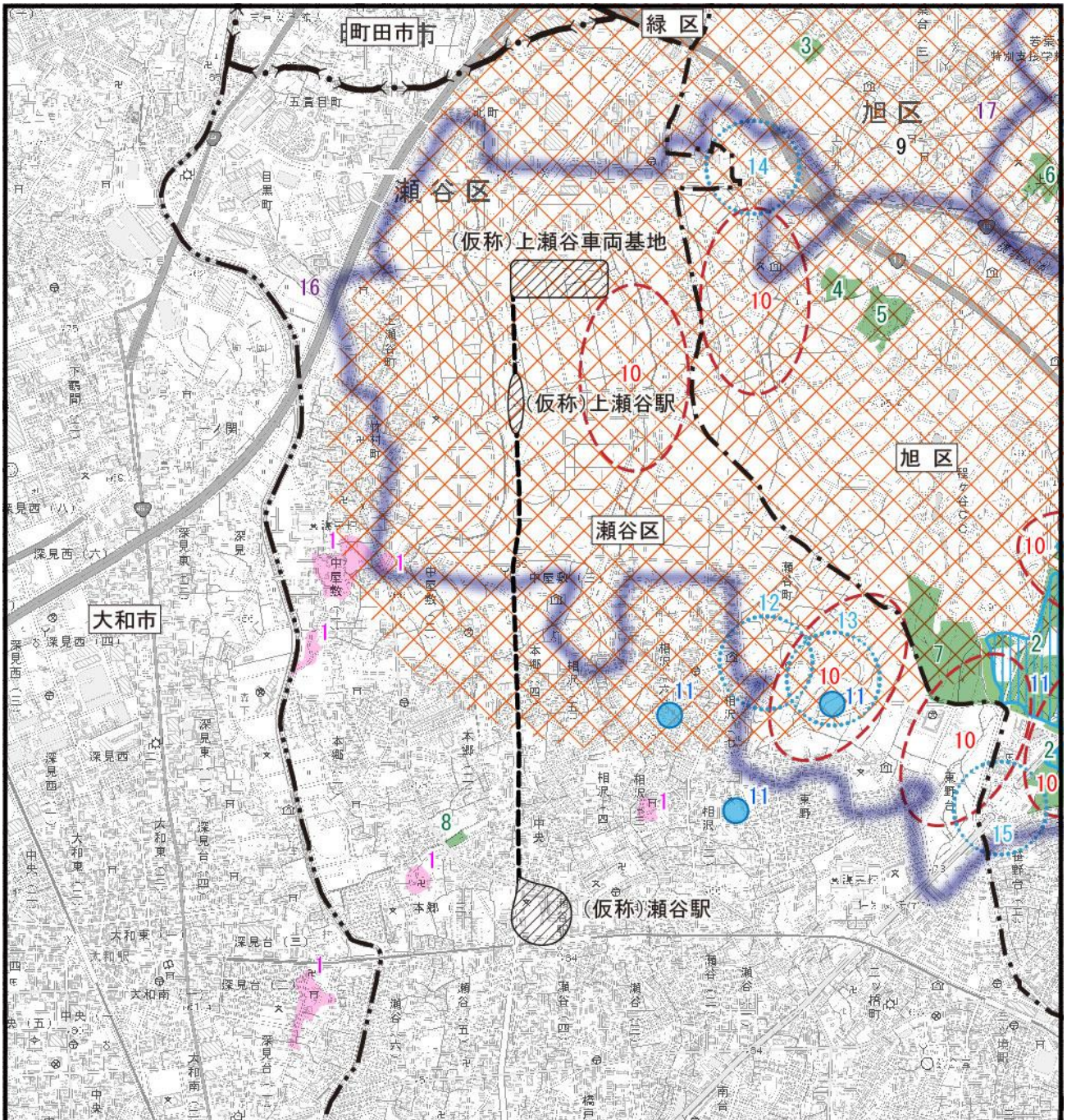
「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成 13 年 3 月改定)

「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

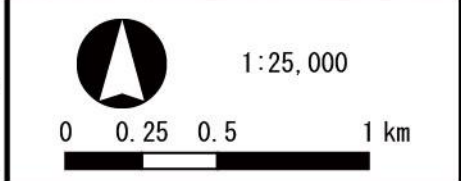
「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年 3 月)

「横浜市水と緑の基本計画(平成 28 年 6 月改定)」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 自然植生 植生自然度9
- 特別緑地保全地区
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- ホタル生息確認地域
- トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)
- 湧水的位置
- 緑の10大拠点



注1：図中の番号は表3.2-30に示すNo.と対応しています。
 資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和2年5月閲覧）、「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ 令和2年5月閲覧）、「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）、「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）により作成、「第153回横浜市都市計画審議会案件表」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図3.2-34 重要な自然環境のまとめりの場

3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

① 対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況

対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況は図 3.2-35 に示すとおりです。

対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり（前掲図 3.2-13 (p. 3-35) 参照）、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています（図 3.2-37 (p. 3-100) 参照）。

対象事業実施区域の東側には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などの横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、対象事業実施区域の東側には川井・矢指風致地区に指定された地域も広がっています（図 3.2-36 (p. 3-98) 参照）。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域周辺の北側の地区は、市街化調整区域、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路などによる人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や近隣商業地域、商業地域となっています（図 3.3-5 (p. 3-112) 参照）。

② 主要な眺望点の分布及び概況

対象事業実施区域からおおむね 3 km の範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、図 3.2-35 及び表 3.2-31 に示すような不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。

③ 景観資源の分布及び概況

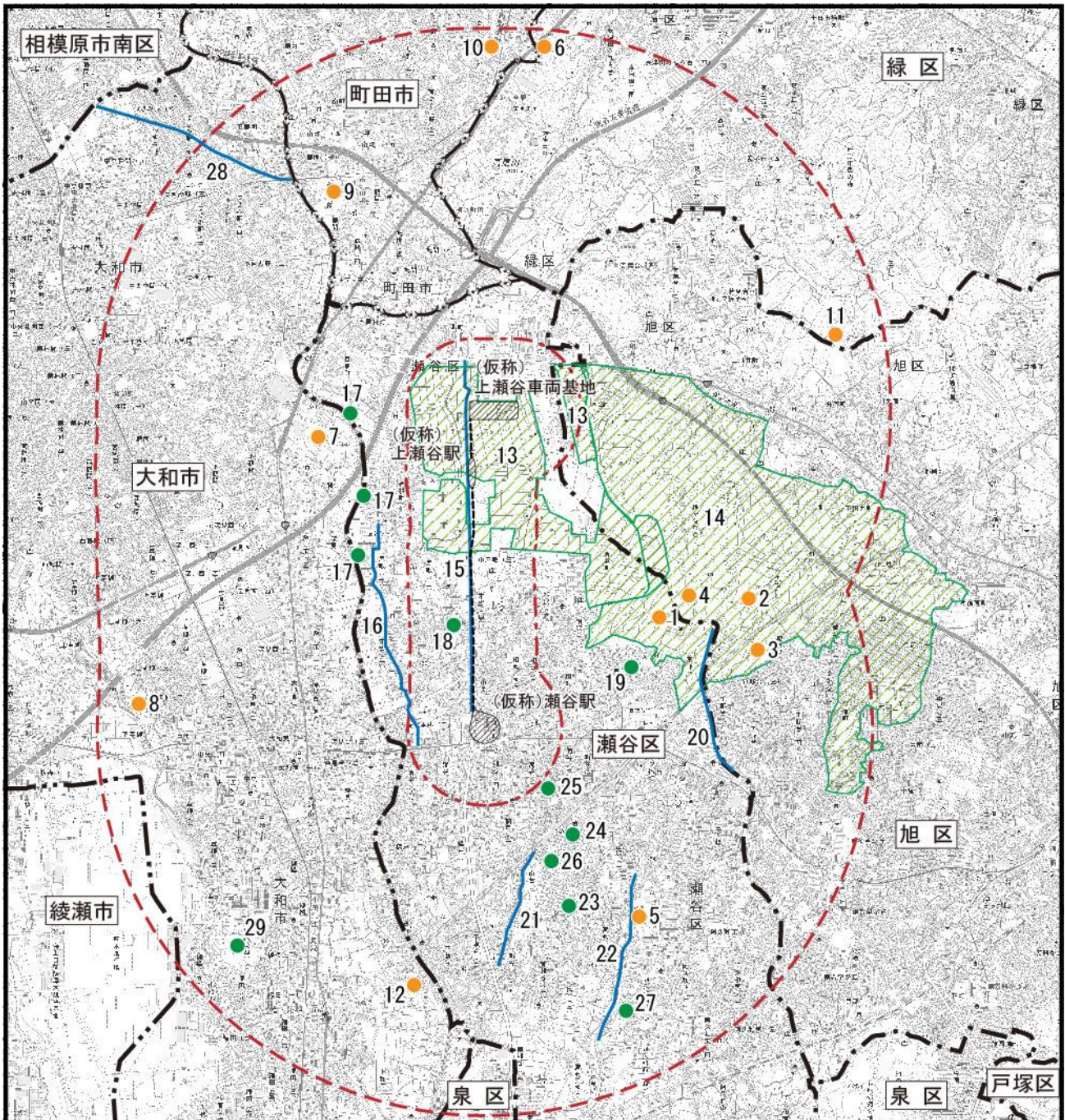
対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。また、周辺（調査区域内）では、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあり、図 3.2-35 及び表 3.2-31 に示すとおりです。

一方、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。

④ 主要な眺望景観の概況

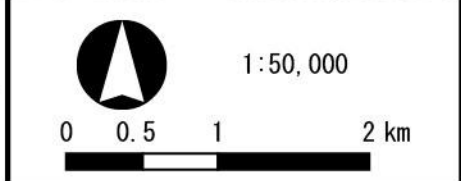
前述のように、対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。

丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 調査範囲（対象事業実施区域から概ね3km圏）
- 近景域（対象事業実施区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望点
- 主要な景観資源



注1：図中の番号は表3.2-31に示すNo.と対応しています。
 注2：図に示す情報の出典は、表3.2-31と同様です。

図 3.2-35 主要な眺望点及び景観資源の状況

表 3. 2-31 主要な眺望点及び景観資源（対象事業実施区域からおおむね 3 km 圏）

区分	No.	名称	資料 ^{注1}
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあい樹林	①
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	③
	7	深見歴史の森（城山史跡公園）	④
	8	ふれあいの森	⑤
	9	鶴間公園	⑥
	10	つくし野セントラルパーク	⑥
	11	三保市民の森	⑦
	12	久田緑地	④
主要な景観資源	13	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑨
	14	川井・矢指風致地区の緑地	⑩
	15	海軍道路沿いの桜並木	①
	16	鎌倉古道沿いの桜並木	①
	17	境川沿いの桜並木	①
	18	瀬谷中央公園	①
	19	東野第一公園	①
	20	野境道路	①
	21	相沢川ウォーク	①
	22	東山・関ヶ原の水辺	①
	23	瀬谷第一公園	①
	24	瀬谷第二公園	①
	25	瀬谷第三公園	①
	26	南台公園	①
	27	瀬谷貉窪公園	①
	28	さくらの散歩道	⑤
	29	引地台公園	⑤
—	丹沢の山並み（遠景）	—	
—	富士山（遠景）	—	

注1：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

注2：表中のNo. は図 3. 2-36 に示す番号と対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 ③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」（フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和2年5月閲覧）
 ④「大和市内の保全緑地」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 ⑤「大和市 観光・まつり」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 ⑥「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 ⑦「緑区 観光」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 ⑧「旭区 区の紹介」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 ⑨「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 ⑩「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

⑤ 法令等による指定状況

「景観法」(平成16年6月 法律第110号)に基づく「横浜市景観計画」(横浜市 令和元年7月)、「大和市景観計画」(大和市 平成20年3月)及び「町田市景観計画」(町田市 平成21年12月)によれば、横浜市、大和市及び町田市の全域を景観計画区域と定めており、調査区域は、景観計画区域となっています。

なお、対象事業実施区域から3kmの範囲には、「景観法」(平成16年6月法律第110号)に基づく景観計画(景観推進地区)と、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(平成18年2月横浜市条例第2号)に基づく都市景観協議地区の指定はありません。

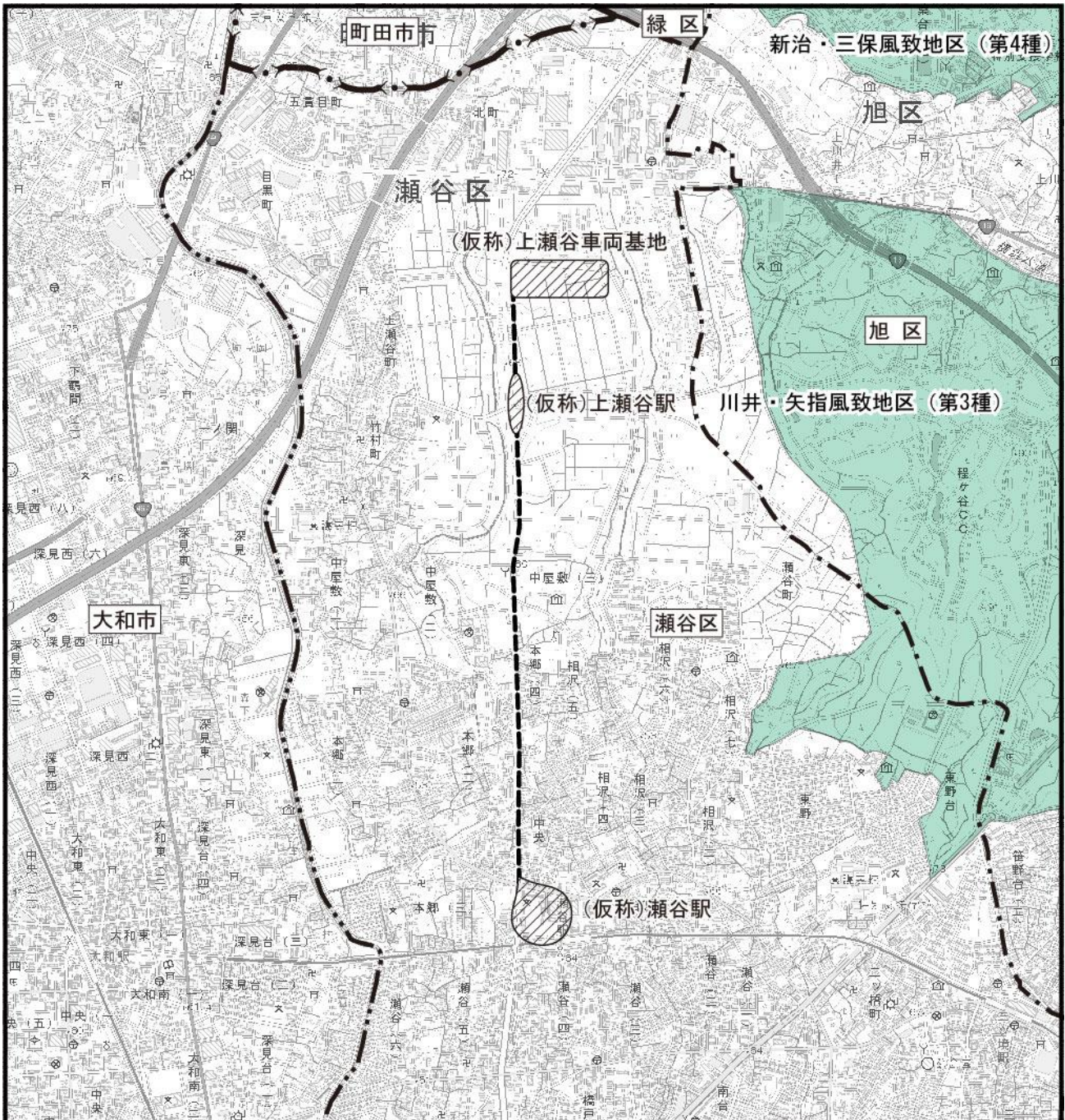
また、調査区域には、「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区があり、その指定の状況は、表3.2-32及び図3.2-36のとおりです。対象事業実施区域の東側約500mに川井・矢指風致地区(第3種)が、北東側1,000mに新治・三保風致地区(第4種)が指定されています。

表 3.2-32 風致地区指定状況

名称	面積 (ha)	地区の概要
川井・矢指風致地区 (第3種)	503	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。
新治・三保風致地区 (第4種)	590 ^{注1}	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。

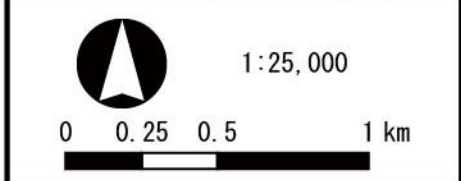
注1：新治・三保風致地区(第3種)を含む面積です。

資料：「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- ◁▷— 都県界
- 市界
- 区界
- 風致地区



資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル 2500）により作成

図 3.2-36 風致地区指定状況

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合い活動の場は、表 3.2-33 及び図 3.2-37 に示すとおりです。

ハイキングコースとしては、対象事業実施区域西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南側の瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおり、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる森林公園である瀬谷市民の森（19.1ha）が対象事業実施区域の東側に存在します。

対象事業実施区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道沿い、東野第一公園は、桜の見どころスポットとなっています。

なお、市民の森については、「横浜みどりアップ計画（2019～2023）」（横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成 30 年 11 月）に基づき、横浜市の緑化政策の一環として整備されているものです。

表 3.2-33 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称		法令等による指定状況	資料 ^{注1}
瀬谷区	瀬谷市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森	①、②
	海軍道路の桜並木	—	③
	東野第一公園	都市公園（街区公園）	①
	瀬谷中央公園	都市公園（近隣公園）	①
	境川沿い	—	①
	鎌倉古道 北コース	—	①
	鎌倉古道 南コース	—	①
	野境道路	—	①
	武相国境・緑の森コース	—	①
旭区	追分市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森／一部が都市緑地法に基づく特別緑地保全地区	②
	上川井市民の森		②
大和市	深見歴史の森 （城山史跡公園）	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づく保全緑地	④

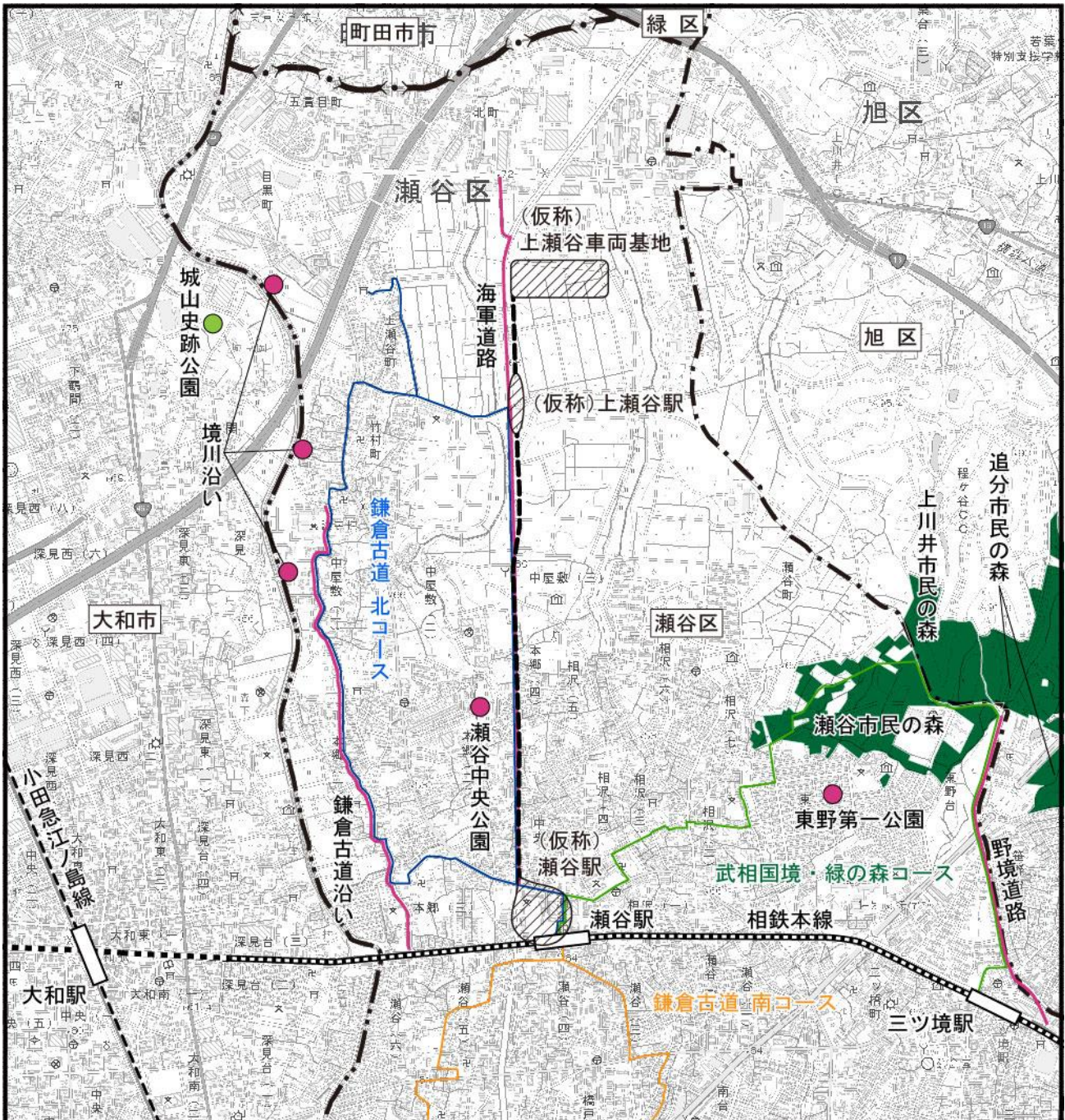
注1：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

②「市民の森」指定一覧 横浜市（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

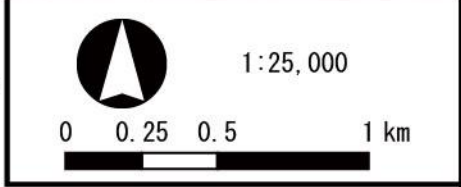
③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ 令和2年5月閲覧）

④「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (●●●● 地下部分)
- 小田急江ノ島線
- 駅
- ハイキングコース
- 市民の森
- 桜の見どころスポット
- 公園



資料：「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「市民の森」指定一覧 横浜市（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ 令和2年5月閲覧）、「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-37 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

② 法令等による指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」(昭和32年6月法律第161号)に基づく自然公園の指定区域や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月条約第7号)に基づく世界遺産、文化庁により日本遺産に認定された地区はありませんが、特別緑地保全地区(前掲図3.2-34(p.3-93)参照)や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森や保全緑地などがあります(前掲図3.2-37(p.3-100)参照)。

③ 野外レクリエーション等に係る計画等

「神奈川県観光振興計画」(神奈川県 平成31年3月)には、対象事業実施区域及びその周辺に係る計画は明記されていません。

なお、横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、本事業に関連する計画としては、旧上瀬谷通信施設地区を会場とし、令和9年(2027年)3月～9月に国際園芸博覧会の開催を目指しています。

3.3 社会的状況

3.3.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

調査対象地域における人口の状況は、表 3.3-1 及び表 3.3-2 に示すとおりです。

令和元年 10 月 1 日現在の横浜市の人口は 3,748,781 人、1 世帯あたりの人員は 2.19 人、人口密度は 8,609 人/km²となっています。

対象事業実施区域は瀬谷区にあり、瀬谷区の人口は 122,166 人、1 世帯あたりの人員は 2.38 人、人口密度は 7,140 人/km²となっています。

平成 27 年から令和元年の人口等の推移を見ると、横浜市では、人口、世帯数ともに増加傾向がみられます。対象事業実施区域がある瀬谷区では、人口は減少傾向がみられ、世帯数は増加傾向がみられます。

表 3.3-1 人口等の現況（令和元年）

行政区分	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1 世帯あたり 人員 (人)	人口密度 (人/km ²)
横浜市全域	435.43	1,710,900	3,748,781	2.19	8,609
瀬谷区	17.11	51,396	122,166	2.38	7,140
旭 区	32.78	106,092	245,169	2.31	7,479
緑 区	25.42	77,858	182,115	2.34	7,164
大 和 市	27.09	108,465	237,445	2.19	8,765
町 田 市	71.55	195,643	428,685	2.19	5,991

注 1：横浜市及び大和市は令和元年 10 月 1 日現在、町田市は平成 31 年 1 月 1 日現在の値

注 2：■ は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

表 3.3-2 人口等の推移

行政区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
横浜市全域	人口 (人)	3,724,844	3,731,293	3,733,234	3,740,172	3,748,781
	世帯数 (世帯)	1,645,618	1,660,256	1,673,662	1,690,932	1,710,900
瀬谷区	人口 (人)	124,560	124,196	123,479	122,828	122,166
	世帯数 (世帯)	50,435	50,713	50,894	51,126	51,396
旭 区	人口 (人)	247,144	246,868	245,765	245,747	245,169
	世帯数 (世帯)	102,728	103,580	104,139	105,219	106,092
緑 区	人口 (人)	180,366	181,141	181,142	181,523	182,115
	世帯数 (世帯)	74,498	75,505	76,010	76,855	77,858
大 和 市	人口 (人)	232,922	233,942	235,190	235,846	237,445
	世帯数 (世帯)	102,020	103,288	104,794	106,294	108,465
町 田 市	人口 (人)	426,648	426,937	428,572	428,742	428,685
	世帯数 (世帯)	188,406	190,100	192,320	194,121	195,643

注 1：横浜市及び大和市は各年 10 月 1 日現在、町田市は各年 1 月 1 日現在の値

注 2：■ は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

(2) 産 業

調査対象地域の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 3.3-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区では、平成 28 年 6 月 1 日現在の事業所数及び従業者数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。

また、農業、工業、商業の生産状況は、表 3.3-4～表 3.3-6 に示すとおりです。

表 3.3-3 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市	瀬谷区	旭区	緑区	大和市	町田市
全産業	事業所数(事業所)	114,930	3,305	5,341	3,729	7,479	12,106
	従業者数(人)	1,475,974	32,219	57,788	45,064	76,799	134,323
農業、林業	事業所数(事業所)	163	5	9	9	7	28
	従業者数(人)	1,403	27	38	381	40	198
漁業	事業所数(事業所)	—	—	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	事業所数(事業所)	—	—	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—	—	—
建設業	事業所数(事業所)	10,713	485	750	383	731	1,114
	従業者数(人)	89,498	2,955	5,189	2,857	5,286	6,429
製造業	事業所数(事業所)	6,271	145	233	180	456	452
	従業者数(人)	131,338	2,366	3,037	4,237	11,324	7,866
電気・ガス・熱供給・ 水道業	事業所数(事業所)	49	0	3	1	2	3
	従業者数(人)	3,234	0	48	98	123	214
情報通信業	事業所数(事業所)	1,979	23	47	45	74	205
	従業者数(人)	65,952	124	145	414	818	2,204
運輸業、郵便業	事業所数(事業所)	3,212	99	127	76	125	155
	従業者数(人)	90,846	3,100	3,264	2,526	3,561	5,296
卸売業、小売業	事業所数(事業所)	26,784	767	1,162	874	1,699	2,990
	従業者数(人)	294,029	7,622	11,561	9,447	17,550	29,826
金融業、保険業	事業所数(事業所)	1,694	30	52	54	94	204
	従業者数(人)	33,663	362	919	866	1,433	3,626
不動産業、 物品賃貸業	事業所数(事業所)	10,285	287	381	266	849	928
	従業者数(人)	51,368	1,151	1,800	1,210	2,601	5,303
学術研究、専門・技術 サービス業	事業所数(事業所)	6,116	109	227	157	290	692
	従業者数(人)	67,125	601	963	1,568	1,376	3,561
宿泊業、飲食サービス 業	事業所数(事業所)	14,426	348	580	458	1,098	1,546
	従業者数(人)	147,486	3,033	5,554	4,706	9,815	17,936
生活関連サービス業、 娯楽業	事業所数(事業所)	9,481	291	508	321	695	1,167
	従業者数(人)	62,414	1,515	3,105	1,694	3,833	7,665
教育、学習支援業	事業所数(事業所)	4,549	130	254	185	298	646
	従業者数(人)	61,771	922	2,517	2,729	2,304	9,970
医療、福祉	事業所数(事業所)	12,151	409	714	532	708	1,333
	従業者数(人)	220,968	6,518	16,065	10,806	11,068	25,022
複合サービス事業	事業所数(事業所)	379	14	24	10	18	43
	従業者数(人)	5,097	135	618	98	176	858
サービス業(他に 分類されないもの。)	事業所数(事業所)	6,678	163	270	178	335	600
	従業者数(人)	149,782	1,788	2,965	1,427	5,491	8,349

注 1：平成 28 年 6 月 1 日現在。

注 2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「令和元年度版 統計概要」(大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

表 3.3-4 農家の状況（平成 27 年）

行政区分	農家数（戸）			経営耕地面積（a）
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,451	2,029	1,422	187,754
瀬谷区	202	155	47	16,983
旭区	312	146	166	14,029
緑区	365	229	136	21,191
大和市	349	178	171	13,600
町田市	849	374	475	25,200

注 1：平成 27 年 2 月 1 日現在。

注 2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

表 3.3-5 工業の状況（平成 30 年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	製造品出荷額 （万円）	付加価値額 （万円）
横浜市	2,331	90,938	399,752,163	96,368,104
瀬谷区	66	2,020	4,232,449	1,880,639
旭区	72	1,751	5,854,188	2,358,824
緑区	82	3,016	6,140,745	2,852,912
大和市	199	8,901	30,815,900	8,248,400
町田市	130	4,603	9,515,907	3,968,335

注 1：平成 30 年 6 月 1 日現在。

注 2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

表 3.3-6 商業の状況（平成 26 年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	年間商品販売額 （万円）	売場面積 （m ² ）
横浜市	18,925	203,816	857,963,002	2,585,562
瀬谷区	596	5,756	17,395,467	71,431
旭区	863	8,709	22,240,165	118,029
緑区	630	7,171	18,576,690	108,383
大和市	1,245	13,261	36,482,900	241,734
町田市	2,124	21,194	57,389,300	377,643

注 1：平成 26 年 7 月 1 日現在。

注 2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

3.3.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

調査対象地域における地目別土地利用の現況は表 3.3-7 に、調査区域の土地利用現況図は図 3.3-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区では宅地が最も多く、面積は 7.36km² となっています。

対象事業実施区域の北区間はそのほとんどがその他の農用地で、対象事業実施区域の南区間は主に低層建物となっており、小規模に公共施設等用地、鉄道が分布しています。

表 3.3-7 地目別土地利用の現況

単位：km²

地目	横浜市				大和市	町田市
	瀬谷区	旭区	緑区			
総面積	273.40	11.10	22.03	15.62	27.09	64.09
宅地	203.51	7.36	13.67	9.19	14.25	30.52
田	2.09	0.09	0.02	0.52	0.09	0.78
畑	26.91	2.18	2.74	2.59	1.91	5.65
山林	18.41	0.70	2.09	2.18	1.14	8.39
原野	0.06	—	0.00	0.01	—	—
池沼	0.02	0.00	0.00	0.01	—	—
雑種地	22.40	0.77	3.51	1.12	2.32	3.81
その他	—	—	—	—	7.38	14.94

注 1：平成 31 年 1 月 1 日現在。

注 2：■ は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

(2) 土地利用規制の状況

① 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月法律第 92 号）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりです。

ア. 都市地域

調査区域の都市地域は、図 3.3-2 に示すとおりであり、調査区域全体が都市地域となっています。

イ. 農業地域

調査区域の農業地域は、図 3.3-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺に農業地域が指定されています。

ウ. 森林地域

調査区域の森林地域は図 3.3-4 に示すとおりであり、調査区域内の一部が森林地域に指定されています。

エ. 自然公園地域

調査区域には自然公園地域はありません。

オ. 自然保全地域

調査区域には自然保全地域はありません。

② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域等

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき定められた農業振興地域整備計画における農業振興地域及び農用地区域は、図 3.3-3 のとおりであり、対象事業実施区域内の一部が農業振興地域又は農用地区域に指定されています。

また、横浜市は、表 3.3-8 に示すとおり、農用地区域を中心としたまとまりのある農地がある地区(おおむね 10ha)を対象に、農業専用地区として指定しています。横浜市ホームページによると、調査区域には、上川井農業専用地区(35.3ha)、上瀬谷農業専用地区(92.0ha)及び長津田農業専用地区(25.7ha)が存在しています(令和 2 年 5 月閲覧)。対象事業実施区域の一部が、上瀬谷農業専用地区に指定されています。

表 3.3-8 農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区

項目	内容
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき、県知事が農業振興を図るべき地域として指定。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画のなかで、土地利用区分として、農用地として用いる区域として指定(横浜市では、約 1,000ha が農用地区域として指定)。
農業専用地区	農業振興地域における農用地区域(農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域)を中心とした、まとまりのある農地がある地区(おおむね 10ha)を対象として横浜市が指定。

資料:「横浜市都市農業推進プラン 2019-2023」(横浜市環境創造局農政推進課 平成 30 年 11 月)

③ 森林法に基づく地域森林計画対象民有林

調査区域における「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づき定められた地域森林計画対象民有林は、図 3.3-4 のとおりであり、調査区域内の一部が地域森林計画対象民有林に指定されています。

④ 都市計画に基づく用途地域

調査対象地域における「都市計画法」（昭和 43 年 6 月法律第 100 号）に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況は表 3.3-9、調査区域における用途地域は図 3.3-5 に示すとおりです。対象事業実施区域の北区間は市街化調整区域に指定されており、南区間は第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、準工業地域、近隣商業地域に指定されています。

表 3.3-9 都市計画区域及び用途地域の状況

(単位：km²)

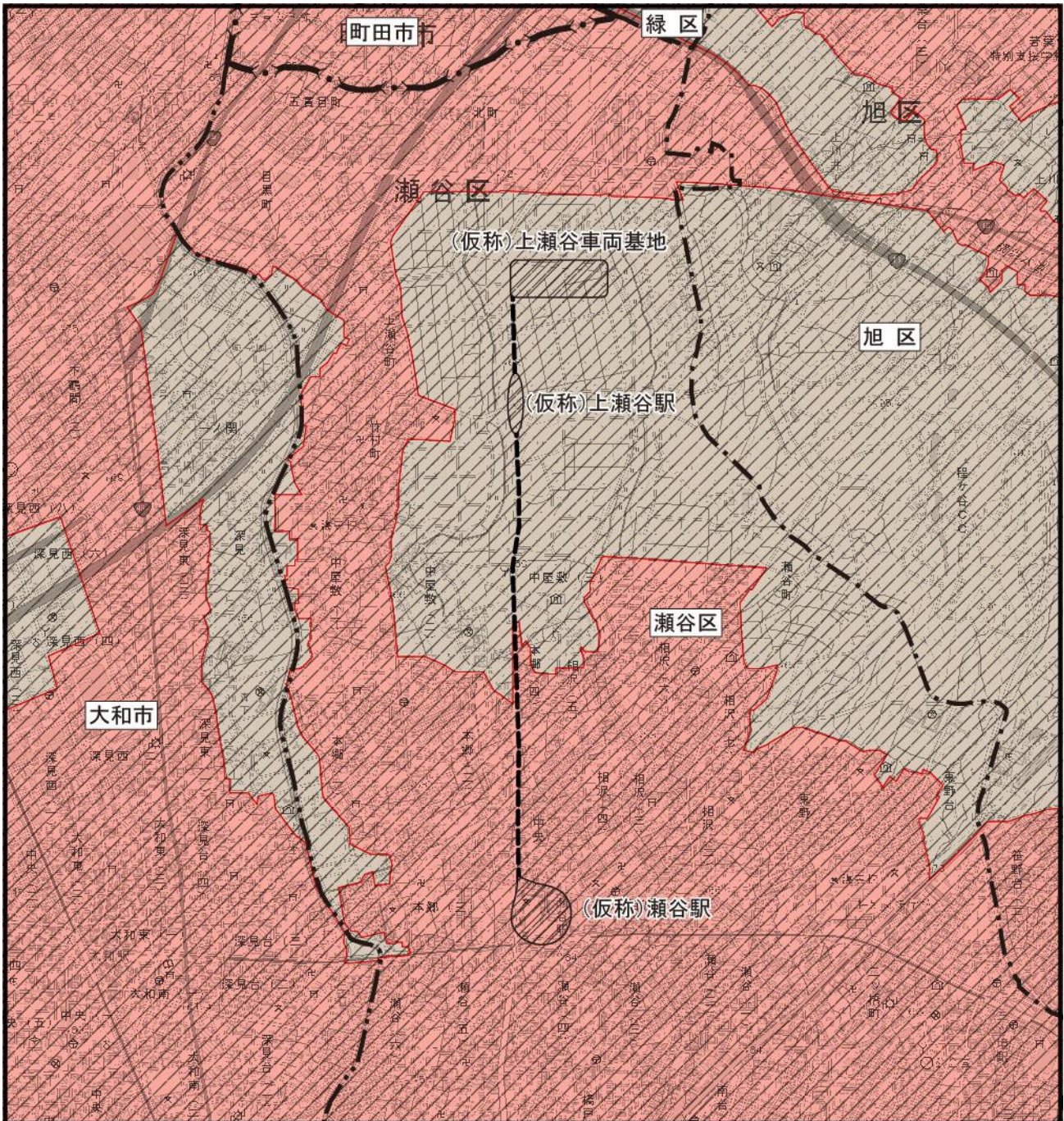
行政区分		横浜市全域				大和市	町田市		
		瀬谷区	旭区	緑区					
都市計画区域	総面積	436.5	17.1	32.8	25.4	27.1	71.7		
	市街化区域	337.4	11.9	20.6	15.2	20.1	54.8		
	用途地域	住居系	第一種低層住居専用地域	137.1	6.7	11.1	7.5	7.1	36.1
			第二種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1	0.1	—	0.1
			第一種中高層住居専用地域	26.8	1.1	2.6	2.3	1.6	5.9
			第二種中高層住居専用地域	17.7	0.1	0.4	0.6	—	5.1
			第一種住居地域	46.1	1.2	3.5	2.0	5.4	0.3
			第二種住居地域	5.3	0.2	0.5	0.1	0.3	1.2
			準住居地域	14.9	0.8	0.8	1.4	0.4	2.0
		小計	249.6	10.2	19.0	14.0	14.8	50.7	
		商業系	近隣商業地域	14.2	0.5	0.4	0.4	1.0	1.3
	商業地域		19.3	0.1	0.1	0.2	0.5	0.7	
			小計	33.5	0.6	0.5	0.6	1.5	2.0
		工業系	準工業地域	18.4	0.2	1.2	0.3	3.2	3.7
			工業地域	17.0	1.1	—	0.5	0.6	0.2
			工業専用地域	18.5	—	—	—	—	—
		小計	53.9	1.3	1.2	0.8	3.8	3.9	
	市街化調整区域	99.1	5.3	12.2	10.2	7.0	16.8		

注 1：横浜市：平成 30 年度末、町田市：平成 30 年度末現在、大和市：平成 31 年 4 月 1 日現在

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

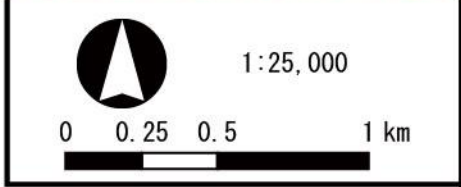
「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）



凡例

-
-



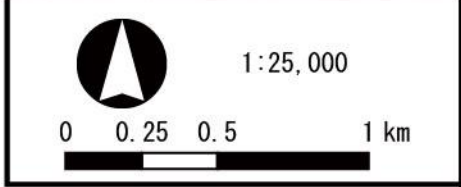
資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）により作成
 「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」（大和市 令和2年5月閲覧）
 「地図情報まちだ（用途地域）」（町田市 令和2年5月閲覧）

図 3.3-2 土地利用基本計画図（都市地域）



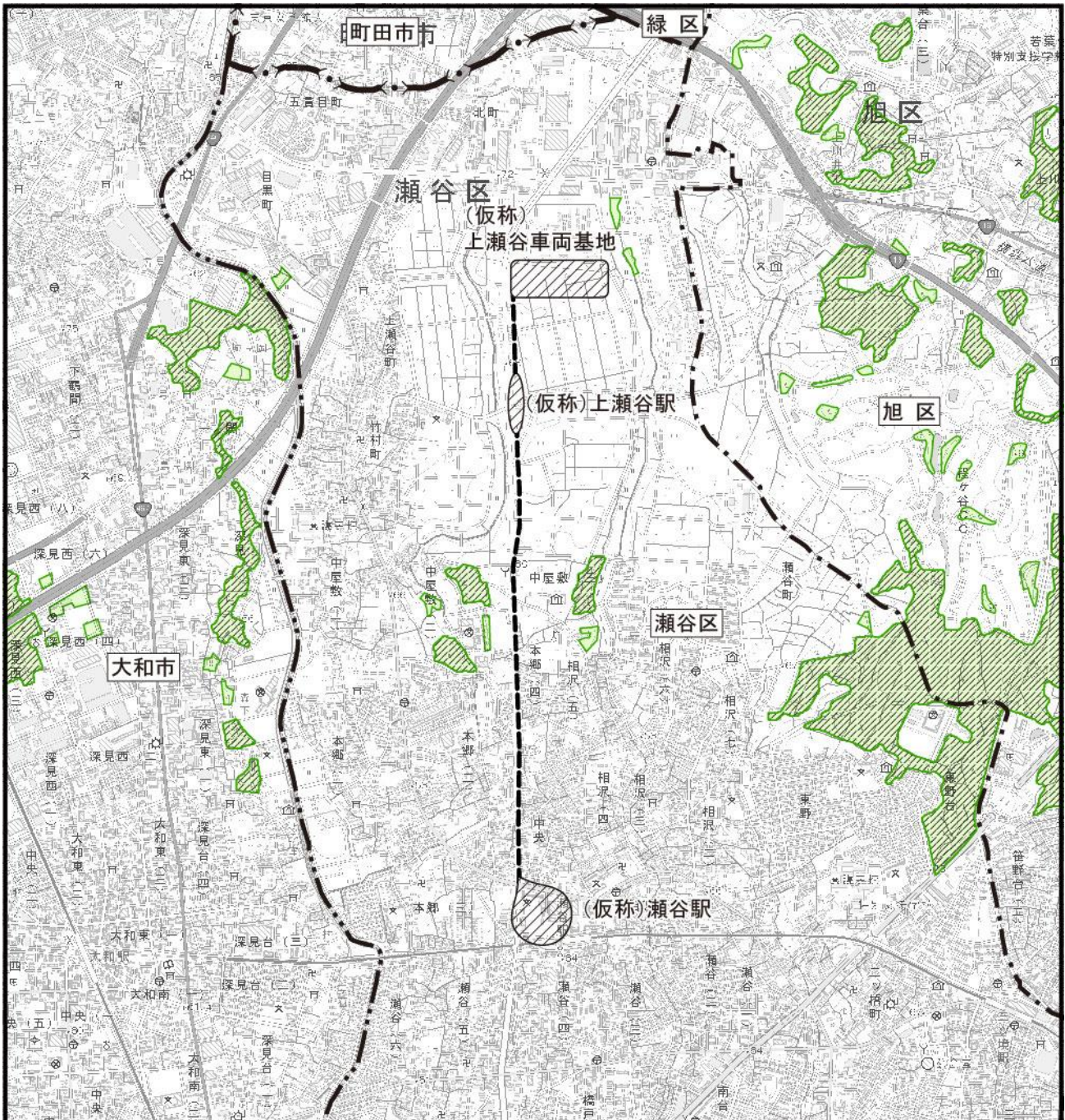
凡例

-
-
-
-
-



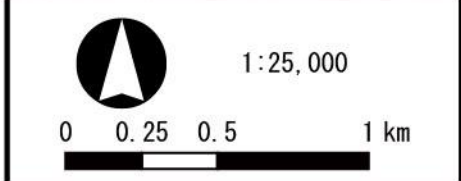
資料：「国土数値情報（農業地域データ・平成27年度）」（国土交通省国土政策局 国土情報課 令和2年5月閲覧）
 「農業専用地区 横浜市」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「大和市都市農業振興基本計画」（大和市 平成31年3月）

図 3.3-3 土地利用基本計画図（農業地域、農用地区域及び農業専用地区）



凡例

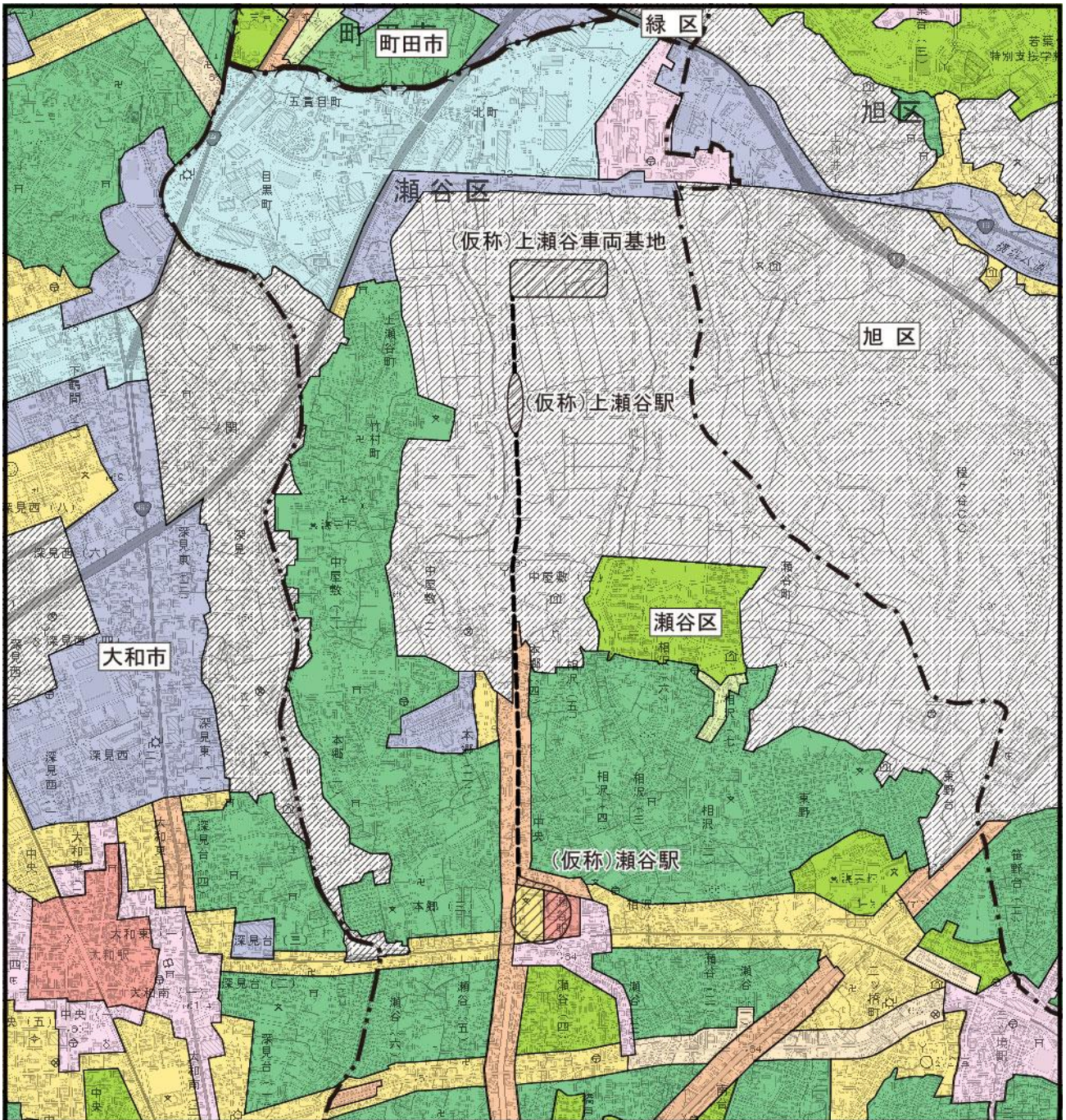
- 対象事業実施区域
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林
- 都県界
- 市界
- 区界



注1：森林地域は平成27年度時点、地域森林計画対象民有林は令和2年5月閲覧のデータであるため、森林地域に指定されていない場所が地域森林計画対象民有林となっている場合があります。

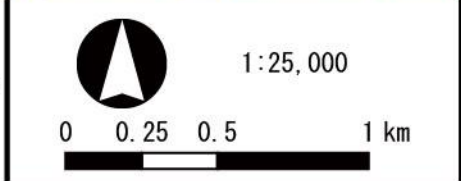
資料：「国土数値情報（森林地域データ・平成27年度）」
 （国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）

図3.3-4 土地利用基本計画図（森林地域及び地域森林計画対象民有林）



凡例

- 対象事業実施区域
 - 都県界
 - 市界
 - 区界
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 | <ul style="list-style-type: none"> 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 市街化調整区域 |
|--|---|



資料：「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」（大和市 令和2年5月閲覧）、「地図情報まちだ（用途地域）」（町田市 令和2年5月閲覧）、横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）により作成

図 3.3-5 土地利用基本計画図（用途地域）

⑤ 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域があり、令和 2 年 5 月現在の指定の状況は、表 3.3-10 及び図 3.3-6 のとおりです。なお、調査区域には、同法第 5 条の規定により指定された緑地保全地域はありません。

また、対象事業実施区域内には特別緑地保全地区に指定された地域はありません。

表 3.3-10 特別緑地保全地区指定状況

名称	面積 (ha)	指定年月日
追分特別緑地保全地区	33.3	平成 20 年 3 月 14 日 (変更:平成 26 年 2 月 5 日、平成 31 年 2 月 5 日、令和 2 年 2 月 5 日)
上川井町大貫谷特別緑地保全地区	1.0	平成 25 年 2 月 5 日
上川井町堀谷特別緑地保全地区	1.5	平成 25 年 2 月 5 日
上川井町中田谷特別緑地保全地区	3.1	平成 25 年 12 月 5 日
上川井町堂谷特別緑地保全地区	3.5	平成 26 年 7 月 15 日
上川井町露木谷特別緑地保全地区	10.3	平成 27 年 9 月 4 日
本郷三丁目特別緑地保全地区	0.3	平成 27 年 9 月 4 日

資料：「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）
「特別緑地保全地区」指定一覧（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

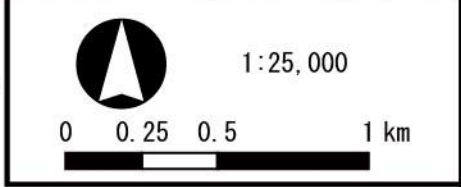
⑥ 宅地造成等規制法に基づき指定された宅地造成工事規制区域

調査区域には、「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月法律第 191 号）第 3 条の規定により指定された宅地造成工事規制区域があり、令和 2 年 5 月現在の指定の状況は、図 3.3-7 のとおりです。対象事業実施区域内には宅地造成工事規制区域に指定された地域はありません。



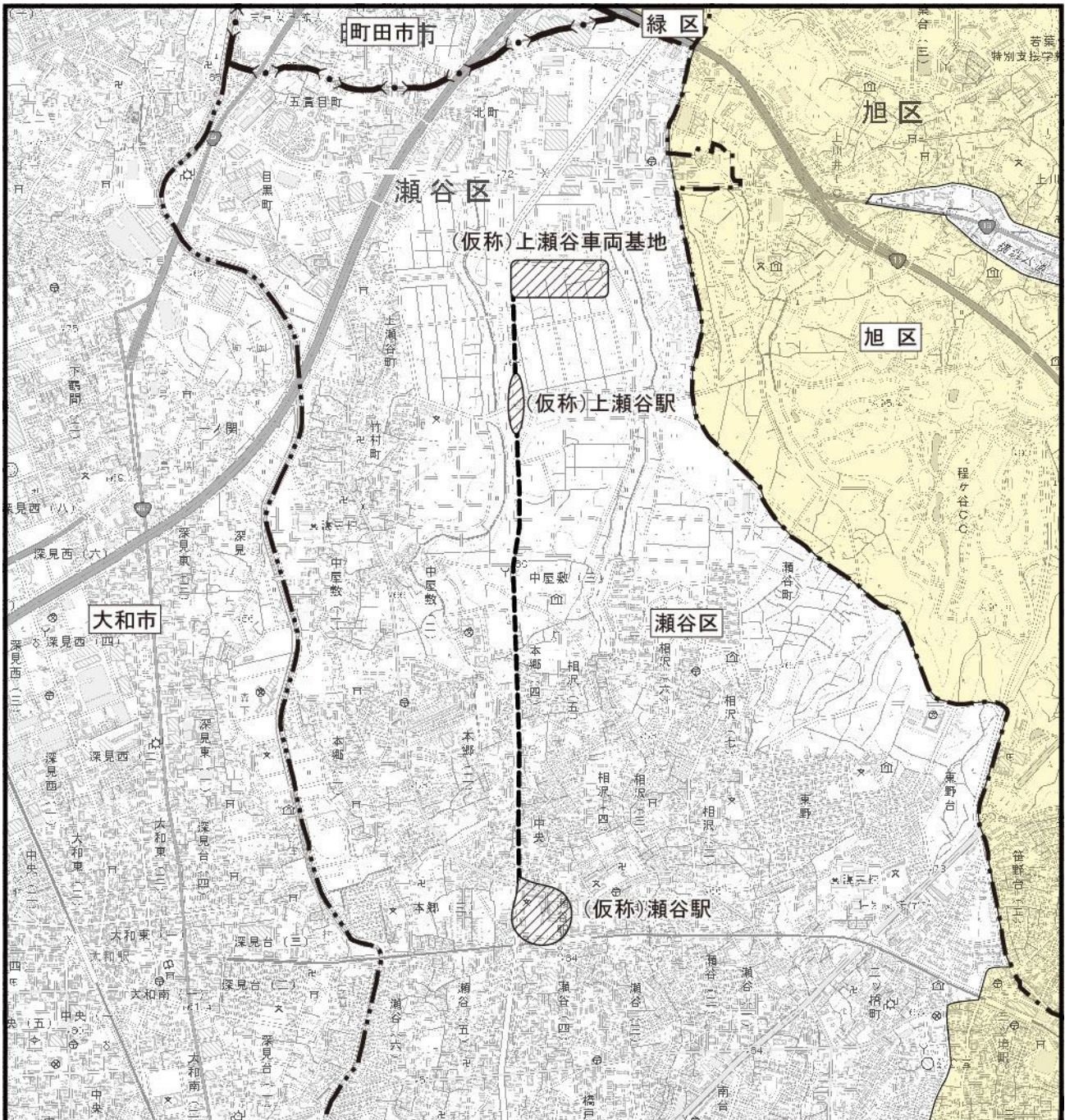
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 特別緑地保全地区








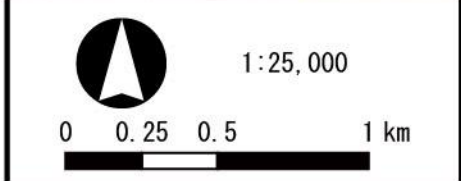
資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）により作成
 「第153回横浜市都市計画審議会案件表」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-6 特別緑地保全地区指定状況



凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  宅地造成工事規制区域



資料：「横浜市行政地図情報提供システム (i マッパー)」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)
「宅地造成工事規制区域について」(大和市ホームページ 令和2年5月閲覧)
「宅地造成工事規制区域図」(町田市ホームページ 令和2年5月閲覧)

図 3.3-7 宅地造成工事規制区域指定状況

(3) 自然的土地利用の状況

調査対象地域における自然的土地利用状況は、表 3.3-11 及び図 3.3-8 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区では 278ha の農地が存在し、対象事業実施区域の北区間には、比較的大規模な農地が分布しています。大和市の農地は 230.3ha、町田市の農地は 493.7ha 存在しています。

表 3.3-11(1) 自然的土地利用状況（横浜市）

項目	面積 (ha)			
	横浜市			
	全域	瀬谷区	旭区	緑区
農地	3,065	278	269	329
山林	3,386	100	312	365
河川・水路・水面	543	11	28	27
荒地・海浜・法面等	927	49	83	80

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成 26・27 年度」
 （横浜市建築局企画部都市計画課 平成 30 年 4 月）

表 3.3-11(2) 自然的土地利用状況（大和市）

項目	面積 (ha)
田	10.6
畑	217.4
耕作放棄地	2.3
農地小計	230.3
平地地山林	63.6
傾斜地山林	48.5
河川、水面、水路	16.1
荒地、海浜、河川敷	26.3

資料：「神奈川県都市整備統計年報 2018（平成 30 年度）」
 （神奈川県県土整備局都市部都市計画課 平成 31 年 3 月）

表 3.3-11(3) 自然的土地利用状況（町田市）

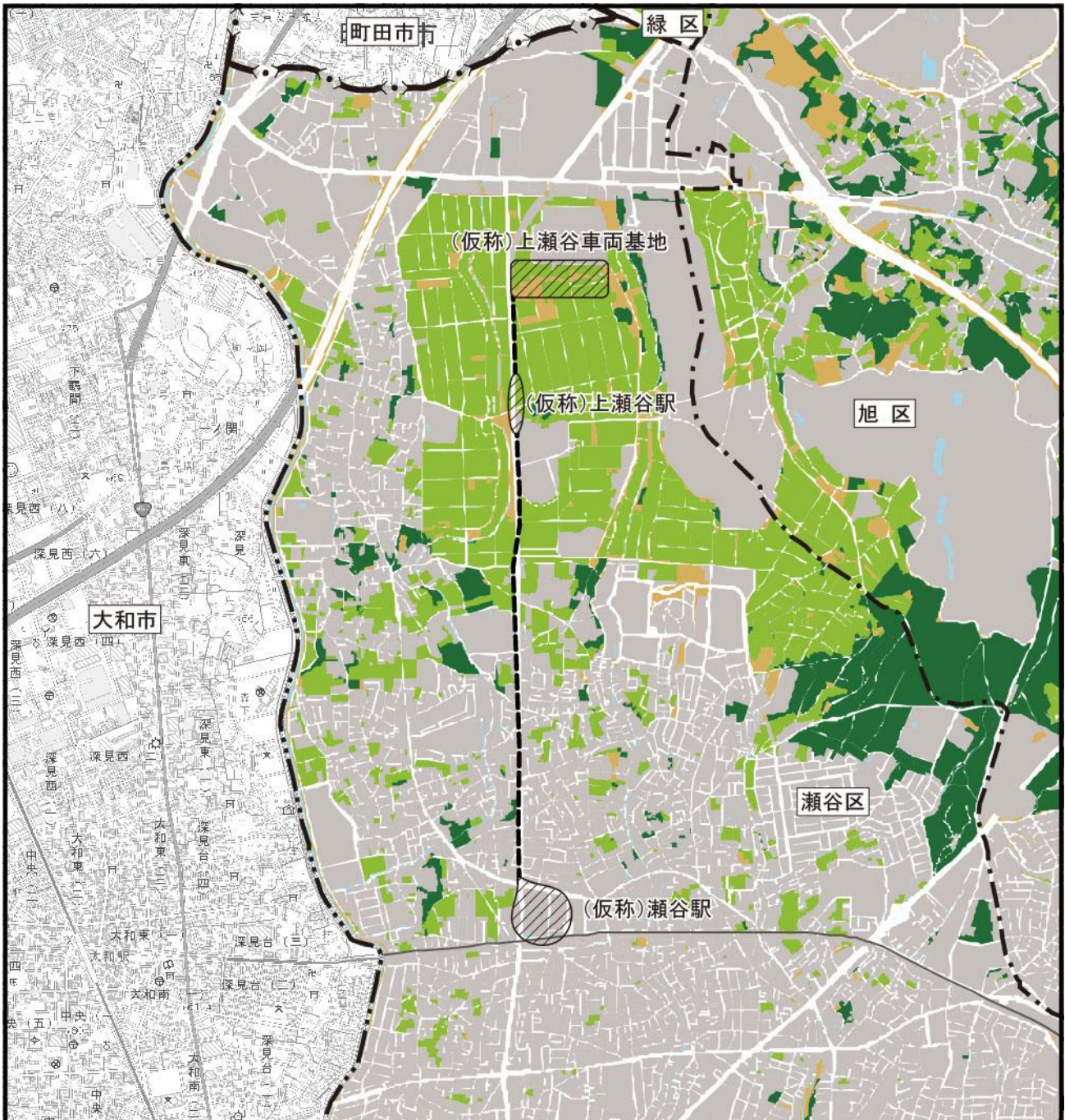
項目	面積 (ha)
農用地	493.7
水面・河川・水路	73.4
森林	1,277.5
原野	208.4

資料：「東京の土地利用（平成 29 年多摩・島しょ地）」（東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 平成 31 年 5 月）

(4) その他

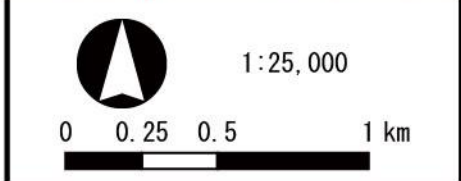
対象事業実施区域における地下埋設管等の状況は、環状 4 号線の地下にガス管、水道管、下水管、通信ケーブル及び大門第二雨水幹線が埋設または敷設されています。

相沢雨水幹線は対象事業実施区域外にあります。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- : 農地
- : 山林
- : 河川・水路・水面
- : 荒地・海浜・法面等
- : 道路用地
- : その他



注1：大和市、町田市において、自然的土地利用状況の図面は公表されていません。
 資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成26・27年度」（横浜市建築局企画部都市計画課 平成31年3月）

図 3.3-8 自然的土地利用状況

3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 水利用の状況

① 水道用水としての利用

調査対象地域における水道使用件数及び使用量は、表 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、対象事業実施区域が位置する瀬谷区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。また、大和市は酒匂川系統の水の給水区域であり、町田市は三郷・朝霞・三園・東村山系の水の給水区域となっています。

表 3.3-12 水道使用件数及び使用量

行政区域	給水戸数 (戸)	使用水量 (千 m ³)
横浜市	1,873,610	379,879
瀬谷区	56,517	11,655
旭区	115,572	23,771
緑区	84,206	16,829
大和市	119,231	22,973
町田市	204,786	—

注 1：平成 30 年度末現在。

注 2： は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「令和元年度版 統計概要」(大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

② 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和 2 年 5 月に行った結果、横浜川崎治水事務所で把握されている農業用水の取水状況として、和泉川の鍋屋堰（横浜市泉区和泉町 67）での取水が確認されました。

③ 工業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和 2 年 5 月に行った結果、工業用水としての取水状況は確認できませんでした。

④ 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周辺における「漁業法」(昭和 24 年 12 月法律第 267 号)に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていません。

(2) 地下水等の利用の状況

対象事業実施区域が位置する瀬谷区の地下水利用施設数は表 3.3-13 に、位置は図 3.3-9 に示すとおりです。

「許可対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 平成 31 年 4 月）及び「届出対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 平成 31 年 4 月）によると、調査区域内の地下水利用施設として、「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」及び「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」の 2 施設があります。

「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」は、旧上瀬谷通信施設の土地利用基本計画に基づく本格的な基盤整備までの間、営農を継続するために必要となる井戸施設を暫定的に整備したもので、令和元年 7 月から供用を開始しています。

また、対象事業実施区域内において、同様の目的で、令和元年度に 2 箇所目の井戸施設の設置工事を行い、令和 2 年 4 月から供用を開始しています。

「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会^{※1}」では、作物の水やりなどに使う水の確保のためにさく井したものです。

なお、調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。

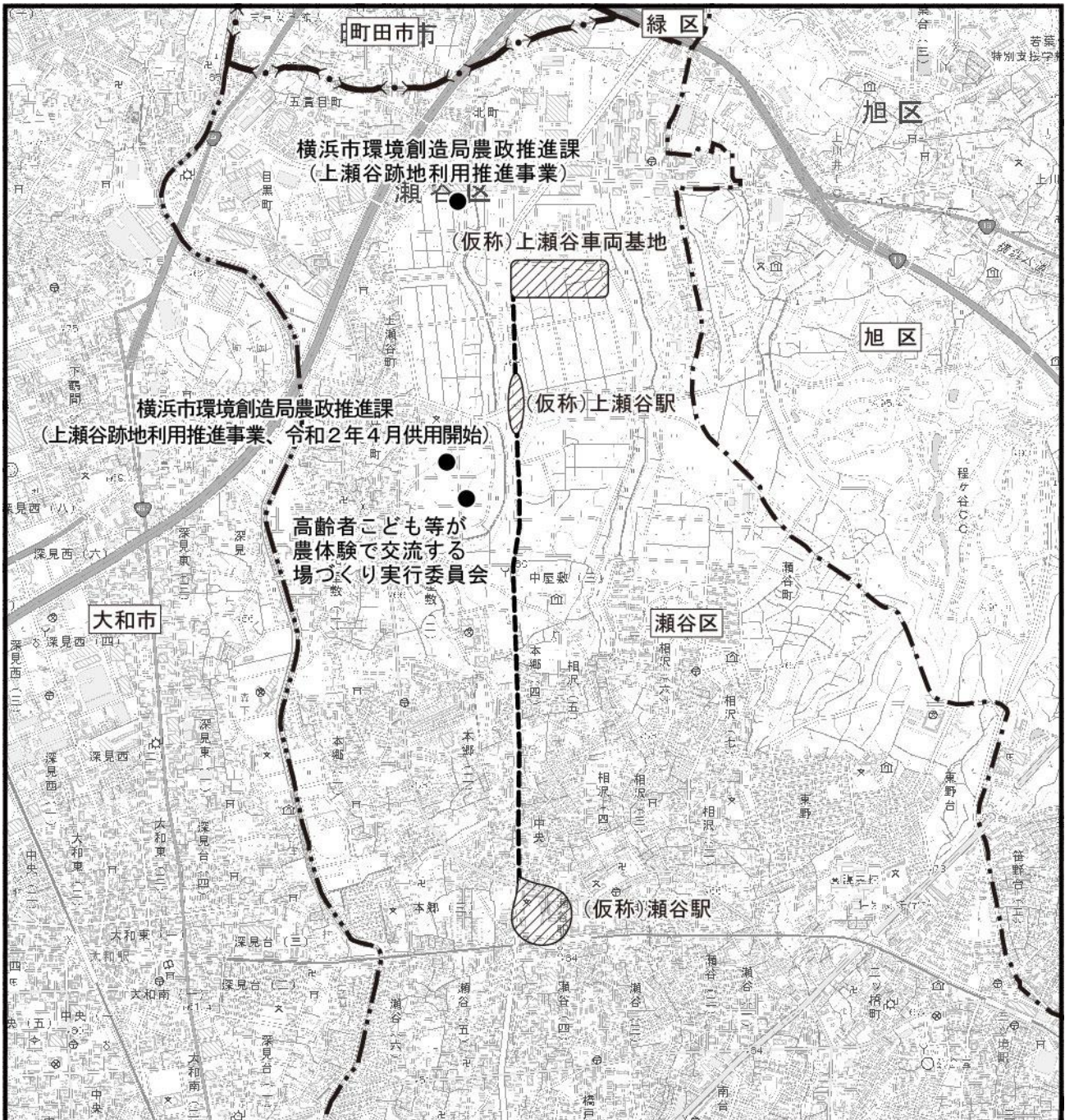
表 3.3-13 地下水利用施設数

行政区域	地下水利用施設数（施設）		
	許可対象揚水施設	届出対象揚水施設	合計
瀬谷区	13	10	23





資料：「許可対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 平成 31 年 4 月）

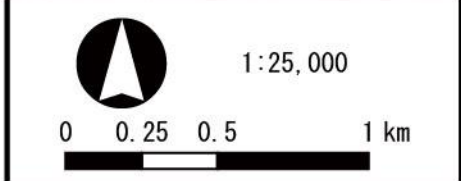
「届出対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 平成 31 年 4 月）

※1 「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」：市民が主体となっていく、地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりに対して、市が支援、助成を行う「ヨコハマ市民まち普請事業」において、平成 20 年度に上瀬谷農業専用地区内に整備された農業体験を通して、高齢者と地域社会が交流する場づくりを提案した団体名



凡例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  地下水利用施設



資料：「許可対象揚水施設一覧 平成31年4月1日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成31年4月）
 「届出対象揚水施設一覧 平成31年4月1日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成31年4月）
 「ヨコハマ市民まち普請事業 整備事例集 vol. 4 [平成20年度先行整備提案 整備事例集]」（横浜市都市整備局都市づくり部地域まちづくり課 平成22年10月）
 横浜市環境創造局農政推進課へのヒアリング（令和2年6月実施）

図 3.3-9 地下水利用施設位置図

3.3.4 交通の状況

(1) 道路交通の状況

調査区域の主要道路における交通量の状況は表 3.3-14 に、位置及び交通量調査地点は図 3.3-10 に示すとおりです。

調査区域内には、対象事業実施区域に沿って環状 4 号線が、南側には県道瀬谷柏尾が存在しています。また、対象事業実施区域の北側には市道五貫目第 33 号線が存在しています。

環状 4 号線の交通量（昼間 12 時間）は、瀬谷区本郷三丁目の観測地点（No. 14）は 10,160 台～10,214 台（平成 17 年度、平成 27 年度観測）、上瀬谷中学校前の観測地点（No. 15）においては 14,121 台（平成 27 年度観測）、瀬谷区北町の観測地点（No. 16）においては 6,766 台（平成 17 年度観測）となっています。市道五貫目第 33 号線の交通量（昼間 12 時間）は、旭区上川井町の観測地点（No. 31）においては 13,136 台～16,875 台（平成 22 年度、平成 27 年度観測）、瀬谷区北町の観測地点（No. 32）においては 21,299 台（平成 17 年度観測）となっています。県道瀬谷柏尾の交通量（昼間 12 時間）は、瀬谷区中央七丁目 3 の観測地点（No. 26）においては 10,853 台（平成 17 年度観測）、二ツ上橋の観測地点（No. 27）においては 7,061 台～9,308 台（平成 22 年度、平成 27 年度観測）となっています。

調査区域におけるバス路線は図 3.3-11 に示すとおりです。

調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行しています。対象実施区域内には瀬谷駅周辺に神奈川中央交通バスが乗り入れており、停留所「瀬谷中学校前」及び「瀬谷駅」があります。

表 3.3-14 交通量の状況（平日 12 時間）

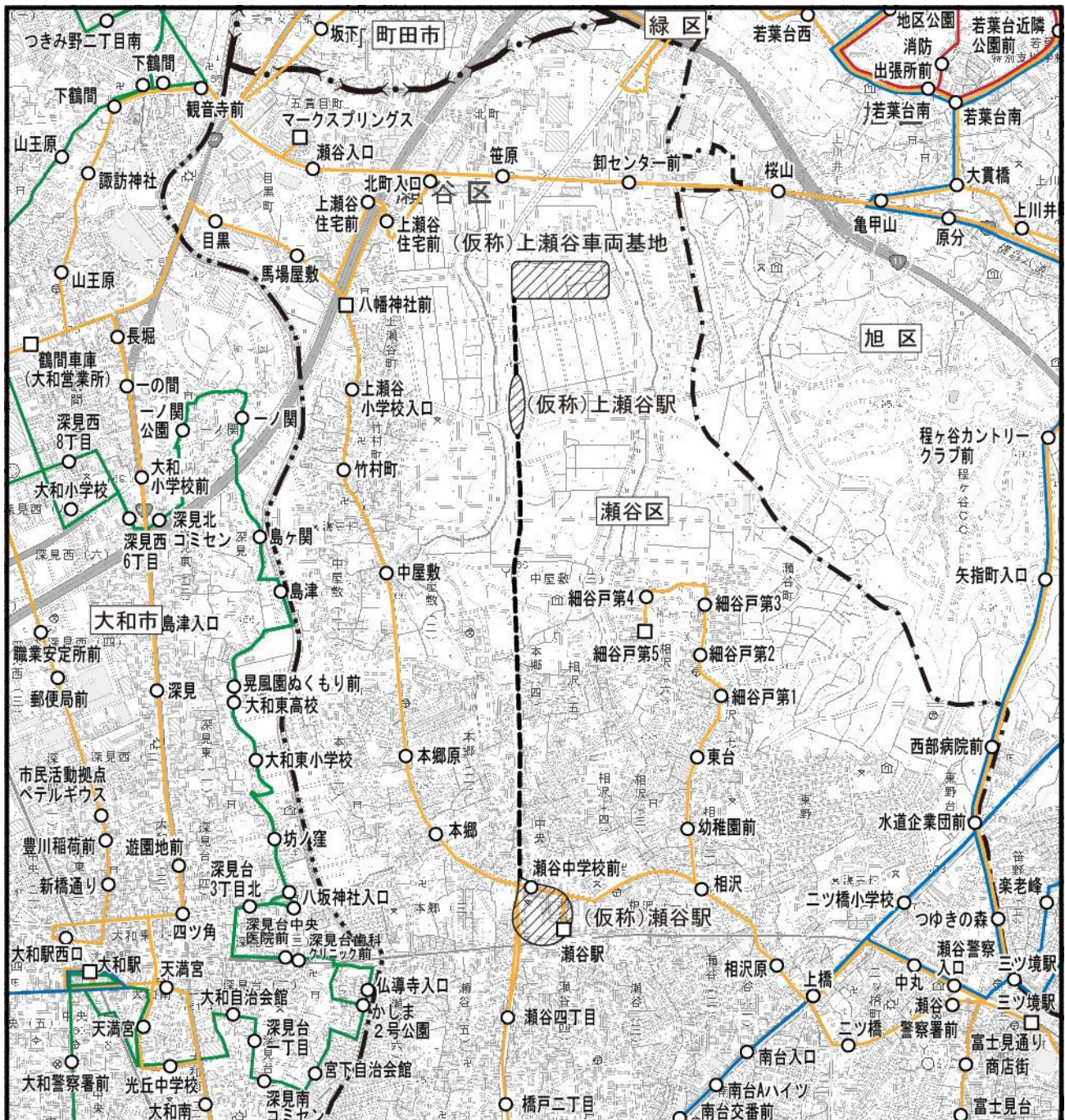
路線名	No.	観測地点名 ^{注3}	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
東名高速道路	1	横浜市・神奈川県境 ～厚木 IC 間	76,279	32.8	—	—	—	—
	2	横浜町田～海老名 JCT	—	—	84,110	29.7	—	—
	3	横浜町田 IC～海老 名 JCT	—	—	—	—	87,610	28.8
一般国道 16 号	4	旭区上川井町 2455	41,790	27.2	—	—	—	—
	5	旭区上川井町 917	30,588	30.5	—	—	—	—
	6	旭区今宿西町 161-1 (今宿)	—	—	—	—	10,502	10.3
	7	緑区鶴間 1581	—	—	36,729	27.6	—	—
	8	旭区上川井町 2454	—	—	38,423	24.9	36,421	24.3
	9	旭区上川井町 1039(上川井 IC)	—	—	—	—	38,431	25.7
一般国道 16 号 (保土ヶ谷バイパス)	10	旭区今宿一丁目 67 (下川井 IC)	86,526	28.2	—	—	74,693	26.9
一般国道 246 号	11	瀬谷区目黒町 11	—	—	38,080	30.0	39,401	29.1
一般国道 467 号	12	大和市大和東一丁 目 10-2	14,923	14.3	14,635	16.9	—	—
	13	大和市大和東一丁 目 10-18	—	—	—	—	14,903	12.5
環状 4 号線	14	瀬谷区本郷三丁目 16	10,214	11.0	—	—	10,160	9.7
	15	上瀬谷中学校前	—	—	—	—	14,121	8.3
	16	瀬谷区北町 25-1	6,766	19.5	—	—	—	—
主要地方道 横浜厚木	17	瀬谷区瀬谷 4 丁目 44-10	11,861	11.9	—	—	—	—
	18	大和市中心 5 丁目 15	8,762	6.1	7,695	4.5	—	—
	19	大和市中心 5 丁目 14-2	—	—	—	—	7,579	4.0
	20	瀬谷区瀬谷 6-22	—	—	11,547	16.0	—	—
	21	二ツ橋	—	—	—	—	12,331	7.8
主要地方道 丸子中山茅ヶ崎	22	瀬谷区二ツ橋町 545	29,663	17.6	—	—	—	—
	23	旭区笹野台二丁目 3	—	—	25,846	17.1	—	—
	24	二ツ上橋	—	—	—	—	23,555	11.7
主要地方道 目黒町町田線	25	大和市下鶴間 100	—	—	13,864	8.6	—	—
県道瀬谷柏尾	26	瀬谷区中央七丁目 3	10,853	7.5	—	—	—	—
	27	二ツ上橋	—	—	9,308	6.5	7,061	6.6
	28	二ツ橋	—	—	—	—	9,873	7.6
	29	二ツ橋	—	—	8,975	8.3	—	—
	30	二ツ橋	—	—	—	—	9,853	8.9
市道五貫目 第 33 号線	31	旭区上川井町 1966	—	—	13,136	39.0	16,875	39.0
	32	瀬谷区北町 40	21,299	30.9	—	—	—	—

注 1：表中の観測地点番号は図 3.3-10 に示す番号と対応しています。

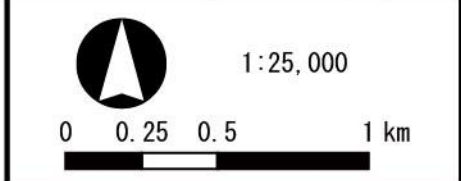
注 2：交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。

注3：「観測地点名」は実際の住所表記とは異なる場合があります。

資料：「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成29年6月）
「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成23年9月）
「平成17年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成18年6月）



- 凡例**
- (hatched) — 対象事業実施区域
 - (dashed) — 都県界
 - (dash-dot) — 市界
 - (dash-dot-dot) — 区界
 - (red) — 横浜市営バス
 - (orange) — 神奈川中央交通バス
 - (blue) — 相鉄バス
 - (green) — 大和市コミュニティバス
 - バス停 (起点・終点)
 - バス停



資料：「横浜市営バス路線マップ（2019年11月版）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「相鉄バス路線図」（相鉄グループホームページ 令和2年5月閲覧）
 「神奈川中央交通(株)大和営業所路線図（2019年10月）」（神奈川中央交通(株)ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「神奈川中央交通(株)戸塚営業所路線図（2019年4月）」（神奈川中央交通(株)ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「神奈川中央交通(株)中山営業所路線図（2020年5月）」（神奈川中央交通(株)ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「大和市コミュニティバス路線図深見地域（平成29年10月）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「大和市コミュニティバス路線図北部ルート（平成30年2月）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-11 バス路線図

(2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道駅の乗車人員は表 3.3-15 に、鉄道路線図は図 3.3-12 に示すとおりです。

調査区域においては、相模鉄道本線、小田急江ノ島線及び東急田園都市線が存在しています。対象事業実施区域内に位置する瀬谷駅の乗車人数は、平成 27 年度以降おおむね横ばいで推移しています。

表 3.3-15 鉄道駅の乗車人員（1 日平均）

単位：人

路線	駅名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相鉄本線	希望ヶ丘駅	17,235	17,728	17,806	17,781	17,732
	三ツ境駅	28,847	29,173	29,169	29,285	29,043
	瀬谷駅	22,027	22,491	22,348	22,406	22,474
	大和駅	55,129	55,644	55,911	56,468	56,810
小田急江ノ島線	大和駅	57,568	57,782	57,969	58,684	58,964
	鶴間駅	14,633	14,766	14,998	15,211	15,298
東急田園都市線	つきみ野駅	5,241	5,327	5,330	5,400	5,376
	南町田 グランベリー パーク駅 ^{注3}	16,795	17,030	17,110	14,721	15,121
	すずかけ台駅	5,748	5,770	5,756	5,841	5,863

注 1：相鉄本線の和和駅、小田急江ノ島線の大和駅、鶴間駅、東急田園都市線のつきみ野駅以外の乗車人員 1 日平均は、年間の乗車人員を 365 日で除した人数を示しています。

注 2：大和駅は乗換人員を含みます。

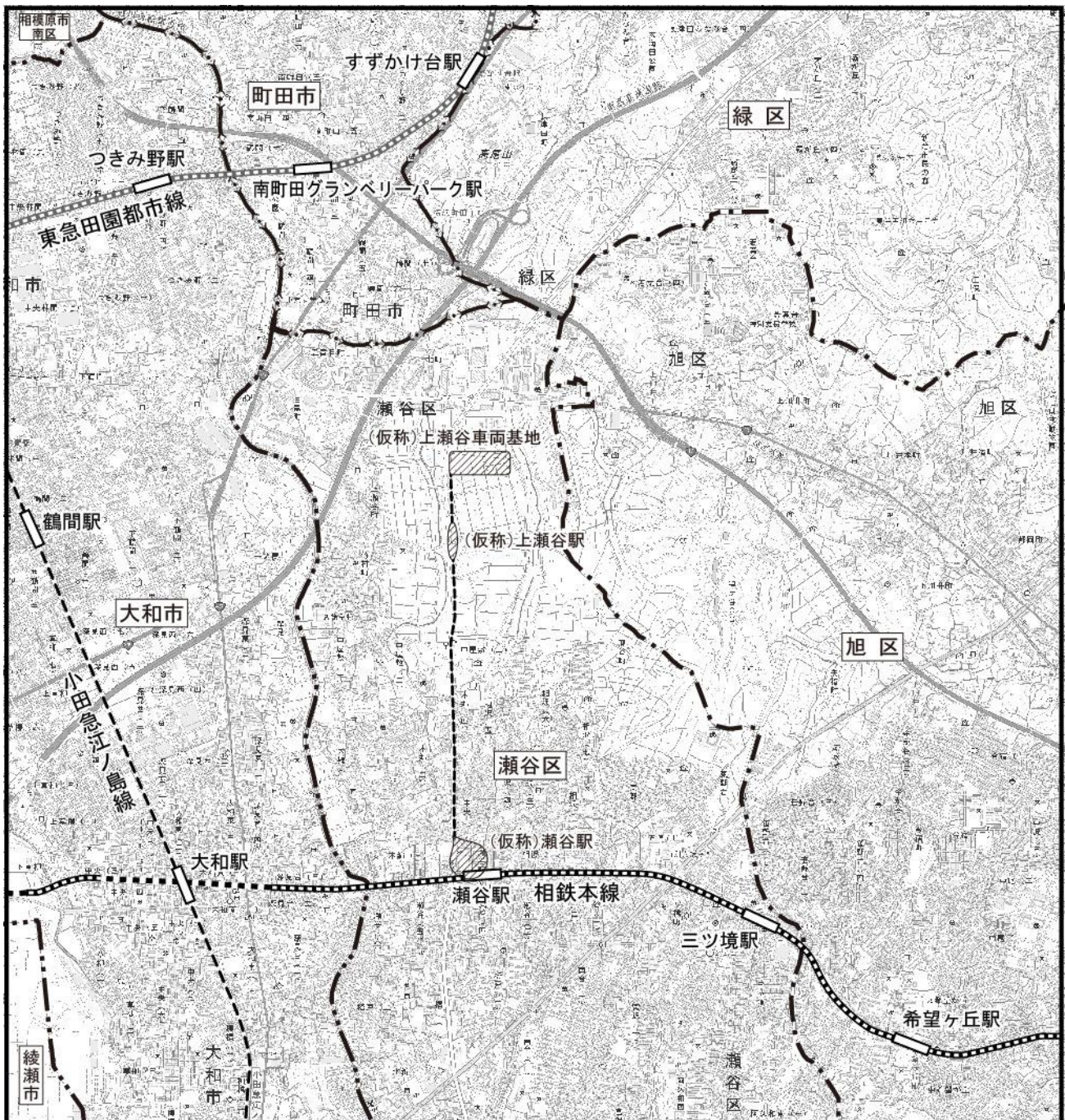
注 3：南町田駅は、令和元年 10 月 1 日より、南町田グランベリーパーク駅に改称されました。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「平成 30 年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (..... 地下部分)
- 小田急江ノ島線
- 東急田園都市線
- 駅

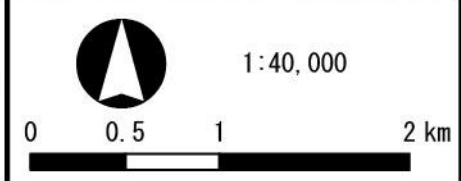


図 3.3-12 鉄道路線図

3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」といいます。）として、教育機関等、医療機関等、官公庁等、福祉施設等、その他の市民利用施設等及び公園・緑地等があげられます。調査区域における配慮が特に必要な施設は、表 3.3-16、及び図 3.3-13 に示すとおりです。

住宅地については、主に対象事業実施区域の東側地域に細谷戸団地が、西から南西側地域には上瀬谷町、竹村町、中屋敷の集落が立地しています。（土地利用現況図は前掲図 3.3-1（p.3-108）、用途地域は前掲図 3.3-5（p.3-112）参照）

(1) 主な教育機関等

調査区域内においては、保育所・幼稚園が 64 施設、小学校が 10 校、中学校が 3 校、高等学校が 4 校、特別支援学校が 6 校、専修学校が 2 校存在しています。このうち、対象事業実施区域内においては、「ネスト瀬谷（S15）」、「横浜市立瀬谷中学校（S39）」があります。

(2) 主な医療機関等

調査区域内においては、主な医療機関が 9 施設存在します。

(3) 主な官公庁等

調査区域内においては、区役所が 1 施設、市役所が 1 施設、市役所の連絡施設が 1 施設、警察署が 2 施設、消防署等が 4 施設、郵便局が 11 施設存在しています。また、対象事業実施区域内には「中瀬谷消防出張所（S04）」が存在しています。

(4) 主な福祉施設等

調査区域内においては福祉施設が 57 施設存在し、対象事業実施区域内には小規模多機能型居宅介護である「小規模多機能ホーム あんのん（S25）」が、対象事業実施区域周辺においては、特別養護老人ホームである「ファミリーイン瀬谷（S02）」、介護老人保健施設である「ハートフル瀬谷（S06）」、認知症高齢者グループホームである「グループホーム こころ（S10）」、「特定非営利活動法人ふるさとホーム瀬谷（S12）」が存在しています。

(5) その他の市民利用施設等

調査区域内においては、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 20 施設存在し、対象事業実施区域周辺には「瀬谷図書館（S01）」、「中屋敷地区センター（S03）」及び「まるたのしろ瀬谷（中央公園内）（S07）」が存在しています。

(6) 主な公園・緑地等

調査区域内においては、主な公園・緑地等が 102 施設存在しています。対象事業実施区域周辺においては、「瀬谷中央公園 (S03)」、「瀬谷駅北口公園 (S19)」、「中屋敷三丁目公園 (S24)」、「本郷三丁目公園 (S31)」、「本郷四丁目公園 (S32)」、「本郷四丁目第二公園 (S33)」等が存在しています。

また、調査区域内には「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく「瀬谷市民の森 (S40)」、「追分市民の森 (A09)」、「上川井市民の森 (A10)」が存在しています。

表 3.3-16(1) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

行政区分	種類	No.	名称	住所
瀬谷区	保育所・幼稚園	S01	横浜市瀬谷第二保育園	瀬谷三丁目 18-2
		S02	横浜市中屋敷保育園	中屋敷二丁目 29-2
		S03	横浜市二ツ橋保育園	二ツ橋町 527-2
		S04	横浜市細谷戸保育園 ^{注1}	瀬谷町 5945
		S05	シャローム三育保育園	二ツ橋町 469
		S06	瀬谷中央保育園	橋戸一丁目 35-28
		S07	ティンクル瀬谷保育園	瀬谷四丁目 25-2
		S08	ゆたか保育園	瀬谷一丁目 1-3
		S09	鳩の森愛の詩瀬谷保育園	二ツ橋町 83-3
		S10	ココファン・ナーサリー二ツ橋	二ツ橋町 351-3
		S11	第二瀬谷愛児園	中央二丁目 2 第五白鳳ビル
		S12	瀬谷愛児園	相沢七丁目 23-1
		S13	GENKIDS 瀬谷保育園	中央一丁目 4 スマイルストリート瀬谷 3階
		S14	キッズパオ三ツ境あおぞら園	二ツ橋町 309
		S15	ネスト瀬谷	中央六丁目 15
		S16	ネストぼぼ	瀬谷三丁目 10-5
		S17	はぐ@ねすと	三ツ境五丁目 14 ラフィネエスパース 303
		S18	ていんく 2@ねすと	瀬谷四丁目 5-32
		S19	ネストうーたん	瀬谷三丁目 9-20 パールホーム瀬谷 1階
		S20	認定こども園 あづまの幼稚園・あづまのナーサリー	東野台 38
		S21	認定こども園二ツ橋あいりん幼稚園	二ツ橋町 144
		S22	保育室「ネスト」	三ツ境五丁目 5 グレートヒル三ツ境
		S23	NPO 法人 ちびっこハウス	三ツ境 24-8
		S24	保育ルーム「ばおぼぶ」	三ツ境 10-6
		S25	フルまるからむ	瀬谷 1-13-9
		S26	ベストキッズ瀬谷保育園(企業主導型保育事業)	瀬谷二丁目 47-17 桜井貸店舗 1F
		S27	池部小児科・アレルギー科「病児保育室亀の子ハウス」	三ツ境 21-10 サニーハイツ三ツ境 2階
		S28	保育ルーム「くくる」	瀬谷三丁目 9-20
		S29	相沢幼稚園	相沢二丁目 42-2
		S30	瀬谷幼稚園	南台一丁目 30-6
		S31	三ツ境幼稚園	三ツ境 104-3
		S32	ゆたか幼稚園	瀬谷一丁目 1-1
		S33	横浜さがみ幼稚園	瀬谷四丁目 26-3
	小学校	S34	横浜市立瀬谷小学校	相沢四丁目 1-1
		S35	横浜市立上瀬谷小学校	瀬谷町 7140
		S36	横浜市立二ツ橋小学校	二ツ橋町 507
		S37	横浜市立相沢小学校	相沢二丁目 56-1

表 3.3-16(2) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

行政区分	種類	No.	名称	住所
瀬谷区	小学校	S38	横浜市立大門小学校	本郷三丁目 47-5
	中学校	S39	横浜市立瀬谷中学校	中央五丁目 41
		S40	横浜市立東野中学校	東野 130
	高等学校	S41	神奈川県立瀬谷高等学校	東野台 29-1
		S42	神奈川県立瀬谷西高等学校	中屋敷二丁目 2-5
	特別支援学校	S43	神奈川県立瀬谷養護学校	竹村町 28-1
		S44	神奈川県立三ツ境養護学校	二ツ橋町 468
S45		横浜市立二ツ橋高等特別支援学校	二ツ橋町 470	
S46		三ツ境養護学校瀬谷西分教室	中屋敷二丁目 2-5	
旭区	保育所・幼稚園	A01	三ツ境たんぼぼ保育園	笹野台二丁目 9-28
		A02	とこちゃん☆みつつ保育園	笹野台一丁目 1-43 第二廣島ビル 601
		A03	上川井幼稚園	上川井町 1212-6
		A04	プレスクール若葉幼稚園	若葉台二丁目 9-2
	小学校	A05	横浜市立上川井小学校	上川井町 2913
		A06	横浜三育小学校	上川井町 1985
	特別支援学校	A07	横浜市立若葉台特別支援学校	若葉台二丁目 1-1
大和市	保育所・幼稚園	Y01	めばえ保育園	中央一丁目 1-12
		Y02	Happy Wonders International School	中央一丁目 7-32 NT ハイム
		Y03	保育ルームおつきさま	大和南一丁目 13-9 飯間ハイツ 1F
		Y04	ヤマト保育園	深見台一丁目 2-8
		Y05	木の子保育園	下鶴間 1816-1
		Y06	保育園おひさまのほっぺ	下鶴間 2748-2
		Y07	アスク大和東保育園	大和東二丁目 7-11
		Y08	深見台保育園	深見台四丁目 10-23
		Y09	さなぎっこ保育園	大和東三丁目 7-2
		Y10	大和オハナ保育園	大和東一丁目 6-7 2F
		Y11	パレット保育園・大和	大和東一丁目 7-22 1F～3F
		Y12	とこちゃん保育園	大和南一丁目 16-25
		Y13	アスク大和南保育園	大和南二丁目 2-9
		Y14	アスク大和保育園	中央一丁目 4-19 2F
		Y15	大和深見台雲母保育園	深見台一丁目 7-2
		Y16	キンダーガーデンやまと	中央六丁目 1-5
		Y17	よつばベビーななせ	大和東三丁目 15-5
		Y18	大和 YMCA 保育園	大和東三丁目 3-16
		Y19	ぼとふ大和	中央二丁目 6-17
		Y20	ぼとふ大和 第2	中央二丁目 6-17 2F
		Y21	とこちゃん のりまき保育園	中央一丁目 3-8
		Y22	とこちゃん おだんご保育園	中央一丁目 3-8
		Y23	大和小鳩幼稚園	大和南二丁目 5-19
		Y24	大和山王幼稚園	下鶴間 2919
		Y25	ふかみ幼稚園	深見東三丁目 5-16
		Y26	大和幼稚園	大和東一丁目 7-16
		Y27	大和市屋内こども広場 保育室	大和南一丁目 8-1
	小学校	Y28	大和市立大和小学校	深見西八丁目 7-1
		Y29	大和市立深見小学校	深見台二丁目 9-1
		Y30	大和市立大和東小学校	深見 1805
	中学校	Y31	大和市立光丘中学校	大和南二丁目 11-1
		Y32	神奈川県立大和東高等学校	深見 1760
	高等学校	Y33	柏木学園高等学校	深見西四丁目 4-22
		Y34	瀬谷養護学校大和東分教室	深見 1760

表 3.3-16(3) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

行政区分	種類	No.	名称	住所
大和市	専修学校	Y35	大和商业高等専修学校	深見東一丁目 1-9
		Y36	柏木実業専門学校	深見東一丁目 1-9

注1：横浜市細谷戸保育園は令和2年度に民間移管予定です。

注2：表中のNo.は図3.1-13(1)に示す番号と対応しています。

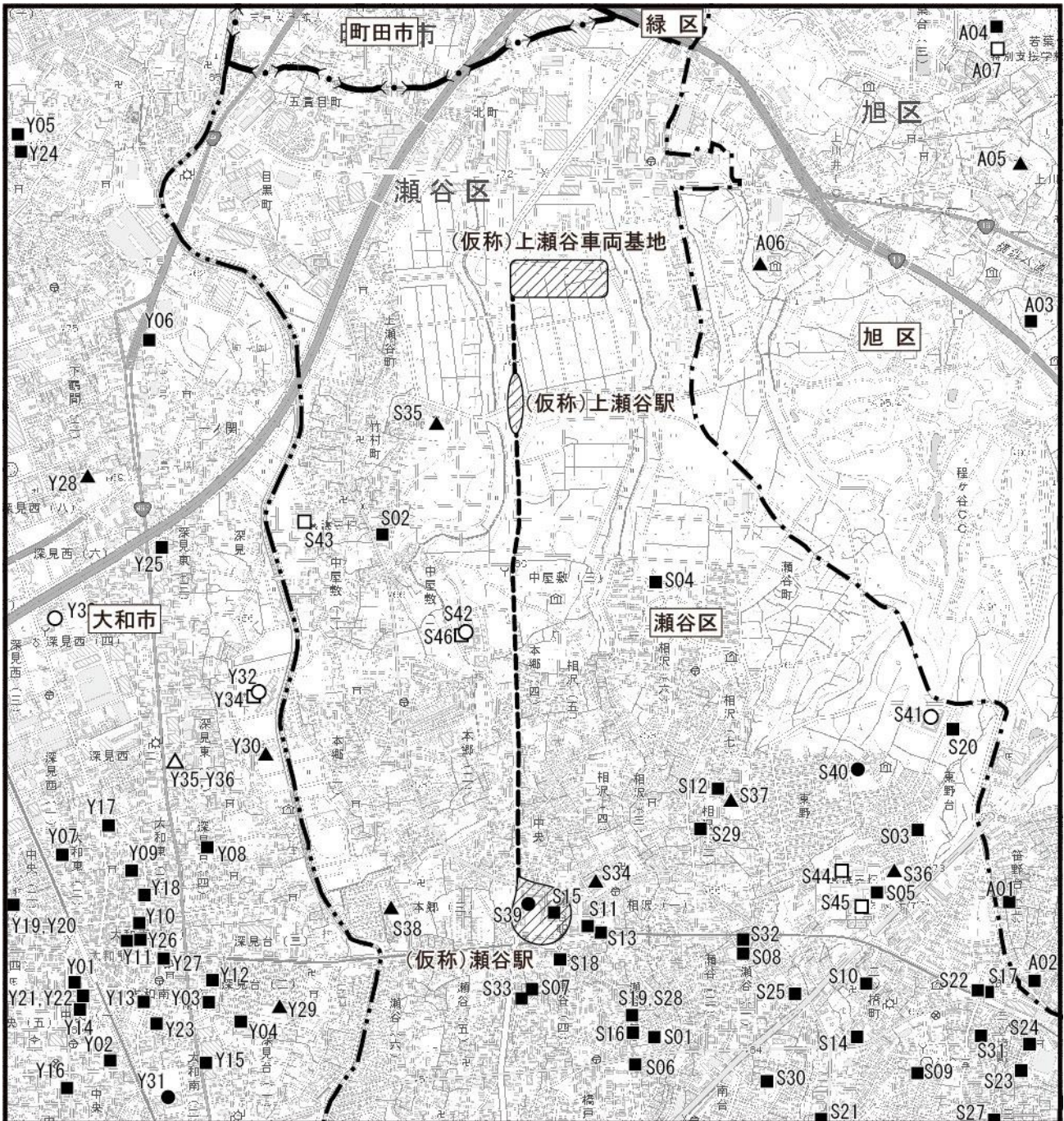
資料：「保育所・保育施設検索」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「病児保育・病後児保育のご案内（令和2年4月版）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「乳幼児一時預かり事業」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「幼稚園・認定こども園一覧」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「横浜市立学校名簿（平成31年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「大和市内の私設保育施設（認可外保育施設）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「大和市保育所等一覧（受入可能児童数）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「大和市内の幼稚園・認定こども園一覧」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「町田市2020年度入園のしおり」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「町田市立幼稚園等一覧表（2019年5月1日現在）」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「認可外保育施設名簿」（令和2年4月1日現在届出済施設）
 （東京都福祉保健局ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「東京都公立学校一覧（令和元年5月1日現在）」（東京都教育委員会ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「東京都私立学校一覧」（東京都ホームページ 令和2年5月閲覧）

表 3.3-16(4) 配慮が特に必要な施設（主な医療機関等）

行政区分	No.	施設名	所在地
瀬谷区	S01	医療法人社団美里会瀬谷ふたつ橋病院	瀬谷 1-29-1
	S02	横浜甞生病院	瀬谷 4-30-30
	S03	医療法人産育会堀病院	二ツ橋町 292
	S04	医療法人愛生会三ツ境病院	三ツ境 23-8
旭区	A01	赤枝病院	上川井町 578-2
	A02	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	矢指町 1197-1
大和市	Y01	大和市立病院	深見西 8-3-6
	Y02	医療法人正史会大和病院	深見西 3-2-37
	Y03	医療法人徳洲会大和徳洲会病院	中央 4-4-12

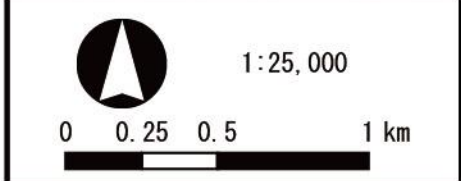
注1：表中のNo.は図3.1-13(2)に示す番号と対応しています。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」
 （神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 平成31年4月）
 「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」
 （横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課 令和2年3月26日）
 「市内の病院一覧」「市内の有床診療所一覧」（町田市医師会ホームページ 平成31年4月18日）



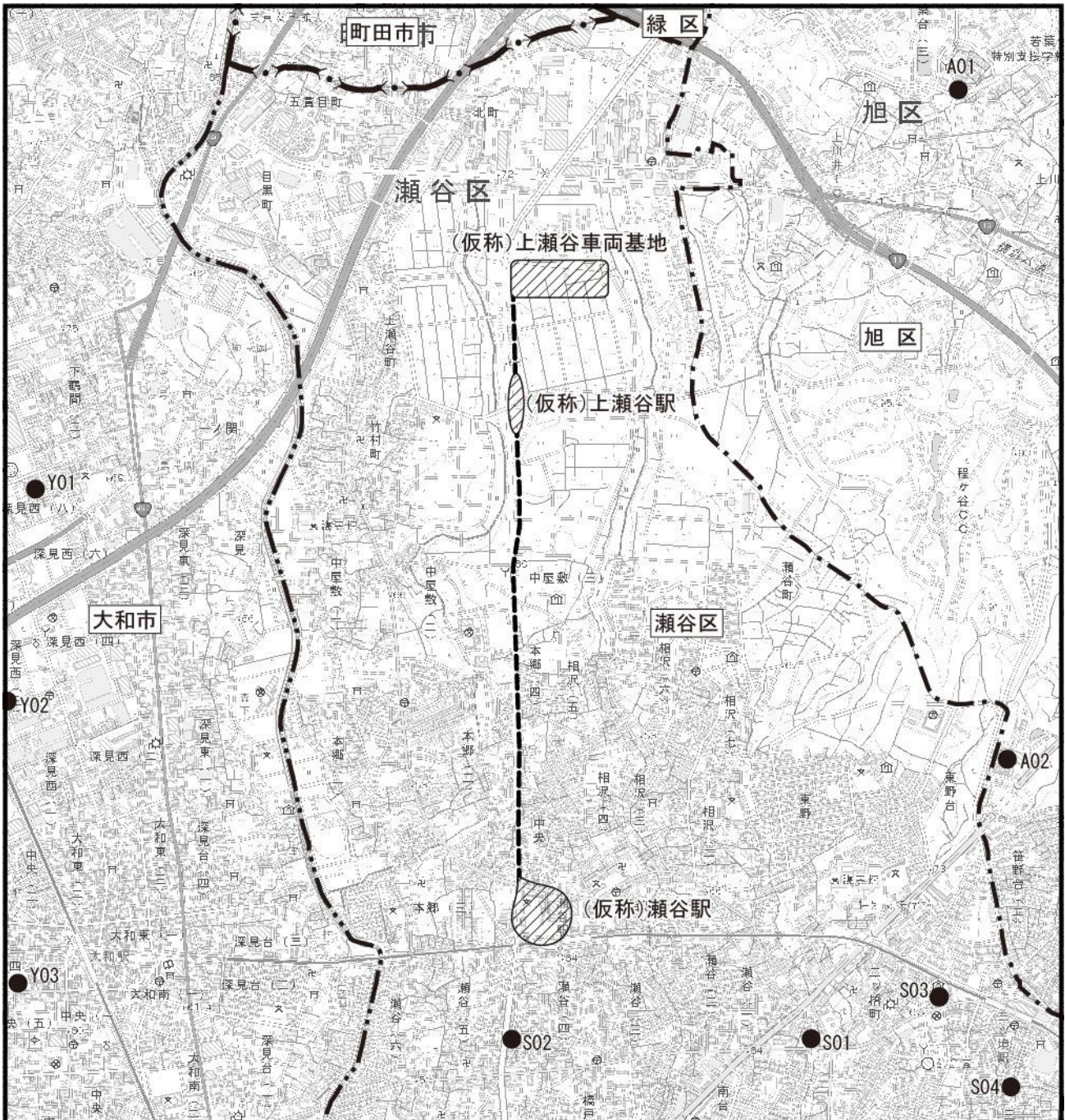
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- : 保育所・幼稚園
- ▲ : 小学校
- : 中学校
- : 高等学校
- : 特別支援学校
- △ : 専修学校



注1 : 図中の番号は、表 3.3-16(1)～(3)に示すNo.と対応しています。
 注2 : 図に示す情報の出典は、表 3.3-16(1)～(3)と同様です。

図 3.3-13(1) 配慮が特に必要な施設の分布状況 (主な教育機関等)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 主な医療機関



注1：図中の番号は、表3.3-16(4)に示すNo.と対応しています。
 資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」
 （神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 平成31年4月）
 「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課 令和2年3月26日）
 「市内の病院一覧」「市内の有床診療所一覧」（町田市医師会ホームページ 平成31年4月18日）

図 3.3-13(2) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な医療機関等）

表 3.3-16(5) 配慮が特に必要な施設（主な官公庁等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	区役所	S01	瀬谷区役所	二ツ橋町 190 番地
	警察署	S02	瀬谷警察署	二ツ橋町 213 番地 1
	消防署	S03	中瀬谷消防出張所	中屋敷二丁目 16-15
		S04	中瀬谷消防出張所	中屋敷二丁目 16 番地 15
	郵便局	S05	瀬谷郵便局	瀬谷 4-45-10
		S06	三ツ境駅北口郵便局	三ツ境 5-35
		S07	横浜卸本町簡易郵便局	卸本町 9308-19
		S08	横浜瀬谷北郵便局	相沢 1-5-6
		S09	横浜細谷戸郵便局	相沢 6-18-10
		S10	横浜本郷原郵便局	本郷 2-41-5
		S11	横浜三ツ境郵便局	三ツ境 16-1
旭区	消防署	A01	若葉台消防出張所	若葉台三丁目 1-1
大和市	市役所	Y01	大和市役所	下鶴間 1-1-1
		Y02	大和市役所大和連絡所	大和南一丁目 8-1
	警察署	Y03	大和警察署	中央 5-15-4
	消防署等	Y04	大和市消防署	深見西四丁目 4 番 6 号
	郵便局	Y05	大和郵便局	深見西 3-1-29
		Y06	南大和郵便局	大和南 1-8-1
		Y07	大和下鶴間郵便局	下鶴間 2773-6
		Y08	大和中央一郵便局	中央 1-6-15

注 1：表中の No. は図 3.1-13(3)に示す番号と対応しています。

資料：「2020 年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「大和市民便利帳 2020・2021 年度版」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市わたしの便利帳（2020 年 1 月発行版）」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「郵便局・A.T.M.をさがす」（日本郵政グループホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「大和市消防本部」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「各消防署・方面本部一覧」（東京消防庁ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

表 3.3-16(6) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	特別養護老人ホーム	S01	ひだまり館	二ツ橋町 283-1
		S02	ファミリーイン瀬谷	中屋敷三丁目 11-1
		S03	愛成苑	瀬谷町 4131-16
		S04	ラペ瀬谷	目黒町 21-10
	軽費老人ホーム	S05	東野園	東野台 26
	介護老人保健施設	S06	ハートフル瀬谷	中屋敷二丁目 2-1
	介護療養型医療施設	S07	三ツ境病院	三ツ境 23-8
	認知症高齢者 グループホーム	S08	グループホーム 泉の郷本郷	本郷一丁目 55-1
		S09	サロン・ド・せや	中屋敷一丁目 37-8
		S10	グループホーム こころ	本郷三丁目 25-1
		S11	グループホーム ソラスト 瀬谷	本郷三丁目 49-1
		S12	特定非営利活動法人 ふるさとホーム瀬谷	相沢四丁目 10-36
		S13	サンライズ・ホーム瀬谷市民の森	瀬谷町 5631-1
		S14	グループホーム みんなの家 横浜瀬谷	中屋敷二丁目 6-15
		S15	グループホーム みんなの家 横浜上瀬谷	上瀬谷町 56-4
		S16	グループホーム きずな	東野台 40
		S17	ニチイケアセンター横浜瀬谷	本郷三丁目 63-5
	介護付有料老人ホーム等	S18	サンライズ・ヴィラ瀬谷	相沢七丁目 9-2
		S19	すいとぴー三ツ境	瀬谷一丁目 23-4
		S20	リアンレーヴ横浜瀬谷	瀬谷五丁目 34-3

表 3.3-16(7) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	住宅型有料老人ホーム	S21	アシステッド・ナーシング輝の杜	五貫目町 10-38
		S22	住宅型有料老人ホーム フォンテーン横浜町田壺番館	五貫目町 18-19
		S23	住宅型有料老人ホーム フォンテーン横浜町田式番館	五貫目町 18-1
	小規模多機能型居宅介護	S24	六丁目のつどい	瀬谷六丁目 16-11
		S25	小規模多機能ホーム あんのん	本郷三丁目 1-17
		S26	小規模多機能型居宅介護事業所 アカシア	本郷一丁目 14-13
		S27	咲くや愛成	相沢七丁目 13
	地域ケアプラザ	S28	横浜市中屋敷地域ケアプラザ	中屋敷二丁目 18-6
		S29	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
		S30	横浜市二ツ橋地域ケアプラザ	二ツ橋町 83-4
	社会福祉協議会	S31	瀬谷区社会福祉協議会	二ツ橋町 469
	地域子育て支援拠点	S32	にこてらす	二ツ橋町 469
旭区	特別養護老人ホーム	A01	あだちホーム	上川井町 2287
		A02	シャローム横浜	上川井町 1988
		A03	サニーヒル横浜	上川井町 426
	ケアハウス	A04	シャローム桜山	上川井町 1988
	介護老人保健施設	A05	グリーンリーブズ赤枝	上川井町 2694-7
	認知症高齢者グループホーム	A06	グループホーム あかね	上川井町 2269
		A07	青い空と緑の大地	上川井町 2911-5
		A12	グループホーム つどい	下川井町 2218-25
	介護付有料老人ホーム等	A08	トレクオーレ横浜 若葉台	若葉台四丁目 36-1
	住宅型有料老人ホーム	A09	ミニハウス オレンジヒルズ	上川井町 2694-15
地域ケアプラザ	A10	横浜市笹野台地域ケアプラザ	笹野台二丁目 32-1	
大和市	特別養護老人ホーム (介護付有料老人ホーム)	Y01	グランダ鶴間・大和	下鶴間二丁目 3-41
		Y02	そんぼの家つきみ野	つきみ野一丁目 5-3
		Y03	ベルビルガーデンやまと	深見 713-2
		Y04	ホームステーションらいふ大和	深見東一丁目 4-10
	介護老人福祉施設	Y05	ル・リアンふかみ	深見 2106-1
	介護老人保健施設	Y06	介護老人保健施設 葵の園・大和	深見台 1-7-33
	小規模多機能型居宅介護	Y07	花織やまと	下鶴間 2973-2
		Y08	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	Y09	特別養護老人ホーム 晃風園ぬくもり	深見 1736-2
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	Y10	花物語やまと	下鶴間 2973-2
		Y11	グループホーム晃風園	深見東三丁目 2-5
		Y12	グループホームすみれの家	深見台一丁目 10-15
		Y08	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
		Y13	大和 YMCA グループホーム	大和東三丁目 3-16
Y14		ニチイケアセンター 大和南	大和南 2-8-19	
町田市	認知症高齢者グループホーム	MC01	花物語まちだ南	鶴間六丁目 18-40

注1：表中のNo. は図 3.1-13(4)に示す番号と対応しています。

資料：「高齢者福祉保健施設（令和2年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

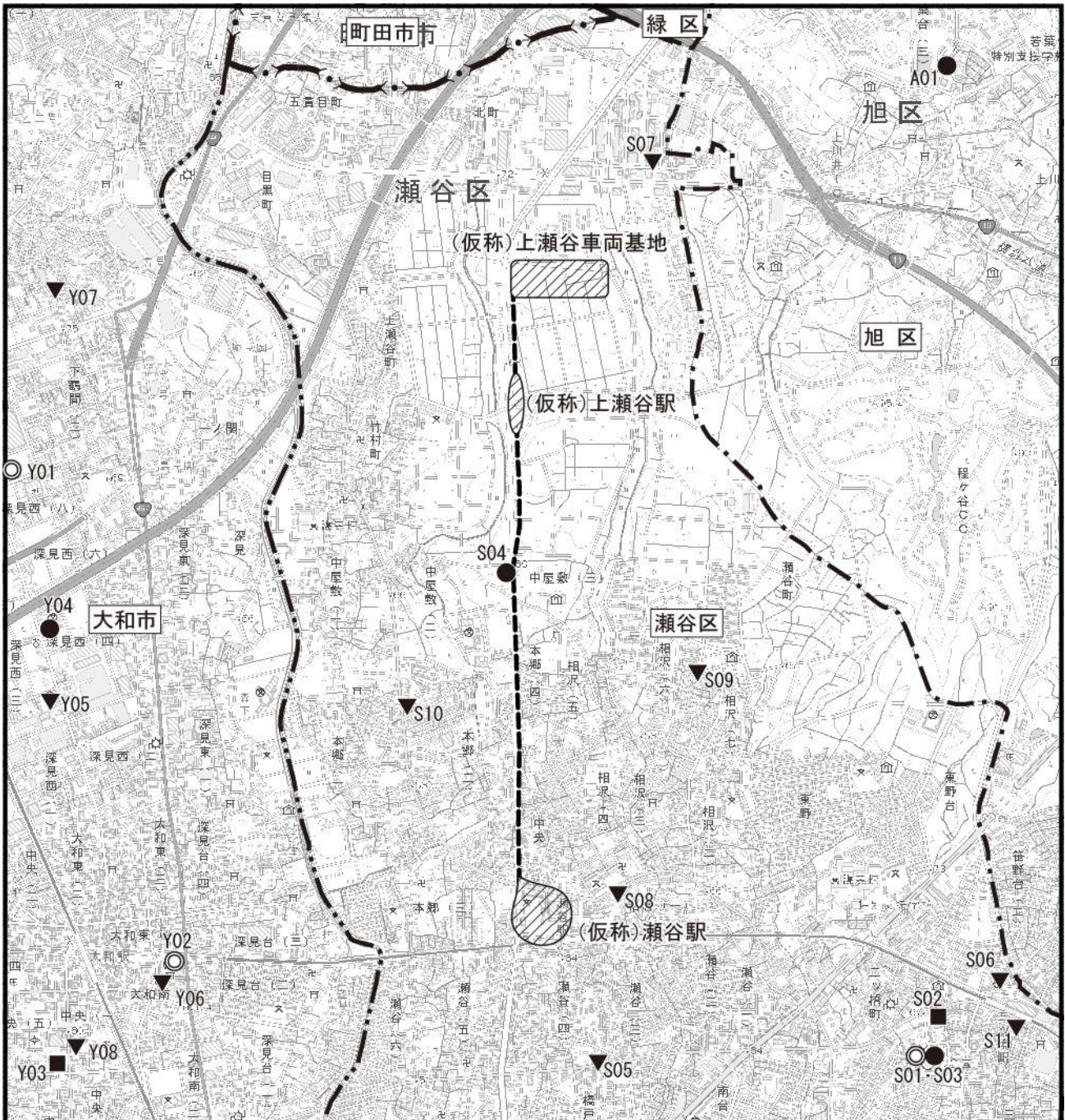
「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「大和市_介護サービス事業所一覧、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所一覧

（令和元年6月1日現在）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

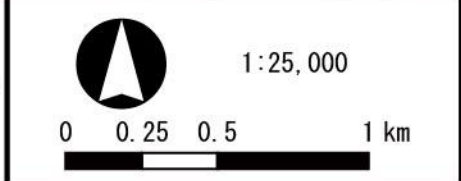
「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和2年5月閲覧）

「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）



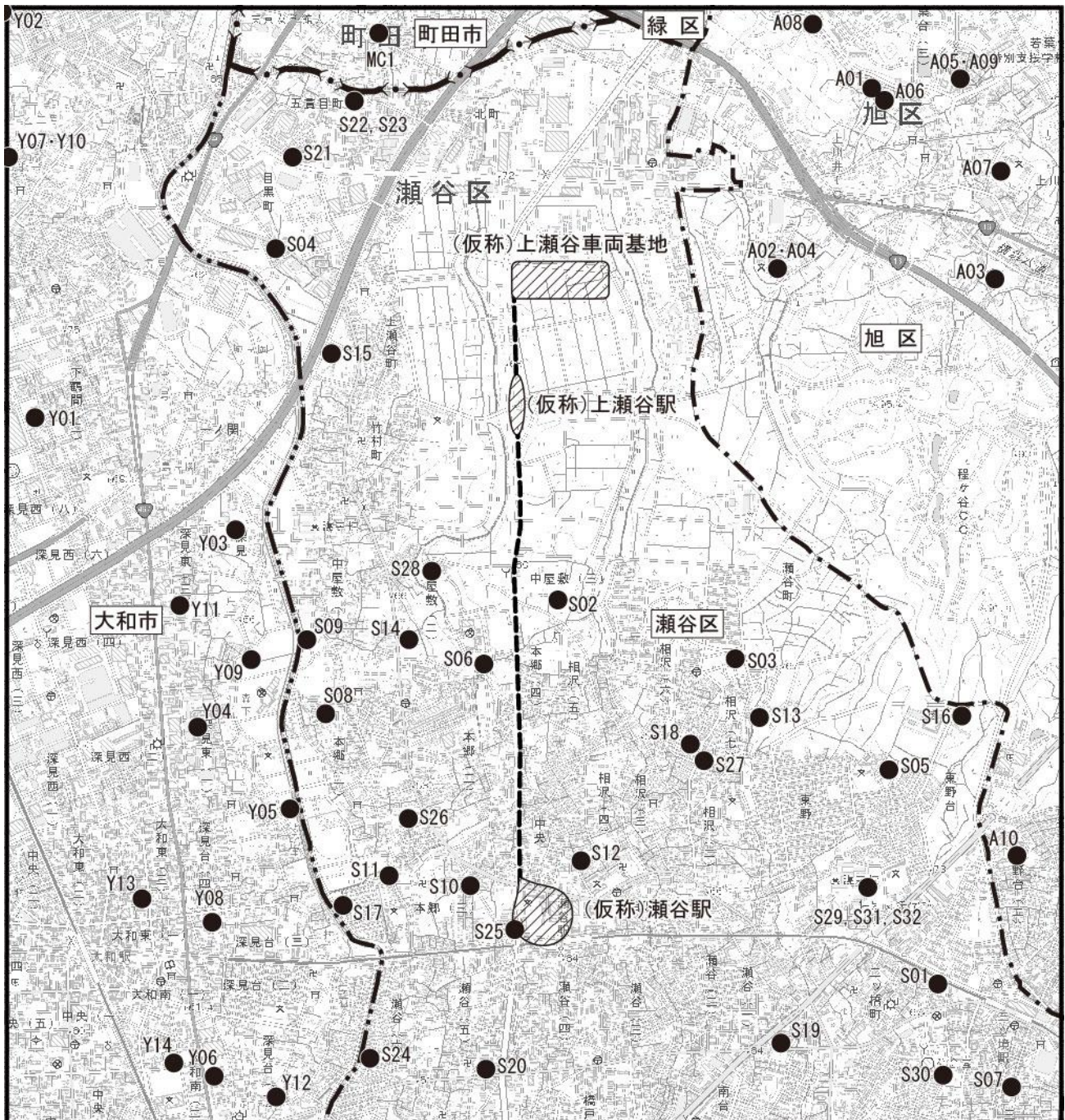
凡例

- 対象事業実施区域
- 市役所
- 警察署
- 消防署
- 郵便局
- 都県界
- 市界
- 区界



注1：図中の番号は表 3.3-16(5)に示すNo. と対応しています。
 資料：「2020年度版 横浜市暮らしのガイド」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)
 「大和市民便利帳 2020・2021年度版」(大和市ホームページ 令和2年5月閲覧)
 「町田市わたしの便利帳 (2020年1月発行版)」(町田市ホームページ 令和2年5月閲覧)
 「郵便局・ATMをさがす」(日本郵政グループホームページ 令和2年5月閲覧)
 「横浜市内の消防署」(横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧)
 「大和市消防本部」(大和市ホームページ 令和2年5月閲覧)
 「各消防署・方面本部一覧」(東京消防庁ホームページ 令和2年5月閲覧)

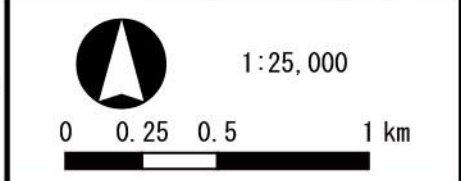
図 3.3-13(3) 配慮が特に必要な施設の分布状況 (主な官公庁等)



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界

福祉施設



注1：図中の番号は表3.3-16(6)～(7)に示すNo.と対応しています。

資料：「高齢者福祉保健施設（令和2年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「大和市介護サービス事業所一覧、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所一覧（令和元年6月1日現在）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図3.3-13(4) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な福祉施設等）

表 3.3-16(8) 配慮が特に必要な施設（その他の主な市民利用施設等）

行政区分	施設	No.	名称	所在地
瀬谷区	図書館	S01	瀬谷図書館	本郷三丁目 22-1
	地区センター	S02	瀬谷地区センター	瀬谷三丁目-18-1
		S03	中屋敷地区センター	中屋敷二丁目 18-6
	文化施設	S04	瀬谷公会堂	二ツ橋町 190
	コミュニティハウス	S05	東野コミュニティハウス	東野 130
	市民活動支援センター	S06	瀬谷区民活動センター	二ツ橋町 469
	その他	S07	まるたのしろ瀬谷（中央公園内）	本郷二丁目 28-4
旭区	コミュニティハウス	A01	横浜わかば学園コミュニティハウス	若葉台二丁目 1-1
大和市	図書館	Y01	大和市立図書館	大和南一丁目 8-1
	コミュニティセンター	Y02	コミュニティセンター下鶴間会館	下鶴間 2516-2
		Y03	コミュニティセンター深見北会館	深見 498-5
		Y04	コミュニティセンター深見中会館	深見台四丁目 10-29
		Y05	コミュニティセンター深見南会館	深見台一丁目 9-19
	スポーツ施設	Y06	深見歴史の森スポーツ広場	下鶴間 2747-1
		Y07	大和スポーツセンター	上草柳一丁目 1-1
	学習センター	Y08	大和市生涯学習センター(シリウス内)	大和南一丁目 8-1
	その他	Y09	大和市下鶴間ふるさと館	下鶴間 2359-5
		Y10	文化創造拠点シリウス	大和南一丁目 8-1
		Y11	やまと芸術文化ホール(シリウス内)	大和南一丁目 8-1
		Y12	ふらっと大和	大和南一丁目 8-1

注1：表中のNo.は図3.1-13(5)に示す番号と対応しています。

資料：「2020年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和2年4月）

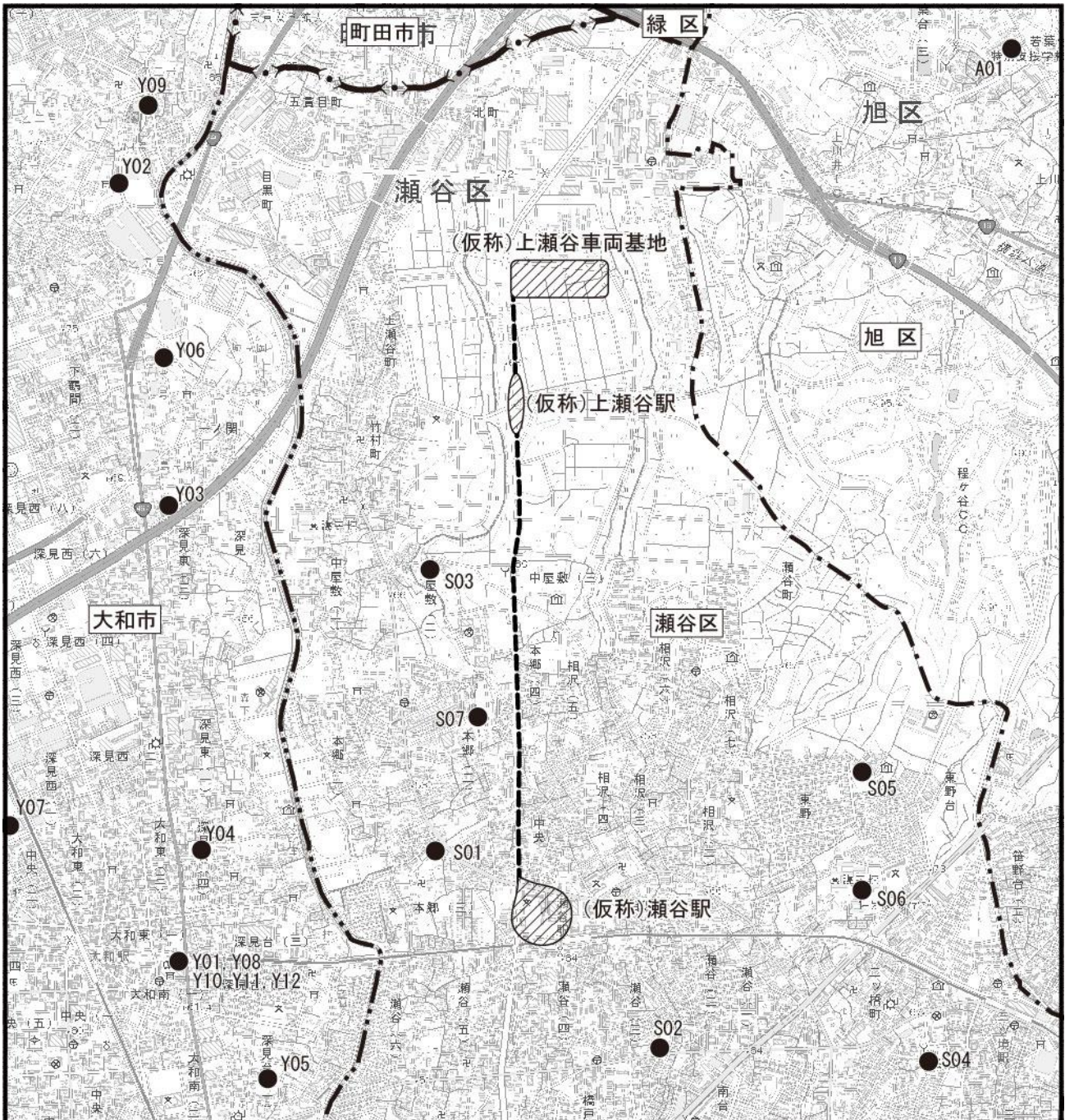
「大和市コミュニティセンター一覧」（大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和2年4月）

「フロア案内」（大和市文化創造拠点シリウスホームページ 令和2年5月閲覧）

「大和市スポーツ関連施設一覧」（大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和2年4月）

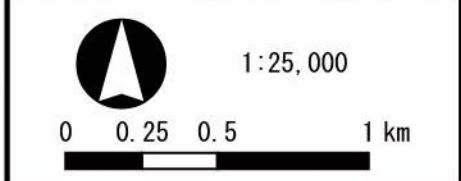
「生涯学習・文化」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「町田市わたしの便利帳（2020年1月発行版）」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）



凡例

- (dashed line) --- 対象事業実施区域
- (dash-dot line) --- 都県界
- (dotted line) --- 市界
- (long-dashed line) --- 区界
- その他の市民利用施設



注1：図中の番号は表3.3-16(8)に示すNo.と対応しています。
 資料：「2020年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和2年4月）
 「大和市コミュニティセンター一覧」（大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和2年4月）
 「フロア案内」（大和市文化創造拠点シリウスホームページ 令和2年5月閲覧）
 「大和市スポーツ関連施設一覧」（大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和2年4月）
 「生涯学習・文化」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-13(5) 配慮が特に必要な施設の分布状況（その他の主な市民利用施設等）

表 3.3-16(9) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積 (㎡)
瀬谷区	地区	S01	瀬谷本郷公園	36,000
	近隣	S02	上瀬谷公園	10,245
		S03	瀬谷中央公園	12,630
		S04	瀬谷みはらし公園	13,584
		S05	二ツ橋南公園	15,532
		S06	相沢公園	2,917
	街区	S07	相沢六丁目公園	1,156
		S08	相沢六丁目第二公園	979
		S09	相沢南公園	150
		S10	相沢四丁目公園	2,739
		S11	東野第一公園	3,553
		S12	東野第二公園	1,277
		S13	東野第三公園	1,016
		S14	東野第四公園	150
		S15	東野第五公園	1,774
		S16	上瀬谷町東公園	683
		S17	五貫目町公園	1,749
		S18	瀬谷四丁目公園	1,723
		S19	瀬谷駅北口公園	3,000
		S20	瀬谷第三公園	3,340
		S21	瀬谷土橋公園	4,472
		S22	大門第一公園	930
		S23	竹村町公園	1,756
		S24	中屋敷三丁目公園	1,463
		S25	中屋敷中央公園	4,136
		S26	橋戸北公園	1,765
		S27	橋戸北第二公園	1,498
		S28	二ツ橋公園	6,026
		S29	二ツ橋谷公園	209
		S30	細谷戸公園	7,787
		S31	本郷三丁目公園	5,305
		S32	本郷四丁目公園	533
		S33	本郷四丁目第二公園	4,120
		S34	本郷二丁目公園	783
		S35	南台第二公園	641
		S36	目黒町公園	676
		S37	楽老北公園	1,557
		S38	楽老中公園	1,199
		S39	楽老南公園	3,770
		市民の森	S40	瀬谷市民の森
	特別緑地保全地区	S41	本郷三丁目特別緑地保全地区	3,000

表 3.3-16(10) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No	名称	面積 (㎡)
旭区	地区	A01	若葉台公園	46,441
	街区	A02	えびね公園	5,445
		A03	上川井市坂公園	589
		A04	笹野台大野公園	931
		A05	笹野台二丁目公園	1,065
		A06	つくし公園	2,574
		A07	日向根公園	16,215
	緑地	A08	若葉台一丁目緑地	—
	市民の森	A09	追分市民の森	331,000
		A10	上川井市民の森	101,000
	特別緑地保全地区	A11	追分特別緑地保全地区	333,000
		A12	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	10,000
		A13	上川井町堀谷特別緑地保全地区	15,000
		A14	上川井町中田谷特別緑地保全地区	31,000
		A15	上川井町堂谷特別緑地保全地区	35,000
		A16	上川井町露木谷特別緑地保全地区	103,000
大和市	近隣	Y01	やまと公園	10,009
	街区	Y02	かしま2号公園	1,017
		Y03	目黒公園	1,141
		Y04	庚申塚公園	798
		Y05	大和東公園	1,487
		Y06	中央1号公園	3,657
		Y07	なぎ原1号公園	2,158
		Y08	深見台1号公園	2,257
		Y09	大和原1号公園	1,000
		Y10	中央5号公園	946
		Y11	大和南二丁目公園	1,106
		Y12	長堀2号公園	715
		Y13	なぎ原2号公園	1,491
		Y14	宿公園	1,562
		Y15	一ノ関公園	1,755
		Y16	中央2号公園	568
		Y17	中央3号公園	388
		Y18	中央6号公園	544
		Y19	長堀公園	964
		Y20	目黒台公園	2,055
		Y21	坂上公園	1,198
		Y22	あおぞら公園	186
		Y23	名和公園	1,336
		Y24	山王原東公園	1,241
		Y25	つきみ野1号公園	661
		Y26	深見台第5児童遊園	848
		Y27	大和東児童遊園	788
		Y28	こもれび公園	430
		Y29	菊園児童遊園	607
		Y30	両替山公園	220

表 3.3-16(11) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No	名称	面積（㎡）
大和市	街区	Y31	大和原 2 号公園	219
		Y32	ライラック公園	217
		Y33	大和原 3 号公園	125
		Y34	しおり公園	123
		Y35	ぼ〜る遊びもできる公園	1,147
		Y36	ミニバス広場	535
	緑地	Y37	深見台緑地	914
		Y38	緑の広場 33 号	1,357
	大規模緑地	Y39	深見歴史の森	65,958
		Y40	城山史跡公園（深見歴史の森内）	—
町田市	街区	MC01	鶴間前谷戸児童公園	215
		MC02	鶴間ひだまり公園	264
		MC03	鶴間つくしんぼ公園	278
	市立公園	MC04	鶴間大ヶ谷戸広場	495
	ふるさとの森	MC05	鶴間前谷戸ふるさとの森	3,778

注 1：表中の No. は図 3.1-13(6)に示す番号と対応しています。

資料：「公園一覧表（平成 31 年 3 月 31 日現在）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「市民の森指定一覧（令和 2 年 2 月 5 日現在）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成 29 年 7 月 1 日現在）」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区（令和 2 年 2 月 5 日現在）」

（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

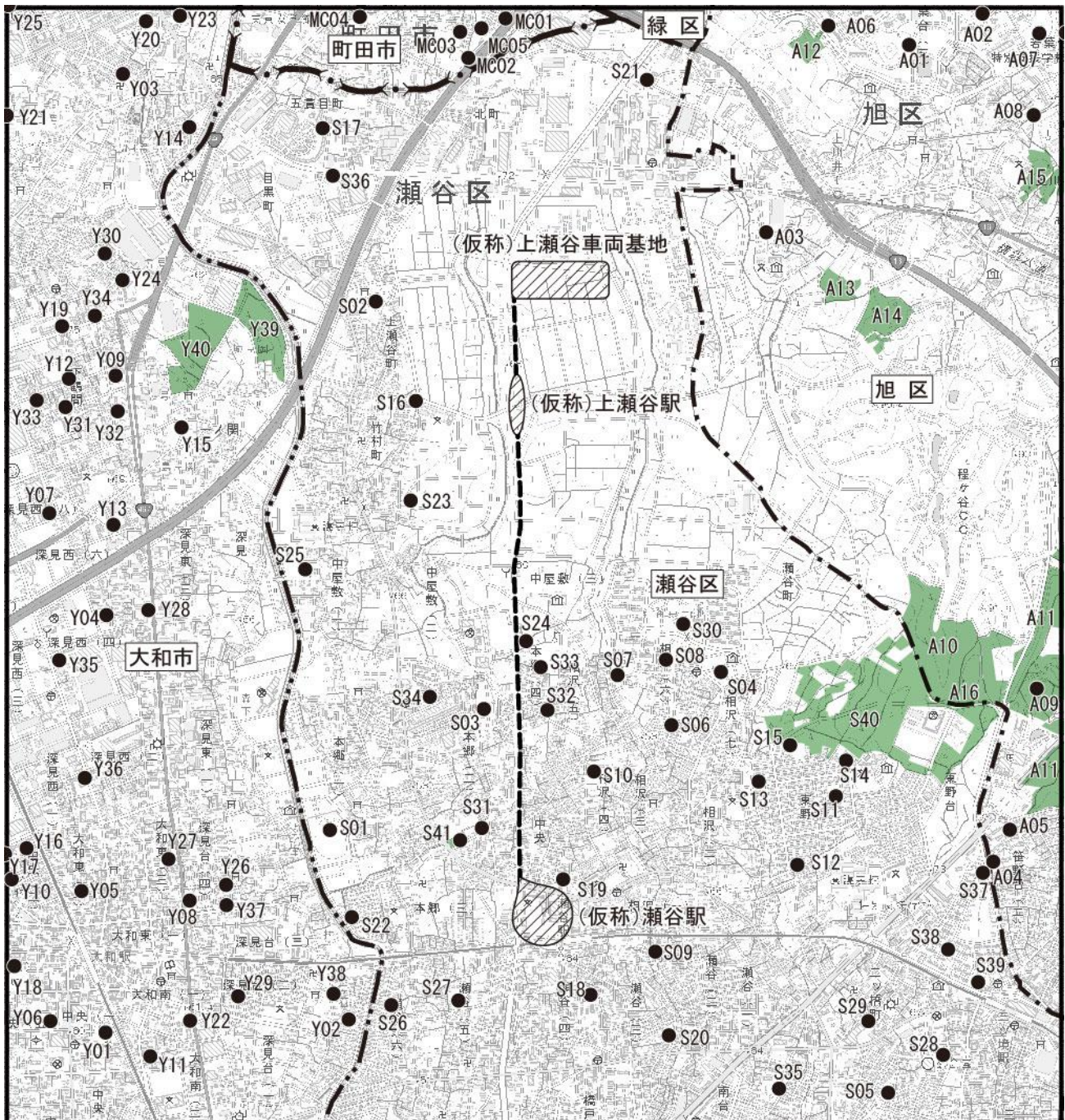
「横浜市建築局 都市計画基礎調査データ（地図情報レベル 2500）」

「大和市の公園データ」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報 公園）」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

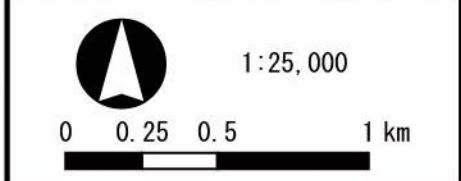
「公園・緑地一覧」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「地図情報まちだ（公園の位置）」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 主な公園・緑地等



注1：図中の番号は表3.3-16(8)～(10)に示すNo.と対応しています。
 資料：「公園一覧表（平成31年3月31日現在）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「市民の森指定一覧（令和2年2月5日現在）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区（令和2年2月5日現在）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「大和市の公園データ」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報 公園）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「公園・緑地一覧」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「地図情報まちだ（公園の位置）」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「第153回横浜市都市計画審議会案件表」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）」により作成

図3.3-13(6) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な公園・緑地等）

3.3.6 下水道の整備状況

調査区域における平成 30 年度末の下水道の整備の状況は、表 3.3-17 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 66.1%となっています。

また、対象事業実施区域においては、南区間の瀬谷駅周辺では下水道が整備されていますが、北区間では整備されていません。

表 3.3-17 下水道の整備の状況

項目 処理区	下水道区域		処理区域		普及率	
	面積 A (ha)	人口 B (人)	面積 C (ha)	人口 D (人)	面積 C/A (%)	人口 D/B (%)
横浜市	43,543	3,741,317	31,361	3,739,327	72.0	99.9
瀬谷区	1,711	122,348	1,130	122,198	66.1	99
旭区	3,278	245,509	2,266	245,295	69.1	99
緑区	2,542	181,497	1,502	181,438	59.1	99
大和市	2,709	237,374	1,941	226,659	71.6	95.1
町田市	7,155	428,706	5,000	423,564	69.9	98.8

注 1：平成 30 年度末現在。

注 2： は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

本事業や対象事業実施区域に係る主な環境関係法令等は、表 3.3-18 に示すとおりです。

表 3.3-18(1) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目	関係法令	本事業との関係	
公害防止	環境一般	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	—
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境影響評価法	—
		神奈川県環境影響評価条例	—
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	—
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
大気汚染	大気汚染防止法	○	
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○	
水質汚濁	水質汚濁防止法	○	
	下水道法	○	
	横浜市下水道条例	○	
土壌汚染	土壌汚染対策法	○	
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—	
騒音	騒音規制法	○	
振動	振動規制法	○	
地盤沈下	工業用水法	—	
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—	
悪臭	悪臭防止法	—	
日照阻害	建築基準法	—	
	横浜市建築基準条例	—	
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	—	
	横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	—	
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○	
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	—	
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	—	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
	横浜市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	○	
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—	
有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—	
グリーン調達	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	○	

表 3.3-18(2) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目	関係法令	本事業との関係	
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	—
		神奈川県自然環境保全条例	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜自然観察の森条例	—
		緑の環境をつくり育てる条例	○
	国立公園等	自然公園法	—
		都市公園法	—
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	—
		横浜公園条例	—
	自然環境保全地域	自然環境保全部	—
		神奈川県自然環境保全条例	—
	世界遺産(自然遺産)	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	—
	風致地区	都市計画法	—
		神奈川県風致地区条例	—
		横浜市風致地区条例	—
	特別緑地保全地区	都市緑地法	—
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全部	—
	敷地内緑化等	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	○
	生産緑地地区	生産緑地法	○
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	—	
自然再生	自然再生推進法	—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	—
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	—
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	—
		毒物及び劇物取締法	—

表 3.3-18(3) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目		関係法令	本事業との関係
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		エネルギー政策基本法	○
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	○
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	—
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	—
		バイオマス活用推進基本法	—
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
その他	景観	景観法	○
		神奈川県景観条例	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
	まちづくり方針	土地区画整理法	○
		駐車場法	—
		横浜市駐車場条例	—
		横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	—
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	—
		横浜市文化財保護条例	○
	その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	○

3.3.8 文化財等の状況

① 指定・登録文化財

調査区域の指定・登録文化財の分布状況は、表 3.3-19 及び図 3.3-14 に示すとおりです。

調査区域の史跡、天然記念物としては、日枝社のケヤキ（S04：横浜市指定天然記念物）、旧小倉家住宅宅地（Y16：大和市指定史跡）等の 5 つが存在しています。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。

調査区域においては、指定・登録文化財が 114 存在しています。対象事業実施区域周辺においては、市指定文化財の「庚申塔（S95）」、「義民建功碑（S96）」等が存在しています。

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観、同法第 144 条第 1 項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区はありません。

表 3.3-19(1) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S01	県	工芸品	銅鐘	上瀬谷町 8-3	昭和 44 年 12 月 2 日	妙光寺
	S02	市	史跡	二ツ橋由来の地	瀬谷 1 丁目 27	昭和 63 年 11 月 1 日	横浜市（相沢第一町内会）
	S03	市	史跡	義民建功の碑	本郷 3 丁目 36-6	平成 14 年 11 月 1 日	徳善寺
	S04	市	天然 記念物	日枝社のケヤキ	本郷 1 丁目 18-9	平成 4 年 11 月 1 日	日枝社
	S05	市	石造物	燈籠	二ツ橋町 298 神明社	—	—
	S06	市	石造物	地神塔	二ツ橋町 298 神明社	—	—
	S07	市	石造物	道祖神塔	二ツ橋町 298 神明社	—	—
	S08	市	石造物	馬頭観音塔	二ツ橋町 298 神明社	—	—
	S09	市	石造物	手水鉢	二ツ橋町 298 神明社	—	—
	S10	市	石造物	鳥居	二ツ橋町 298 神明社	—	—
	S11	市	石造物	馬頭観世音	二ツ橋町 298 神明社	—	—
	S12	市	石造物	地蔵像	二ツ橋町 298 神明社	—	—
	S13	市	石造物	道祖神塔	本郷 1 丁目 18-2	—	—
	S14	市	石造物	地神塔	本郷 1 丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S15	市	石造物	庚申塔	本郷 1 丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S16	市	石造物	庚申塔	本郷 1 丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S17	市	石造物	庚申塔	本郷 1 丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S18	市	石造物	庚申塔	本郷 1 丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S19	市	石造物	庚申塔	本郷 1 丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S20	市	石造物	地神塔	本郷 1 丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S21	市	石造物	護蚕祠	本郷 1 丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S22	市	石造物	地蔵像	本郷 1 丁目 47-2	—	—
	S23	市	石造物	万霊塔	本郷 3 丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S24	市	石造物	忠魂碑	本郷 3 丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S25	市	石造物	山野神塔	本郷 3 丁目 38-3	—	—
	S26	市	石造物	石祠	本郷 3 丁目 38-3	—	—
	S27	市	石造物	庚申塔	本郷 3 丁目 38-3	—	—
	S28	市	石造物	地神塔	中屋敷 1 丁目 36-6 付近	—	—
	S29	市	石造物	道祖神塔	中屋敷 1 丁目 36-3 付近	—	—
	S30	市	石造物	地蔵像	中屋敷 1 丁目 36-3 付近	—	—
	S31	市	石造物	庚申塔	中屋敷 2 丁目 25-11	—	—

表 3.3-19(2) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S32	市	石造物	庚申塔	中屋敷2丁目25-11	—	—
	S33	市	石造物	馬頭観音像	中屋敷2丁目25-11	—	—
	S34	市	石造物	馬頭観音像	竹村町1-14 善昌寺	—	—
	S35	市	石造物	筆小塚	竹村町1-14 善昌寺	—	—
	S36	市	石造物	筆小塚	竹村町1-14 善昌寺	—	—
	S37	市	石造物	供養塔	竹村町1-14 善昌寺	—	—
	S38	市	石造物	地藏像	竹村町1-14 善昌寺	—	—
	S39	市	石造物	地神塔	上瀬谷町3-9	—	—
	S40	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町40-8 若宮八幡	—	—
	S41	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町40-8 若宮八幡	—	—
	S42	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町40-8 若宮八幡	—	—
	S43	市	石造物	鳥居	上瀬谷町40-8 若宮八幡	—	—
	S44	市	石造物	手水鉢	上瀬谷町40-8 若宮八幡	—	—
	S45	市	石造物	燈籠	上瀬谷町40-8 若宮八幡	—	—
	S46	市	石造物	筆小塚	上瀬谷町8-3 妙光寺	—	—
	S47	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町8-3 妙光寺	—	—
	S48	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町8-3 妙光寺	—	—
	S49	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町8-3 妙光寺	—	—
	S50	市	石造物	題目塔	上瀬谷町8-3 妙光寺	—	—
	S51	市	石造物	題目塔	上瀬谷町8-3 妙光寺	—	—
	S52	市	石造物	記念碑	上瀬谷町8-3 妙光寺	—	—
	S53	市	石造物	記念碑	上瀬谷町8-3 妙光寺	—	—
	S54	市	石造物	題目塔	上瀬谷町8-3 妙光寺	—	—
	S55	市	石造物	板碑	上瀬谷町15-8	—	—
	S56	市	石造物	板碑	上瀬谷町15-8	—	—
	S57	市	石造物	板碑	上瀬谷町15-8	—	—
	S58	市	石造物	板碑	上瀬谷町15-8	—	—
	S59	市	石造物	板碑	上瀬谷町15-8	—	—
	S60	市	石造物	板碑	上瀬谷町15-8	—	—
	S61	市	石造物	地神塔	五貫目町3-12	—	—
	S62	市	石造物	馬頭観音塔	相沢3丁目16-1	—	—
	S63	市	石造物	庚申塔	相沢3丁目16-1	—	—
	S64	市	石造物	庚申塔	相沢3丁目16-1	—	—
	S65	市	石造物	地神塔	相沢3丁目16-1	—	—
	S66	市	石造物	庚申塔	相沢3丁目16-1	—	—
S67	市	石造物	庚申塔	相沢3丁目16-1	—	—	
S68	市	石造物	手洗鉢	相沢3丁目24-3 諏訪神社	—	—	
S69	市	石造物	燈籠	相沢3丁目24-3 諏訪神社	—	—	
S70	市	石造物	石祠	相沢3丁目24-3 諏訪神社	—	—	
S75	市	石造物	道祖神塔	相沢6丁目6-1	—	—	
S76	市	石造物	庚申塔	相沢6丁目6-1	—	—	
S77	市	石造物	石祠	相沢6丁目6-1	—	—	
S78	市	石造物	観音塔	相沢6丁目12-5	—	—	
S79	市	石造物	道祖神塔	相沢6丁目36-3	—	—	
S80	市	石造物	中丸先生碑	相沢4丁目1-1 瀬谷小学校	—	—	
S81	市	石造物	庚申塔	相沢5丁目35-1	—	—	
S82	市	石造物	歌碑	瀬谷1丁目27-2	—	—	
S83	市	石造物	供養塔	瀬谷1丁目27-2	—	—	
S84	市	石造物	地名碑	瀬谷1丁目27-2	—	—	
S85	市	石造物	道票	瀬谷1丁目27-2	—	—	

表 3.3-19(3) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S86	市	石造物	馬頭観音塔	瀬谷 5 丁目 36-4 宝藏寺	—	—
	S87	市	石造物	畜霊塔	瀬谷 5 丁目 36-4 宝藏寺	—	—
	S88	市	石造物	供養塔	瀬谷 5 丁目 36-4 宝藏寺	—	—
	S89	市	石造物	五輪塔	瀬谷 5 丁目 36-4 宝藏寺	—	—
	S90	市	石造物	板碑	瀬谷 5 丁目 36-4 宝藏寺	—	—
	S91	市	石造物	板碑	瀬谷 5 丁目 36-4 宝藏寺	—	—
	S92	市	石造物	板碑	瀬谷 5 丁目 36-4 宝藏寺	—	—
	S93	市	石造物	板碑	瀬谷 5 丁目 36-4 宝藏寺	—	—
	S94	市	石造物	地神塔	瀬谷 5 丁目 25	—	—
	S95	市	石造物	庚申塔	瀬谷 5 丁目 2-6	—	—
S96	市	石造物	義民建功碑	中央 7-3	—	—	
大和市	Y01	県	考古資料	大和市 上野遺跡出土品	大和南 1-8-1 文化創造拠点 シリウス つきみ野 7-3-2 つる舞の里歴史資料館	昭和 62 年 2 月 20 日	大和市
	Y02	市	建造物	観音寺厨子	下鶴間 2240 観音寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人観音寺代表役員
	Y03	市	建造物	深見神社社号標	深見 3367 深見神社	昭和 47 年 2 月 25 日	深見神社奉賛会会長
	Y04	市	建造物	慶長年間の墓	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	個人
	Y05	市	建造物	徳本念仏塔	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y06	市	建造物	坂本家の墓	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y07	市	建造物	旧小倉可光家住宅	下鶴間 2359 - 5 下鶴間ふるさと館	平成 7 年 4 月 27 日	大和市
	Y08	市	建造物	旧小倉可光家住宅土蔵	下鶴間 2359 - 5 下鶴間ふるさと館	平成 9 年 4 月 24 日	大和市
	Y09	市	彫刻	諏訪神社御神像	下鶴間 2540 諏訪神社	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人諏訪神社崇敬会会長
	Y10	市	彫刻	坂本小左エ門重安の位牌	深見 ^{注3}	昭和 47 年 2 月 25 日	個人
	Y11	市	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	下鶴間 2240 観音寺	昭和 56 年 8 月 1 日	宗教法人観音寺代表役員
	Y12	市	工芸品	旧子ノ社鰐口	深見 ^{注3}	昭和 56 年 8 月 1 日	個人
	Y13	市	工芸品	仏導寺梵鐘	深見 3361 仏導寺	昭和 56 年 8 月 1 日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y14	市	工芸品	諏訪神社北辰一刀流奉納額	下鶴間 2540 諏訪神社	平成 6 年 4 月 1 日	宗教法人諏訪神社崇敬会会長
	Y15	市	天然記念物	ハルニレ (なんじゃもんじゃの木)	深見 3367 深見神社	昭和 47 年 2 月 25 日	深見神社奉賛会会長
	Y16	市	史跡	旧小倉家住宅宅地	下鶴間 2359 - 5ほか	平成 15 年 6 月 25 日	大和市
町田市	MC1	市	—	聖徳太子立像	鶴間五丁目 17-1 円成寺	昭和 62 年 11 月 13 日	—
	MC2	市	建造物	日枝神社本殿	鶴間六丁目 21-24 日枝神社	平成 30 年 1 月 24 日	—

注1：「ー」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注2：表中の地点は、図3.3-14に示す番号と対応しています。

注3：Y10、Y12の所在地の詳細情報が公表されていなかったため、図3.3-14に表記していません。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和元年5月）

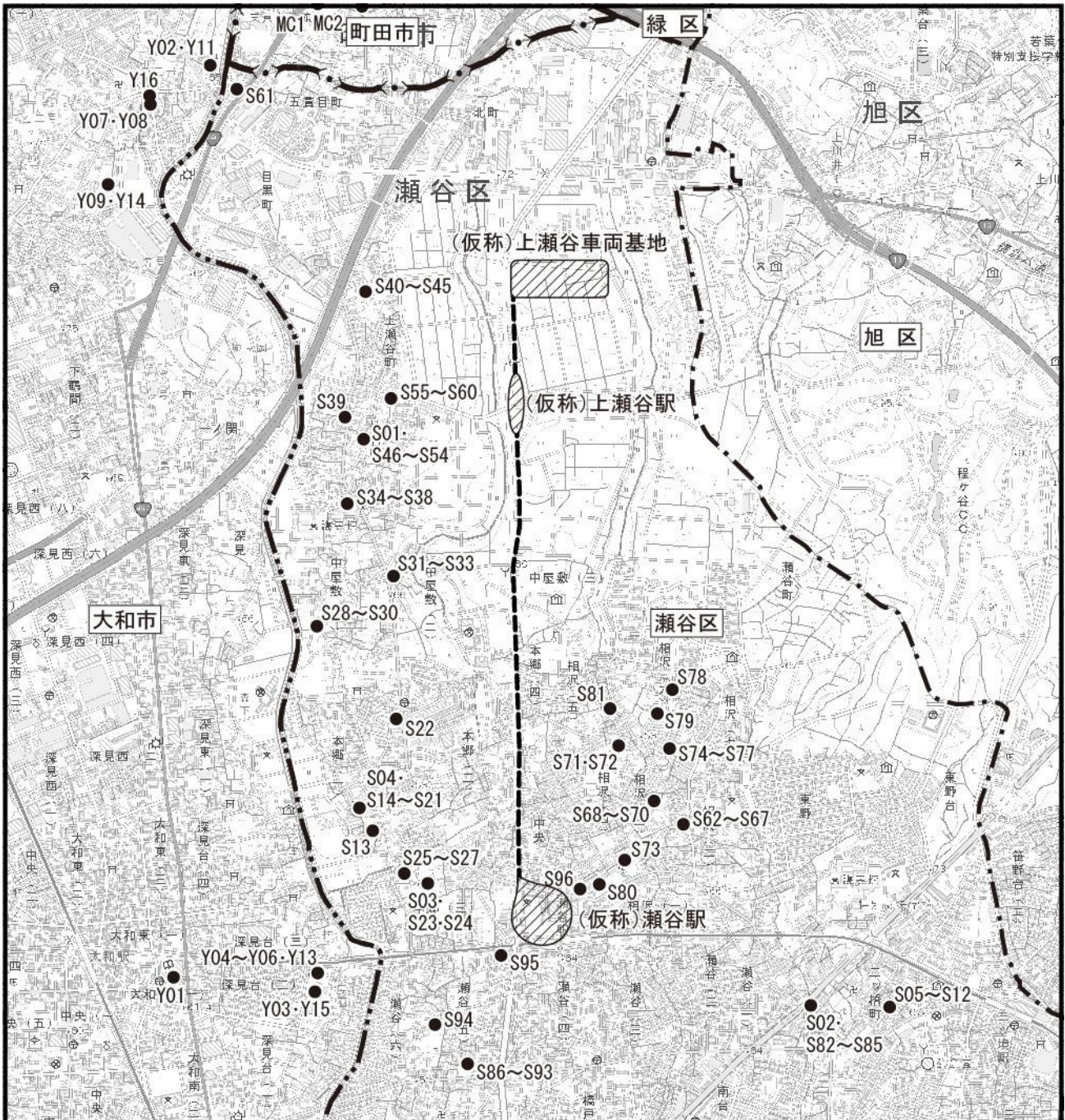
「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年11月）

「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成9年3月）

「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

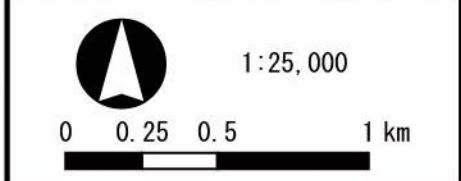
「大和市の指定文化財一覧」（大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成29年9月）

「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）



凡例

- (ハatched) 対象事業実施区域
- (Dashed) 都県界
- (Dotted) 市界
- (Dash-dot) 区界
- (Dashed) 都県界
- (Dotted) 市界
- (Dash-dot) 区界
- 指定・登録文化財



注1：図中の番号は表3.3-19に示す地点と対応しています。
 資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和元年5月）、「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年11月）、「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成9年3月）、「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）、「大和市の指定文化財一覧」（大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成29年9月）、「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-14 指定・登録文化財の分布状況

② 埋蔵文化財の状況

調査区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.3-20 及び図 3.3-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、S04、S07、S13、S17 の埋蔵文化財包蔵地が存在しています。

表 3.3-20(1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S01	五貫目町 1・16 付近	古墳・包含地・城跡	畑地・墓地・宅地・雑木林	台地上	縄文(中期)・古墳(前期)・奈良・平安	削平面に住居跡断面、一部破壊
	S02	上瀬谷町 45 付近	古墳	畑地	台地縁辺部	古墳	八幡上古墳(円墳)、直刀・玉類出土、整地化のため破壊
	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳	別太羅塚古墳(円墳)、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文(前・後期)・弥生(後期)・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史	—
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史	—
	S09	中屋敷二丁目 20 付近	散布地	畑地	低位段丘上	縄文(前期)・古墳以降	中屋敷遺跡、昭和 53 年調査、一部破壊
	S10	中屋敷二丁目 7 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S11	本郷一丁目 33・65 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・奈良・平安	—
	S12	本郷二丁目 15・26 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S13	本郷二丁目 15・本郷四丁目 8・中央 35 付近	散布地・包含地	畑地・宅地・駐車場・雑木林	台地上・縁辺部	先土器・縄文(前・後期)・古墳	本郷遺跡、尖頭器・石核他
	S14	東野 139 付近	集落跡	宅地	低台地上	縄文(中・後期)	乳の出神遺跡、破壊
	S15	二ツ橋町 462 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(前・中期)	県立三ツ境養護学校他により大部分破壊
	S16	相沢二丁目 24 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(中期)・古墳	宅地化により大部分破壊
	S17	中央 13 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(前・中期)・古墳	市立瀬谷中学校付近
	S18	瀬谷四丁目 24 付近	塚	宅地	台地上	(不明)	鷹見塚
	S19	瀬谷五丁目 26 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文・弥生・古墳・歴史	—
	S20	橋戸三丁目 21 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文・古墳・歴史	西福寺・左馬神社付近
	S21	三ツ境 3 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・弥生(後期)	宅地化により破壊
	S22	三ツ境 33 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前期)	宅地化により破壊

表 3.3-20(2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A01	上川井町2508付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	大部分破壊
	A02	上川井町2195付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(中期)	宅地化進行
	A03	若葉台三丁目3付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	—
	A04	若葉台二丁目29付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(早・中・後期)	西野谷戸遺跡、宅地化により破壊
	A05	上川井町2908付近	散布地	畑地・宅地・学校	台地上・斜面	時代時期：縄文(早・前期)	北側は宅地化、南側は上川井小学校で破壊
	A06	上川井町729付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生	—
	A07	上川井町2164付近	散布地	宅地	斜面	古墳	掘谷遺跡、平成3年調査、住居跡(縄文早期)、大部分破壊
	A08	上川井町2106-3付近	散布地	台地上	縄文(早・前・中期)	縄文(早・前・中期)	—
	A09	上川井町919・991・1039・1735・1779付近	散布地・猟場	果樹園・畑地・宅地・道路	台地上・斜面	縄文(前・中期)	板下谷遺跡A・B地点、平成5年調査、炉穴・落とし穴(縄文)
	A10	上川井町1895付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	—
	A11	上川井町1216付近	散布地	畑地・幼稚園	台地上	弥生(後期)	東根谷遺跡
	A12	上川井町1322・1378・1403付近	散布地	ゴミ処理場・雑木林・ゴルフ場	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)	上川井産業廃棄物埋立処理場により破壊、程ヶ谷カントリークラブゴルフ場内は大部分破壊
	A13	上川井町1110付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(早期)	頂部は削平、破壊
	A14	上川井町1623付近	散布地	ゴルフ場	台地上・斜面	縄文(早期)	程ヶ谷カントリークラブ・ゴルフ場敷地内
	A15	上川井町136付近	散布地	畑地	台地上	(不明)	—
	A16	上川井町1614付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	—
	A17	矢指町1197付近	集落跡	地目：病院	立地：台地上・斜面	時代時期：先土器・縄文(早・前・中期)	備考1：矢指谷遺跡、昭和59・60年調査、住居跡(縄文早期)他、大部分破壊
	A18	上川井町2872付近	包含地	変電所	台地斜面	縄文(早・前・後期)	西横浜(変)遺跡、昭和57年調査
	A19	下川井町1576付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)・古墳	—
	A20	矢指町1697・1716・1729付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・古墳	—
	A21	笹野台一丁目24付近	散布地	畑地・宅地	台地斜面	縄文(早・前・中期)	宅地化により一部破壊

表 3.3-20(3) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
大和市	Y01	下鶴間 2180 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y02	下鶴間 2152 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y03	つきみ野二・四丁目 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安・近 世	—
	Y04	下鶴間 2083 付近	集落跡・散 布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・ 平安	—
	Y05	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・ 平安	—
	Y06	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・ 平安	—
	Y07	深見 37 付近	集落跡・塚	—	—	旧石器・縄文・平安・ 中世	—
	Y08	深見 450 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・ 平安	—
	Y09	深見 717 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y10	深見東三丁目 2 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y11	深見 1035 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y12	深見 2025 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文	—
	Y13	深見東一丁目 2 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y14	深見 2275 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y15	深見台三丁目 3 付近	集落跡	—	—	奈良・平安	—
	Y16	深見台二丁目 15 付 近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y17	深見台 1-4 付近	集落跡・散 布地	—	—	旧石器・平安・中世	—
	Y18	深見台 1-6 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y19	深見西 6-2 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y20	下鶴間 2787 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y21	下鶴間 1829 付近	散布地	—	—	平安・近世	—
	Y22	下鶴間 1860 付近	散布地	—	—	平安	—
	Y23	つきみ野 1-3 付近	集落跡・散 布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・ 平安	—
	Y24	つきみ野 1-7 付近	散布地	—	—	旧石器	—
	Y25	つきみ野 1-8 付近	散布地	—	—	旧石器	—
町田市	MC1	鶴間十三号・ 十四号 ^{注2}	包蔵地	—	丘陵	中世	—

注1：「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注2：「鶴間十三号・十四号」は住所として存在しておりません。現在の住所表記は以下となります。

「鶴間十三号・十四号」：町田市鶴間四丁目

注3：表中の地点は、図3.3-15に示す番号と対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「横浜市文化財地図」（横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 令和2年5月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）

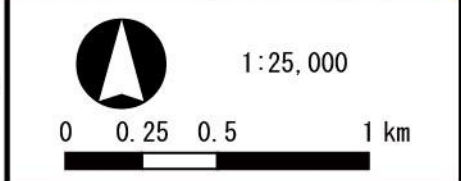
「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和2年5月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- ◁・▷ 都県界
- 市界
- 区界
- 埋蔵文化財包蔵地



注1：図中の番号は表3.3-20に示す地点と対応しています。
 資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「横浜市文化財地図」（横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 令和2年5月閲覧）
 「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-15 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

3.3.9 その他の事項

(1) 公害苦情処理件数

調査対象地域における公害苦情の発生件数は、表 3.3-21 に示すとおりです。

平成 30 年度の横浜市における公害苦情総数は 1,421 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 463 件、大気汚染の 369 件、悪臭の 335 件となっています。対象事業実施区域がある瀬谷区において、公害苦情総数は 46 件です。公害苦情の多い項目を行政区分ごとにとみると、瀬谷区では騒音 15 件、旭区では大気汚染及び騒音が各 24 件、緑区では大気汚染 38 件、大和市では騒音 42 件、町田市では大気汚染（ばい煙・粉じん）71 件となっています。

表 3.3-21 公害苦情の発生件数（平成 30 年度）

項目	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,421	369	84	2	463	161	2	335	5
瀬谷区	46	12	4	0	15	4	0	11	0
旭区	77	24	7	0	24	6	0	16	0
緑区	99	38	1	0	18	8	0	34	0
大和市	88	22	0	—	42	12	—	11	1
町田市	179	71 ^{注3}	0	1	56	14	—	31	6

注 1： は、対象事業実施区域のある行政区分

注 2：「—」は調査項目がないことを示しています。

注 3：原典では、「ばい煙・粉じん」と表記しています。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

(2) 廃棄物処理施設の状況

① 一般廃棄物の状況

調査対象地域における一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 3.3-22～表 3.3-24 のとおりです。対象事業実施区域のある横浜市では、平成 30 年度のごみと資源の総量は約 119.5 万トンで、前年度に比べ、約 1.3 万トン減少（約-1.1%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量^{※1}は約 83.5 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 1.6 万トン減少（約-1.8%）、事業系に区分されるごみと資源の総量^{※2}は約 35.9 万トンで前年度に比べ約 0.3 万トン増加（約 0.7%）となっています。

※ 1 家庭系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-22 に示す「家庭系ごみ量」、「家庭系資源化量」及び「資源集団回収」の総量。

※ 2 事業系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-22 に示す「事業系ごみ量」及び「事業系資源化量」の総量。

表 3.3-22 横浜市におけるごみと資源の総量

(単位：トン)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
ごみと資源の総量		1,237,516	1,235,203	1,220,905	1,207,537	1,194,725		
処理内訳	ごみ系	家庭	焼却	587,386	584,356	580,945	577,071	569,112
		埋立	2,510	2,364	2,113	1,867	182	
		小計	589,895	586,719	583,058	578,938	569,295	
		事業系	焼却	301,203	302,268	301,192	300,635	298,140
		埋立	5,064	3,212	3,248	3,188	2,914	
		小計	306,267	305,481	304,440	303,822	301,053	
	計	896,162	892,200	887,498	882,761	870,348		
	資源系	缶	9,280	8,973	8,762	8,648	8,547	
		びん	22,107	22,208	21,811	21,323	20,376	
		ペットボトル	11,354	11,410	11,541	11,772	12,858	
		ガラス残さ	5,049	5,098	4,727	4,317	4,213	
		小さな金属類	4,970	4,960	4,632	4,497	4,446	
		プラスチック製容器包装	47,864	48,217	47,736	47,800	47,979	
		スプレー缶	676	642	630	619	593	
		古紙	1,588	1,463	1,314	1,266	1,190	
古布		614	607	542	533	519		
蛍光灯、電球		175	157	138	109	97		
乾電池		430	424	403	343	339		
粗大金属		6,115	5,798	5,599	5,578	5,592		
羽毛布団		—	4	21	8	12		
小型家電		10	10	26	35	56		
その他 ^{注1}	—	—	—	57	185			
小計	110,232	109,971	107,881	106,904	108,693			
資源集団回収	186,762	180,721	171,363	165,225	157,458			
事業系	せん定枝	36,215	43,251	44,605	43,260	46,381		
	生ごみ	8,145	9,059	9,559	9,387	11,846		
	小計 ^{注2}	44,360	52,310	54,164	52,647	58,227		
計	341,354	343,003	333,408	324,776	324,377			
処理内訳	ごみ量	焼却	888,588	886,624	882,136	877,706	867,252	
		直接埋立	7,574	5,576	5,361	5,055	3,096	
		計	896,162	892,200	887,498	882,761	870,348	
資源化量		341,354	343,003	333,408	324,776	324,377		
焼却残さ	埋立	105,034	114,912	117,005	124,986	124,344		
	資源化	23,737	15,063	13,649	968	1,009		

注 1：せん定枝リサイクル実証実験における資源化量および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

注 2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含まれています。

事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

注 3：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和元年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和元年 9 月）

表 3.3-23 大和市におけるごみと資源の総量

(単位：トン)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
総排出量	71,016	70,318	69,348	67,787	67,035	
ごみ総量	56,101	55,675	55,362	54,233	53,901	
燃やせるごみ	53,507	53,046	52,918	51,906	51,642	
燃やせないごみ	2,594	2,629	2,444	2,327	2,259	
資源回収量	14,914	14,643	13,986	13,554	13,134	
総資源化量	15,762	16,465	18,495	18,817	18,602	
資源回収量のうちのリサイクル量	12,272	11,967	11,793	11,577	11,461	
不燃物資源化	996	983	965	976	983	
不燃物リサイクル	926	912	897	907	913	
処理困難物資源化	70	71	68	69	69	
焼却灰資源化(溶融化等)	2,494	3,516	5,737	6,264	6,158	
資源分別回収実績 (自治会回収・資源選別 所持込み・拠点回収の合 計)	新聞	2,504	2,291	1,947	1,736	1,435
	雑誌	2,767	2,653	2,366	2,237	2,163
	段ボール	1,916	1,915	1,897	1,884	1,890
	紙パック	134	131	132	130	131
	古布	812	855	861	881	887
	びん	1,422	1,427	1,381	1,363	1,320
	アルミ	358	364	366	364	356
	鉄類	343	338	323	322	318
	ペットボトル	531	535	542	552	585
	白色トレイ	43	43	46	47	44
	紙製容器包装	966	940	931	902	886
	容器包装プラ	3,115	3,143	3,186	3,127	3,110
	廃食用油・たい肥	3	4	5	5	5
	合計	14,913	14,640	13,983	13,551	13,130

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和元年度版 清掃事業の概要」(大和市環境農政部 令和元年 11 月)

表 3.3-24 町田市におけるごみと資源の総量

(単位：トン)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
収集・持込量	ごみ	可燃	収集分	64,035	64,236	63,553	63,282	62,692
			持込分	579	555	489	429	469
			事業系持込分	22,962	21,937	20,995	19,645	18,831
		計	87,576	86,728	85,037	83,356	81,992	
		不燃	収集分	6,303	6,220	6,009	6,478	6,771
			持込分	55	57	41	50	46
			計	6,358	6,277	6,050	6,528	6,817
		粗大	収集分	1,290	1,277	1,337	1,374	1,475
			持込分	3,295	3,110	2,315	1,492	1,356
			計	4,585	4,387	3,652	2,866	2,831
	有害	152	161	141	144	149		
	土砂・瓦礫	0	0	0	0	0		
	ごみ量小計	98,671	97,553	94,880	92,894	91,789		
	資源	収集分	ビン	3,033	3,043	2,959	2,900	2,764
			カン	1,121	1,013	1,008	951	921
			古紙	9,240	8,754	8,449	8,149	7,800
			古着・古布	1,019	1,049	1,021	1,031	1,034
			拠点回収発泡トレー	7	9	8	9	8
			拠点回収牛乳パック	14	14	15	13	15
			拠点回収ペットボトル	319	316	314	314	309
拠点回収小型家電			3	4	5	5	7	
集積所ペットボトル			634	644	668	698	749	
剪定枝			668	676	635	601	594	
容器包装プラスチック	-	51	433	415	438			
計	16,058	15,573	15,515	15,086	14,639			
持込分	リサイクル広場まちだ	108	112	115	100	99		
	剪定枝	1,158	1,078	1,039	1,076	1,073		
	計	1,266	1,190	1,154	1,176	1,172		
資源量小計	17,324	16,763	16,669	16,262	15,811			
合計(総ごみ量)	115,995	114,316	111,549	109,156	107,600			
集団回収量 (町内会・子ども会 等の回収)	ビン	236	236	231	227	214		
	カン	251	251	255	258	257		
	古紙	10,544	10,578	10,463	10,263	9,817		
	古着・古布	561	607	623	636	654		
合計	11,592	11,672	11,572	11,384	10,942			
総合計(総ごみ量+集団回収量)	127,587	125,988	123,121	120,540	118,542			

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「ごみ・資源の量」(町田市環境資源部 環境政策課 令和 2 年 5 月閲覧)

② 産業廃棄物

調査対象地域における産業廃棄物の状況は、表 3.3-25 のとおりです。

平成 29 年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 10,635 千トン（前年度比約 6.4% 増加）であり、減量化量は約 6,580 千トン、再生利用量は約 3,835 千トン、最終処分量は約 219 千トンとなっています。また、平成 29 年度の神奈川県内における産業廃棄物発生量は約 18,370 千トン（前年度比約 5.3% 増加）であり、減量化量は約 10,460 千トン、再生利用量は約 7,170 千トン、最終処分量は約 740 千トンとなっています。

なお、大和市、町田市は市ごとの産業廃棄物の発生量と処理状況が公表されていません。

また、調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は表 3.3-26 に、分布状況は図 3.3-16 に示すとおりです。調査区域には中間処理施設が 14 箇所、最終処分場が 1 箇所存在しています。

表 3.3-25(1) 産業廃棄物の状況（横浜市）

（単位：千トン）

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
発生量	11,105	10,330	10,012	10,000	10,635
減量化量	7,170	6,813	6,218	6,495	6,580
再生利用量	2,884	2,910	3,350	2,942	3,835
最終処分量	1,041	610	456	563	219

資料：「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画-平成 30 年度の取り組み状況（参考資料 2）-」

（横浜市資源循環局産業廃棄物対策課ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

表 3.3-25(2) 産業廃棄物の状況（神奈川県）

（単位：千トン）

項目	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
発生量	18,170	17,160	17,940	17,440	18,370
減量化量	9,890	8,910	9,950	10,000	10,460
再生利用量	6,820	7,110	6,950	6,310	7,170
最終処分量	1,460	1,140	1,050	1,130	740

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」

（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）

表 3.3-26 産業廃棄物処理施設の状況

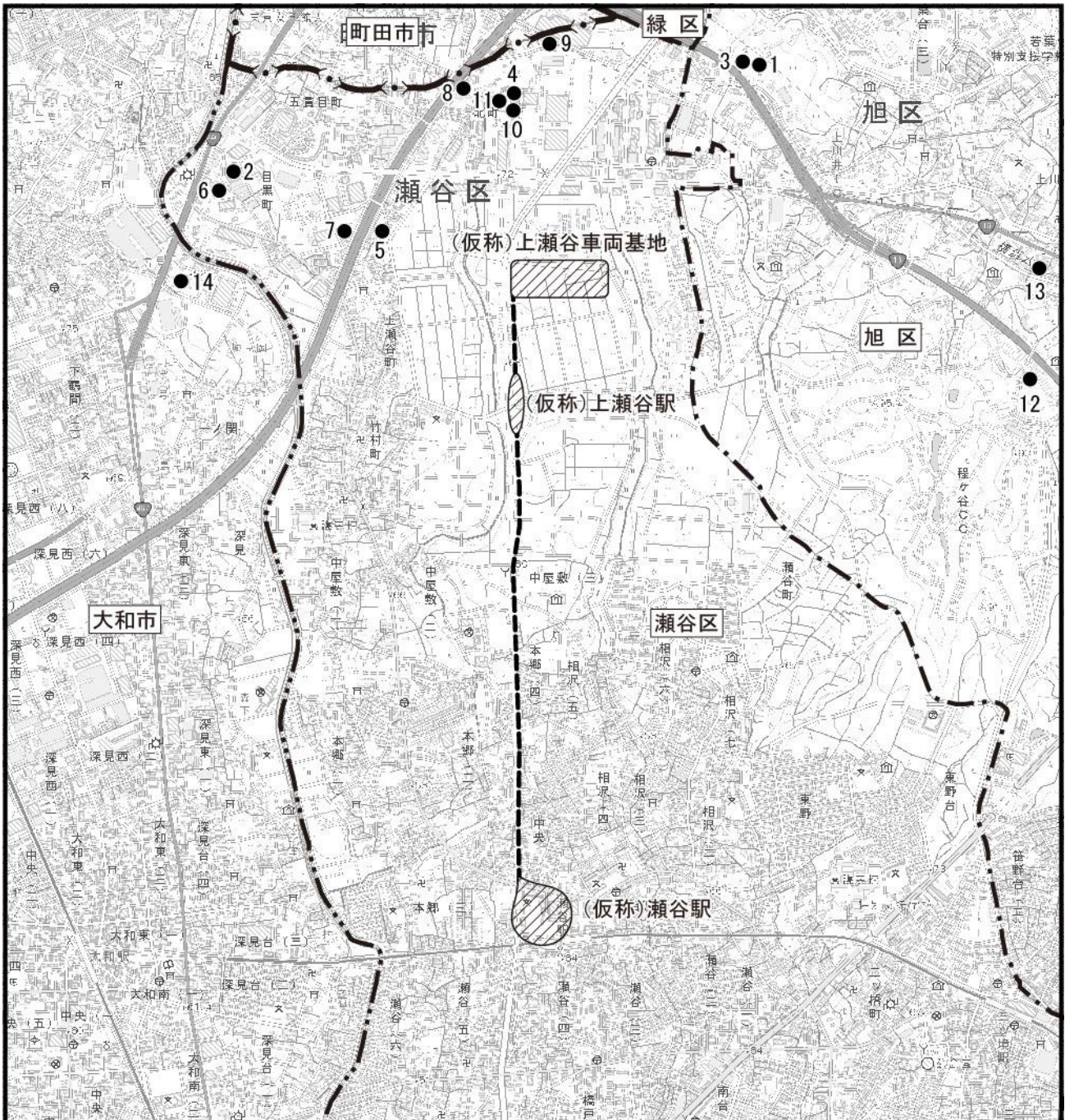
No.	事業者	所在地	処理形態
1	(株) 池田商店	横浜市旭区上川井町 2446 外 6 筆及び移動式	中間処理 (破砕)
2	(株) ヴィンテージ	横浜市瀬谷区目黒町 16 番 12	中間処理 (破砕)
3	(株) カンキョーワークス	横浜市旭区上川井町字大貫谷 2444 番 7 外 7 筆	中間処理 (破砕、圧縮)
4	木村管工 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-20	中間処理 (破砕、圧縮、選別)
5		横浜市瀬谷区上瀬谷町 46-1	中間処理 (圧縮)
6		横浜市瀬谷区目黒町 9-7 外 1 筆	中間処理 (分級、造粒固化、破砕)
7	(株) 佐藤渡辺	横浜市瀬谷区目黒町 36 番 2	中間処理 (破砕)
8	ダイシン産業 (株)	横浜市瀬谷区北町 28 番 1 外 6 筆	中間処理 (破砕、圧縮)
9		横浜市瀬谷区北町 12 番 1 外 19 筆	中間処理 (破砕、焼却)
10	(株) 早船	横浜市瀬谷区北町 20-3	中間処理 (破砕、切断)
11	前田道路 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-13	中間処理 (破砕)
12	和英堂興産 (株)	横浜市旭区上川井町 1245	最終処分 (埋立、埋立管理型)
13	(株) トキワ薬品化工	横浜市旭区上川井町 393	中間処理 (中和)
14	大和アスコン (株)	大和市下鶴間 2594	中間処理 (破砕)

注 1 : 表中の No. は図 3.3-16 に示す番号と対応しています。

資料 : 「産業廃棄物処理業者名簿」(横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

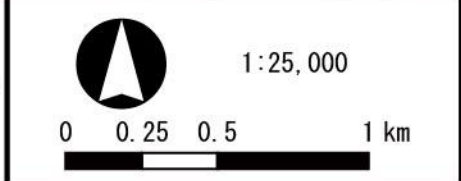
「産業廃棄物処理業者名簿」(神奈川県ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)

「東京都産業廃棄物処理業者検索」(東京都ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧)



凡例

- (黒い点) 対象事業実施区域
- (実線) 都県界
- (点線) 市界
- - - (破線) 区界
- (黒い点) 産業廃棄物処理施設



注1：図中の番号は表 3.3-26 に示す No. と対応しています。
 資料：「産業廃棄物処理業者名簿」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「産業廃棄物処理業者名簿」（神奈川県ホームページ 令和2年5月閲覧）
 「東京都産業廃棄物処理業者検索」（東京都ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.3-16 産業廃棄物処理施設の状況

(3) その他の環境の保全を目的とした計画等

本事業や対象事業実施区域に係る主な計画等は、表 3.3-27 に示すとおりです。

表 3.3-27 本事業及び対象事業実施区域に係る計画等

項目	関係法令	本事業との関係	
公害防止	環境一般	生活環境保全推進ガイドライン	○
	大気汚染	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
	廃棄物	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—
		アスベスト除去工事に関する指導指針	○
		横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～	○
		第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
	環境計画等	神奈川地域公害防止計画	○
		横浜市環境管理計画	○
		横浜市水と緑の基本計画	○
横浜市自動車公害防止計画		○	
自然環境保全	自然環境一般	かながわ生物多様性計画	○
		横浜市水と緑の基本計画	○
		横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○
		緑化地域制度	○
		横浜つながりの森構想	—
		横浜市森づくりガイドライン	—
		これからの緑の取組 [2019-2023]	○
	生物多様性保全上重要な里地里山	○	
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	○
		横浜市都市農業推進プラン (2019-2023)	○
自然再生	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	
災害防止	防災	神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～	○
		横浜市防災計画 震災対策編	○
	防火・危険物等の取り扱い	化学物質の適正な管理に関する指針 (神奈川県)	—
地球環境保全	温暖化対策	化学物質の適正な管理に関する指針 (横浜市)	—
		神奈川県内消防広域応援実施計画	—
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	○
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○
その他	景観	神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	—
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
		横浜市景観計画	○
		神奈川景観づくり基本方針	○
		横浜市景観ビジョン	○
	まちづくり方針	横浜市公共事業景観ガイドライン	○
		横浜市基本構想 (長期ビジョン)	○
		横浜市中期4か年計画 2018～2021	○
		横浜市都市計画マスタープラン (全体構想)・瀬谷区プラン	○
		地区計画・建築協定	○
		都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○
		首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査	○
		街づくり協議地区制度	○
		横浜都市交通計画	○
		横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画	○
		旧上瀬谷通信施設における 国際園芸博覧会 基本構想案	○
		旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画	○
		横浜市 SDGs 未来都市計画	○
		その他	横浜市環境教育基本方針
光害対策ガイドライン	○		
横浜市環境と地域経済の融合推進方針	—		

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

4.1 環境情報及び配慮市町意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」の「別記 事業別の配慮事項 2 鉄道及び軌道の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。

また、選定した配慮事項に対し、本事業で検討した配慮の内容を表 4.1 に記載しました。

なお、配慮の内容については、配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書に示した計画段階配慮の内容を見直したものととなります。

表 4.1(1) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p>基本的な配慮事項</p> <p>(1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	<p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は相模鉄道本線瀬谷駅周辺から本地区周辺までを結ぶ<u>新交通システム (AGT)</u> の整備事業であるため、ルートを選定に当たっては、土地利用基本計画に整合する<u>新交通システム (AGT)</u> になるよう検討し、可能な限り環状4号線及び本地区の用地を活用した計画とし、新たな改変区域を小さくすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するよう配慮します。 ・事業の実施に当たっては「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、本地区などに分布する緑地や環状4号線沿道の環境と<u>新交通システム (AGT)</u> の施設との調和や、生物多様性の保全に配慮します。 ・また、事業の実施に当たっては、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用、省エネルギー型車両の導入、省エネルギー運転の実施、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入、新たに構築する<u>新交通システム (AGT)</u> の長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限りの温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討します。 ・なお、北区間、南区間の構造形式については、事業用地、まちづくり、概算費用、供用時の影響等を総合的に比較検討し、<u>北区間は「地表式」、南区間は「地下式」を最適案として選定しました。</u>

※下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p>(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について情報を収集し、現況の把握に努めました。<u>対象事業実施区域の南区間</u>は、学校や住居が立地した地域となっており、<u>北区間</u>は農地が広く分布する地域となっています。本事業はこれらの保全対象となる学校や住居、生物多様性等の保全に配慮した計画とします。
<p>(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画の策定に当たっては、<u>相模鉄道本線瀬谷駅利用者等の安全の確保ができるよう、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。</u> ・<u>対象事業実施区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定はありませんが、工事实施段階において土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法に基づき適切に対応します。</u>
<p>(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。
<p>本事業に係る配慮事項</p> <p>(5) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、環状4号線及び本地区の用地を活用し、新たな改変区域を小さくすることで、生物の生息生育環境の確保に努めます。 ・関係機関と協議のうえ、<u>新交通システム (AGT)</u> の運行に支障のない範囲で、未利用地等において、郷土種を中心とした緑化を行い、地域の生物多様性の保全と創造に努めます。

※下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本 事 業 に 係 る 配 慮 事 項	(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車両、駅舎やホーム等への高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、エネルギー使用の合理化に努めます。 ・<u>また、省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。</u> ・<u>なお、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入についても検討します。</u>
	(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入に努めます。
	(8) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの低減に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の設計・施工技術を採用し、耐久性・安全性を十分確保した<u>新交通システム (AGT)</u>を建設するとともに、「国土交通省インフラ長寿命化計画 (行動計画)」に示されたメンテナンスサイクルの構築に積極的に取り組む<u>ことで、新たに構築する新交通システム (AGT)</u>の長寿命化を図り、温室効果ガスの低減に努めます。 ・工事の実施に当たっては、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用に努めるとともに、建設機械の省エネルギー運転や、工事用車両のエコドライブの実施などにより、温室効果ガスの低減に努めます。
	(9) 省エネルギー型車両の積極的な導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型車両の導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努めます。

※下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本 事 業 に 係 る 配 慮 事 項	(10) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車両、駅舎やホーム等への高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、人工排熱を低減することで、ヒートアイランド現象の抑制に配慮します。 ・<u>省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。</u> ・また、<u>対象事業実施区域内の緑化の可能性についても、関係機関と協議しながら検討します。</u>
	(11) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるよう努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の具体的な路線検討に当たっては、可能な限り公共施設の移転等がないよう努めます。 ・既存文献によると、<u>対象事業実施区域内には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、環状4号線及び本地区を活用し、新たな改変区域を小さくするよう努めます。</u>また、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。 ・市街化が進展している南区間を地下式とすることで、周辺地域の分断を避けるよう努めます。
	(12) 駅舎等の構造や色彩、形態等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地下に駅舎を設置することで地上に構築することとなる構造物は、主に駅出入口となります。駅出入口のデザインや色彩については、景観に配慮した事例を参考にしつつ、相模鉄道本線瀬谷駅周辺のまちづくりとの連携を図りながら検討を行い、周辺建物や後背地との調和を図るよう努めます。 ・地上に構築する駅舎及び車両基地については、本地区の土地利用の計画との連携を図りながらデザインや色彩などの検討を行い、周辺環境との調和を図るよう努めます。

※下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1(5) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
	(13) 沿線の土地利用状況等に応じて、環境施設帯(植樹帯等)を設置するよう努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式と周辺土地利用状況等に応じて、環境施設帯の必要性を検討します。
本事業に係る	(14) 駅舎等の施設については、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努める。大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・駅舎等の施設については、利用者が円滑に移動できる経路や標識、昇降設備を適切に配置し、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努めます。 ・浸水防止対策については、<u>対象事業実施区域周辺に内水による浸水想定区域の「浸水深0～20cm未満」が散在しており、施設の状況に応じて、地下駅出入口への止水パネル設置などの浸水防止対策を行います。</u>
配慮事項	(15) 騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努めます。 ・(仮称)瀬谷駅から市街地を通過する南区間は、地下式とすることにより、騒音・振動等の環境影響の低減を図ります。なお、地下構造物の設置に伴い地下水位、地盤沈下への影響が生じる可能性が考えられますが、地質調査などにより周辺状況の特性を十分把握した上で、その状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、影響の低減に努めます。また、地下構造物の施工に当たっては、既存の地下埋設物の情報を整理したうえで、その状況に応じた設計や工法等を検討し、地下埋設物損傷事故を防止します。

※下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1(6) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(16) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。 ・建設発生土は、事業内再利用に努めるほか、他の公共事業等での再利用に努めます。 ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。 ・雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用などの可能性について検討します。

※下線部：「配慮書」からの変更点

4.2 環境情報の概要

4.2.1 配慮書の縦覧等

本事業の配慮書は、令和2年1月24日に公告され、同日から令和2年2月7日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2に示すとおりです。

表 4.2 配慮書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和2年1月24日～令和2年2月7日（15日間）
縦覧対象区	瀬谷区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、環境情報の提供はありませんでした。

4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

本事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの配慮市長意見書の送付を、令和 2 年 3 月 10 日に受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.3 に示すとおりです。

また、配慮市長意見及び都市計画決定権者の見解は、表 4.4 に示すとおりです。

表 4.3 配慮市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 2 年 3 月 25 日～令和 2 年 4 月 8 日（15 日間）
縦覧対象区	瀬谷区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 4.4(1) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 全 般 的 事 項	(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、現時点での検討状況を方法書に記載しました（例えば基本的な配慮事項（1）については、第2章 2.2.2 p.2-3, 2.3.1 p.2-4～2-5, 2.3.2 p2-6～2-11, 2.5 p.2-19, 2.6 p.2-20, 2.7 p.2-20）。配慮の内容については、適切に事業計画に反映していきます。
	(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・事業の進捗に合わせ、横浜市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容となるよう努めます。
	(3) 「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性を踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。	・「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」と連携し、本事業の特性を踏まえ、第3章の記述や第6章の調査位置を示す図面の統一を図りました。
	(4) 地域の交通体系を踏まえながら、事業の必要性を長期的な交通需要の予測等により明確にするとともに、他の交通システムではなく中量軌道輸送システムを整備する理由を方法書に記載してください。	・地域の交通体系や長期的な交通需要の予測等を踏まえ、事業の必要性及び新交通システム（AGT）を整備する理由を方法書に記載しました（第2章 2.2 p2-3）。
	(5) 関連する「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。	・関連する他事業の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討しました。その結果、本事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨（第6章 p6-17（表6.14脚注※2）等）を記載しました。
	(6) 構造形式及び駅の位置の選定においては、環境への影響、事業性、経済性等の観点から比較検討した結果を方法書に記載してください。	・構造形式については、事業用地、まちづくり、概算費用、供用時の影響等を総合的に比較検討し、北区間は「地表式」、南区間は「地下式」を選定しました。この比較検討の結果について、方法書に記載しました（第2章 2.3.2 p2-6～2-11）。駅の位置の選定については、選定の考え方を方法書に記載しました（第2章 2.3.3 p2-12）。

表 4.4(2) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解	
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項(1)】	車両基地の整備に伴い相沢川の改変等を行う場合は、可能な限り水生生物等に配慮した施工計画の策定に努めてください。	・車両基地の整備等の本事業の実施による相沢川の河川区域の改変はありません。
	(2) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供 【配慮事項(3)】	相模鉄道本線瀬谷駅周辺での工事が想定されることから、駅利用者等の安全に配慮した施工計画を策定するとともに、適切な情報提供に努めてください。	・工事の実施の際には、駅利用者等の安全の確保ができるよう、安全な工法や工程を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。
	(3) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用 【配慮事項(6)】	ア 省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。	・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。
		イ 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入についても検討してください。	・太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入についても検討します。
	(4) ヒートアイランド現象の抑制 【配慮事項(10)】	省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。	・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すように努めます。
(5) 環境影響における保全対策 【配慮事項(15)】	地下構造物を設置する場合は、地下水位、地盤沈下について十分な対策を行ってください。	・工事の実施及び軌道施設(地下式)の存在に伴い、地下水位、地盤沈下について影響を及ぼすおそれがあることから、「地下水位」、「地盤沈下」を環境影響評価項目として選定しています。	

第5章 環境影響要因の抽出及び
環境影響評価項目の選定

第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

5.1 環境影響要因の抽出

本事業の事業計画を基に、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下、「環境影響要因」とします。）を工事中と供用時の各段階で、表 5.1 に示すとおり抽出しました。

表 5.1 環境影響要因の抽出

区分		環境影響要因	抽出の理由
工 事 中		建設機械の稼働	・軌道施設の建設に伴い、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。
		工事用車両の走行	・資機材の運搬や廃棄物等の搬出を行う車両が、周辺道路を運行します。
		切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	・工事の実施に伴い、地表を改変します。 ・トンネル工事に伴い、地下を改変します。 ・工事の実施に伴い、既存の工作物を解体・撤去します。
供 用 時	施設 の 存在	軌道施設（地表式）の存在	・軌道施設（地表式）が、地上部に出現します。
		軌道施設（地下式）の存在	・軌道施設（地下式）が、地下部に出現します。
	施設 の 供 用	列車の走行（地上）	・列車が地上を走行します。
		列車の走行（地下）	・列車が地下を走行します。
		駅舎の供用	・軌道施設利用者や駅係員等が、駅舎を使用します。

5.2 環境影響評価項目の選定

抽出した環境影響要因を踏まえ事業特性と地域特性を勘案し、環境影響評価を行う項目（以下、「環境影響評価項目」とします。）を表 5.2 に示すとおり、温室効果ガス、生物多様性（動物、植物、生態系）、水循環（地下水位）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）、大気質、騒音、振動、地盤、安全（地下埋設物）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観、触れ合い活動の場、文化財等の計 13 項目選定しました。

なお、環境影響評価項目として選定した理由及び選定しない理由は、表 5.3 及び表 5.4 に示すとおりです。

表 5.2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	細目	環境影響要因	区分			供用時					
				工事中			施設の存在		施設の供用			
				建設機械の稼働	工사용車両の走行	既存の工作物の除去 切土工等、トンネル工事又は	軌道施設（地表式）の存在	軌道施設（地下式）の存在	列車の走行（地上）	列車の走行（地下）	駅舎の供用	
地球環境への負担の軽減	温室効果ガス	温室効果ガス		○	○	-	-	-	-	-	-	
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	-	-	○	○	-	-	-	-	
		植物	植物	-	-	○	○	-	-	-	-	
		生態系	生態系	-	-	○	○	-	-	-	-	
	水循環	地下水水位及び湧水の流量		-	-	○	-	○	-	-	-	
河川の形態、流量		-	-	-	-	-	-	-	-			
海域の流況		-	-	-	-	-	-	-	-			
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	一般廃棄物	-	-	-	-	-	-	-	○	
		産業廃棄物	産業廃棄物	-	-	○	-	-	-	-	○	
		建設発生土	建設発生土	-	-	○	-	-	-	-	-	
	大気質	大気汚染		○	○	-	-	-	-	-	-	
		水質・底質	公共用水域の水質		-	-	-	-	-	-	-	-
			公共用水域の底質		-	-	-	-	-	-	-	-
	地下水の水質		-	-	-	-	-	-	-	-		
	土壌	土壌汚染		-	-	-	-	-	-	-	-	
	騒音	騒音		○	○	-	-	-	○	-	-	
	振動	振動		○	○	-	-	-	○	○	-	
	地盤	地盤沈下		-	-	○	-	○	-	-	-	
	悪臭	悪臭		-	-	-	-	-	-	-	-	
	低周波音	低周波音		-	-	-	-	-	-	-	-	
	電波障害	テレビジョン電波障害		-	-	-	-	-	-	-	-	
	日影	日照阻害		-	-	-	-	-	-	-	-	
		シャドーフリッカー		-	-	-	-	-	-	-	-	
	風害	風害		-	-	-	-	-	-	-	-	
安全		土地の安定性		-	-	-	-	-	-	-	-	
		浸水		-	-	-	-	-	-	-	-	
		火災・爆発		-	-	-	-	-	-	-	-	
		有害物漏洩		-	-	-	-	-	-	-	-	
	地下埋設物*		-	-	○	-	-	-	-	-		
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断	地域分断	-	-	-	-	-	-	-		
		交通混雑	交通混雑	-	○	-	-	-	-	-		
		歩行者の安全	歩行者の安全	-	○	-	-	-	-	-		
	景観	景観		-	-	-	○	-	-	-		
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場		-	○	○	○	-	-	-		
文化財等	文化財等		-	-	○	-	-	-	-			

※ 本事業の事業特性を考慮し、追加した細目

表 5.3(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い一定以上の温室効果ガスの発生が見込まれるため、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域の一部は自然環境が残された地域であり、工事による改変に伴い動物、植物、生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	工事（地下の改変）に伴い、地下水位を変化させる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。 湧水の流量については、工事に伴い影響を受ける範囲に湧水が存在しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	工事（地下の改変）に伴い発生する工事排水は公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、工事中において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	工事に伴い発生する一般廃棄物は主に現場事務所等からの生ごみや古紙等であり、その発生量は限られていること、また、適切に処理することから、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	工事に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	○	工事に伴い、土砂の発生及び場外への運搬が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事（地下の改変）に伴い発生する工事排水は公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事において、公共用水域内の改変は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業の開削工事では止水性の高い土留壁を、シールド工事では密閉式機械化シールドを用いることとしており、地下の改変に当たって地下水の水質に著しい影響を及ぼすおそれはないと考えます。また必要に応じて地盤改良として薬液注入工法を実施する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）を遵守することで地下水の水質への影響を低減します。以上のことから、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.3(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
土壌	土壌汚染	×	対象事業実施区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。また、本事業では工事において土壌汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、事業の実施に当たっては、「土壌汚染対策法」に基づく手続を実施し、必要に応じて適切に対応します。
騒音	騒音	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	○	工事（地下の改変）に伴い、地下水位の低下による地盤沈下が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
悪臭	悪臭	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、工事において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	工事において使用する建設機械は、市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音を生じさせるおそれはないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	工事において設置する仮設物は、新たな電波障害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照障害	×	工事において設置する仮設物は、新たな日照障害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、工事においてシャドーフリッカーを生じさせる地上仮設物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
風害	風害	×	工事において設置する仮設物は、局地的な風害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.3(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域の近傍には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在しますが、工事（地下の改変）において斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせることはないと考えことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	工事において、周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。なお、工事の実施に当たっては、降雨時における雨水処理や地下への浸水防止対策を適切に行うことで、工事中の安全確保を徹底します。
	火災・爆発	×	工事において、火薬を用いる発破は行わない計画としており、可燃物を大量に蓄積することもなく、工事上の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	工事において有害物の使用・蓄積はなく、工事上の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下埋設物	○	工事（地下の改変）に伴い、地下埋設物への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
地域社会	地域分断	×	本事業の工事において、地域分断を起こすような交通経路の遮断は行わず、地上部で設置する工事施工ヤードも限られた範囲になることから、地域分断を引き起こすおそれがないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	工事用車両の走行に伴い、交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	工事用車両の走行に伴い、歩行者等の交通安全に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	×	工事において設置する仮設建物は一時的であり、景観に影響を及ぼさないよう工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないように配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、工事に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	○	対象事業実施区域内には、既知の埋蔵文化財包蔵地が存在していることから、環境影響評価項目として選定します。 なお、工事中に新たな埋蔵文化財包蔵地等を発見した場合には、「文化財保護法」に基づき直ちに届出を行い、関係機関と協議の上、必要な措置を講じます。

表 5.4(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	×	<p>本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時におけるエネルギー消費量は現状からの増加量は少なく、新たに多量の温室効果ガスを排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。</p> <p>なお、施設の供用に当たっては、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、温室効果ガスの低減に努めます。</p>
生物多様性	動物	○	<p>対象事業実施区域内における自然環境の一部変化が行われることから、事業の実施により動物、植物の生息・生育環境が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。</p>
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	<p>軌道施設（地下式）の存在により、地下水位を変化させる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。</p> <p>湧水の流量については、供用時において影響を受ける範囲に湧水が存在しないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>
	河川の形態、流量	×	<p>駅舎の供用により発生する事業排水やトンネル内に流れ込む雨水排水等は、公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。</p>
	海域の流況	×	<p>本事業は内陸部における新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	<p>駅舎の供用に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。</p>
	産業廃棄物	○	<p>駅舎の供用に伴い、産業廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。</p>
	建設発生土	×	<p>本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において新たに建設発生土の発生はないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>
大気質	大気汚染	×	<p>本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において大気汚染物質を排出する要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>
水質・底質	公共用水域の水質	×	<p>駅舎の供用により発生する事業排水やトンネル内に流れ込む雨水排水等は、公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。</p>
	公共用水域の底質	×	<p>供用時において公共用水域内に施設を設置することなく、排水を河川に直接排出することもないため、環境影響評価項目として選定しません。</p>
	地下水の水質	×	<p>本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。</p>

表 5.4(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
土壌	土壌汚染	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において土壌汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	列車の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	列車の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	○	軌道施設（地下式）の存在により地下水位が変化した場合、地下水位の低下に伴い地盤沈下が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
悪臭	悪臭	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	構造形式は、地下式、地表式であるため、低周波音を発生させる要因はありません。また、駅舎において、低周波音を著しく発生させる設備の導入計画はありません。なお、設備機器は定期的なメンテナンスを実施することで、機能維持に努めていきます。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	本事業で整備する駅舎（（仮称）上瀬谷駅）は2階、車両基地は5階程度の計画としており、周辺の建物と同等の規模であるため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	本事業で整備する駅舎（（仮称）上瀬谷駅）は2階、車両基地は5階程度の計画としており、周辺の建物と同等の規模であるため、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	本事業では、大規模な風力発電施設の建設はなく、シャドーフリッカーは発生しないため、環境影響評価項目として選定しません。
風害	風害	×	本事業で整備する駅舎（（仮称）上瀬谷駅）は2階、車両基地は5階程度の計画としており、周辺の建物と同等の規模であるため、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	本事業で構築する軌道施設については、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握した上で設計・施工を行い、供用時における軌道施設や周辺地形の安全を確保することから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業は、新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、台風や集中豪雨等の発生時における浸水を防止し安全を確保するために、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国土交通省令第151号）」に基づき、必要に応じて地下駅出入口への止水パネル設置等の浸水防止対策を講じます。
	火災・爆発	×	供用に当たっては、列車運行上の安全確保を徹底し、火災等の鉄道事故を防止することから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下埋設物	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において地下の改変はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において地域の交通に対し新たな混雑を引き起こす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	歩行者の安全	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において歩行者の交通安全を損なう要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
景観	景観	○	軌道施設（地表式）の存在により、対象事業実施区域周辺の景観が変化することが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	本事業は新たな交通として新交通システム（AGT）を整備する事業であり、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

第 6 章 環境影響評価項目に係る調査、
予測及び評価の手法の選択

第6章 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の選択

環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法は、以下のとおりです。

なお、各項目の調査方法を表した表中において、「資料」としているものは既存文献等の資料収集及び整理による調査、「現地」としているものは対象事業実施区域内及び周辺において実施する調査を指しています。

6.1 温室効果ガス

温室効果ガスに係る調査手法は表 6.1 に、予測・評価手法は表 6.2 に示すとおりです。

表 6.1 温室効果ガスに係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
温室効果ガスに係る原単位の把握	資料	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省 令和元年7月)等により、予測式及び原単位を整理します。	—
排出抑制対策の実施状況	資料	横浜市で取り組んでいる地球温暖化対策等を整理します。	—
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理します。 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 ・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」 ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」 ・「横浜市エネルギーアクションプラン」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」	—

表 6.2 温室効果ガスに係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量	工事期間全体とします。	対象事業実施区域とします。	建設機械の種類、台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省 令和元年7月)等に基づき、温室効果ガスの排出量を算定します。
	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量			工事用車両の種類、台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省 令和元年7月)等に基づき、温室効果ガスの排出量を算定します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設機械の稼働	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した温室効果ガスに関する事項等を踏まえ、横浜市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、温室効果ガスの排出量が地球環境に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定します。			
	工事用車両の走行				

6.2 生物多様性（動物）

生物多様性（動物）に係る調査手法は表 6.3 に、予測・評価手法は表 6.4 に示すとおりです。

表 6.3 (1) 生物多様性（動物）に係る調査手法

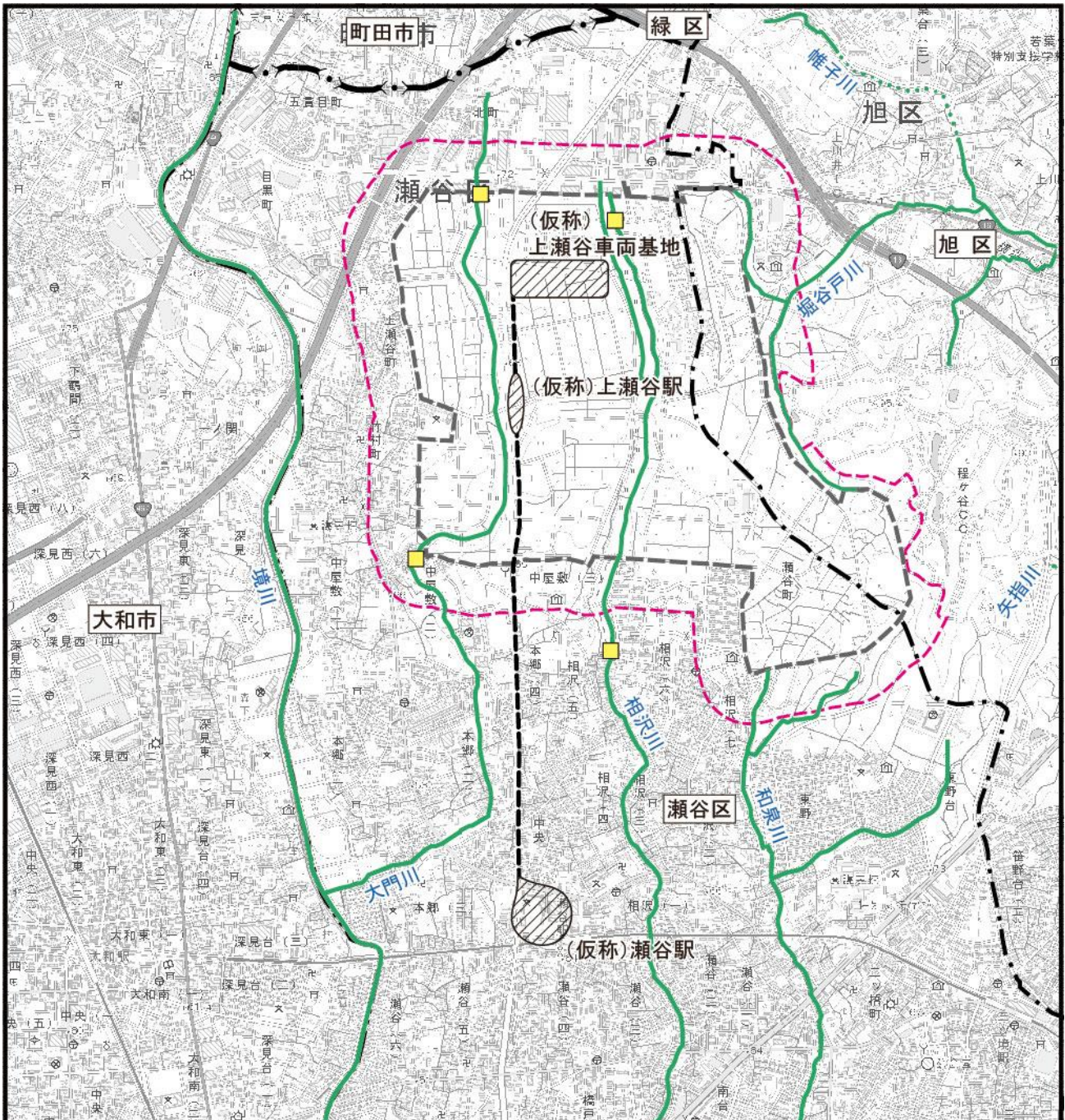
調査項目	調査方法		調査地域
動物の状況 ・動物相 ・生息環境の特性 ・注目すべき動物種及び生息地の状況 ・動物の生息環境からみた地域環境特性	資料	既存資料による情報の収集・整理及び現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。 対象事業実施区域周辺の比較的多くの動物種の生息が考えられる旧上瀬谷通信施設の端部から約200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.1 参照）
	現地	<p>陸生動物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物相調査 a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法及び夜間調査（コウモリ類）により調査します。 ・4季（夏季、秋季、冬季、春季） ※夜間調査は2季（夏季、春季）に実施。 b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法及び夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類）により調査します。 ・5季（夏季、秋季、冬季、春季、初夏） ※定点観察法（猛禽類）は2繁殖期（冬季～早春季、春季～夏季）に実施。 ※夜間調査は繁殖期（冬季、夏季）に実施。 c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法及び夜間調査により調査します。 ・4季（夏季、秋季、早春季、春季） ※夜間調査は3季（夏季、春季、初夏）に実施。 d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、夜間調査（ホタル類）及び鳴声調査（クツワムシ）により調査します。 ・3季（夏季、秋季、春季） ※夜間調査は1季（初夏）に実施。 ※鳴声調査は1季（夏季）に実施。 e. クモ類 任意観察法及び任意採取法により調査します。 ・3季（夏季、秋季、春季） f. 陸産貝類 任意観察法及び任意採取法により調査します。 ・2季（冬季、初夏） 	

表 6.3 (2) 生物多様性（動物）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
動物の状況 ・動物相 ・生息環境の特性 ・注目すべき動物種及び生息地の状況 ・動物の生息環境からみた地域環境特性	現地	水生生物 a. 魚類 任意観察法及び任意採取法により調査します。 ・4季（夏季、秋季、冬季、春季） b. 底生動物 任意観察法、任意採取法及び定量調査により調査します。 ・4季（夏季、秋季、冬季、春季）	対象事業実施区域周辺の比較的多くの動物種の生息が考えられる旧上瀬谷通信施設の端部から約200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図6.1参照）
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料による情報の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
土壌の状況	資料	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料による情報の収集整理により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
水質の状況	現地	「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管30号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定める方法に準拠し、SS（浮遊性物質）、pH（水素イオン濃度）を現地調査により把握します。 ・平常時：2回（渇水期、豊水期）	対象事業実施区域周辺とします。（図6.1参照）
水循環の状況	資料	地下水の状況は、「表6.9」に示すとおりです。 河川の形態、河川の流量は、既存資料の収集・整理及び現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
	現地	地下水位は、「表6.9」に示すとおりです。 河川の流量は、「水質調査方法」（昭和46年9月環水管30号）に定める方法に準拠し、現地調査により把握します。 ・平常時2回（渇水期、豊水期）	地下水位は、「表6.9」に示すとおりです。 河川の流量は、対象事業実施区域周辺とします。（図6.1参照）
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理します。 ・「文化財保護法」 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 ・「環境省レッドリスト2020」 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 ・「横浜市環境管理計画」	—

表 6.4 生物多様性（動物）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	現地調査の範囲と同一の地域とします。 (図6.1参照)	調査で把握した陸生動物の動物相、水生生物相の状況と施工計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測します。
供用時	軌道施設（地表式）の存在	軌道施設（地表式）の存在に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度	軌道施設（地表式）が完成した時点とします。		調査で把握した陸生動物の動物相、水生生物相の状況と事業計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した陸生動物の動物相、水生生物相の状況等を踏まえ、注目すべき動物種を保全する水準等から適切な内容を設定します。			
供用時	軌道施設（地表式）の存在				



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 旧上瀬谷通信施設
- 調査地域(動物・植物)
 (旧上瀬谷通信施設から約200mまでの範囲)
- 河川
- 調査地点 (河川の流量・水質)

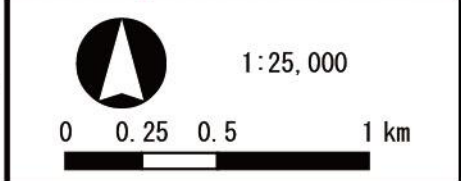


図 6.1 動物・植物現地調査地点

6.3 生物多様性（植物）

生物多様性（植物）に係る調査手法は表 6.5 に、予測・評価手法は表 6.6 に示すとおりです。

表 6.5(1) 生物多様性（植物）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
植物の状況 ・植物相 ・植生 ・注目すべき植物種 及び植物群落の状況	資料 現地	既存資料による情報の収集・整理及び 現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周 辺とします。
	現地	陸生植物 a. 植物相調査 任意観察法、任意採集法（維管束植 物、蘚苔類）及び大径木調査（維管 束植物）により調査します。 ・4季（夏季、秋季、早春季、春季） b. 植生調査 コドラート法により調査します。 ・2季（夏季、春季） 水生植物 a. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法により 調査します。 ・4季（夏季、秋季、冬季、春季）	対象事業実施区域周 辺の比較的多くの植 物種の生育が考えら れる旧上瀬谷通信施 設の端部から約 200m までの範囲（舗装地等 人工改変地を除く）と します。（図 6.1 参照）
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料による情報の収 集・整理及び必要に応じ現地踏査によ り調査します。	対象事業実施区域周 辺とします。
土壌の状況	資料	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調 査結果等の既存資料による情報の収 集整理により調査します。	対象事業実施区域周 辺とします。
水質の状況	現地	「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日 環水管 30 号）及び「水質汚濁に係 る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）に定め る方法に準拠し、SS（浮遊性物質）、pH （水素イオン濃度）を現地調査により 把握します。 ・平常時：2回（渇水期、豊水期）	対象事業実施区域周 辺とします。 （図 6.1 参照）
水循環の状況	資料	地下水の状況は、「表 6.9」に示すと おりです。 河川の形態、河川の流量は、既存資料 の収集・整理及び現地踏査により調査 します。	対象事業実施区域周 辺とします。
	現地	地下水位は、「表 6.9」に示すとおり です。 河川の流量は、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 環水管 30 号）に定める方 法に準拠し、現地調査により把握しま す。 ・平常時 2回（渇水期、豊水期）	地下水位は、「表 6.9」 に示すとおりです。 河川の流量は、対象事 業実施区域周辺とし ます。（図 6.1 参照）
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料による 情報の収集・整理及び必要に応じ現地 踏査により調査します。	対象事業実施区域周 辺とします。

表 6.5(2) 生物多様性（植物）に係る調査手法

調査項目	調査方法	調査地域
関係法令、計画等	資料 下記法令等の内容を整理します。 ・「文化財保護法」 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 ・「環境省レッドリスト 2020」 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 ・「神奈川県立博物館研究報告(自然科学) 33号横浜のレッドデータ植物目録」 ・「横浜市環境管理計画」	—

表 6.6 生物多様性（植物）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	現地調査の範囲と同一の地域とします。 (図 6.1 参照)	調査で把握した陸生植物の植物相、水生植物の植物相の状況と施工計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測します。
供用時	軌道施設(地表式)の存在	軌道施設(地表式)の存在に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度	軌道施設(地表式)が完成した時点とします。		調査で把握した陸生植物の植物相、水生植物の植物相の状況と事業計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した陸生植物の植物相、水生植物の植物相の状況等を踏まえ、注目すべき植物種、植物群落を保全する水準等から適切な内容を設定します。			
供用時	軌道施設(地表式)の存在				

6.4 生物多様性（生態系）

生物多様性（生態系）に係る調査手法は表 6.7 に、予測・評価手法は表 6.8 に示すとおりです。

表 6.7(1) 生物多様性（生態系）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
生態系の状況 ・生態系を構成する要素の状況 ・食物連鎖の状況	資料 現地	動物の状況及び植物の状況の調査結果及び現地踏査により、生態系の状況を把握します。	対象事業実施区域周辺の比較的多くの動物種・植物種の生息・生育が考えられる旧上瀬谷通信施設の端部から約200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。（図 6.1 参照）
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料による情報の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
土壌の状況	資料	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料による情報の収集整理により調査します。	
水質の状況	現地	「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日 環水管 30 号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）に定める方法に準拠し、SS（浮遊性物質）、pH（水素イオン濃度）を現地調査により把握します。 ・平常時：2 回（渇水期、豊水期）	対象事業実施区域周辺とします。（図 6.1 参照）
水循環の状況	資料	地下水の状況は、「表 6.9」に示すとおりです。 河川の形態、河川の流量は、既存資料の収集・整理及び現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
	現地	地下水位は、「表 6.9」に示すとおりです。 河川の流量は、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 環水管 30 号）に定める方法に準拠し、現地調査により把握します。 ・平常時 2 回（渇水期、豊水期）	地下水位は、「表 6.9」に示すとおりです。 河川の流量は、対象事業実施区域周辺とします。（図 6.1 参照）
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料による情報の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。

表 6.7(2) 生物多様性（生態系）に係る調査手法

調査項目	調査方法	調査地域
関係法令、計画等	資料 下記法令等の内容を整理します。 ・「文化財保護法」 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 ・「環境省レッドリスト2020」 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 ・「横浜市環境管理計画」	—

表 6.8 生物多様性（生態系）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	工事の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	現地調査の範囲と同一の地域とします。 (図6.1参照)	調査で把握した生態系の状況と施工計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測します。
供用時	軌道施設(地表式)の存在	軌道施設(地表式)の存在に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度	軌道施設(地表式)が完成した時点とします。		調査で把握した生態系の状況と事業計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した生態系の状況等を踏まえ、動物種、植物種の多様性を保全する水準等から適切な内容を設定します。			
供用時	軌道施設(地表式)の存在				

6.5 水循環（地下水位）

水循環（地下水位）に係る調査手法は表 6.9 に、予測・評価手法は表 6.10 に示すとおりです。

表 6.9 水循環（地下水位）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
地下水の状況 ・地下水の水位 及び流動 ・帯水層の状況	資料	既存資料の収集・整理により、地下水の状況、帯水層の状況を把握します。	対象事業実施区域周辺とします。 地下水位への影響が考えられる対象事業実施区域沿い及びその周辺とし、構造形式の区間毎に地下水位の状況が把握できる地点とします。 (図 6.2 参照)
	現地	地下水位について、観測井を設置し現地調査により把握します。 ・ 1年間	
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
降水量の状況	資料	横浜地方気象台で観測されている降水量等の既存資料の収集・整理により把握します。	横浜地方気象台

表 6.10 水循環（地下水位）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	工事の実施に伴い変化する地下水位	工事による影響が最大となる時期とします。	対象事業実施区域周辺とします。	対象事業実施区域周辺の地下水の状況、帯水層の状況等と施工計画を踏まえ、数値解析モデルを用いて、地下水位の変化を予測します。
供用時	軌道施設(地下式)の存在	軌道施設(地下式)の存在に伴い変化する地下水位	地下構造物の完成後とします。		対象事業実施区域周辺の地下水の状況、帯水層の状況等と事業計画を踏まえ、数値解析モデルを用いて、地下水位の変化を予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した地下水位の状況等を踏まえ、地下水位の変化により水循環の状況に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定します。			
供用時	軌道施設(地下式)の存在				

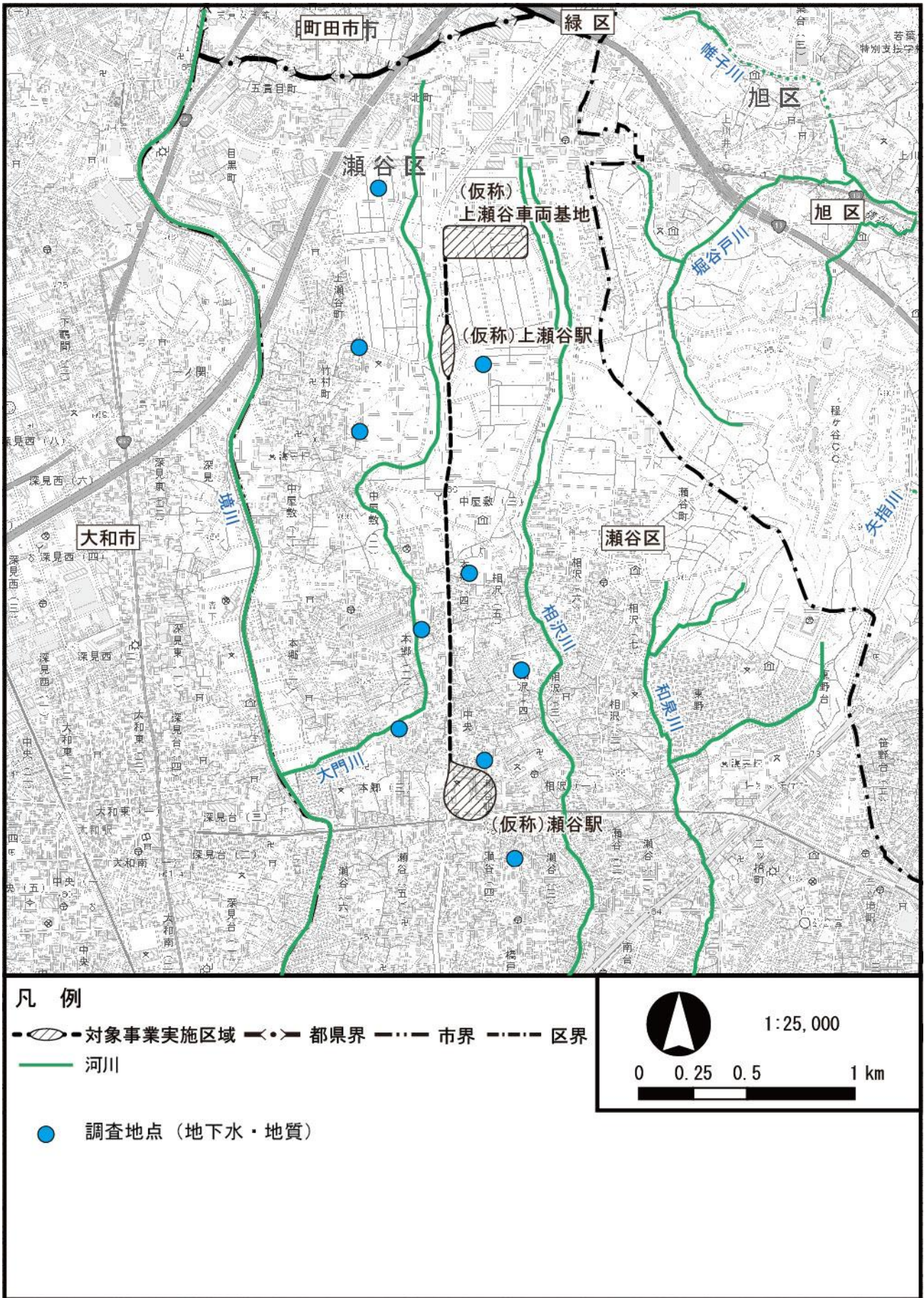


图 6.2 地下水位現地調査地点

6.6 廃棄物・建設発生土

廃棄物・建設発生土に係る調査手法は表 6.11 に、予測・評価手法は表 6.12 に示すとおりです。

表 6.11 廃棄物・建設発生土に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 ・種類別発生量 ・資源化の状況 ・廃棄物の処理状況	資料	横浜市における廃棄物及び建設発生土の処理状況等を、既存資料による情報の収集・整理により把握します。	—
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料による情報の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理します。 ・「循環型社会形成推進基本法」 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」 ・「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」 ・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「神奈川県循環型社会づくり計画」 ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」 ・「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～」	—

表 6.12 廃棄物・建設発生土に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去沿道大気の現地調査地点と同一の地点とします。	工事の実施により発生する産業廃棄物	工事期間全体とします。	対象事業実施区域とします。	施工計画を基に発生量を推定すると共に、本事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、種類ごとに発生量と処分量を予測します。
		工事の実施により発生する建設発生土			
供用時	駅舎の供用	駅舎の供用により発生する一般廃棄物	工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。	対象事業実施区域とします。	事業計画を基に発生量を推定すると共に、本事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、種類ごとに発生量と処分量を予測します。
		駅舎の供用により発生する産業廃棄物			
環境影響要因		評価の手法			
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再利用等によって最終処分量を最小限にとどめる水準等から適切な内容を設定します。			
供用時	駅舎の供用	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、一般廃棄物及び産業廃棄物の状況等を踏まえ、これらの発生抑制、再利用等によって最終処分量を最小限にとどめる水準等から適切な内容を設定します。			

6.7 大気質

大気質に係る調査手法は表 6.13 に、予測・評価手法は表 6.16 に示すとおりです。

表 6.13 (1) 大気質に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
大気質の状況 ・窒素酸化物 ・浮遊粒子状物質	資料	対象事業実施区域近傍の常時監視測定局のデータを収集・整理し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度を把握します。	大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局
	現地	一般環境大気質調査として二酸化窒素、浮遊粒子状物質の状況を「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)及び「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)に定める方法により測定します。 ・7日間×24時間×4季	対象事業実施区域周辺とします。 (図 6.3 参照)
		沿道大気質調査として、二酸化窒素の状況を簡易測定法 (PTIO 法) 及び「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)に定める方法により測定します。 ・7日間×24時間×4季	工事用車両の主要運行ルートとなる道路とします。 (図 6.3 参照)
気象の状況 ・風向、風速 ・日射量 ・放射収支量	資料	対象事業実施区域近傍の常時監視測定局のデータを収集・整理し、風向・風速、日射量、放射収支量を把握します。	【風向・風速】 大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局 【日射量】 中区本牧一般環境大気測定局 【放射収支量】 金沢区長浜一般環境大気測定局
	現地	風向・風速の状況を「地上気象観測指針」(平成14年3月 気象庁)に定める方法により測定します。日射量、放射収支量の状況を日射計及び放射収支計を設置して調査します。 ・7日間×24時間×4季	対象事業実施区域周辺とします。 (図 6.3 参照)

表 6.13 (2) 大気質に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
地形、工作物の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	
大気汚染物質の主要な発生源の状況 ・主要発生源の状況 ・自動車交通量等の状況	資料 現地	既存資料の収集・整理及び現地踏査により調査します。 自動車断面交通量を測定します。 ・平日 (24 時間) × 1 回	
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理します。 ・「環境基本法」 ・「大気汚染防止法」 ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「横浜市環境管理計画」	—

表 6.14 大気質に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度	建設機械の稼働による影響が最大となる時期とします。 ^{※2}	地上で建設機械が稼働する（仮称）瀬谷駅、及び（仮称）上瀬谷駅周辺の住居等の分布状況を考慮した代表的な地点とします。	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年3月）に示されている予測手法に準じ、大気拡散式（プルーム・パフ式）により、年平均値及びを予測します。
	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度	工事用車両の走行による影響が最大となる時期とします。 ^{※2}	沿道大気の現地調査地点とします。（図 6.3 参照） また、環状4号線と市道五貫目第33号線が交差する場所の南側にある住宅地付近（後述 p.6-21 図 6.4、p.6-24 図 6.5、騒音振動現地調査地点）の断面についても予測を行います。	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年3月）に示されている予測手法に準じ、大気拡散式（プルーム・パフ式）により、年平均値を予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設機械の稼働	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した大気質の状況等を踏まえ、横浜市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、環境基準、法令等で定められている基準等から適切な内容を設定します。			
	工事用車両の走行				

※1 浮遊粒子状物質は、建設機械や工事用車両の排気管から排出される粉じん（一次生成物質）のみを対象とし、反応二次生成物質やタイヤの摩耗による粉じん、砂ぼこり等の巻き上げ粉じんは対象としません。

※2 本事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：本事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

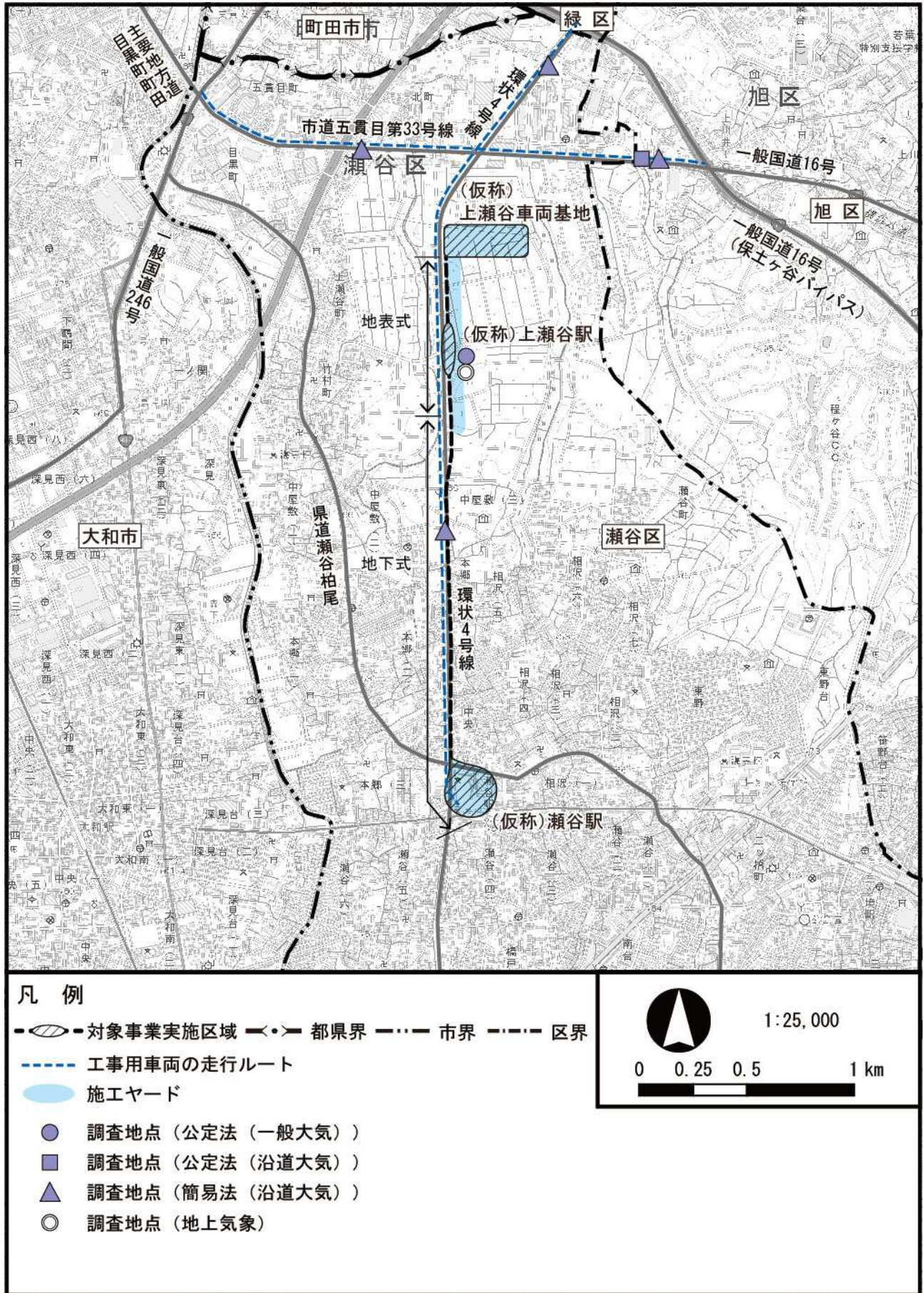


図 6.3 大気質現地調査地点

6.8 騒音

騒音に係る調査手法は表 6.15 に、予測・評価手法は表 6.16 に示すとおりです。

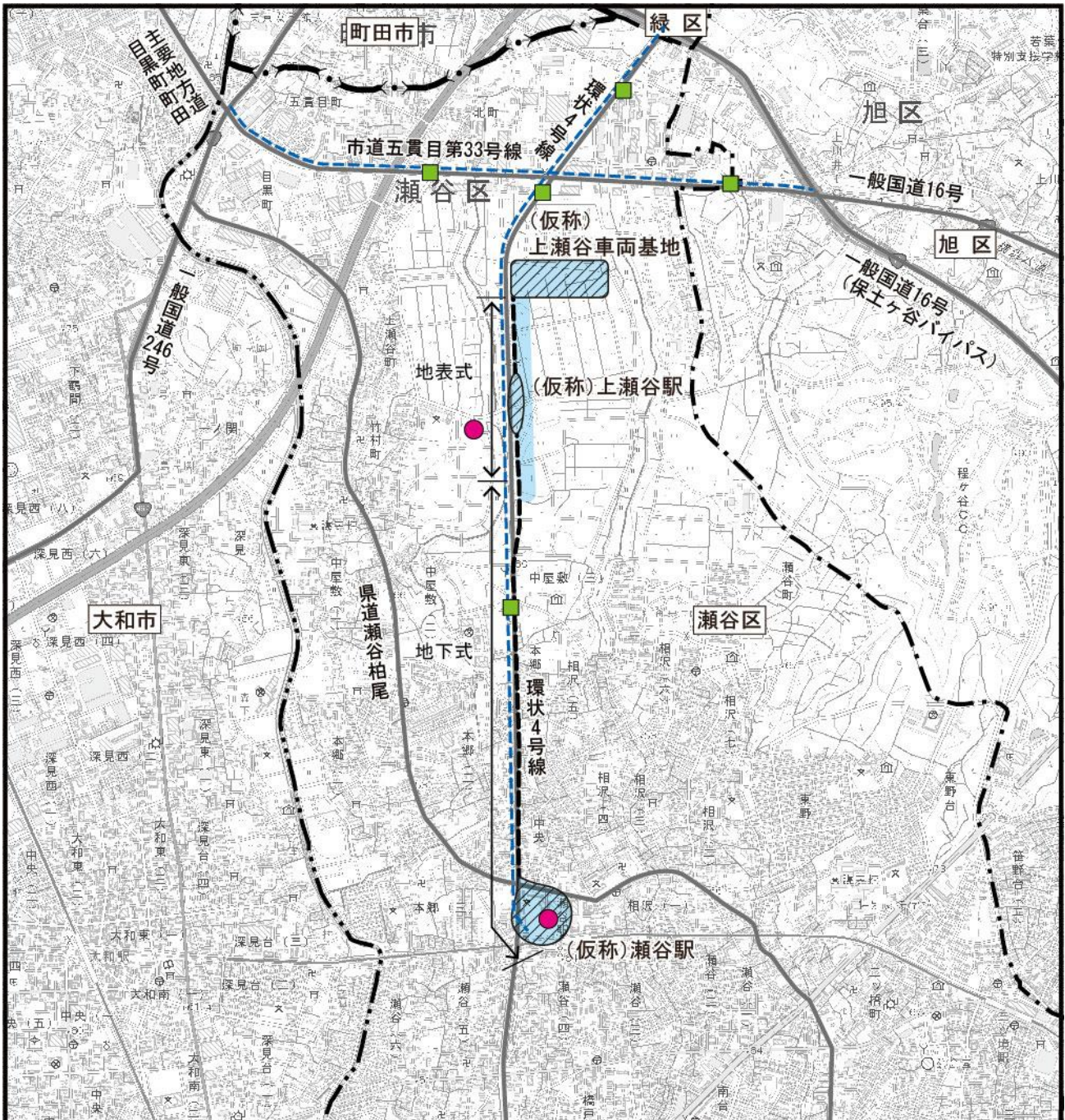
表 6.15 騒音に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
騒音の状況 ・一般環境騒音	現地	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に定める方法に準拠し、一般環境騒音を現地調査により把握します。 ・平日(24時間)×1回	地上で建設機械が稼働する(仮称)瀬谷駅、及び(仮称)上瀬谷駅周辺の住居等の分布状況を考慮した代表的な地点とします。(図6.4参照) 測定高さは地上1.2mとします。
騒音の状況 ・道路交通騒音	現地	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に定める方法に準拠し、道路交通騒音を現地調査により把握します。 ・平日(24時間)×1回	工事用車両の主要運行ルートとなる道路の敷地境界とし、住居等の分布状況等を考慮した地点とします。(図6.4参照) 測定高さは地上1.2mとします。
地形、工作物の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	
騒音の主要な発生源の状況 ・主要発生源の状況 ・自動車交通量等の状況	資料 現地	既存資料の収集・整理及び現地踏査により調査します。	工事用車両の主要運行ルートとなる道路とします。(図6.4参照)
	現地	自動車断面交通量を調査します。 ・平日(24時間)×1回	
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理します。 ・「環境基本法」 ・「騒音規制法」 ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「横浜市環境管理計画」	—

表 6.16 騒音に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音	建設機械の稼働による影響が最大となる時期とします。*	地上で建設機械が稼働する(仮称)瀬谷駅、及び(仮称)上瀬谷駅周辺の住居等の分布状況を考慮した代表的な地点とします。予測位置は当該工事の敷地境界とし、高さは地上1.2mとします。	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年3月)に示されている予測手法に準じ、「ASJ CN-Model」により予測します。
	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音	工事用車両の走行による影響が最大となる時期とします。*	道路交通騒音の現地調査地点とします。(図6.4参照)	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成25年3月)に示されている予測手法に準じ、「ASJ RTN-Model」を用い、既存道路の現況の騒音レベルに工事用車両の影響を加味することで予測します。
供用時	列車の走行(地上)	列車の走行に伴う鉄道騒音	供用後、列車の運行が定常状態に達した時期とします。	列車の走行ルートとなる線路の敷地境界とし、住居等の分布状況等を考慮した上瀬谷小学校付近の地点とします。	類似の既設線の測定データを基にした音の伝搬理論に基づく予測式により、等価騒音レベル(L _{Aeq})を予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設機械の稼働	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した騒音の状況等を踏まえ、横浜市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、環境基準、法令等で定められている基準等から適切な内容を設定します。			
	工事用車両の走行				
供用時	列車の走行(地上)				

※ 本事業の予測時期(工事中:ピーク時期、供用後:本事業の供用時)において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 工事用車両の走行ルート
- 施工ヤード
- 調査地点（一般環境騒音）
- 調査地点（道路交通騒音、自動車断面交通量）

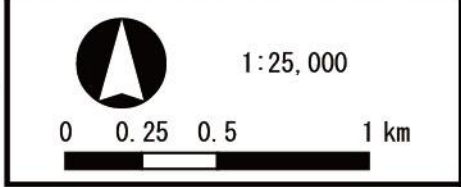


図 6.4 騒音現地調査地点

6.9 振動

振動に係る調査手法は表 6.17 に、予測・評価手法は表 6.18 に示すとおりです。

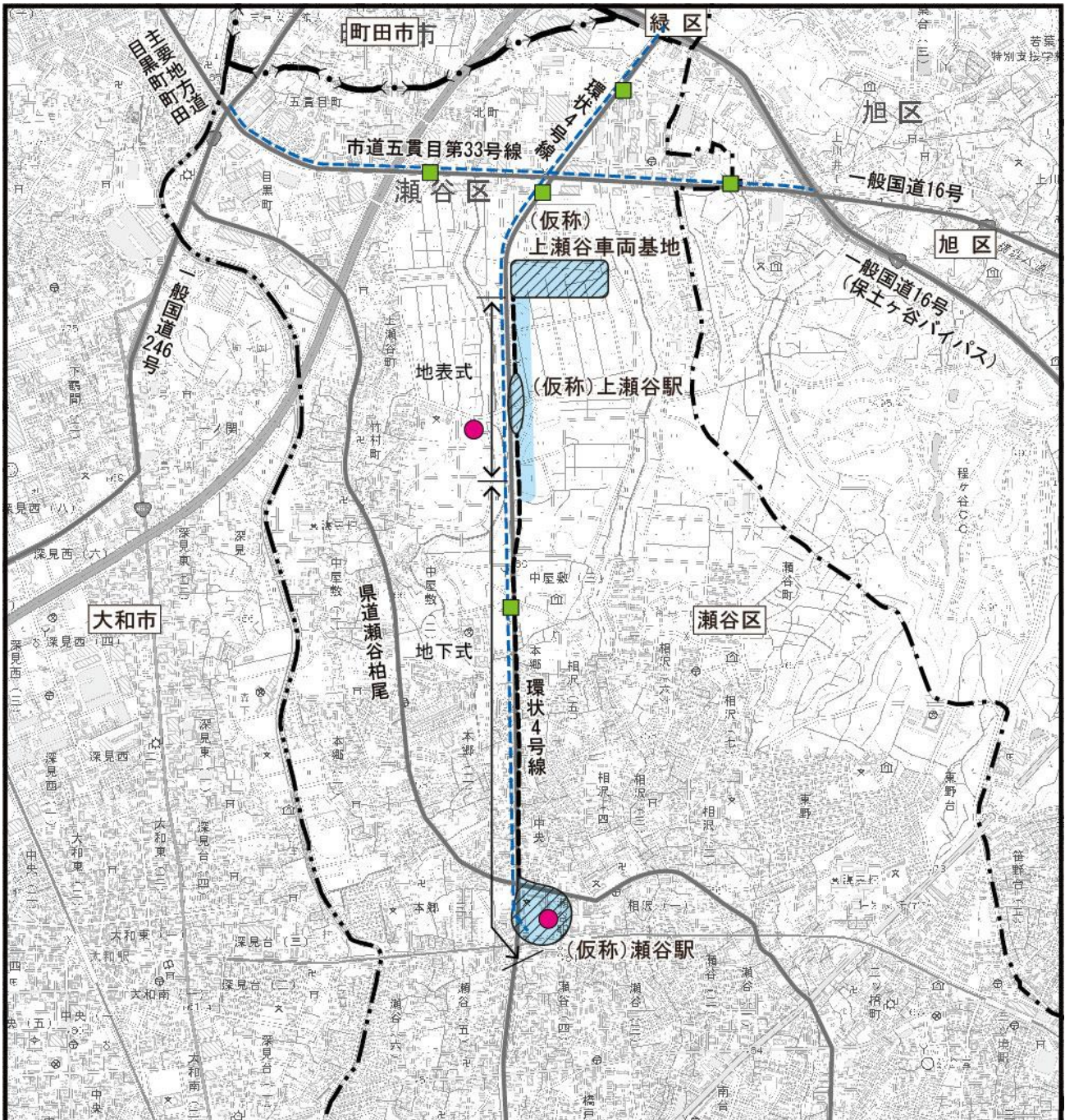
表 6.17 振動に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
振動の状況 ・一般環境振動	現地	「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に定める方法に準拠し、一般環境振動を現地調査により把握します。 ・平日(24時間)×1回	地上で建設機械が稼働する(仮称)瀬谷駅、及び(仮称)上瀬谷駅周辺の住居等の分布状況を考慮した代表的な地点とします。(図 6.5 参照)
振動の状況 ・道路交通振動	現地	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に定める方法に準拠し、道路交通振動を現地調査により把握します。 ・平日(24時間)×1回	工事用車両の主要運行ルートとなる道路の敷地境界とし、住居等の分布状況を考慮した地点とします。(図 6.5 参照)
地盤の状況 ・地盤卓越振動数	現地	「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月)に基づき、地盤卓越振動数を測定します。 ・大型車の単独走行 10 台	
地形、工作物の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
土地利用の状況	資料 現地	土地利用現況図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	
振動の主要な発生源の状況 ・主要発生源の状況 ・自動車交通量等の状況	資料 現地	既存資料の収集・整理及び現地踏査により調査します。	工事用車両の主要運行ルートとなる道路とします。(図 6.5 参照)
	現地	自動車断面交通量を調査します。 ・平日(24時間)×1回	
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理します。 ・「振動規制法」 ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「横浜市環境管理計画」	—

表 6.18 振動に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う振動	建設機械の稼働による影響が最大となる時期とします。*	地上で建設機械が稼働する（仮称）瀬谷駅、及び（仮称）上瀬谷駅周辺の住居等の分布状況を考慮した代表的な地点とします。	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年 3 月）に示されている予測手法に準じ、振動の伝搬理論に基づく予測式により予測します
	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う道路交通振動	工事用車両の走行による影響が最大となる時期とします。*	道路交通振動の現地調査地点とします。（図 6.5 参照）	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年 3 月）に示されている予測手法に準じ、「振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式」を用い、既存道路の現況の振動レベルに工事用車両の影響を加味することで予測します。
供用時	列車の走行（地上）	列車の走行に伴う鉄道振動	供用後、列車の運行が定常状態に達した時期とします。	列車の走行ルートとなる線路の敷境界とし、住居等の分布状況等を考慮した上瀬谷小学校付近及び瀬谷西高校付近の地点とします。	類似の既設線の測定データを基に鉄道振動レベルを予測します。
	列車の走行（地下）				
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設機械の稼働	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した振動の状況等を踏まえ、横浜市が定めた計画及び指針等の中で設定している目標等や、法令等で定められている基準等から適切な内容を設定します。			
	工事用車両の走行				
供用時	列車の走行（地上）				
	列車の走行（地下）				

※ 本事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：本事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 工事用車両の走行ルート
- 施工ヤード
- 調査地点 (一般環境振動)
- 調査地点 (道路交通振動、自動車断面交通量)

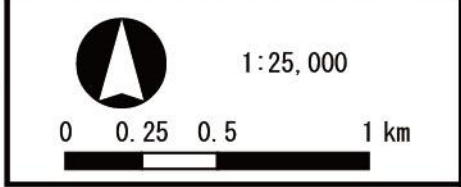


図 6.5 振動現地調査地点

6.10 地盤

地盤に係る調査手法は表 6.19 に、予測・評価手法は表 6.20 に示すとおりです。

表 6.19 地盤に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
地盤変状の状況	資料	対象事業実施区域周辺における地盤変状の状況を、既存資料の収集・整理により把握します。	対象事業実施区域周辺とします。
地質の状況	資料	対象事業実施区域周辺における地質等の状況を、ボーリング資料を含めた既存資料の収集・整理により把握します。	対象事業実施区域周辺とします。
	現地	ボーリングによる地質調査を実施します。	地下水位の現地調査地点と同一地点とします。 (図 6.2 参照)
地下水の状況	現地	「表 6.9」に示すとおりです。	「表 6.9」に示すとおりです。
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理します。 ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ・「横浜市環境管理計画」	—

表 6.20 地盤に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	工事の実施に伴う地盤の変化	工事による影響が最大となる時期とします。	対象事業実施区域周辺とします。	対象事業実施区域周辺の地盤の状況及び地下水の状況と施工計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測します。
供用時	軌道施設(地下式)の存在	軌道施設(地下式)の存在に伴う地盤の変化	地下構造物の完成後とします。		対象事業実施区域周辺の地盤の状況及び地下水の状況と事業計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した地盤の状況を踏まえ、地下水障害等の地下環境の状況に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定します。			
供用時	軌道施設(地下式)の存在				

6.11 安全（地下埋設物）

安全（地下埋設物）に係る調査手法は表 6.21 に、予測・評価手法は表 6.22 に示すとおりです。

表 6.21 安全（地下埋設物）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
地下埋設物の状況 ・対象事業実施区域と交差する地下埋設物の状況	資料	対象事業実施区域と交差する地下埋設物の状況を、事業計画の整理及び既存資料の収集・整理により把握します。	対象事業実施区域周辺とします。

表 6.22 安全（地下埋設物）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	工事の実施に伴う地下埋設物への影響	工事期間全体とします。	対象事業実施区域周辺とします。	対象事業実施区域と交差する地下埋設物の状況と施工計画を重ね合わせ、地下埋設物に係る安全を確保するための措置を整理することで、定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した地下埋設物の状況等を踏まえ、地下埋設物に係る安全が確保される水準等から適切な内容を設定します。			

6.12 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）

地域社会（交通混雑、歩行者の安全）に係る調査手法は表 6.23 に、予測・評価手法は表 6.24 に示すとおりです。

表 6.23 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
日常生活圏等の状況 ・公共施設等の位置 ・学区、通学路の状況 ・避難場所等の状況	資料	公共施設の位置、学区、通学路の状況及び避難場所等の状況を、区民生活マップ等の既存資料の収集・整理により把握します。	対象事業実施区域周辺とします。
地域交通の状況 ・主要な交通経路及び交通量の状況 ・主要交差点部における交通処理 ・交通安全対策の状況 ・交通事故の発生状況	資料 現地	地域交通の状況を、既存資料の収集・整理及び現地踏査により把握します。	
	現地	主要交差点部における時間別・車種別・方向別自動車交通量、渋滞の状況及び信号現示を現地調査により把握します。 ・平日（24時間）×1回	工事用車両の走行が予想される主要交差点とします。 （図 6.6 参照）
歩行者の状況 ・主要な通行経路、歩行者数、歩行空間の幅員等	現地	歩道部等の時間別・方向別歩行者・自転車交通量を現地調査により把握します。また、歩行空間の幅員等を現地踏査により把握します。 ・平日（24時間）×1回	工事用車両の走行が予想される主要交差点、施工ヤード周辺とします。 （図 6.6 参照）

表 6.24 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	工事用車両の走行台数が最大となる時期とします。*	現地調査地点と同一の地点とします。（図 6.6 参照）	交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。
		工事中の歩行者・自転車の安全		工事用車両の走行が予想される主要交差点・ルート及び施工ヤード周辺とします。	現状の交通安全施設及び歩行者・自転車の状況の整理と、本事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した地域社会の状況等を踏まえ、交通安全上支障がなく、著しい混雑が生じない水準等から適切な内容を設定します。		
		工事中の歩行者・自転車の安全	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。 環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した地域社会の状況等を踏まえ、歩行者・自転車の安全が保たれる水準等から適切な内容を設定します。		

※ 本事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：本事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 工事用車両の走行ルート
- 施工ヤード
- 調査地点（時間別・車種別・方向別自動車交通量、信号現示、渋滞の状況、道路現況、時間別・方向別歩行者・自転車交通量）
- 調査地点（時間別・方向別歩行者・自転車交通量）

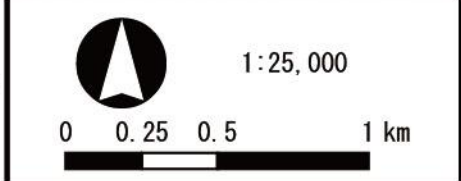


図 6.6 地域社会現地調査地点

6.13 景観

景観に係る調査手法は表 6.25 に、予測・評価手法は表 6.26 に示すとおりです。

表 6.25 景観に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
地域景観の特性	資料 現地	既存資料の収集・整理及び現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
主要な景観資源の状況	資料 現地	既存資料の収集・整理及び現地踏査により調査します。	対象事業実施区域及び周辺とします。
主要な眺望地点からの景観	現地	主要な眺望地点からの景観を、現地調査（写真撮影）により把握します。 ・各主要な眺望点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。	対象事業実施区域周辺で対象事業実施区域が容易に見渡せると考えられる場所、不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所等の代表的な候補地点とします。 (図 6.7 参照)
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理します。 ・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」 ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」 ・「横浜市景観計画」 ・「横浜市環境管理計画」 ・「横浜市景観ビジョン」	—

表 6.26 景観に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
供用時	軌道施設(地表式)の存在	軌道施設(地表式)の存在により変化する景観の状況	軌道施設が完成した時点とします。*	現地調査地点と同一の地点とします。(図 6.7 参照)	フォトモンタージュ作成により、景観の変化の程度を定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
供用時	軌道施設(地表式)の存在	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した景観の状況等を踏まえ、優れた景観を保全する水準、周辺景観の調和を著しく損なわない水準及び眺望を著しく阻害しない水準等から適切な内容を設定します。			

※ 本事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：本事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

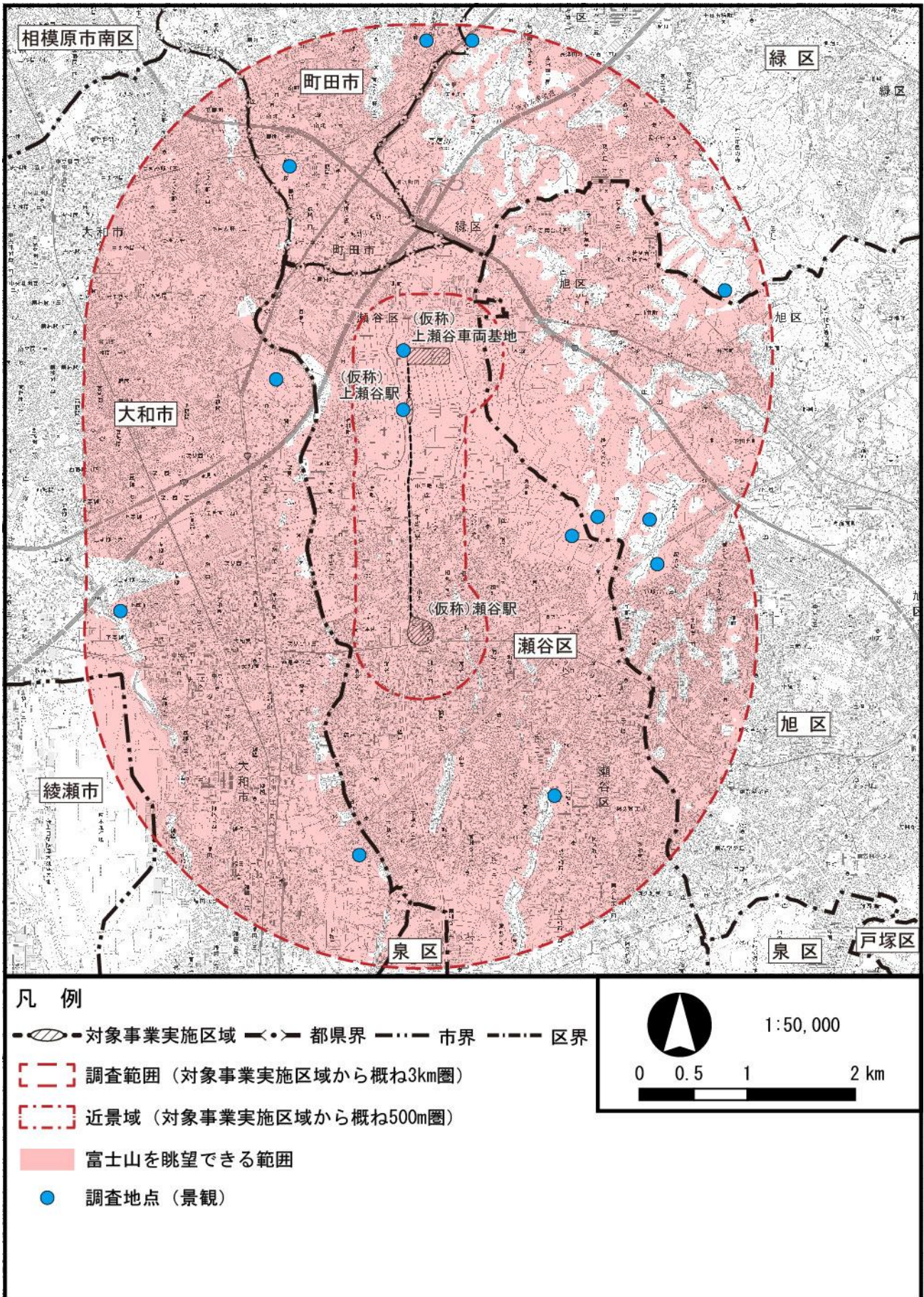


図 6.7 景観現地調査地点

6.14 触れ合い活動の場

触れ合い活動の場に係る調査手法は表 6.27 に、予測・評価手法は表 6.28 に示すとおりです。

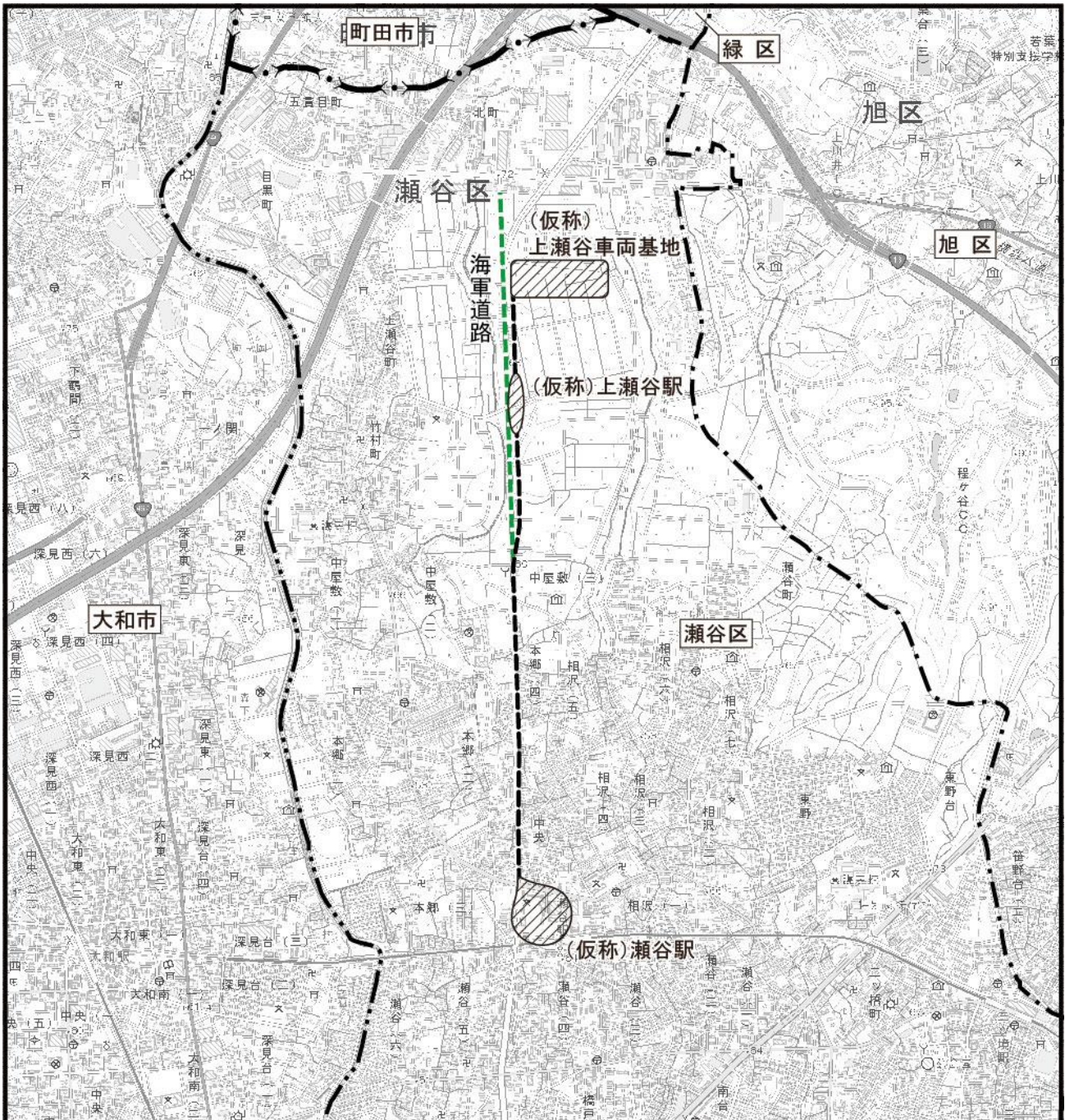
表 6.27 触れ合い活動の場に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況等	資料 現地	触れ合い活動の場を取り巻く自然環境の状況を既存資料の収集・整理及び現地踏査により調査します。 ・海軍道路：桜の花見時期、秋のイベント開催時	対象事業実施区域周辺とし、触れ合い活動の場としての機能に影響が及ぶおそれがある海軍道路（開催広場を含む）とします。 (図 6.8 参照)
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等			
触れ合い活動の場までの経路、交通手段			

表 6.28 触れ合い活動の場に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	工事用車両の走行、切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	工事の実施に伴う主要な触れ合い活動の場への影響	工事期間全体とします。*	現地調査の範囲と同一の地域とします。	調査で把握した主要な触れ合い活動の場の状況と施工計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測します。
供用時	軌道施設(地上式)の存在	軌道施設(地上式)の存在に伴う主要な触れ合い活動の場への影響	軌道施設(地表式)が完成した時点とします。		調査で把握した主要な触れ合い活動の場の状況と事業計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	工事用車両の走行、切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した触れ合い活動の場の状況等を踏まえ、触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定します。			
供用時	軌道施設(地上式)の存在				

※ 本事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：本事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



凡例

- 対象事業実施区域
- ◁・▷ 都県界
- 市界
- 区界
- 調査地域 (触れ合い活動の場)

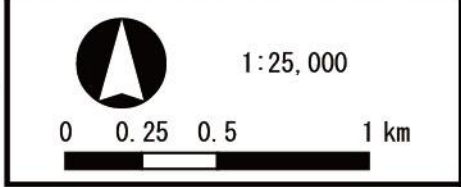


図 6.8 触れ合い活動の場現地調査地点

6.15 文化財等

文化財等に係る調査手法は表 6.29 に、予測・評価手法は表 6.30 に示すとおりです。

表 6.29 文化財等に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
埋蔵文化財包蔵地の状況 ・埋蔵文化財包蔵地の位置又は範囲 ・内容及び分布状況等	資料 現地	既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域周辺とします。
関係法令、計画等	資料	下記法令等の内容を整理します。 ・「文化財保護法」 ・「横浜市文化財保護条例」	—

表 6.30 文化財等に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	工事期間全体とします。	対象事業実施区域周辺とします。	埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画を重ね合わせ、改変の程度を定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定に当たっては、調査により判明した埋蔵文化財包蔵地の状況等を踏まえ、埋蔵文化財包蔵地に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定します。			

第7章 方法書対象地域

第7章 方法書対象地域

「横浜市環境影響評価条例」にある方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、動物、植物、生態系、騒音、振動、地下水の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から地表式区間約 200m圏、地下式区間約 500m圏にかかる町丁の全域としました。方法書対象地域は表 7.1 及び図 7.1 に示すとおりです。

表 7.1 方法書対象地域

区名	町丁名	周知地域
瀬谷区	瀬谷町	全域
	竹村町	全域
	中屋敷一丁目	全域
	中屋敷二丁目	全域
	中屋敷三丁目	全域
	本郷一丁目	全域
	本郷二丁目	全域
	本郷三丁目	全域
	本郷四丁目	全域
	相沢一丁目	全域
	相沢三丁目	全域
	相沢四丁目	全域
	相沢五丁目	全域
	相沢六丁目	全域
	中央	全域
	瀬谷二丁目	全域
	瀬谷三丁目	全域
	瀬谷四丁目	全域
	瀬谷五丁目	全域
	瀬谷六丁目	全域

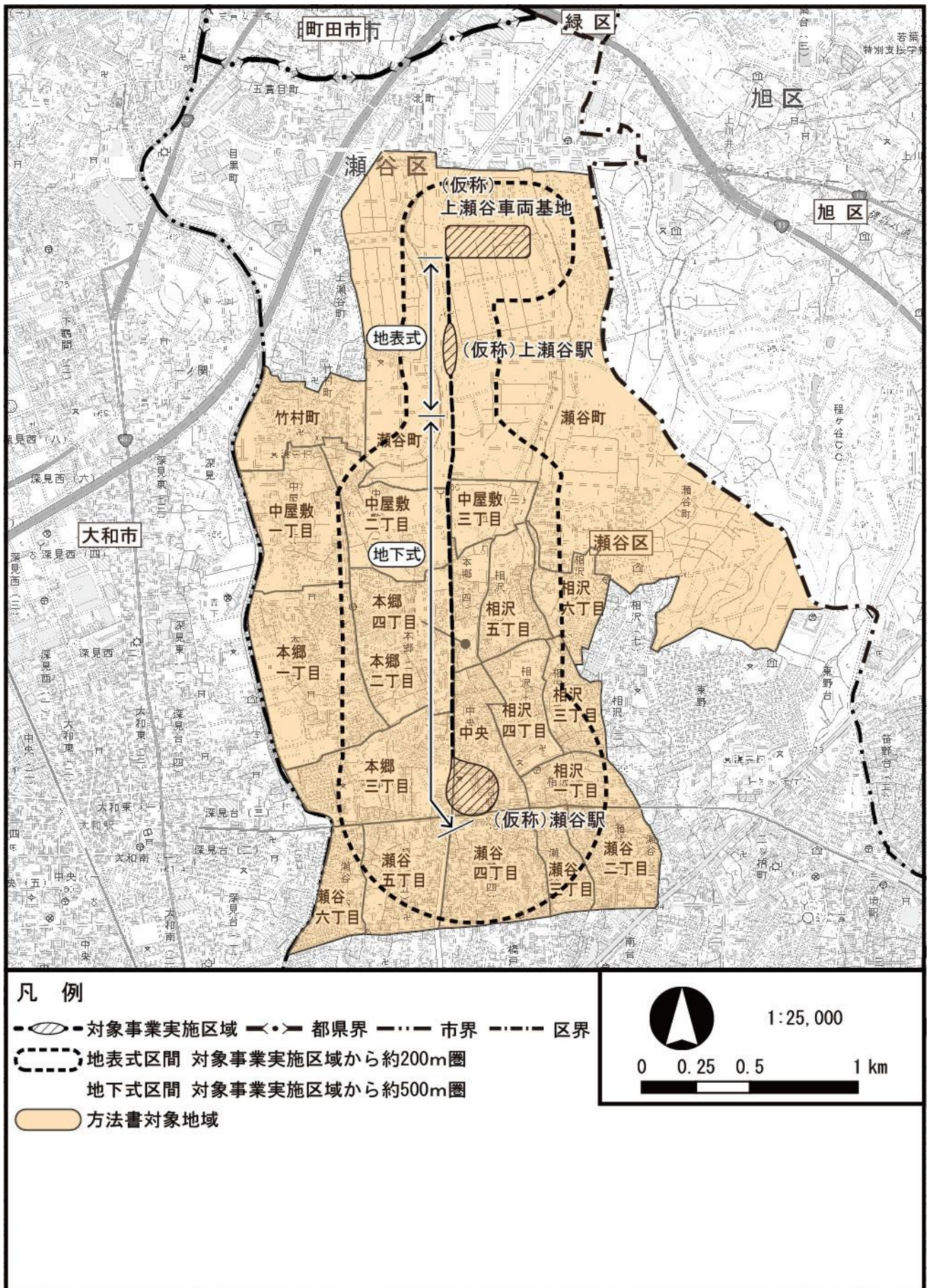


图 7.1 方法書対象地域